

2009(平成21)年度
自己点検・評価報告書

京都橘大学

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	15
第3章 大学・学部の教育内容・方法等	23
第4章 大学院・研究科の教育内容・方法等	67
第5章 学生の受け入れ	86
学部等における学生の受け入れ	86
大学院研究科における学生の受け入れ	100
第6章 学生生活	104
第7章 研究環境	121
第8章 社会貢献	133
第9章 教員組織	142
第10章 事務組織	153
第11章 施設・設備等	161
第12章 図書・電子媒体等	168
第13章 管理運営	178
第14章 財 務	189
第15章 自己点検・評価	201
第16章 情報公開・説明責任	211
終 章	213
自己点検・評価委員会／認証評価準備委員会 名簿	217

序 章

京都橘大学は、1902(明治 35)年に創設された「京都女子手芸学校」を起源として、1967(昭和 42)年京都市東山区(現・山科区)に、文学部のみの単科女子大学、橘女子大学として開学した。以後「自立した女性の育成」を教学理念として掲げ、幅広い教養と高度な専門知識を基盤に、近代市民社会を構成するにふさわしい自立した人格を備えた女性を世に輩出することを目指してきた。1988 年(昭和 63)年には教育の国際化のなかで日本の古都・京都の地に立地することを表し、教育改革を進めるために「京都橘女子大学」に改称した。

さらに 2005(平成 17)年には男女共学となり、「自立した女性の育成」という教学理念を継承・発展させて、「自立」「共生」「臨床の知」という新しい教学理念を定めた。その後、発展を続け、1967(昭和 42)年の発足当時には英文学科・国文学科・歴史学科の 3 学科のみで構成されていたが、2008(平成 20)年には 3 学部・8 学科、大学院 3 研究科 4 専攻で構成される男女共学の総合大学となっている。

新たな教学理念である「自立」「共生」「臨床の知」は、変化を遂げる今日の社会にあって、男女共同参画社会の実現、さらに民族・宗教・文化などの違いを超えた社会の実現を今日的・世界的な課題と捉え、従来の「自立した女性の育成」という教学理念を継承・発展させたものである。本学が培ってきた女性史・女性文化をはじめとする教育・研究の資産を、新しい教学理念のなかで活かし、新しい男女共学の教育像を追求している。さらに学問の成果を閉ざされた世界ではなく社会とのつながりのなかで問い直し再構築するため、社会と人々の幸福に貢献できる“実践的な”学問の追究と人材の養成をめざすという意味を「臨床の知」という教学理念に込めている。

本学は、この教学理念を実現するため、教育・研究・学生サービス等、大学運営のあらゆる面において努力し、自己点検・評価、および改善に努めてきた。

1991(平成 3)年度に大学設置基準が改定され、自己点検・評価の実施が努力義務とされたことに伴い、本学では、1992(平成 4)年度に自己点検・評価委員会を設置した。委員会では、自己点検・評価の基本姿勢と方針の確立および点検・評価項目の策定などの準備を行い、1993(平成 5)年度には「自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会を点検・評価の実行機関に位置づけた。

1993(平成 5)年度以降、教育分野においては、教育指導や授業方法の改善を大学全体として推進させるべく、定期的なカリキュラムの改定・見直し作業、シラバス作成とその充実、授業アンケートにもとづく学生および教員自身による授業評価等の取り組みを実現してきた。学生サービス面では、全学的に『学生実態調査』を実施し、その調査結果を分析することにより学生の生活実態を総合的に把握するとともに、それをサービス改善の基礎資料としてきた。

これらの取り組みを『京都橘女子大学の現状と課題 1995 年度』(1996(平成 8)年度刊行)にまとめ、財団法人大学基準協会の加盟審査を受け、維持会員となった。

さらに 1998(平成 10)年度には各分野におけるその後の日常的な点検・評価を継続・発展させた形で『京都橘女子大学の現状と課題 1994 年～1998 年』を刊行した。

また、研究分野においては、教員各人の研究動向を把握できるよう個人研究業績に関するデータベース化を図り、大学としての研究政策の再検討や研究成果の地域社会への還元状況等について総括し、また本学ならではの特色ある研究の蓄積を展望すべく、1993(平成 5)年度には『学術年鑑(1988～1992 年)』を、1997(平成 9)年には『学術年鑑(1992～1996 年)』を発刊した。2002(平成 14)年度より全教

員の経歴・研究および社会活動に関する業績を掲載した『研究者総覧』を毎年刊行している。

2000(平成12)年3月には、毎年度の点検・評価の蓄積を基に「点検・評価報告書」をまとめ、2001(平成11)年3月には財団法人大学基準協会による相互評価を受け、「大学基準適合」と認定された。

2004(平成16)年度の学校教育法改正に伴い、認証評価機関による第三者評価が全大学に義務付けられたことを受けて、本学でも自己点検・評価を行う組織の再編・整備を検討した。2005(平成17)年度には、自己点検・評価委員会により学部について自己点検・評価を行い、『京都橘大学の現状と課題』を刊行し、行政機関や教育機関に送付した。

本委員会では、1995(平成7)年度以降、3～5年ごとに総合的な自己点検・評価を行い、現状と課題を報告書にまとめている。また、教育分野での『授業アンケートまとめ』『授業改善集』、研究分野での『研究者総覧』の刊行、管理運営分野での各部署の「まとめと課題」を毎年度実施し、恒常的な点検・評価活動を行うシステムを確立している。

また、自己点検・評価委員会の活動と併行して、2年ごとに全学生を対象とした「在学意識調査」を実施している。これは従来4年に一度行っていた「学生実態調査」を2004(平成16)年度より「在学意識調査」として再編し、2年ごとに行う悉皆調査である。この調査では授業、学生サービス、入学制度、施設・設備など学生をとりまくさまざまなテーマについて調査し、結果のまとめを各学部・学科、部署で検討し、問題を発見し、改善に結びつけている。改善方策についてはホームページでも公表している。

今回、財団法人大学基準協会による認証評価を申請するにあたり、2008(平成20)年度からは自己点検・評価委員会のもとに認証評価準備委員会を設置した。認証評価準備委員会は、学部・学科、研究科、事務局から学長が横断的に委員を任命し、2009(平成21)年度の申請へ向けて、全学的に点検・評価を行う組織である。この委員会では、副学長が責任者となり、各学部・学科、各部署の委員が現状を分析し、点検・評価を行い、改善方策を検討した。各学部・学科、各部署でまとめられた文書を副学長がさらに総括・修正等を行い、「自己点検・評価報告書」を完成させた。「自己点検・評価報告書」は自己点検・評価委員会での審議・承認、大学評議会での審議・承認、学部教授会での審議を経て今回申請の運びとなった。

本学は2005(平成17)年度の男女共学化、学部・学科増設以降、2007(平成19)年度には文学部に児童教育学科を設置し、2008(平成20)年度には文化政策学部を現代ビジネス学部に変更するとともに、文化政策学科を都市環境デザイン学科に改組し、大学院看護学研究科を設置するなど、めまぐるしく大学改革を行っている。

学校教育法では、「大学はその教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するもの」と定められている。本学はさまざまな改革を行う一方で、教学理念・目的に基づいた教育研究事業の計画、実行、点検、改善というサイクルを重視してきた。本学が今回、大学基準協会の大学評価を受けることは、社会に対して大学の質を保証するとともに、評価後の改善報告書の提出とその検討というフォローアップを通じて、大学の改善を継続的に行うことに資すると考えている。

第1章 理念・目的

1. 理念・目的等

(1) 大学の理念・目的等

[現状説明]

京都橘大学の前身である「京都女子手芸学校」は、1902(明治35)年、女性に生活の糧となる技能を教授すべく設立された。時を経て1967(昭和42)年に開学した「橘女子大学」(1988(昭和63)年に「京都橘女子大学」に改称)では、この伝統を踏まえて「自立した女性の育成」を教学理念として掲げてきた。この場合の「自立」とは、技能による経済的自立のみならず、高等教育で身につけた幅広い教養と高度な専門知識を基盤に、近代市民社会を構成するにふさわしい、自立した人格を備えた女性を世に輩出することを意味していた。

当時からつづく学則第1章・第1条には、大学の目的として、「教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操の豊かな、健康にして社会に有為な人材を育成する」と謳われている。「自立した女性」とは、教育基本法第7条に規定する「高い教養と専門的能力」に裏打ちされて、男性とともに近代市民社会の一員となる女性のことである。

その後2005(平成17)年に共学化するにあたっては、これを継承・発展させて、「自立」「共生」「臨床の知」を新しい教学理念とした。

ここでいう「自立」とは、「高い教養と専門的能力」のみならず、グローバリゼーションと技術革新の時代にふさわしい現代的技能を前提に、男女を問わず、それぞれが独りよがりでない主体的な意見をもち、それにもとづいて責任ある判断を下すことである。「共生」とは、その意見と判断を他者に向けて発信すると同時に、他者の意見・判断を偏見なく理解し、これと交流して、意義ある人間関係を互いに結ぶことである。こうした人間関係こそが、近代市民社会発展の基盤だからである。「臨床の知」とは、社会と人々の幸福に貢献できる“実践的な”学問の追究とそのことを通じて人材を育成することを意味している。臨地での学修や国際体験など、現場とたえず会うことによって、学内での教育と研究が、ときにはその成果が検証され、またときには弱点が明らかにされてその改善を期すなど、けっして社会から乖離することなく、むしろ社会との緊張関係において日々試され、向上することを意味している。

本学の教学理念を周知すべく、受験生や学資負担者に対しては、大学案内パンフレットやホームページに掲載している。卒業生やその他のステークホルダーに対してはホームページで周知している。学生に対しては「学生生活の手引き」に掲載するとともに、各学部のカリキュラムに反映し、教育研究やその他の諸活動に活かすよう心がけている。

とくに「自立」「共生」についてはキャリア教育や女性歴史文化研究所のプログラムなどで具体的にその内実化を図っている。「臨床の知」については、各学科のカリキュラムに臨地実習やインターンシップ、海外留学などを導入し、社会との関係の中で実践的な学問の追究を行っている。

[点検・評価]

前述した学則第1章・第1条は、教育基本法第7条の「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に対応し、法の定める大学の社会的役割を本学なりの言葉で明示したものである。また、教学理念である「自立」と「共生」は、異なる性別間はもとより、異世代間、異文化間のギャップを克服して、ともに生きることを意味している。これこそ、さまざまなレベルでグローバリゼーションが進行する現代世界にあつて、欠くことのできない資質であり、そうした資質を育てることは、今日の高等教育機関に課せられた最大の課題のひとつであるといえよう。さらに「臨床の知」は、大学の教育と研究に関して不断に説明責任が求められる社会にあつて、この社会と建設的な緊張関係を維持することを意味している。2005(平成17)年にこれを新たな理念としたことは、法の定める大学の役割を果たすとともに、今日の社会に的確に対応したものと考えられる。

教学理念の周知について、ホームページや大学案内パンフレット、学生生活の手引きなどで広報しており、その概要の周知はできているといえる。他大学で行われているような教養教育の中で教学理念に関する科目を特別に設置することなどは行っていないが、カリキュラムの中で教学理念を実現する努力をしている。

[改善方策]

前項で示したとおり、本学の教学理念・目的は現在のところ、法の定める大学の役割に合致し、社会および時代の要請に答えていると考えられる。ただし、これに安住することなく、とくに社会と時代の要請にたえず眼を配り、その変化に機敏に対応する気構えを忘れないことが求められている。

教学理念の周知については、広報上の努力は行っているが、内実化についてはカリキュラム等での一層の工夫を行うことを検討する。

(2) 学部の理念・目的等

1) 文学部

[現状説明]

京都橘大学は1967(昭和42)年、文学部だけの単科女子大学として発足した。発足当初は英文学科・国文学科・歴史学科の3学科で入学定員は100人であった。その後、1972(昭和47)年に英文学科を英語英文学科に名称変更した。1997(平成9)年には文化財学科を新設、2000(平成12)年には、より実践的な教育課程への変更に伴い、英語英文学科を英語コミュニケーション学科に、国文学科を日本語日本文学科に名称変更した。2005(平成17)年に男女共学となり、2007(平成19)年に児童教育学科を新設、2008(平成20)年度における文学部の以上5学科の入学定員は340人となっている。

文学部の理念・教育目標としては、女子大学としての創立以来、「高度な専門性と幅広い教養、そして実践力を持った『自立した女性』の育成」を大学＝文学部の理念・目標として掲げ、その中で国際化 International・情報化 Information・学際化 Interdisciplinary の「3つのI」を特徴としたカリキュラム編成を行ってきた。

2005(平成17)年に共学化した際、大学の理念・目標は、「自立・共生・臨床の知」として定式化さ

れることになった。すなわち、第一に、女子大学以来の「自立した女性」あるいは「女性の自立」という理念は、日本社会の中ではすぐれて実践的な社会的課題でもあったが、ここでの「自立」「共生」は、性差の問題のみならず、社会的弱者への共感、あるいは民族や文化の差異を超えてさまざまな人々と共生しうる自立した人格の育成をめざすものとして、現代社会の時代的要請に応え、それを発展させた理念・教育目標である。

第二に、「臨床の知」はそうした人材育成のための教育方法の理念を示すものである。とくに文学部の学問は観念的ないし高踏的なものとみなされがちであるが、学問を机上の学問としてではなく、「高度な専門性と幅広い教養、そして実践力」を持つものとして、これまでも「女性の自立」という、すぐれて実践的、現在的な課題を担うものとして位置づけられてきた。しかもそれは、単に女性の職業能力を養成するという実用性のみを指すのではなく、現代の複雑な社会構造の中で多様な価値観を持つさまざまな人びとと共生しつつ、自立して生きていく自らの位置を、歴史や文化・社会の中で捉え返すだけの深い理解に裏付けられた実践性・実践力でなければならない。「臨床の知」とは、本来的に「女性の自立」を掲げてきた本学文学部の学問(知)の実践的性格を示すものであり、また実践的な人材育成の方法理念を示すものである。

以上のような理念は、大学行事やさまざまな機会に、大学の内外で理解を深め、周知させる機会が持たれている。また、教員集団の中での認識の深化と、それを学生の教育課程に具体化していく教育実践の中で現実化するよう努力している。また、より理念的な形では、1992(平成4)年に創立された女性歴史文化研究所が、「女性の自立」や「共生」といった問題を、現代社会との関わりで、また深く歴史的な視野を持って検討する研究機関として、文学部教員を中心に他学部と連携しながら活動している。

以上のような文学部の教育理念は、基本的には十分な現代性と女子大学から発展してきた本学らしい個性を持つものとして実践されてきている。とくに、女性歴史文化研究所は、16年目を迎え、学部の教育研究と連携し、さまざまなシンポジウムの開催、研究紀要や広報誌『クロノス』の発行などを実施している。2007(平成19)年度には朝日新聞社との共同で朝日大学パートナーズシンポジウムを開催するなど、社会的にも評価される活動を行ってきた。これらの活動は、本学が長年にわたり文学部単科の女子大学として追求してきた「女性の自立」「共生」という教学理念を学内外に知らしめる役割も果たしている。

この教学理念のもとで各学科の専門的知識と市民的教養を身につけた、社会で活躍する人材を育成することが文学部の教育目標である。

また、この教育目標を具体化するために、教育内容では以下のような特色ある取り組みを行っている。

- ①英語コミュニケーション学科では1990(平成2)年度から留学プログラムを一新し、SAP=全員の半年間留学を必修化し、それを軸に4年間のカリキュラムを組み立てている。
- ②日本語日本文学科では、全日本高校・大学生書道展で6年連続団体最優秀校を果たすとともに、日本語教員養成課程での台湾・淡江大学などとの交換留学を実施している。
- ③歴史学科では、通常の日本史・世界史コースとは別に、現実的な課題意識をも喚起しつつ行われる女性史研究コースを設置している。
- ④文化財学科では考古学発掘や古文書整理など現物を扱う多様な文化財実習、および京都国立博物

館と提携した解説ボランティア実習など、さまざまな形で、実践的な学習形態を取り入れている。

⑤2007(平成19)年度には児童教育学科を設置し、多様な学校ボランティア活動や保育・教育実習を
実践している。

その詳細は、個々の学科の教育内容で述べられるが、文学部の学問を机上の学問にとどめず、「臨床の知」という実践的な形で具体化するさまざまな試みを開拓してきたといえる。

[点検・評価]

ここ数年、入学生の学力の多様化状況に伴って、これまでの教育内容のままでは十分な教育成果をあげられない事例も出てきている。より工夫した教育内容への改善が、教育理念の具体化のためには必要になってきている。

[改善方策]

隔年で行っている「在学意識調査」によれば、本学文学部への入学者は、受験にあたって、単に受験難易度だけではなく、歴史や文化財、書道、英語の全員留学、児童教育など、学科や専攻の内容、教員スタッフなどを明確に意識して志望してきている者が非常に多い。もちろん近年の一般的な学力の多様化は全国的な動向の一環でもあるが、本学文学部におけるこのような専攻志望の明確さは、われわれの依って立つ重要な基盤である。この点が維持・確保されている限り、上記の理念・教育目標は、なお十分な妥当性を持つと考える。今後においても、学生たちの専門教育への期待に依拠しつつ、初年次教育を再構築し、専門教育を通じて全体的な学力と社会的に必要とされる能力のより一層の向上を図るべく、現在、各学科で検討を重ねている。

教学理念の周知については、授業内容や方法での具体化や女性歴史文化研究所と連携した取り組みで今後も実現に努めていく。

2) 現代ビジネス学部

[現状説明]

2008(平成20)年4月に開設した現代ビジネス学部では、前身である文化政策学部の教育研究の蓄積に基づき、文化・芸術・デザイン・伝統などの価値を重視し、ビジネスに関する最新の知識や情報および技術を使って、それらを積極的に暮らしやビジネスの中に活かすためのさまざまな教育研究を展開し、社会で活躍する人材を育成することを教学理念としている。すなわち、現代社会が抱えるさまざまな課題解決のために経営学、経済学、社会学、政策学、芸術学、建築学など学際的な視点から臨床的な解決手法とキャリア形成に通じる実践的な知識・技能を身につける教育を行っている。本学部の名称である「現代ビジネス」は教育研究の対象とする領域を〈営利組織〉だけではなく〈非営利組織〉も含むものと捉え、私企業でのビジネスだけでなく、コミュニティ・ビジネス、公共ビジネス、都市ビジネスについても教育研究の対象としている。

現代ビジネス学部は、都市環境デザイン学科と現代マネジメント学科で構成している。

都市環境デザイン学科は、2001(平成13)年に開設した文化政策学部文化政策学科を基盤にして、都市計画や建築分野を充実させ、カリキュラム再編とともに2008(平成20)年4月に改組した。2008(平成20)年度入学生よりこの学科の所属となり、2007(平成19)年度以前の入学生は文化政策学科に所属

している。文化政策学科では、公共政策における文化の位置付けや、それに対応した経済や経営における文化的要素の重視、資源開発における文化の役割の高まりなどに注目し、文化政策を公共政策、経済・経営、文化開発の三側面から、総合的に研究教育を行ってきた。また、文化のまち京都にふさわしい研究教育機関として、文化政策研究センターを機軸とした産・学・公の協力による研究を推進し、学術情報の発信と教学内容の豊富化を図ってきた。カリキュラムは「観光・まちづくり」「アーツマネジメント」「建築・インテリア」「文化経済・文化政策」の分野を学修モデルとするコースを編成してきたが、2008(平成20)年度の改組では「建築・インテリア」「観光・都市デザイン」「文化プロデュース」のコースに再編した。都市環境デザイン学科では、文化政策学科の教育研究の蓄積に立脚しながらも、変化する現代社会における都市環境を空間的・経済的・文化的視点から総合的に研究し、人々の生活を豊かにするために必要となる建築・インテリア、観光・ツーリズム、芸術文化施設運営に関する知識とスキルを学び、社会で活躍する人材を育成することを教育目標にしている。

現代マネジメント学科は、男女共学化を実施した2005(平成17)年度に開設した。この学科では、企業や非営利組織を中心としたマネジメントを対象とする「現代マネジメントコース」と、近年人材養成の社会的要請が高いリスクマネジメントや救急救命マネジメントを対象とする「救急救命コース」(2008(平成20)年度より設置)の2コースを置いている。

現代マネジメントコースでは学修分野として3つの分野を設定している。経営戦略、会計学、マーケティングなどの知識とスキルを総合的に学ぶビジネスマネジメント分野、医療や福祉、保育といった対人サービスにおける組織運営のノウハウを学ぶ医療マネジメント分野、マスコミや出版、広告などメディアにおける編集や運営、博物館や美術館などの運営や空間プロデュースに必要な知識とノウハウを学ぶメディアマネジメント分野である。

救急救命コースでは救急救命士養成課程を置き、救急救命士に必要な知識や技能を学ぶとともに、危機管理や救急医療に関する判断力やシミュレーションおよび問題解決などのマネジメント能力を養成している。

現代ビジネス学部では、それぞれの学科の学問領域で専門的知識を学修し、現代社会で活躍する力を養うことを教育目標にしているが、大学の教学理念の「臨床の知」を内実化するフィールドワーク、体験学習を重視する教学システムを導入している。これは2001(平成13)年度に文化政策学部を発足させて以来、本学部が一貫して追求してきたものである。たとえば、現代マネジメント学科では、学生がマーケティング・リサーチや社会調査、フィールドワーク技法、統計処理など複数の調査方法を身につけ、その学習プロセスを通じて、問題発見、情報の収集・分析、解決策の発見と検証の能力を養い、政策立案能力、起業企画力などを習得できるような教育を行っている。同様に、都市環境デザイン学科では、建物、芸術、舞台、文化イベントなどの見学や鑑賞、企画運営を行うプログラムを用意し、それに対する参加者の評価・コメント・レポートなどをまじえつつ、さまざまな研究課題に取り組むように工夫している。2005(平成17)年度から2007(平成19)年度にかけて実施された現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)「『臨地まちづくり』による地域活性化の取組」は、学部全体の取り組みとして展開された。

本学では、その理念・目的・教育目標等を周知させるために、受験生を含む社会一般の人々に対して、「大学案内」とは別に、「現代ビジネス学部」とその2学科の学びの内容を紹介するパンフレットを作成し配布している。

また、毎年夏期を中心に開催しているオープンキャンパスでは、学科・コースの教学内容を表現する模擬授業やワークショップなどを実施し、本学部に対する理解を深められるようにしている。

学部の学生に対しては、入学時のオリエンテーションで学部の教学内容とカリキュラムに対する詳しい説明をするとともに、3回生の専門演習(ゼミ)選択時に至る間に、学びのコースと進路、および受講科目の選択に関するガイダンスを繰り返し実施している。また、2004(平成16)年度第1期卒業生分から毎年、卒業論文集『文化政策の世界』を発行し、一人ひとりの個人研究などの学修に資するよう学部生全員に配布している。

文化政策研究センターのニューズレター(学部の全学生にも配布)などの刊行物を通じて、現代ビジネス学部のマネジメント研究や都市環境デザイン研究の現状を紹介し、学生の関心と意欲を引き出ししている。

[点検・評価]

2001(平成13)年に西日本初の文化政策学部を開設して以来、社会の変化を先取りする形で学部・学科の改組・改革を実施してきた。これらの改組・改革は社会をとりまく環境の変化やそれに伴う人材養成の必要性に対応したものである。

たとえば文化政策、文化行政の分野でも文化芸術基本法をはじめ、景観緑三法、観光立国推進基本法の設置や、公共施設の指定管理者制度も発足し、地域の文化資源に注目した「地域再生事業」が進められている。一方、人材の育成については、文化審議会でもアートマネジメントの専門家の養成が課題となり、建築士法改正では建築士の資質や倫理観、高度な専門能力が求められるようになった。営利組織である企業でもメセナ活動やCSR(企業の社会的責任)が重視されるなど営利・非営利を問わず、社会の変化の中でさまざまな組織をマネジメントしたり、デザインする力が求められている。文化政策学部開設から現在までの改組・改革はそのような社会的な要請に的確に応えるものとして評価できる。

学部・学科の組織改編に伴い、文化政策学部設立当初の教学理念・目的は継承され、また発展してきている。すなわち、文化政策、文化経済、文化開発を機軸とする教育研究とそれに伴う文化に関わる人材養成という当初の教学理念・目的を基本的に継承しながら、文化・芸術・デザイン・伝統などの価値を重視し、ビジネスに関する最新の知識や情報および技術を使って、それらを積極的に暮らしやビジネスの中に活かすためのさまざまな教育研究を展開し、社会で活躍できる人材の育成へと発展させてきたことである。この意味で、本学の改組・改革は、文化政策学部で培った教育研究の実績をもとに、社会の変化に対応して、教育研究対象の領域を拡大し、社会で求められる人材育成を重視した教学理念・目的へ発展させたものとして、一貫性・連続性がある。

また、大学の教学理念のひとつ「臨床の知」の教育実践として、フィールドワークやインターンシップなどを早くから導入し、他学部の先例となったことも大学の改革を牽引してきたものとして評価できる。

さらに教学理念・目的の周知についていえば、「現代ビジネス学部」とその2学科を紹介するパンフレットを特別に作成し配布していることは受験生の志望動機を明確にするうえでも効果があった。学部の学生に対しては、入学時のオリエンテーションや専門演習(ゼミ)選択時に至る間に、進路選択と併せてガイダンスを実施していることも丁寧な対応であると評価している。

ただし、学科・コースが多様になっているため、受験生にはより具体的な進路の将来像と併せて教学理念・目的を示すほうが理解を促進すると思われる。

[改善方策]

教学理念・目的を実現するためには、社会構造の変化、社会が求める人材像の変化の中で、幅広い知識・技能あるいは現場経験を備えた人材養成を行い、企業、公共施設、学校、病院など社会との結びつきをいっそう強めなければならない。そのために、企業や医療施設などとのさまざまな提携講座やインターンシップを教務部や学術連携推進室で準備している。

また、教学理念・目的の周知については、パンフレットなどでより具体的な進路の将来像を提示する工夫を行う。

3) 看護学部

[現状説明]

看護学部は、2002(平成14)年の学園創立100周年、大学開学35周年を記念しての各種行事および改革の一環として2005(平成17)年度に開設された学部である。この年に大学開学以来の教学理念である「自立した女性の育成」を発展的に継承した「自立」「共生」「臨床の知」という新たに掲げられた教学理念のもとに、看護学部の教育理念を次のように掲げている。

(教育理念)

生命に対して深い畏敬の念を抱き、一般社会人としての豊かな人間性と良識をもち、国際的な視野をもって看護実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を養成する。

この教育理念のもとに教育を行い、卒業生の特性を、「人々の健康に関するニーズに対応できる専門知識・技術・倫理・道徳的態度を持ち、社会的問題に関心を持ち続け、自己研鑽できる看護の専門家であること」とし、教育目標を次のように定めている。

(教育目標)

1. 生命の尊厳を学び、人間を総合的に理解する能力を養う。
2. コミュニケーション能力の涵養と向上を図る。
3. 論理的思考能力を育成し、状況に合わせた問題解決能力を育成する。
4. 基本的実践能力(専門的知識・技能・態度)を習得する。
5. 地域の特性を理解し、保健・医療・福祉に貢献できる実践能力を養う。
6. 国際的な医療・看護の場で活躍できる能力を育成する。

以上の教育理念・教育目標については、大学案内・履修の手引き・ホームページに掲載公開し、入学時オリエンテーションなど機会あるごとに学生への周知に努めている。また、入学時に父母の会等の機会を用いて保護者にも周知徹底するよう努めている。

[点検・評価]

大学の教学理念を意識したカリキュラム編成を行い、さらに教育目標にまで具体化していることは

評価できる。とくに教育目標については回生ごとのレベルを設定し、カリキュラム・教育内容・方法に生かしている。また、教育理念・教育目標に沿った教育内容・方法について、FDを通して常に教員が検討を重ねていることは、教員の教育活動にも十分に反映され有効である。一方で4年間の活動を通して、改善すべき点も次第に明らかになったところもあり、委員会等での検討が課題である。

教育理念・教育目標の周知について、受験生・学生に対してはキャンパス見学会や授業を通して浸透していると思われる。しかし、学生保護者への周知度については、調査の経験もなく浸透については不明である。

[改善方策]

4年間の活動を通して、改善すべき点はカリキュラム改定委員会等で検討している。その際にも教学理念を重視して改革を行う予定である。教育方法の改善については、現在FD活動で鋭意検討を重ねているところである。

まだ卒業生を輩出しておらず、社会において、どのような評価を受けているかのデータがないため、今後の点検に向けてデータ収集の方策を検討しなければならない。

教育理念・教育目標の学生への周知度については、新たなカリキュラムでも教育理念・教育目的を明確にし、周知方法の改善につなげていくことが課題である。

(3) 大学院研究科の理念・目的等

1) 文学研究科

[現状説明]

文学研究科は、1994(平成6)年に歴史学専攻修士課程の設置によって発足した。その際の設定趣旨を記した文書によれば、その目的は、「高度な研究能力を持つ研究者、高度専門職業人(高等学校・中学校教員、学芸員、図書館司書等)及び高度の教養を身につけた社会人を養成すること」(認可申請書より)にあった。当時本学は女子大学であり、「自立した女性の育成」を教学理念に掲げていたが、大学院の設置は、この延長上にあつて、研究者、高度専門職業人、高度な教養を身につけた社会人としての女性の自立を促すことにあつた。また、教学の特色として、それまでの学部の伝統を踏まえた「女性史の研究」と、地の利を生かした「京都の歴史・文化」の研究を重点としていた。

その後、1996(平成8)年に文学文化専攻修士課程を、さらに1998(平成10)年に歴史学専攻博士後期課程を設置し、2002(平成14)年には学部の拡充などに伴って歴史学専攻を歴史学・文化財学専攻に、文学文化専攻を言語文化専攻に名称変更するとともに、学部在先立って大学院のみ男女共学となった。そして2005(平成17)年には、大学そのものが共学となり、新たな教学理念として「自立」「共生」「臨床の知」を掲げることとなった。

しかしながら、文学研究科の理念と目的そのものは基本的に変化していない。すなわち、本研究科に学ぶ研究生が、その性別を問わず、研究者、高度専門職業人、高度な教養を身につけた社会人として「自立」するとともに、性別だけでなくさまざまなレベルで他者と「共生」しうる人格を形成することを目的としている。また、「京都の歴史・文化の研究」を特色のひとつとしていることは、「臨床の知」を大学院レベルの教育研究で実現することにつながるものである。

教学理念の周知に関しては、『京都橘大学大学院案内』にもとづき、大学院入試(I期およびII期)

の時期にあわせて、研究科のガイダンスを開催している。大学院案内の内容はホームページにも掲載している。

[点検・評価]

大学の理念・目的の項で述べたように、現在の教学理念・目的は、「法の定める大学の役割を果たすとともに、今日の社会に的確に対応したもの」である。この新しい理念目的のもとにあって、「高度な研究能力を持つ研究者、高度専門職業人(高等学校、・中学校教員、学芸員、図書館司書等)及び高度の教養を身につけた社会人を養成すること」も同様に、今日の社会の要請に応えるものと考えられる。とくに、本学が大学院大学ではなく、学部教育を基礎として大学院を設置していることを考慮すれば、研究者養成のみならず、高度専門職業人を育成し、より高度な教養を求める社会人の要請に応えることは、“身の丈にあった”理念と目的であり、社会の要請に応えることだと考えられる。

[改善方策]

したがって、現在のところとくに改善・変更の必要を認めない。ただし、社会が高等教育に求めるものが加速度的に高度化している今日、その動きにたえず眼を配ることを怠ってはならない。

2) 文化政策学研究科

[現状説明]

本研究科は、文化政策学部開設3年目にあたる2003(平成15)年4月に、文化政策学研究科文化政策学専攻として、博士前期課程および博士後期課程が開設された。その目的としては、「文化政策学の学術研究の深化と体系化、および今日の文化政策課題の解決に不可欠な高度な研究能力や実務能力を備えた研究者や職業人を輩出する」ことが掲げられている。文化振興政策を担う人材を育成するために、文化政策学部は、政策目標の実現を図るための制度構築や住民参加の計画作成を担う『文化政策』、産業、企業や地域社会が直面する課題を分析し、その問題解決に向けての方策を立案する『文化経済』、人材・ノウハウ・資金を有機的に組み合わせて地域の文化資源の再開発を担う『文化開発』の3つの履修分野を有機的に結合して研究教育を行う、という目標を掲げて発足した。本研究科はその基礎のうえに、

- ①文化政策学の専門研究者の養成
- ②文化行政部門(地域文化政策、芸術施設運営)やまちづくり政策に関わる専門家の養成
- ③NPOを支えるスタッフのマネジメント能力の強化
- ④コミュニティ・ビジネスを担う人材の養成
- ⑤高度職業人や社会人の生涯学習ニーズへの対応
- ⑥地域活動におけるリーダーの養成

等における専門的職域を担う高度専門職業人と研究者を養成することを目標としている。また、上記の専門的職域において、すでに社会で活動している人々のリカレント教育、および産業構造の高度化、構造改革などに伴う新規産業創出・雇用創出とそのためのも再教育のニーズに応えるために、大学院への社会人の受け入れを重視し、14条特例に基づく土曜日等の開講、eラーニングの導入などを行うこととしている。さらに、都市や地域における「文化資源を活かしたまちづくり」「文化資源を開発し得る新たな経営システム開発」が文化政策の展開する現場となっており、都市や建築におけるハードの要素と、

文化資源の開発を担う人的な要素・ソフトの要素が密接に関係するものが多い。したがって、ハードとソフトの総合的な研究、あるいは、建築関係の研究と法・経済・マネジメント・芸術文化・情報などの研究をネットワークでつないで総合的に研究を進めるシステムの構築に貢献する、という目的も掲げている。

教学理念の周知については、『京都橘大学大学院案内』を作成し、それにもとづいて、大学院入試（Ⅰ期およびⅡ期）の時期にあわせて、文化政策学研究科の進学ガイダンスを9月と1月に開催している。その内容は、ガイダンス講演（文化政策・文化経済分野および文化開発・文化マネジメント分野の2本）と入学試験概要の説明、および個別相談となっている。大学院案内と同じ内容をホームページにも掲載している。

入学した院生に対しては、博士前期課程入学時に、各大学院生の研究計画を提出させ、研究指導を開始するとともに、履修のガイダンスを行っている。

また、2004（平成16）年度（Ⅰ期生）から修士論文の要旨集を作成し配布している。そして2006（平成18）年度より『文化政策学研究科研究論集』の刊行を開始し、広く関係研究機関および大学に配布している。

[点検・評価]

教学理念と人材養成について、これまで文化政策・文化経済分野および文化開発・文化マネジメント分野に多様な研究課題を持った院生、特に社会人を迎えることができた。社会人を中心に今後も、研究科の掲げた目標に照らした研究者および高度職業人養成の課題を進めることができると思う。しかし、進学者は減少しており、教学理念・教育内容等をわかりやすく広報し、入学者の増加のための方策を検討することが課題である。

[改善方策]

これまでの大学院進学者の実績および最近の動向を分析し、現在、文化政策・文化経済分野および文化開発・文化マネジメント分野の2つが掲げられている研究分野を、今後より具体的な分野に再編成することも考えられる。また、社会人とともに大学に在学している学生に対する広報や進学へのインセンティブなどについても基本政策検討委員会で検討する予定である。

3) 看護学研究科

[現状説明]

本学は、2005（平成17）年4月に看護学部を設置し、学士課程教育を通して、豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、ヒューマン・ケアリングの実践者として、将来的に実践・教育・研究の領域においてリーダーシップを発揮できる基礎能力を備えた看護職者を育成してきた。

学士課程において培われた基礎的知識や能力をさらに深めることにより、優れた教育者・実践者として、専門的知識・能力を有する人材を育成するため、2008（平成20）年4月に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置した。

本課程は、人間の存在や生命の尊厳への深い理解を基盤にし、広い視野に立ち清新な学識を修め、専門性の高い看護実践力や教育研究能力を備えた、看護のスペシャリスト、管理者、教育者など次の

ような人材を育成することを目標にしている。

- ①看護学の各専攻領域の基礎的な知識や技術を有する看護職者
- ②高度専門職業人・教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する看護職者
- ③論理的思考と柔軟な発想、国際的視野を持って探求できる看護職者
- ④倫理的な感受性と判断力を持って行動できる看護職者
- ⑤協調性を持って積極的に意見を表明することができる看護職者

これらの目標は、大学院案内・履修の手引き・入試要項・ホームページ等に掲載し、公表し周知を図っている。

[点検・評価]

教学理念・目標等について研究科設置後1年目であり、まだ修了生を輩出しておらず、点検・評価のための十分なデータが蓄積されていないため、今後の課題である。

[改善方策]

学年進行修了後、総合的な見直しのうえ、改善方策を検討する。

2. 理念・目的等の検証

[現状説明]

大学・各学部理念・教育目標については、これまでの改革のたびに、改革の方向性を理念・教育目標との関連で議論し、検討してきた。とくに2005(平成17)年の女子大学から共学への移行、看護学部の設置、児童教育学科の設置については、全学・全学部としての議論が長期にわたって行われ、あるべき理念や教育目標についての検証を行ってきた。

その中で、たとえば「女性の自立」から「自立」と「共生」へと発展させた共学化の議論においては、1992(平成14)年に設立された本学女性歴史文化研究所がシンポジウムなどを行い、『女性歴史文化研究所紀要』13号において『男女共生』の歴史と現在」と題する特集を組んだ。また、各学部のカリキュラム改革の議論の中でも、「臨床の知」を教育内容や教育方法でどう捉えるかをめぐった議論を行っている。

日常的な教育研究活動のまとめに関しては基本的には全学の「自己点検・評価委員会」やFD委員会などの活動を通じて検証作業を行っている。また、全学教職員懇談会では、そのときどきの学部の教学の成果と課題を学部長がまとめて報告することとしており、2007(平成19)年度には各学部長がビジョンの報告を行った。

大学院研究科については2007(平成19)年度より『大学院教育改善報告集』を発行し、研究科長が毎年、教学理念・目的・教育目標をもとに各教員の教育改善を総括している。

[点検・評価]

全学的なFD活動などを進める中で、各学部の教育内容の改善などについて、学部全体として共通に考えていこうという意識がかなり明確になりつつある。しかし、学部によっては大学全体のビジョ

ンとの整合において課題もあり、執行部の部長会と各学部で中期的な目標などについて、改善を進めていくことが必要である。

大学院研究科について、2007(平成 19)年度よりFD活動を組織的に行うようになったが、教学理念・目的・教育目標の検証は意識的に行われているとは言い難い。

[改善方策]

教学理念・目的などを含めた大学院の今後のあり方について、基本政策検討委員会で現在検討している。

また、文化政策学研究科など既存の研究科において入学者数の確保も課題になっており、基本政策検討委員会では教学理念・目的等の妥当性ととも社会的な教育の要請との整合についても常に検討していく。

第2章 教育研究組織

[現状説明]

本学では、教学理念である「自立」「共生」「臨床の知」のもとで、各学部・学科での教育研究を進めるための教育研究組織を整備するにあたって、次のことに配慮している

ひとつは、「高い教養と専門的能力」を教授できるように合理的かつ効率的な教育研究組織を編成することである。ふたつには、社会とその教育要請の変化や多様化に対応して、不断にその内実を検証してたえず改善に努め、必要とあれば組織の改編を実施することである。最後に特色ある教育研究を保障し、また急激な要請の変化に応えるため、個別にそれらに対応する組織を備え、学部・研究科と結んで有機的に教育研究を行うことである。本学の教育研究組織は、これらの要件を保障するよう、堅固な専門性と変化に対応する柔軟性を兼ね備えることを旨としている。

1. 教育研究組織の概要

本学では現在、大学に関しては学部・学科を、大学院に関しては研究科・専攻を設置し、またいくつかの研究所・センターを設置している。

学部は、文学部、現代ビジネス学部、看護学部の3学部から、また大学院は学部に対応する3研究科からなり、加えて6研究所・研究センターおよび各種センターを設置している。

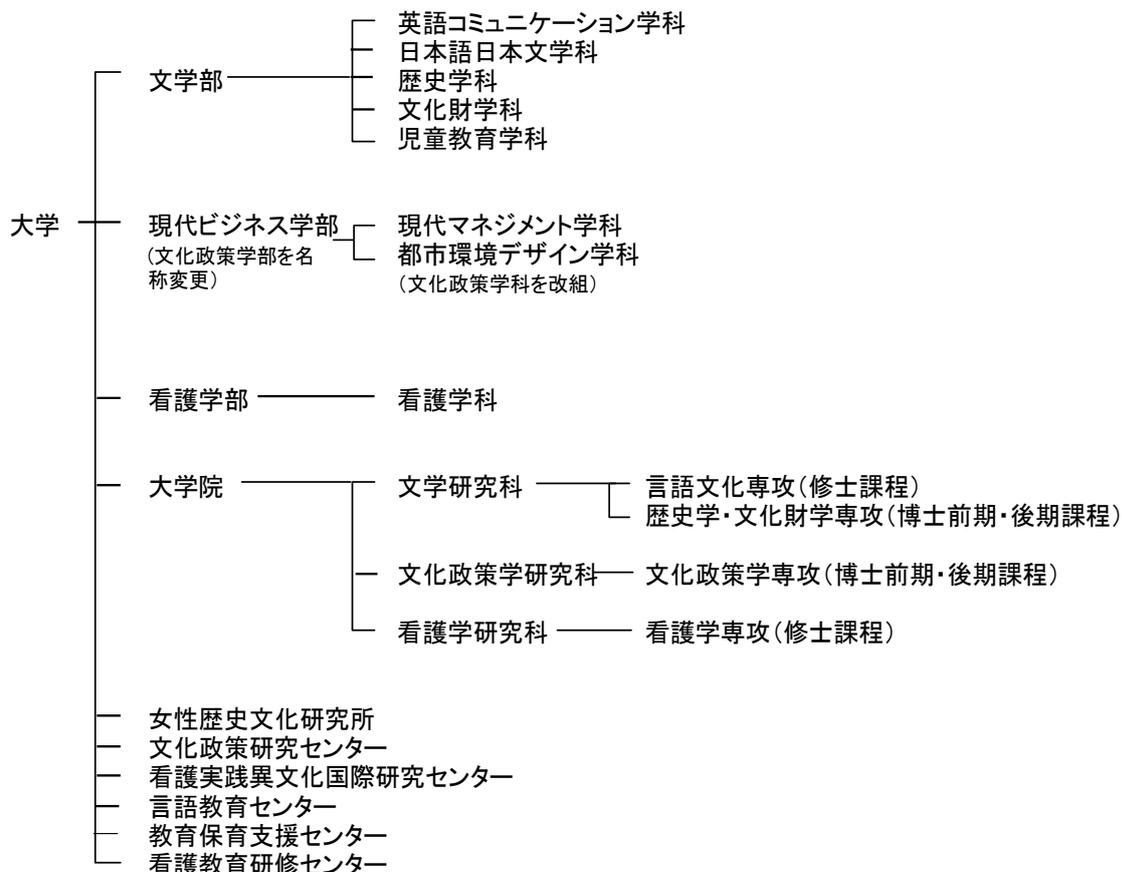
文学部は、英語コミュニケーション学科、日本語日本文学科、歴史学科、文化財学科、児童教育学科の5学科、現代ビジネス学部(2008(平成20)年度入学生より文化政策学部から名称変更)は、現代マネジメント学科、都市環境デザイン学科(2008(平成20)年度入学生より文化政策学科から改組)の2学科、看護学部は看護学科の1学科からなっている。

大学院は、文学研究科に2専攻(言語文化専攻修士課程、歴史学・文化財学専攻博士前期および後期課程)を、文化政策学研究科には文化政策学専攻博士前期および後期課程を、看護学研究科には看護学専攻修士課程を設置している。

また、研究所・センターは、女性歴史文化研究所、文化政策研究センター、看護実践異文化国際研究センター、言語教育センター、教育保育支援センター、看護教育研修センターからなる。

これら教育研究組織の概要は、以下の図2-1のとおりである。

図2-1 京都橘大学組織図



2. 各組織の概要

(1) 学部

文学部は、1967(昭和42)年の開学当初からの学部で、はじめは英文学科、国文学科、歴史学科の3学科編成で出発した。その後、文学と併せて英語学を学ぶ学生の増加に伴い、1972(昭和47)年度に英文学科のカリキュラムを改定して「英語英文学科」に名称変更し、さらには人文科学に対する教育要請の多様化に対応して1997(平成9)年度に文化財学科を開設し、2007(平成19)年度にはさらなる多様化に対応するため児童教育学科を開設している。またこの間、1992(平成4)年には国文学科内に入試区分を別とする書道コースを設け、2000(平成12)年には、グローバル化の要請に応え、まず異文化間コミュニケーションを強調して英語英文学科を英語コミュニケーション学科に、また日本文化を世界の中に位置づけるため、国文学科を日本語日本文学科にそれぞれ名称変更している。

現代ビジネス学部(文化政策学部より名称変更)は、本学が女子大学であった2001(平成13)年度に、女性の間で社会科学への教育要請が高まったことに応え、かつ文学部での教育研究の蓄積を踏まえて、西日本初の文化政策学部として発足した。ひき続き高まる社会科学への要請に応えるとともに、2005(平成17)年度からの共学化に対応して現代マネジメント学科を増設し、2008(平成20)年度に学部名称を現代ビジネス学部に変更した。同時に、文化政策学科における建築、都市計画分野の充実によ

りカリキュラムを改定し、都市環境デザイン学科に再編した。また、現代マネジメント学科では救急救命マネジメントの領域も対象とするカリキュラム改革を行い、入試区分を別とする救急救命コースを開設した。

看護学部は、全国的な看護職者の需要増加と看護教育の高度化への要請に応じて、2005(平成 17)年度に看護学科単科の学部として発足し、今日に至っている。

本学は女子大学として37年の歴史を持ち、「自立した女性を育てる」という教学理念を掲げてきたが、2005(平成 17)年度には、その教学理念を発展的に継承し、新たに「自立」「共生」「臨床の知」という教学理念を定め、男女共学化した。新たな教学理念のもとに学部・学科の組織や教育内容も見直し、2005(平成 17)年度に新設学部として看護学部を、文化政策学部の中に現代マネジメント学科を設置した。

その後の2007(平成 19)年度に児童教育学科を設置し、2008(平成 20)年度には文化政策学部を現代ビジネス学部に変更した。これらの改革は新たな教学理念のもとでの人材養成の目的や教育内容を考慮したものである。

(2) 大学院

大学院の開設は、歴史学科を基礎とした1994(平成 6)年度の文学研究科歴史学専攻修士課程に始まる。これは、卒業生間に高まる研究継続の要求と高度職業人養成への期待に応えるとともに、高等教育の高度化を進める国の政策に対応するためである。同様の理由で、1996(平成 8)年度には英語英文学科と国文学科(名称は当時)を基盤として、文学研究科文学文化専攻修士課程を開設し、さらに1999(平成 11)年度にさらなる研究継続の要請に応じて歴史学専攻博士後期課程を開設した(これに伴って同修士課程は、博士前期課程となる)。その後、1997(平成 9)年度開設の文化財学科が卒業生を輩出するに至り、2002(平成 14)年度には、歴史学専攻を歴史学・文化財学専攻に、また書道研究も可能となるようスタッフを強化して、文学文化専攻を言語文化専攻に名称変更した。

続いて2003(平成 15)年度には、新しい学門領域である文化政策学研究の急速な展開と、市民の文化的生活を充実するための高度な専門家の養成が急務であったことを背景に、学部の学年進行3年目に大学院文化政策学研究科文化政策学専攻博士課程(前・後期課程)を開設した。

2008(平成 20)年度には、看護学と看護技術の急速な高度化に対応し、それにふさわしい研究者と職業人を養成するため、看護学部を基礎に看護学研究科を開設した。

このように、本学の学部・大学院の教育研究組織は、基本的には学部・学科、研究科・専攻制度に則りつつ、社会の要請の変化と多様化を見据えながら機敏に対応してきた。

(3) 研究所および研究センター

本学では、学部・大学院における研究教育をバックアップするため、また社会の教育要請の多様化と高度化に対応するため、そしてまた学部・学科を越えた教育の要請に応えるため、いくつかの研究所・(研究)センターを開設してきた。

まず1992(平成 4)年度に当時の教学理念「自立した女性の育成」をより高いレベルで実現するため女性歴史文化研究所を、学部における外国語教育を抜本的に改善するため外国語教育研究センターを開設した。続いて2000(平成 12)年度には、文化政策という新しい学問領域の研究教育を充実するため、

学部の開設に先立って文化政策研究センターを開設した。また2005(平成17)年度には、この年に開設される看護学部での教育研究を充実するため、内外の研究の拠点となる看護実践異文化国際研究センターを開設した。同時に、外国語教育研究センターを、外国語教育のさらなる充実を前提に言語教育全体の核とすべく、言語教育センターに改組している。さらに、看護職への高度な教育の要請に応え、看護現場でのケアの質の向上を図ることを目的に、2006(平成18)年度に看護教育研修センターを設置した。2007(平成19)年度には、文学部の児童教育学科開設に併せて、同学科の臨地学修(小学校、幼稚園、保育所での実習やボランティア活動)を充実させるため、教育保育支援センターを設置して今日に至っている。なお、各研究所・センターの詳細は以下のとおりである。

1) 女性歴史文化研究所

1992(平成4)年度、当時の教学理念「自立した女性の育成」の基盤となる研究を目指して、また男女共生を求める社会の要請に応えるため、女性史を中心に据えた西日本で初めての研究機関として開設した。したがって研究所の社会的使命は、女性たちの歴史的・文化的状況を分析し、それをもとに女性たちの現状を批判的に検討し、その地位向上のために一石を投ずることにある。それと同時に、女性という視点から歴史を再検討して、新たな教育研究の地平を切り開くことにある。

そのため研究所では女性史・女性学を中心に収集した5,000点以上の資料をもとに、いくつかのプロジェクトによってテーマ研究を進めている。そしてその成果を、さまざまな科目(「女性史特別演習」など)を通じて本学の教育に生かすにとどまらず、シンポジウム、講演会、学習会、専門書の出版、広報誌『クロノス』および『研究紀要』の刊行などによって広く学内外に還元している。

また収集資料の公開、プロジェクトや講演会・学習会における学外研究者との協力・共同、自治体等からの研究受託などを通じて、女性史・女性学に関するセンター的な役割も果たしている。

2) 文化政策研究センター

文化政策研究センターは、経済学、経営学、法律学、行政学、社会学、文化人類学、建築学・都市計画学など多角的なアプローチを用いて、国際的な視野から文化政策学の確立をめざし、基礎的研究に取り組む総合プロジェクトをはじめ、文化政策・文化経済・文化開発の3分野における学術研究プロジェクトと政策研究プロジェクトを展開している。理論研究だけでなく、自治体や産業界、地域団体とも連携しながら実証的研究を行うため、受託研究なども積極的に行っている。

さらに、研究成果を社会に還元するために、センター独自の事業も実施している。文化政策についての理解を促進するために一般向けの啓蒙的な公開講座や専門家向けの高度なセミナーを開催するとともに、ニューズレターや年報を刊行して、広報および社会貢献にも積極的に取り組んでいる。

3) 看護実践異文化国際研究センター

看護実践異文化国際研究センターは2005(平成17)年4月の「看護学部」の設置と同時に開設した。看護の対象者が持つ生活文化の普遍性と多様性を探求し、看護学の発展に寄与することを目的としている。

センターは、総合大学が持つ多角的なアプローチと高度なコミュニケーション能力を生かして、異文化に関する科学的な知識と国際的な視野に基づいた学術研究機関をめざしている。また、日本文化

の伝統を担いながらも常に先駆的役割を果たしてきた京都の地から、国内外の保健・医療・福祉に関する施設や機関と連携をとり、専門性の高い看護実践や看護教育活動を行っている。さらに、現代社会が直面しているさまざまなニーズに対応し、研究成果の還元とともに人々の健康を支援するために、毎年国際シンポジウムやプロジェクト研究などを行っている。

4) 言語教育センター

従来の語学教育の問題点を見直し、組織的かつ系統的に語学を学ぶことのできるシステムを研究開発し、その成果を本学のカリキュラムや実際の授業に生かすことを目的に、「外国語教育研究センター」を1992(平成4)年度に開設した。2005(平成17)年度には、言語教育センターに改組し、日本語教育を含む全学の言語教育のセンターとして組織改革を行った。英語をはじめとする外国語、日本人学生対象の日本語表現、外国人留学生対象の日本語の教育についても、このセンターでカリキュラムの検討などを行っている。

外国語教育(日本語表現、日本語教員養成、外国人留学生対象の日本語を含む)を、効果的に実施するため、全体のカリキュラム構成を含む年間教育計画を立て、担当者を適切に配置するとともに、各担当者と日常的に連絡をとり、授業が計画どおり進行するよう管理している。学生の卒業後のキャリア形成を視野に入れて、英語と日本語表現の教育を重視し、英語に関しては、1・2回生を対象に全学英語テストを年間2回実施し、具体的な数値で成果を検証することになっている。

また、年間教育計画をより効果的に進めるため、海外における語学研修や研修旅行を企画するとともに、正課時間外にさまざまな講座や講習を開き、各種検定試験を学内で実施している。さらに学生の授業外での学修を援助するため、オフィスアワーの設置やネット教材による自学自習システムの導入、外国人留学生の日本語学修に関する相談と個別指導などを行っている。

5) 教育保育支援センター

2007(平成19)年4月、文学部児童教育学科の設置と同時に「教育保育支援センター」を開設した。このセンターでは主に教師、保育士育成に関わる教育や研究のサポートや、就職支援を行っている。教育支援分野では学校や幼稚園、保育所、児童福祉施設などで行われる教育実習や保育実習のサポートをはじめ、学生の教育力、指導力形成のための日常的な支援を行う。研究分野では、地域の教育委員会、学校、保育所、企業などと連携した共同研究や受託研究、現職の教育者・保育者を対象とした研修や講演会などを実施している。また、就職支援では、全国の教員採用試験の情報収集を行い、同時に近府県の保育関連施設の施設長等と保育士養成のあり方やキャリア形成の道筋などを議論する懇談会などを開催し、教育職・保育職に関する採用試験の動向や求人情報を学生に適切に提供している。

6) 看護教育研修センター

看護現場でのケアの質の向上を図ることを目的に、2006(平成18)年4月に看護教育研修センターを設置した。現在、医療の高度・専門分化など変化する保健医療福祉環境の中で、看護の役割が拡大し、臨床においても質の高い看護ケアが求められている。本センターでは熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができ、また他の看護職者のケア技術向上に資する看護師を育成するため、皮膚・排泄ケア分野の認定看護師を養成するプログラムを実施している。この課程の履修により、社

団法人日本看護協会が認定する認定看護師の試験を受験することができる。

以上、本学の研究教育組織の現状を述べたが、経年で簡略に記すと以下のとおりとなる。

1967(昭和42)年	橘女子大学創立
1972(昭和47)年	英文学科を英語英文学科に名称変更
1988(昭和63)年	大学名を京都橘女子大学に改称
1992(平成4)年	女性歴史文化研究所開設 外国語教育研究センター設置
1994(平成6)年	大学院文学研究科歴史学専攻修士課程設置
1996(平成8)年	大学院文学研究科文学文化専攻修士課程設置
1997(平成9)年	文学部に文化財学科設置
1999(平成11)年	大学院文学研究科歴史学専攻博士後期課程設置
2000(平成12)年	英語英文学科を英語コミュニケーション学科、国文学科を日本語日本学科に名称変更 文化政策研究センター開設
2001(平成13)年	文化政策学部開設
2002(平成14)年	大学院を男女共学化 大学院歴史学専攻を歴史学・文化財学専攻、文学文化専攻を言語文化専攻に名称変更
2003(平成15)年	大学院文化政策学研究科文化政策学専攻博士課程設置
2005(平成17)年	大学名を京都橘大学に改称し男女共学化 看護学部開設 文化政策学部に現代マネジメント学科開設 看護実践異文化国際研究センター開設 言語教育センター開設(外国語教育研究センターを改組)
2006(平成18)年	看護教育研修センター開設
2007(平成19)年	文学部に児童教育学科開設 教育保育支援センター開設
2008(平成20)年	全学で男女共学化 現代ビジネス学部を開設(文化政策学部を名称変更) 都市環境デザイン学科を開設(文化政策学科を改組) 大学院看護学研究科開設

[点検・評価]

本学の教育研究組織は、図2-1にみられるように、小規模大学ながら総合大学として、3学部、大学院3研究科の構成になり、着実に発展してきた。これは本学が建学の精神、教学理念に基づきながら、時代の変化や社会の教育需要、人材育成の要請に応じて大学改革を行ってきた結果であり、本学はたえず改革に対応させる形で教育研究組織を整備してきたと評価できる。

「自立した女性の育成」という教学理念のもとに、1992(平成4)年度には女子大学として西日本で初めて女性歴史文化研究所を設置し、1997(平成9)年度には女子大学では全国初となる文化財学科を文学部に設置し、また2001(平成13)年度には女子大学で初めて文化政策学部を開設した。

常に社会の変化に対応した組織改革を行ってきた本学の伝統を引き継ぎ、2005(平成17)年度には男女共学化を実施し、教学理念を「自立」「共生」「臨床の知」に定め、京都の私立大学で初の「看護学部」や「現代マネジメント学科」など社会の教育需要や人材育成の要請に応える学部・学科の設置を積極的に行った。その後の児童教育学科の設置や大学院看護学研究科の設置も新たな教学理念に基づく改革であり、教育研究組織も着実に整備してきたといえる。

また、学部・学科の教育目標を達成するため、各研究所・研究センター等も設置し、学部・大学院学生・教員の教育研究と連携して、その発展に貢献している。とくに、各研究所・研究センターは、関連学科と連携をとり、地域対象の講演会・シンポジウムなど、活発に活動しており、地域からも期待されている。

なお、看護学部、現代マネジメント学科は開設して4年目、児童教育学科は開設して2年目、大学院看護学研究科は開設して1年目で今回の評価の対象にはならないが、それぞれ教育研究で実績をあげつつある。

一方で、2005(平成17)年度の改革以降、新たな学部・学科の設置、収容定員の増加を急速に行ったが、学生数の増加に伴い、これまで各学部・学科の教員数を36名増加するなど教員組織の充実を図ってきた。

現在学年進行中の学部・学科、大学院研究科もあるが、完成年度を迎えて以降の組織についての評価とその評価に基づく組織の整備・充実が課題である。

2008(平成20)年度には文化政策学部から現代ビジネス学部への名称変更を行い、文化政策学科を都市環境デザイン学科に改組したが、学科改組後の大学院文化政策学研究科のあり方も検討する必要がある。

また、女性歴史文化研究所は文学部・文学研究科と、文化政策研究センターは現代ビジネス学部・文化政策学研究科と、看護実践異文化国際研究センターは看護学部・看護学研究科とそれぞれ緊密な関係を持ち、その教育研究活動が結びつくように配置しており、研究プロジェクト・講演会・シンポジウムなどを通して、大学の教育研究活動や成果を広く社会に還元し、社会との関係を持つことが有効に機能している。

言語教育センターは学部の外国語教育と日本語教育の向上のために、教育保育支援センターは児童教育学科の教育研究を発展させるために、看護教育研修センターは看護技術の向上と看護職者のキャリアアップのために、それぞれ有効に機能している。

本学のように小規模な大学においては、専任教員の教育上の負担に加え、大学運営上の負担も多く求められるため、この負担については大学全体の課題として検討していく必要がある。

その他各研究所・研究センター等については大学の理念・目的を実現すべく必要な組織としてその役割を担っており、現在の本学の教育研究組織は、時代の変化と社会の動向にも柔軟に対応していると評価できる。

[改善方策]

以上見てきたように、本学では、時代の要請の変化・多様化に対応して、たえず教育研究組織の改善・充実をつづけてきたが、こうした姿勢は今後とも堅持していかなければならない。本学では、こうした考えにもとづき、現在でも、あらたな学部・学科の再編が論議中であり、2010(平成22)年にむけて、幼児・初等教育の人材育成の要請に応えるとともに、初等教育での外国語(英語)学修の導入に対応して、文学部の英語コミュニケーション学科と児童教育学科を基盤とする組織改善を検討中である。

また、組織の再編によって生じた課題に関しては、大学全体の組織の整合性を担保するため、たえず批判的検討を加えなければならない。この点については、大学院文化政策学研究科に関して、2008(平成20)年度の文化政策学部から現代ビジネス学部への名称変更、文化政策学科から都市環境デザイン学科への改組に伴って、そのあり方が問われつつあり、現在、基本政策検討委員会で、その将来像について具体的な検討が開始されている。

第3章 大学・学部の教育内容・方法等

[到達目標]

本学では教学理念「自立」「共生」「臨床の知」をもとに、教育基本法や本学学則に定める「高い教養」と「専門的能力」を培うために教育課程を編成している。教育課程の編成にあたっては以下のような目標を設定している。

- (1) 大学設置基準に基づき、学部・学科の人材養成の目的を定め、教学理念に沿った教育課程を編成する
- (2) 幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、教育課程の中で外国語、一般教養等に関わる授業科目をバランスよく配置する
- (3) 専門性を高めるため、教育課程の中で各学部・学科の特性を活かした専門領域に関わる科目を系統的に配置する
- (4) 学生のキャリア形成に配慮した共通科目や専門領域の編成を行い、自らの人生設計ができるように科目を配置する

次に教育方法について、授業の計画・実施・評価・改善が適切に行われるために以下のことを目標にしている。

- (1) 教学の基本方針に従って統一的なシラバスを作成する
- (2) 成績評価や修了要件について、専門領域の特性を活かしながら、科目内・科目間での公平性や成績評価の客観性に配慮する
- (3) 学生による授業評価を全科目で実施し、その結果を教員・学生にフィードバックする
- (4) 教育内容・方法を改善するため、教授法開発や改善の活動を組織的に行う

1. 教育課程等

(1) 概要

[現状説明]

ア) 教育課程の編成方針

教育課程は、それぞれの大学の教学理念・目的を実現するために編成される。本学でいえば、学生たちが、「高い教養」と「現代的技能」および「専門的能力」を前提に、「自立」「共生」「臨床の知」を身につけるために編成される。したがって、教育課程の編成は、個々の開設科目がおもにどの理念・目的に対応するのかを明確にして、学生たちが自覚的に履修・学修できるよう工夫することを旨としている。

本学では、上記の目的との対応を念頭に、全開講科目をいくつかグルーピングして、それにふさわしいグループ名を付している。すなわち、まず、「ベーシックスキル科目」「領域別科目(=他大学でいう専門科目)」「自由学修領域科目」の3群に分類し、つぎに「自由学修領域科目」を、「テーマ別科目」「教養教育科目」「キャリア形成科目」にさらに細分している。そして、たとえば「ベーシックスキル科目」とは、現代に生きる社会人に不可欠な基礎技能を、自然言語、人工言語の両面において学ぶ

科目群である。具体的には英語力、コンピュータ操作能力、インターネット活用能力、日本語能力、数的処理能力を身につけます」とあるように、各年度の『履修の手引き』に科目群の目的を明記するとともに、年度当初のガイダンスでも徹底するようにしている。

また、「ベーシックスキル科目」「テーマ別科目」「キャリア形成科目」は、表 3-1 に見るように、これもまたいくつかのテーマ(テーマ区分したうえで、さらに小テーマ別となる場合もある)に分類されている。

表 3-1 科目群とテーマ等一覧

科 目 群		系、テーマ区分	テ ー マ 等
ベーシックスキル科目		日本語表現系 英語系 情報系 外国語系 数学系 日本語系*	*外国人留学生対象
領域別科目		各学科専門科目	
自由学修領域科目	テーマ別科目	歴史文化	歴史 京都文化 歴史遺産とまちづくり 東アジアの文化遺産
		共生	異文化理解 女性史・ジェンダー論
		ことば	メディアと表現 日本語教育
		組織	福祉制度と組織 組織と経営
	教養教育科目	自分らしく生きる 社会の中で生きる 健康に生きる 環境と関わる 情報を把握する	
	キャリア形成科目	キャリア開発 英語関係 情報処理関係 社会科学の基礎	
		資格科目	教職関係
		社会教育関係科目	図書館司書課程 学校図書館司書教諭課程 博物館学芸員課程 社会教育主事課程 日本語教育 社会調査士
		建築関係	建築士・インテリアプランナー

科目群と教学目的・理念との関係について、ベーシックスキル科目が現代必須の技能に、領域別科目が専門的能力に、自由学修領域科目のテーマ別科目と教養教育科目が教養に、それぞれ対応している。また「自立」と「共生」には、テーマ別科目中のテーマ別「共生」および教養教育科目のテーマ別「自分らしく生きる」「社会の中で生きる」が対応する。ただし、これに関してはのちに詳述するが、領域別科目中の各学科(およびコース)の演習形式科目が、主として対応している。これらの演習では、

履修生によるプレゼンテーションと、それに関する相互批判を核として、みずからの主体的な意見を持ち、それを他者に提示することを通じて、他者と理解しあう訓練を積むことになっているからである。さらに「臨床の知」には、キャリア形成科目中の実習科目群がおもに対応しているが、課程編成を補強するものとして、施設・行事等の見学を中心とする学外授業をこれに充てており、学生に対する補助制度を設けている。

これら共通の科目の開設により、基礎教育と教養教育について学部を越えて実施しようとしているが、開設する科目については学部・学科からの委員で構成する教務委員会で検討している。

イ) 取得できる資格等

大学での学びを卒業後に生かすため、とくに女子大学時代には卒業後の進路選択の一助として、卒業時の資格取得を重視してきた。またそのために、可能なかぎり多種の資格が取得可能なようにカリキュラムを設定してきた。ただし、取得しうるかぎり多種の資格をとればよいというのではなく、専門の学修を妨げない範囲で、その延長上にある資格、真に興味・関心のある資格を厳選して、高いレベルで取得することが望ましいと考えている。また、学部・学科によって取得可能な資格の数に著しく不公平が生じないよう配慮している。

表3-2-1 取得可能な資格

名 称	対 象 学 部 ・ 学 科	
教員免許	英語(中1種・高1種)	文学部英語コミュニケーション学科
	国語(中1種・高1種) 書道(高1種)	文学部日本語日本文学科
	社会(中1種)	文学部歴史学科 文学部文化財学科 現代ビジネス学部現代マネジメント学科 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科 文化政策学部文化政策学科 文化政策学部現代マネジメント学科
	地理歴史(高1種)	文学部歴史学科 文学部文化財学科 文化政策学部文化政策学科
	公民(高1種)	文学部歴史学科 現代ビジネス学部現代マネジメント学科 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科 文化政策学部文化政策学科 文化政策学部現代マネジメント学科
	小学校1種 幼稚園1種	文学部児童教育学科
	養護教諭	看護学部看護学科
保育士	文学部児童教育学科幼児教育コース	
図書館司書 学校図書館司書教諭 博物館学芸員 社会教育主事 日本語教員養成(主専攻・副専攻)	看護学部をのぞく全学部全学科	
一級建築士受験資格	現代ビジネス学部都市環境デザイン学科	
二級建築士・木造建築士受験資格 インテリアプランナー登録資格 アーツマネジメント	現代ビジネス学部都市環境デザイン学科 文化政策学部文化政策学科	

救急救命士国家試験受験資格	現代ビジネス学部現代マネジメント学科 救急救命コース
社会調査士 (社会調査士資格認定機構)	現代ビジネス学部・文化政策学部全学科
情報処理士・上級情報処理士 プレゼンテーション実務士	看護学部をのぞく全学部全学科
医療事務技能審査試験受験資格	現代ビジネス学部現代マネジメント学科 文化政策学部現代マネジメント学科
看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格	看護学部看護学科

表3-2-2 資格取得者数 (人)

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
教 職	中学	50	32	13	17
	高校 (延)	91	63	35	44
	(実)	76	51	23	34
	中・高 (実)	80	51	25	36
司 書		146	140	119	147
司書教諭		45	17	6	13
学 芸 員		135	100	89	78
社会主事		32	6	8	18
日本語教 (主)		18	15	11	15
日本語教 (副)		32	22	14	16
二級・木造建築士		15	7	29	13
インテリアプランナー		20	13	32	12
社会調査士		31	9	6	10
アートマネジメント		41	27	9	20
プレゼンテーション実務士		48	37	20	18
情報処理士		130	125	113	82
上級情報処理士		43	37	21	11

ウ) 卒業要件単位とその構成

すでに指摘したとおり本学では、個々の授業に関して、できるかぎり自学・自習に励み、それぞれを深く理解して、高いレベルでその単位を取得することを旨としている。したがって、卒業要件となる単位の数を不必要に増やすことはせず、できるだけ法定の単位数を守り、個々の授業に熱意を持って望むことを旨としている。つぎにその総単位数の中で、学生個々の学修要求に見合った履修が可能であることを旨としている。

したがって、個々の科目の単位取得に十分な学修時間を保障するため、卒業要件の単位数を「大学設置基準」第35条に規定された最小単位数124としている(看護学部のみ129単位—ただし2009(平成21)年度のカリキュラム改定によって、他学部と同様の124単位に統一の予定)。各学部・学科ごとのその構成は以下のとおりである。また、必修科目数をできるだけ絞り、学生個々の学修要求とキャリアデザインとに対応した柔軟な履修が可能によう配慮している。

表3-3 学部・学科ごと卒業要件単位数とその構成

学 部	学 科	ベーシック スキル	領域別		自由学修 領域	計	
		必 修	必 修	選択必修			
文	英語コミュニケーション	12	38	32	42	124	
	日本語日本文学 (同・書道コース)		22 (30)	36 (28)	54 (54)		
	歴史		28	28	56		
	文化財		28	30	54		
	児童教育		24	62	26		
現代ビジネス	現代マネジメント (同・救急救命コース)		24 (94)	34 (1)	54 (17)		
	都市環境デザイン		26	40	46		
文化政策	文化政策		38	18	56		
	現代マネジメント		32	24	56		
看護	看護		101	16	—		129

[点検・評価]

教育課程の編成方針に関して、科目群とそれらを構成する系・テーマの設定は、現在のところ社会と時代の要請に適合しており、とくに目立った矛盾は見あたらない。ただし、履修選択において、かなり大きな自由度を認めているため、自身の興味・関心、4年間の学修展望、キャリア設計等を無視して、個人時間割の穴埋めにさほど関心のない授業を履修・登録する傾向が一部に見られる。

取得可能な資格については、それぞれの学部・学科ごとにいえば、教育職員免許と国家試験受験資格など、その専攻分野に合致したものを核としており、大学で学ぶ主たる専攻と資格の整合性は確保されている。また、学部・学科横断的に取得できる資格も、学生のキャリア設計を支援する意味で設けられており、学生たちの資格取得要求に十分応えていると考えられる。ただ上の表ではうかがい知れないが、低回生時を中心に必要以上に多くの資格科目を登録する傾向が一部に見られる。これによって、資格科目の負担過重から、ともすれば本来学ぶべき領域の学修がおろそかになるとともに、資格科目のクラスサイズを肥大化させることになり、好ましいこととはいえない。

各学部・学科の卒業要件単位数とその構成は、看護学部がやや多いことを除けば、おおむね適切だと考えている。必修科目も、ベーシックスキルの基本的科目、各学科演習科目(4学年で8科目16単位)と卒業研究、基本的な概論科目、および技能系の学科では固有の技能科目(ex. 英語コミュニケーション学科の領域別技能科目、児童教育学科や看護学科の実習など)に限定している。「高い教養」と「専門的能力」養成の基本を押さえたうえで、個々の学生の自主性を尊重した卒業要件設定になっていると考えられる。

[改善方策]

教育課程の編成方針、取得可能な資格の設定に関しては、とくに大きな問題はないが、卒業要件に関しては、看護学部の卒業要件単位数を、個々の授業での充実した学修を保障するため、内容を精選し、授業方法を効率化することを前提に、教育の範囲とレベルを落とさない範囲で2009(平成21)年度から124単位とすることに決定している。

(2) ベーシックスキル科目

[現状説明]

すでに指摘したように、ベーシックスキル科目は、現代社会に必要な技能を備えた人材を養成するため、「現代に生きる社会人に不可欠な基礎技能を、自然言語、人工言語の両面において学ぶ科目群で……具体的には英語力、コンピュータ操作能力、インターネット活用能力、日本語能力、数的処理能力を身に」つけることを目的としている。

上記の目標に照らして、この科目群は、以下の6系列に分類されている。すなわち、「日本語表現系」「英語系」「情報系」「外国語系」「数学系」「日本語系」であり、それぞれの系に含まれる科目は表3-4のとおりである。

表3-4 ベーシックスキル科目開講一覧

系	科 目
日本語表現系	日本語表現Ⅰ&Ⅱ
英語系	英語Ⅰ～Ⅵ、English Speaking、English Writing、英語臨地実習
情報系	情報処理演習Ⅰ～Ⅹ、情報リテラシーⅠ～Ⅳ、情報社会論、プレゼンテーション概論
外国語系	フランス語Ⅰ～Ⅳ、ドイツ語Ⅰ～Ⅳ、中国語Ⅰ～Ⅳ、韓国語Ⅰ～Ⅳ、外国語臨地実習
数学系	数学演習Ⅰ～Ⅳ、簿記演習Ⅰ&Ⅱ
日本語系	日本語Ⅰ～Ⅳ、文化事情Ⅰ～Ⅳ、日本文化演習Ⅰ&Ⅱ

このうち、以下の3系列7科目を、今日の日本人大学生に最低限必要な技能として必修としている。「日本語表現Ⅰ」(2単位-1回生)、「英語Ⅰ～Ⅳ」(週2回2単位×4-1・2回生)、「情報処理演習Ⅰ&Ⅱ」(1単位×2-1回生)であり、これらでは必要最小限度の運用能力を養成する。たとえば「情報処理演習Ⅰ」では、ワードとエクセルの操作や、パワーポイントの基礎などである。なお、これら必修科目では、学修目標と到達度を履修生に自覚させるため、また授業成果を検証するため、それぞれ対応する能力検定試験の受験を義務としている。その対応関係は、

「日本語表現Ⅰ」——日本語文章能力3級

「英語Ⅰ～Ⅳ」——TOEIC-IP(各科目終了時×4)

「情報処理演習Ⅰ&Ⅱ」——MOS-Word & MOS-Excel

であるが、日本語文章能力3級のみ単位認定条件としている。また、「英語Ⅰ～Ⅳ」に対応するTOEIC-IPの結果は、到達度別クラス編成の基準として利用している。なお、これ以外の科目、「日本

語表現Ⅱ」「英語Ⅴ・Ⅵ」「English Speaking」etc、「情報処理演習Ⅲ～Ⅹ」は、必修科目以上に高度な内容であり、選択科目となっている。英語以外の外国語科目も同様である。また数学系の科目は、履修対象が限られている——現代マネジメント学科の簿記資格志望者、都市環境デザイン学科の建築士資格希望者など——ため、これも選択科目となっている。最後に、日本語系「日本語Ⅰ～Ⅳ」「文化事情Ⅰ～Ⅳ」(いずれも必修、各2単位)と「日本文化演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)は、外国人留学生にとってのベーシックスキル科目と位置づけられて、この科目群に分類されている。

[点検・評価]

「現代に生きる社会人に不可欠な基礎技能」のための科目群という学修目標を明確化し、それにふさわしい分類名「ベーシックスキル科目」を付したことで、一定の成果が上がっていると思われる。たとえば、日本語文章能力3級では、毎年度の目標合格者数を500名以上と置いているが、2005(平成17)年度の現行カリキュラム稼働後は2006(平成18)年度のみ若干目標を下回ったものの、2005(平成17)～2008(平成20)年度前期間で、平均合格者数567.3名にのぼっている。また、MOS-WordおよびMOS-Excel検定でも、ほぼ95%以上の合格率を保っている。ただTOEICに関しては、「3回生修了時に1学年で4分の1が600点以上、そのうち50名が730点をクリア」との目標に対して、最高時でそれぞれ、35名、7名となっており目標に遠くおよばない。この点では、英語科目の徹底した分析・検討と、残念ながら目標値そのものの見直しをさせて通ることができない。また、ほぼ目標を達成している検定試験に関しても、そのレベルの妥当性を再検討し、より高い目標値を設定すべき時期にきている。

[改善方策]

現在目標値すべてを再検討中であり、日本語表現系、情報系科目に関しては2009(平成21)年度にはより高いレベルの目標値で再出発することになる(具体的数値は検討中)。なお、英語に関しては、現在の後期中等教育修了時の学力多様化を前提に、授業内容と方法を再検討しており、これにもとづいて教育方針そのものを練りなおすべく論議が進行中である。

(3) 自由学修領域科目

[現状説明]

この科目群には、おもに二つの目的がある。ひとつは、「グローバル時代の市民としての教養」を獲得することであり、もうひとつは、将来のキャリアデザインを確実にするとともに、そのデザインを保障する資格等を高いレベルで身につけることである。

第一の目的には、この科目群中テーマ科目と教養教育科目が対応している。テーマ科目は、上記表3-1で示したごとく、「歴史文化」から「組織」まで4領域に細分され、それぞれの領域はさらに、「歴史文化」が「歴史」以下4、「共生」「ことば」「組織」が各2とさらに下位領域に分類されている。そしてそれぞれの下位領域は、各学科の領域別科目の中でコアとなる演習科目を除く複数科目で成立している。たとえば下位項目「京都文化」の科目構成は以下のとおりである。

表3-5 「京都文化」構成科目一覧

科 目 名	担 当 学 科
京都講座Ⅰ 京都講座Ⅱ 京都の歴史と文化財Ⅰ 京都の歴史と文化財Ⅱ	文化財学科
日本語日本文学講読e(平安文学研究Ⅰ) 日本語日本文学講読f(平安文学研究Ⅱ) 日本語日本文学特講e(京都と文学)	日本語日本文学科
古都学Ⅰ 古都学Ⅱ	文化財学科

「京都文化」では担当学科が2学科にわたっており、それぞれの下位領域は、1学科の科目のみの場合もあるが、多くは2～3学科の科目にまたがっている。これは、それぞれの領域を、たんに概論的な大規模講義科目によって学ぶのではなく、それよりもレベルの高い領域別科目を複数学ぶことによって、より高度な教養を系統的に身につけるためである。また、各学科で開講している領域別科目を、主として他学部・学科学生の教養の育成に有効に利用するためでもある。

またこの第一の目的にそって、教養教育科目も開講されている。この科目群もまたすでに指摘したように5テーマに分類されているが、こちらは原則として全学共通開講の科目で占められている。たとえばテーマ「自分らしく生きる」は、「人生論研究」「自分探しの旅」「日本人の宗教と福祉」「芸術と癒し」の4科目からなるが、「自分探しの旅」を除けば、伝統的な科目名ではそれぞれ「哲学」(ないし「倫理学」)「宗教」「芸術」にあたる。これは、学ぶべき教養の領域をおおまかに示すとともに、「テーマ別科目」の選択に至る間に基礎的な教養を養うためである。

第二の目的には、「キャリア形成科目」群が対応している。この科目群はさらに、「キャリア開発」「英語関係」「情報処理関係」「社会科学の基礎」および「資格科目」に細分されている。「キャリア開発」では、1回生後期の必修である「キャリアデザイン入門」で卒業後のキャリア形成の基本的考え方を学び、「キャリア開発講座Ⅰ～Ⅳ」で現役企業人講師による現代の労働と業務の実際を、「キャリア開発演習Ⅰ～Ⅳ」では職種別進路の実際を学修することになる。また、「インターンシップ」各科目では、それらを「臨地で」体験することになる。このように、学生一人ひとりがみずからのキャリア形成に対する考え方を確立したうえで、「英語関係」科目群ではベーシックスキル科目以上に高度な英語運用能力を、「情報処理関係」では機器の処理能力を超えたプレゼンテーション力を、「社会科学の基礎」では今日の日本の経済、法律、行財政の基礎を学ぶことになる。そして「資格科目」でそれぞれが目指す資格の法定科目を学修する。

[点検・評価]

現代にふさわしい教養をより高いレベルで身につけるうえで、また全学の開講科目を有効に利用するうえで、「自由学修領域科目」群の設定とその分類は、一定の効果を上げていると思われる。ただ問題は、一人ひとりの学生がこれら幅広い選択肢から系統的にテーマ科目を選択・履修しているのかど

うかが把握しにくい点にある。現状説明でも指摘したように、一部では、本来興味のない科目を、必修科目間の空き時間を埋めるために履修しているといった弊害も指摘されている。この点に関しては、今後なんらかの対策が必要である。

ただし、「キャリア形成科目」群に関しては、年2回の学生による授業アンケートにおいておおむね好評であること、就職進路課主催の各種就職対策講座の出席率が眼に見えて上がってきたことなど、「キャリアデザイン入門」「キャリア開発講座」「キャリア開発演習」などの科目の成果が確認されている。

[改善方策]

自由学修領域で他学部・他学科に開放している科目について、その開放の適切性について履修のための前提知識の必要性、科目内容の難易などを教務委員会で1科目ごとに検討する。

「キャリア形成科目」群に関しては、当面成果の推移を見守ることとするが、「テーマ科目」群とその下位領域に関しては、個々の学生の選択・履修状況を把握しなければならない。全学生の個人時間割を検討することは、その情報量からしてほとんど不可能にしても、たとえば学科ごとに5～10程度のサンプル抽出によって、すくなくともその傾向程度を把握することはできる。2009(平成21)年度以降、関係セクションに提案の予定である。

(4) 各学部の教育課程等

[現状説明]

ア) 文学部

文学部の教育課程は、各学科共通の部分と、学科の特性に合わせた固有部分から編成されている。共通部分は、4年間を貫く必修の演習科目をコアとしている。すなわち1回生時の各学科「研究入門ゼミⅠ・Ⅱ」、2回生時の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」または「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、3回生時の「演習Ⅰ・Ⅱ」、4回生時の「演習Ⅲ・Ⅳ」である(各回生時のローマ数字奇数ⅠおよびⅢが前期科目、同偶数ⅡおよびⅣが後期科目、各2単位)。1回生時ではまず、大学での自学・自習を含む学修方法の手ほどきから始まる。問題設定の考え方、資料の探索法(図書館の利用法含む)、発表レジュメの作成法など研究活動をはじめに際しての基本的なスキルを修得した後に、各受講生のプレゼンテーションと、それについての質疑・応答、討論にうつる。学科によっては2回生時にコースに分かれるが、科目内容は基本的に同一である。3回生時以降は、クラス編成の方法がやや異なり、「卒業研究」作成のため、その指導に適任の専任教員担当のクラスに再編成される。ただし、プレゼンテーションのテーマが「卒業研究」に関するものとなるだけで、授業内容は不変である。この4年間を貫く演習科目群は、大学の教育目標のうち、とくに「自立」と「共生」を培う目的を持っている。すなわち、みずから設定したテーマにそってプレゼンテーションを準備することを通じて、自主的・主体的な考え方を身につけると同時に、実際のプレゼンテーションを通じて他者の批判や意見を受容・咀嚼して、みずからの考えをより客観的なものへとレベルアップしていく。これこそが、現代社会の中で「自立した」見解をもち、しかも他者の見解を理解して「共生」を可能にする訓練だからである。そして「卒業研究」によって、その成果が検証されることになる。

学科・コース別演習科目名は以下のとおりである。

表3-6 学科別演習科目名一覧

学 科	コ ー ス	1 回生科目	2 回生科目	3 回生科目	4 回生科 目
英語コミュニケーション		研究入門ゼミ I 研究入門ゼミ II 研究入門ゼミ I 研究入門ゼミ II	SAP Prep ¹⁾	演習 I 演習 II	演習 III 演習 IV
日本語日本文学	日本語日本文学		基礎演習 I 基礎演習 II	演習 I 演習 II	演習 III 演習 IV
	書道		2)		
歴史	日本史		基礎ゼミ I 基礎ゼミ II	演習 I 演習 II	演習 III 演習 IV
	世界史		基礎ゼミ I 基礎ゼミ II	演習 I 演習 II	演習 III 演習 IV
文化財	考古学 美術工芸史		基礎ゼミ I 基礎ゼミ II	演習 I 演習 II	演習 III 演習 IV
児童教育	児童教育		基礎演習 児童教育 総合演習	教育演習 I 教育演習 II	教育演習 III 教育演習 IV
	幼児教育		基礎演習 保育 総合演習		

* 回生欄の科目名は、上段が前期科目、下段が後期科目。

* 児童教育学科以外の学科では、「基礎ゼミ」「基礎演習」「演習」に学科名、またはコース名(歴史学科)を冠する。

1) 2回生後期の全員留学 Semester Abroad Program の準備講座

2) 日本語日本文学科書道コースは、2回生以降演習に代えて実技科目を必修としている。

これ以外の必修科目は、学科特性によって異なるが、大きくは英語コミュニケーション学科と日本語日本文学科書道コースの実技ないし技能系科目と、その他の学科・コースの概論に分類される。その一覧は以下のとおり。

表3-7 学科別必修科目(演習系以外)一覧

学 科	コ ー ス	1 回 生 科 目	2 回 生 科 目	3・4 回 生
英語コミュニ ケーション		Reading & Academic Presentation I Listening I Writing & Vocabulary Building I	Reading & Academic Presentation III Listening III Writing & Vocabulary Building III	
		Reading & Academic Presentation II Listening II Writing & Vocabulary Building II		

日本語日本文学	日本語日本文学				
	書道	書法Ⅰ＆Ⅲ 書法Ⅱ＆Ⅳ	漢字古典研究Ⅰ＆Ⅱ かな古典研究Ⅰ＆Ⅱ	書法Ⅴ＆Ⅶ 書法Ⅵ＆Ⅷ	作品研究Ⅰ＆Ⅲ 作品研究Ⅱ＆Ⅳ
歴史	日本史	歴史学総合講座		日本史講読Ⅰ 日本史講読Ⅱ	
	世界史			世界史講読Ⅰ 世界史講読Ⅱ	
文化財	考古学	考古学概説 美術工芸史概説		考古学実習Ⅲ 考古学実習Ⅳ	
	美術工芸史			美術工芸史実習Ⅲ 美術工芸史実習Ⅳ	
児童教育	児童教育 幼児教育	教育原論			

* 4回生時は、日本語日本文学科書道コースを除き、「卒業研究」以外の必修科目なし。

表3-7からもわかるとおり、英語コミュニケーション学科では、読解力と発言力を養成する「Reading & Academic Presentation」、聴解力養成の「Listening」、文章力と語彙を向上する「Writing & Vocabulary Building」が、また日本語日本文学科書道コースでは、「書法」、漢字とかなの「古典研究」、「作品研究」といった、技能・実技関連の科目が必修として課されている。それ以外では、日本語日本文学科日本語日本文学コースを除いて、1回生時に概論科目が必修とされている。なお日本語日本文学コースでは、1回生時に「日本語学概説Ⅰ・Ⅱ」と「日本文学史Ⅰ・Ⅱ」が選択必修となっており、ここでも、実質上文学か語学の概論科目が必修となっている。このように、概論以前に技能や実技が必要な学科・コースを除いて、文学部では基本的に、それぞれの学修領域で入門的科目が1回生時に配置されている。

つづいて各学科の選択必修科目をみると、英語コミュニケーション学科では、「英語圏文化研究Ⅰ・Ⅱ」(2回生)、「Theory & ApplicationⅠ・Ⅱ」(3・4回生)などの講義科目で、外国事情から文学、語学、国際ビジネスまで、日本語日本文学科では、「講読」と「特講」(2回生以降)さまざまな時代の文学、現代日本語、メディアや表現言語などを、歴史学科では、主として「特講」(2回生以降)で、日本史コースは時代区分に対応して、世界史コースでは地域と時代区分に対応して、文化財学科では、日本・東洋・西洋の美術史(1回生)に始まって、考古学、文献史料、美術工芸史に関する「研究」や「特講」などを、児童教育学科では、「学校教育論」「こども理解Ⅰ(児童)・Ⅱ(幼児)」「教職入門」など教育に関する基礎的科目に始まり、児童教育コースでは算数・国語など教科別の教育法へ、また幼児教育コースでは保育のさまざまな領域を、卒業研究を展望しつつ、それぞれの学生の興味・関心に応じて学修することができる。

以上が文学部の科目編成の共通点と、一部学科・コースの固有性であるが、つぎに学科ごとにその特徴を略述する。

まず、英語コミュニケーション学科には、英語圏の言語や文化、英語教育、翻訳、通訳などを学ぶ英語コミュニケーションコースと、国際ビジネスの理論と実務を学び、ビジネススキルを身につける国際ビジネスコースとがある。ただしこれは、他学科のコース分けとちがって、コース別の課程編成

があるわけではなく、学生自身の科目選択、すなわち「International Business English」や「Theory & Application」の国際ビジネス、国際経済関係の科目を多数履修することによって成立する。つぎに、2回生後期には、海外の協定大学で実施される必修留学 Semester Abroad Program (SAP)がある。まずはその準備のため、1回生時と2回生時前期に「Reading & Academic Presentation」「Listening」「Writing & Vocabulary Building」で集中的に英語運用能力向上を図り、ついで「SAP準備講座」を履修し、留学先の国や地域・文化の理解を深めると同時に、留学中の各自の研究テーマを決める。SAPの前半では、英語と地域理解の関連科目を履修し、後半には各自の研究テーマに応じた現地でのリサーチを行い、最終成果としてリサーチペーパーもしくは現地でのプレゼンテーションという形でまとめる。なお国際ビジネスコースに対応しては、SAPプログラムにインターンシップをもちこんでいる。また、現地での滞在はホームステイであり、異文化理解能力の向上においてプログラムの重要な一部をなしている。このSAPは、大学の教育理念「臨床の知」に対応するプログラムでもある。SAP修了後は、「英語コミュニケーション演習」で卒業研究を視野に入れつつ、SAPで得た問題意識を専門的に学修し、併せて「Theory and Application」等で国際ビジネス、英語コミュニケーションの専門的な分野の理論と実践を学ぶ。このように英語コミュニケーション学科では、高度な英語運用能力と異文化体験を通じた異文化コミュニケーション能力の養成、ひいては豊かな人間性の醸成をめざしている。

つぎに日本語日本文学科は、日本語日本文学コースと書道コースを設け、1回生時よりコースに沿った専門の履修を開始する。2回生時から本格的にコース別学修となり、4回生時の卒業研究に向けて継続的な指導を行っている。コース別に詳述すると、まず、日本語日本文学コースの場合、1回生配当の「研究入門ゼミⅠ・Ⅱ」、2回生配当の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」で、古典文学・近代文学・日本語学・メディア表現の4領域を Semester 単位で学び、3回生ゼミの選択の時点で4領域からひとつを選ぶ組み立てとなっている。また、2回生時には「日本語日本文学講読 a～p」を3回生時には「日本語日本文学特講 a～p」を配置して、関連する他領域の科目を履修できるよう配慮している。書道コースは、1～4回生時に徹底して演習形式の科目を履修する。具体的には「書法Ⅰ～Ⅷ」および卒業制作に向けた「作品制作Ⅰ～Ⅳ」の科目を必修で履修させている。あわせて、日本語日本文学コース配置の文学系科目を専門選択領域に配置することで、学修内容にひろがりを持たせるよう工夫をこらしている。

歴史学科は、日本史、世界史の2コースが基本であるが、さらに上級レベルといえる女性史研究コースがある。同コースは日本史/世界史コースから独立しているのではなく、両コースに所属した上でさらにプラスして女性史を学ぶことになる(コースに分かれるのは、日本史・世界史が2回生時、女性史研究コースは3回生時)。それぞれのコースは、入門的なレベルからより専門性を高めたレベル、最終的には卒業論文の作成に至るまで、領域別科目を1～4回生時まで体系的に配置している。すでに述べた必修科目以外では、概説科目(日本史・東洋史・西洋史・考古学で、基本的には1・2回生時配当)、特講科目(日本史・世界史の時代別・地域別の各分野および女性史等に分かれる)、日本史・世界史・女性史の講読科目、さらに日本史では「古文書学」や「出土文字史料論」、世界史コースでは「外書研究」などの史料研究のための技能養成をめざす授業科目など、幅広く、かつ深い研究をめざした専門教育の授業科目を配置している。

文化財学科の教育課程における開設授業科目は別表の通りであり、その特徴は、3回生時に、埋蔵

文化財を対象とした「考古学コース」と美術・工芸・古文書を対象とする「美術工芸史コース」に分かれることである。ただし2007(平成19)年度にカリキュラム改定があったため、現在はこの年度を境に新・旧カリキュラムが併存している。これは、学科内のコース再編によるものであり、カリキュラムの大枠は変更していない。

必修科目は、すでに指摘したとおり4年間を貫く演習科目と、3回生時のコース分けを展望した考古学と美術工芸史の概説があるが、学科の特性から3回生時にそれぞれ、考古学と美術工芸史の「実習Ⅲ・Ⅳ」を置いている。また、2回生時には、3回生時でのコース分けに備えてそれぞれの「実習Ⅰ・Ⅱ」を置いている。

また、副専攻として「京都の文化財」をカリキュラムの中に位置づけている。科目のうち、「京都講座」は、実際に京都の歴史・文化財・伝統産業などの見学・体験を通じて歴史や文化を「臨地」で学ぶ。「京都の歴史と文化財」では学術交流協定を結んでいる真言宗醍醐派総本山醍醐寺との提携講座を設けている。

最後に児童教育学科には、小学校の教諭を目指す児童教育コースと、幼稚園教諭ないし保育士を目指す幼児教育コースとがあるが、1回生後期のコース分け前後に、まず「学校教育論」「教職入門」「教育心理学」「児童心理学」「こども理解(児童)」「こども理解(幼児)」(以上1回生時)、「教育課程研究」「教育方法の研究」「教育と情報技術」「教育制度論」(以上2回生時)など、専攻領域の基礎と倫理観を養う科目をまず学修する。その後、児童教育コースでは、各「教科教育法」や本学独自科目の「学級担任論」など、小学校での教科指導の原理と方法を講ずる科目を、幼児教育コースでは、「保育原理」「幼児体育」「小児保健」「小児栄養」など幼稚園教諭ないし保育職のための科目を系統的に学修する。

また児童教育学科では、学校や保育の現場経験の豊かな教員スタッフを配置すると同時に、教育や保育の実習に加えて、4年間を通して教育・保育の現場にボランティアとして参加するよう指導している。そしてこのボランティアを教育課程と直結するため、「研究入門ゼミⅡ」から4回生時の「教育演習」まで、授業でのレポート報告と体験交流を実施している。

以上、文学部での教育課程編成の概要を述べたが、最後に指摘しておく、英語コミュニケーション学科では、臨地での学修であるSAPを中心に異文化間で異なる道德・倫理観を体験することによって、また日本語日本文学科、歴史学科、文化財学科では、それぞれの専攻領域で日本の伝統的な道德・倫理に触れることによって、さらには児童教育学科では、教育・保育の現場での指導に立ち合うことによって、現代人にふさわしい倫理観を涵養している。

イ) 現代ビジネス学部

現代ビジネス学部でも、教育課程編成の中心は4年間を通じた演習科目である。すなわち、現代マネジメント、都市環境デザインの両学科とも、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」(1回生)、「基礎演習Ⅲ・Ⅳ」(2回生)、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」(3回生)、「専門演習Ⅲ・Ⅳ」(4回生)があり、文学部と同様にそれぞれの専攻領域に関わるテーマを対象に、大学での学修方法の手ほどき、課題の発見・設定の方法、史料の探索入門から始まって、プレゼンテーションの実際(レジュメの作成法含む)とそれをめぐる質疑・討論を通じて、自己の主体的な見解の構築、他者の見解の受容、それとの交流を体験し、現代社会に生きる人格にふさわしい「自立」と「共生」を身につける。そしてその結実は、卒業直前の「卒業研究」において検証される。ただし現代マネジメント学科では、2回生後期の「基礎演習Ⅳ」を、3回生以降の「専

門演習」への準備科目に位置づけている。

また両学科とも、1回生時に「現代マネジメント基礎論」「都市環境デザイン論Ⅰ・Ⅱ」を必修として、学科での学修の導入および概論を学ぶこととしている。

現代マネジメント学科の教育課程は、大学の教学理念を踏まえ、現代社会の多様な組織形態におけるマネジメントを総合的に教授し、かつ教養豊かなビジネスパーソンとなるための教育を行うために編成されている。そのうえで、現代社会の多様な組織・運営形態のマネジメントを学ぶために、ビジネスマネジメント、医療マネジメント、メディアマネジメントの3分野を学びのコースとして設定し、学生の専門性と進路設計に応じて、領域別科目を系統づけている。したがって1回生時に、基本的な学科共通科目として、「日本企業論」「会計学入門」「医療福祉マネジメント入門」「メディア論」を選択必修科目に配置して、後のコース選択を支援している。学生は、ここで少なくとも2分野の基礎を学んだのち、それぞれのコースに進み、対応する領域別科目を系統的に学修する。

ビジネスマネジメントでは、組織のマネジメントとマーケティング部門で活躍する人材を育成するために、「経営情報システム論」「経営戦略論」「人事・労務管理論」「企業と社会的責任」「マーケティング論」「会計学」「企業法」といった専門科目を用意している。また、「経営戦略論Ⅱ」「マーケティング論Ⅱ」など、企業の経営者や第一線で活躍する担当者などによる特別講義も開講し、「臨床の知」の一環として学生に経営の生きた知識を提供している。

医療マネジメントでは、「医療福祉経営論」「医療福祉政策論」「ヒューマンサービス論」「非営利組織論」「医療事務研究」「医療経済論」などを置くことで、医療福祉施設をはじめとする非営利組織のマネジメントを教授している。また、「公衆衛生学」「基礎解剖学」「精神医学」などの医学系科目も配置することで、基礎医学領域の学習にも配慮しているほか、資格試験に対応した「医療事務研究」も提供している。

メディアマネジメントでは、「コミュニケーション論」「マスメディア論」「空間メディア論」など、マスコミやメディア産業のマネジメントに関する専門科目を配置している。また、広告代理店やマスコミ関係者などを招いた「マスメディア実践」も開講している。さらに、社会調査の手法に基づき、企業や地域社会でのフィールドワークを実践するために、「社会調査・フィールドワーク入門」「社会調査方法論」「統計学基礎論」「データ分析論」なども用意している。

以上の3コースは専攻とは異なるため、コース横断的に専門科目を履修することも可能である。ただし、3・4回生時の「専門演習」は3コースのいずれかに所属しており、学生の関心と進路に応じて、専門研究を指導している。「専門演習」の変更は原則的に認めておらず、コース内容に特化した卒業研究の作成を学生に義務付けている。

ただし、2008(平成20)年度開設の救急救命コースは、そこでの学修の特性上特別な課程編成となっている。すなわち、このコースでは卒業後の国家資格受験に対応するため、必修科目が著しく多数におよんでいる。1回生時はコースの基礎教育であり、「専門基礎分野科目」群を設定して「解剖学」「生理学」など7科目を学修し、医療従事者として基礎である人体の構造・機能などの知識を習得する。同時に、「救急医学総論Ⅰ・Ⅱ」によって、救急救命士の職務や救急医療の概論を学ぶとともに、『命の教育』による倫理面の教育を行っている。その後救急の医学、疾病、検査、症候、処置法などを学ぶ科目を順次学びつつ、関連する実習で体験を積むことになる。ちなみに、「救急救命実習」は、1～4回生で11科目にのぼっている。

都市環境デザイン学科は、2008(平成 20)年度より旧文化政策学科をリニューアルして開設された学科であり、現在は新旧学科の課程が併行している。本学科は幅広い分野を含んでいるので、基礎段階から専門的に学びたい分野に向けて体系的に学修できるように、必修科目と選択必修科目、専門支持科目から構成されている。

文化政策学科では、2004(平成 16)年度より学びの内容と将来の進路イメージをより明確にするために「文化政策・文化経済コース」「観光・まちづくりコース」「アーツマネジメントコース」「建築・インテリアコース」という4つのラーニングコースが設定された。このことによって、学術研究・文化の発展や社会適用性の変化等を視野に入れた教育が担保されるとともに、学生一人ひとりが学習すべき専門領域を自ら選択・学習するプロセスが実現しつつある。なお、2008(平成 20)年度の都市環境デザイン学科では、「建築・インテリアコース」「観光・都市デザインコース」「文化プロデュースコース」のコース制となっている。

学生はコース別にまとまりのある学修をすすめるために、選択必修科目を中心に「コア科目」(選択必修、ただし12~18単位選択)、「発展科目 a」(選択必修)、「発展科目 b」(自由学修領域)を自由に選択できる。ラーニングコースは学修のパターンを示しているので、これに準じて一つのコースを集中的に学ぶことも、あるいは関心を持つ二つのコースの科目を適宜履修することも可能である。

さまざまな学問からのアプローチに配慮した入門・概論科目として「文化経済基礎論」「現代マネジメント基礎論」「文化政策論」「文化経済論」の講義科目を2回生で必修化しており(2008(平成 20)年度からは1回生時の「都市環境デザイン論」、2回生時からのラーニングコースを積極的に選択できるだけの十分な基礎知識の取得を促している。

本学教学理念の一つである「臨床の知」を実践するために、本学科の各講義、演習を通じて、学外ゲスト講師によるワークショップ/講演会(2007(平成 19)年度 11件)、大学キャンパスを離れて京都周辺の文化活動を直接見学・体験するフィールドワーク(2007(平成 19)年度 53件)を積極的に開催している。

4つのラーニングコースは以下の通りである。

1) 文化政策・文化経済コース

芸術文化の振興に関する国や地方自治体の公共政策や行政機関とともに豊かな文化社会の実現に欠かすことのできない存在となったNPOの設立や運営について学ぶ。

2) 観光・まちづくりコース

観光資源や歴史・文化資源など、地域の個性や魅力を引き出し、観光地の開発やまちの経済的・文化的な活性化を実現する方法について、多様な視点から学ぶ。

3) アーツマネジメントコース

音楽、ダンス、美術、工芸、デザイン、映画、詩歌、絵本など、さまざまな文化芸術をいかにすれば社会に伝えられるのか、どうすれば私たちの生活の中に文化芸術を楽しむ環境や文化芸術のかけがえのなさに気づく場をつくることができるのか、その方策を学ぶ。

4) 建築・インテリアコース

まち全体の景観や歴史・文化と調和した建築、福祉を視点としたバリアフリーデザインなど、広い視点から建築・インテリアに関する技術と知識を学ぶ。

ウ) 看護学部

看護学科の教育課程は、看護を「あらゆる場における人々の健康の維持増進に関与するケアリング」の面から把握し、「ヘルスケア・システム」と「ヒューマン・ケアリング」という2つの主要概念を組み合わせて編成されている。

学科の領域別科目を基礎科目、専門支持科目、専門科目に分類している。基礎科目は、ヒューマン・ケアリングの基盤となる人間理解の科目であり、人間の発達を心身相関で健康の面から理解し、健康を環境との相互作用で理解して、生活者としての豊かさが健康に起因することを学ぶ。またあわせて情報科学の基礎を学ぶ。専門支持科目では、保健・福祉領域の関連知識を学ぶ。すなわち、人間の身体の働きと機能を生活者として理解し、さらに健康と病気の成り立ちをライフサイクルの各ステージに対応させながら理解して、保健・福祉政策にまで至る。最後に専門科目では、看護学全体を概観し看護理論の変遷と看護理論を構築するための研究的視点を看護実践との関係において追究する。さらにヘルスケア・システムの各領域に応じたケアの専門知識・技術を習得し、臨地実習においてそれらの知識・技術を統合させ看護実践に応用できることを目的としている。

基礎科目の多くは、全学共通のベーシックスキル科目に含まれるが、学科固有の科目としては、「健康と文化の理解」の分野では「健康科学」(2単位)を、「人間と情報の理解」の分野では電子カルテの普及や看護統計情報の処理などに対応して「情報科学Ⅰ(基礎)」「情報科学Ⅱ(応用)」(各1単位)を必修としている。また、看護学研究に欠くことのできない自然科学系のものの見方・考え方、論文を書くための文献の読み方・レポートの書き方を学びつつ思考過程を育てるため「論理的思考」(2単位)を、患者との関わり、医療者間での関わりにおいて、コミュニケーション能力を身につけるため、「人間関係学」「エンカウンターグループ演習」(各1単位)を配置している。

専門支持科目では、看護学の専門科目の理解が深まるよう「体の仕組みと働き」「疾病の成り立ちと治癒経過」「人の豊かな暮らしと保健・福祉」の3分野に4年間で科目を配置している。第一の分野では、人体の仕組みと病気の発生・治癒過程を理解するため、「体の仕組みⅠ(総論・循環系・内臓系)」「体の仕組みⅡ(神経系・運動器系・感覚器系)」「体の働きⅠ(総論・循環・呼吸・消化器系)」「体の働きⅡ(内分泌・運動・神経系)」(各2単位)、「代謝と栄養」(2単位)を必修とし、合計6単位以上の履修を義務づけている。第二の分野では、「病理学の基礎」「免疫と感染」「薬理と薬剤」(各2単位)、「疾病論Ⅰ(呼吸・循環・消化器系)」「疾病論Ⅱ(脳・神経、筋・骨格系)」「疾病論Ⅲ(外科的疾患)」「疾病論Ⅳ(婦人科疾患と周産期)」「疾病論Ⅴ(小児科・精神科疾患)」(各1単位)を必修とし、合計11単位以上の履修を義務づけている。また、看護専門職者としての倫理的準備性の基礎として、「生命・医療倫理」(2単位)を選択科目で配置している。第三の分野では、保健福祉領域の知識を習得するために「保健医療福祉統計」「統計学基礎論」「保健社会学」「社会福祉学概論Ⅰ(総論)」(各2単位)、「保健・医療・福祉行政論」(1単位)を必修とし、合計9単位以上の履修を義務づけている。

専門科目は、「基礎・生活文化」「療養支援」「生活支援」「次世代育成支援」「国際・組織看護」「臨地実習」「メンターシップ関連科目」の分野に分かれている。

基礎・生活文化分野では、「看護学概論」「看護理論(総論)」(各2単位)、「看護過程論」「看護技術学概論」(各1単位)、「日常生活援助技術演習」(2単位)、「看護アセスメント技術論」「看護アセスメント技術演習」「治療過程に伴う看護技術論」「治療過程に伴う看護技術演習」「在宅看護技術論」「健康教育方法論」「健康教育方法演習」(各1単位)の15単位を必修とし、「看護理論(各論)」「看護倫理」(各

2単位)を選択科目としている。

療養支援分野では、「実践成人看護学概論」「実践成人看護学Ⅰ(慢性疾患)」「実践成人看護学Ⅱ(急性期・回復期)」「(各2単位)」「緩和ケア」(1単位)の7単位を必修とし、「クリティカルケア」「家族看護学」(各1単位)を選択科目としている。

生活支援分野では、「実践精神看護学概論」「実践精神看護学」「実践老年看護学概論」「実践老年看護学」「実践地域看護学概論」「実践地域看護学Ⅰ(地域看護方法論)」「実践地域看護学Ⅱ(地域援助論)」「(各2単位)の14単位を必修とする。

次世代育成支援分野では、「実践小児看護学概論」「実践小児看護学」「実践母性看護学概論」「実践母性看護学」(各2単位)、合計8単位を必修とし、さらに助産師の国家試験受験資格を目指す学生のために「助産学概論」(1単位)、「助産診断・技術論Ⅰ(助産過程の基礎)」「助産診断・技術論Ⅱ(助産過程の展開)」「(各2単位)」「助産管理学」「看護の質とリスクマネジメント」(各1単位)を自由科目として開講している。

国際・組織看護分野では、「国際看護学Ⅰ(基礎)」「看護管理学」「看護教育学」(各2単位)を必修とし、「異文化コミュニケーション論」(1単位)、「国際看護学Ⅱ(応用)」「医療経済論」(各2単位)、「看護キャリア開発論」(1単位)を選択科目として開講し、合計6単位以上の履修を義務づけている。

臨地実習では、1回生時に「基礎看護学実習Ⅰ(コミュニケーション)」(1単位)、2回生時に「基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開)」(3単位)を行う。3回生時の前期から後期にかけて専門看護学実習として「成人看護学実習Ⅰ(回復期・ターミナル)」「成人看護学実習Ⅱ(急性期)」(各3単位)、「老年看護学実習」「精神看護学実習」(各2単位)、「地域看護学実習」(3単位)、「小児看護学実習」「母性看護学実習」(各2単位)を実施し、合計21単位を必修とする。また4回生時には「総合看護学実習」(2単位)として(総合)(母性・助産)(地域)の各分野を選択必修として実施している。

こうした教育課程に加えて、看護学科では、メンターシップによる主体的な学習態度の養成、卒業研究の履修指導を導入している。すなわち、1・2回生時で「基礎演習Ⅰ(研究入門)」「基礎演習Ⅱ(研究方法)」「基礎演習Ⅲ(看護学研究入門)」「基礎演習Ⅳ(看護学研究方法)」(各1単位)を必修とし、少人数クラス(約10-20名)で問題解決のための方法や知識の習得方法をアドバイスし、学生と教員の知的なふれあいを通して主体的に学ぶ姿勢を獲得するようにしている。

卒業研究の履修指導については、4回生時にゼミナール形式の「卒業演習」(2単位)を必修とし、研究テーマにより専門分野の教員がアドバイザーとなり、履修した講義の内容と臨地実習での経験を卒業研究にまとめるための援助を行っている。看護実践の諸現象を客観的に見極めて科学的に検討し、論文形式で発表する。また、研究の中で看護対象者などと信頼関係を構築し、社会・文化的環境への視野を広げ、自立して研究計画に取り組むよう指導する。そして、学生が実習施設などへの調査や研究に積極的に参加し、卒業後も自立した看護職者として社会で活躍できるように成長を促す。

なお、必修科目が多数あり、履修形態も複雑なことから、履修モデルを作成し、ガイダンスや履修の手引き等で提示するとともに、アドバイザーによる個別指導も必要時実施している。

なお、卒業要件を満たす履修単位は以下のとおりである。

表3-8 看護学部要卒単位数

	必修	選択必修	合計	助産師
基礎科目	12	12	24	—
専門支持科目	26	—	26	—
専門科目	75	4	79	10
合計	113	16	129	—

この要件を満たしたのものには、学士(看護学)の学位を授与し、看護師および保健師国家試験受験資格を、さらに所定の科目を履修したものには、これに加えて助産師国家試験受験資格を与える。

[点検・評価]

以上本学各学部の教育課程は、いまのところ全体として大きな問題なく機能しているといえよう。完成年度に達していない学部・学科を除いて、4年修了時の卒業研究が各学科とも一定の水準を維持していることによって、それが検証されている。また日本語日本文学科書道コースでは、「全日本高校・大学生書道展」大学団体の部で6年連続団体最優秀校に選ばれており、その実績は広く学外でも評価されている。

ただし各学部の学科単位でみると、一部には問題点がある。たとえば文学部では、英語コミュニケーション学科で、SAP帰国後に英語運用系の科目が少なく、しかも他の科目と選択必修で組み合わせられているため、かならずしも多数の学生が履修するわけではないという問題がある。また歴史学科では、日本史・世界史それぞれのコース選択が学生の自主性にまかされており、課程編成上の制限がないため、両コース間で学生数のアンバランスが生じている。この点では、現代ビジネス学部の旧文化政策学科でも同様の問題があり、特定の「専門演習」に希望者が殺到することもあり、その授業運営に問題が生じたことがある。また看護学部看護学科では、保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則の適用が義務づけられており、それに応じた科目を体系的に配置できてはいるが、そのために必修科目数が著しく多くなり、一般教養的科目の履修を妨げているという問題がある(全要卒科目の87.6%)。これらの点に関しては、学部・学科ごとの検討が必要である。

倫理性を問う教育について、現代マネジメント学科では「企業と社会的責任」を開設し、看護学科では、「生命・医療倫理」「看護倫理」の科目を設けている。これらは技術が高度化し、法令等が複雑化する中で職業倫理を養う目的をもつものであるが、他学部・学科でもこのような視点からの教育内容を検討する必要がある。

また、すべての学部・学科についていえることであるが、近年の後期中等教育修了者にみられる学力の多様化が大きな問題となりつつある。この問題は、当面教育課程の変更に至るまでは思われないうが、少なくとも初年次教育の内容に関しては、全学的な検討が必要と考えられる。

[改善方策]

前項で挙げた問題点については、一部改善策が決定されている。英語コミュニケーション学科のSAP終了後の英語運用能力強化については、2010(平成22)年度の学部再編に際して、3年生時の運用関連科目必修化が決定している。また看護学科では、完成年度を経た2009(平成20)年度にカリキュラム改定を予定しているが、そこで領域別科目間の合理化によって、要卒単位数を他学部と同じ124と

すること、課程編成に余裕を持たせることが案にもられている。職業倫理を養う目的を持つ科目については今後のカリキュラム改革の中で検討する。さらに全学的な初年次教育の問題では、2008(平成20)年度より全学の初年次教育再構築が提案されており、すでに同年夏には全学科の中間まとめが報告され、2009(平成21)年度より再構築されたシステムが稼働する予定である。

(5) カリキュラムにおける高・大の接続

[現状説明]

カリキュラムにおける高・大の接続は、全学的にみて、以下の3点で図られている。まずは、入学直後の全学的ガイダンスと学科別ガイダンスであり、つぎに同じく入学直後の新入生キャンプ、最後が1回生時の演習科目(文学部では「研究入門ゼミⅠ・Ⅱ」、現代ビジネス学部と看護学部では「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」)である。

ガイダンスでは、新入生に対して大学での学びのしくみや獲得すべき力について説明し、高等学校と大学における学びのスタイルの違いについての理解を促すとともに将来像をイメージさせている。

また新入生キャンプでは、学部・学科ごとに多様な取り組みがなされているが、日本語日本文学科、歴史学科、文化財学科、現代マネジメント学科では、大学での学びを「臨地で」体験するため、史蹟・文化財、工場見学や文化施設見学などを織り込み、具体的なイメージの構築を試みている。英語コミュニケーション学科では上回生によるSAP体験の報告、児童教育学科では遊具づくりの体験などを通じて、これも一種の「臨地」体験を提供している。なお、各学科ともこのキャンプに上回生を参加させ、年齢の近い先輩学生と接することによって、学びのイメージをよりいっそう明確にしている。

最後に1回生時の演習科目では、主体的学習の姿勢、自己の見解の論理的発信、他者の見解の受容、疑問点と学習課題の発見などを獲得目標とし、個々の学生のプレゼンテーションとそれをめぐる質疑・討論を通じて、体験をテコに大学での学びを体得できるよう工夫している。なお、この演習科目の担当教員はクラスアドバイザーを兼ねており、学生個人に対する指導・援助、たとえば入学直後の不適応へのケアなどを行い、高・大接続時に生じる問題に対処している。

現代ビジネス学部都市環境デザイン学科では、夏期休暇中に「まちづくりレポート」を全員に課して臨地での調査と報告を体験させ、1回生時前期の教育効果の検証にあてている。

[点検・評価]

ガイダンス、新入生キャンプ、初年次の演習科目ともに、所期の成果を上げていると考えられる。たとえば看護学科の成果発表と検討会では、演習とアドバイザー制度(看護学部では、「メンターシップ」と呼んでいる)の教育システムにおける成果として、「学生から教員への相談しやすい環境の整備」「メンタルヘルスの維持・向上」「入学時から学生という対象を理解するうえで有効」「他の授業での学生指導への反映」などが挙げられている。他学部・他学科の評価でも、1回生時の演習科目は、例外なく所定の成果を上げていることがわかる。

ただし、問題点がないわけではなく、とりわけ深刻なのは、複数の学科で指摘されているが、新入生の学力多様化の問題である。「基礎的な知識に欠ける学生」、歴史学科における「世界史未修」問題、「全体としての学力低下」「本が読めない、文章が書けない、知的好奇心が乏しい学生」などが、複数の学科から報告されており、今後早急かつ抜本的な対応が迫られている。また一部の学科では、1回

生の演習科目に関して、学科内での統一が不十分な点が指摘されている。

[改善方策]

すでに述べたように、初年次教育の再構築が全学的に進行中である。基礎学力の補強(歴史学科の世界史未修問題、看護学科での生物、化学の補強など)、大学生にふさわしい Study Skill(史料探索法、プレゼンテーション能力)、専門領域に関する基礎知識の養成(指定図書の提示など)など、初年次に養成すべき基礎的能力を明確にするとともに、対応策を検討中である。2008(平成20)年夏期の中間報告、2009(平成21)年当初に予定の最終報告を通じて、学科ごとに具体的な対応策を構築中である。日本語日本文学科での共通テキスト作成の模索、看護学科における未修教科補習に関する学生アンケートの実施など、すでにいくつかの有効な方策が実施・提案されつつある。最終的な方策は、2009(平成21)年当初の最終報告を待たなければならないが、この作業によって、前項で指摘された学科内での意思統一の問題も抜本的に改善されるものと考えている。

(6) カリキュラムと国家試験

[現状説明]

本項目に該当するのは、現代ビジネス学部の現代マネジメント学科救急救命コースと、看護学部看護学科のみである。したがって、ここでは該当学科ごとの説明とする。

救急救命コースにおいては、救急救命士国家試験合格は大きな教育目標である。現在は1回生が在学するのみで、まだ国家試験受験者はでていない。1回生時の段階から日常の授業を国家試験対策の場とすることには問題があるが、各教員においては学問の面白さを学生に伝えるとともに、救急救命に関するコアカリキュラムの内容はもとより国家試験の内容をも念頭に置いて授業を進め、普段の成績が国家試験の合格の目安にもなるように心がけている。具体的には、授業内試験などにおいて半分程度の内容を国家試験に則したものとしている。

看護学部看護学科のカリキュラムは、厚生労働省の保健師助産師看護師学校養成所指定規則を受けて、看護師および保健師の教育カリキュラムを統合させたいわゆる統合カリキュラムである。カリキュラムは、基礎科目・専門支持科目・専門科目で構成されている。看護が人間の健康問題を扱う人間科学であり、看護学の関連領域の学問を幅広く理解する必要があるため、人間理解のための基礎科目を重視し、専門支持科目では看護学を理解するための知識として、保健・福祉領域の関連知識を重視している。専門科目では、看護学の専門領域を深めるためにヘルスケア・システムの各領域に応じたケアの専門知識・技術を習得し、看護師、保健師として、臨地実習においてそれらの知識・技術を統合させ看護実践に応用できることを目指している。なお詳細は、既述の学科教育課程を参照されたい。

本学では、当然のことながら、このカリキュラムが上記「指定規則」に定める教育内容を国家試験受験資格に不足のないよう、必要なすべての科目を卒業要件129単位のうちに配置して、文部科学省に申請のうえ認可されている。

また、所定の科目を履修した場合、助産師国家試験受験資格を与えることにしており、上記単位に加え、保健師助産師看護師学校養成所指定規則にもとづき10単位の専門科目を設定している。

[点検・評価]

現代マネジメント学科救急救命コースは、2008(平成20)年度開設であり、いまだカリキュラムと国家試験の関係を点検・評価する段階にない。

看護学部看護学科では、国家試験受験資格との関連から見ると配当科目や配当回生などの点では、特に問題はなくカリキュラム編成がなされていると判断できる。しかし、2008(平成20)年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正にもとづいて、現行カリキュラムを評価してみると、以下の点で検討を必要とすると思われる。

- 1) 専門基礎分野の「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」は、人体に関する学問それぞれを系統立てて深めるだけでなく、臨床で活用できる知識として修得することを目的としているが、担当者間の連携がやや希薄であるため、対象科目群での学修の統合は学生に委ねられている現状である。
- 2) コミュニケーション技術、フィジカルアセスメントの教育内容の確立については、すでに現行カリキュラムでも施行されている。しかし、コミュニケーション技術は、「人間関係論」で扱っているものの、これが必修科目ではないため、学生により学修内容に差が出ている。必修科目の設定を検討する必要がある。また、コミュニケーションについての理解を深めることをメインとするコミュニケーション実習も、より教育内容の充実を図る必要がある。

「在宅看護論」と「看護の統合と実践」の教育内容としての確立については、「在宅看護論」はすでに現行カリキュラムで施行されている。しかし、統合の面では地域看護学実習に委ねられており、在宅看護を実践するまでには至っていないのが現状である。「看護の統合と実践」については、現行カリキュラムで不足感があるのが、各看護学の実習で複数の患者の受け持ちや夜間の実習をするなどである。総合看護学実習では、複数患者を受け持ったり、夜間の実習も行ったりしているが、学生の学習目標により体験に差が出ている現状である。

[改善方策]

看護学部看護学科では、2009(平成21)年度に向けてカリキュラムの改正を行っている。看護学において、人体を系統的に理解し臨床で活用できるようにするために、人体の機能・構造、疾患、検査のそれぞれを関連させながら、従来の科目群の教育内容の精選を行っているところである。科目としては、「フィジカルアセスメントⅠ・Ⅱ」では人体の機能と働きやそれらを理解するための知識の理解を、「フィジカルアセスメント演習Ⅰ・Ⅱ」では、「フィジカルアセスメントⅠ・Ⅱ」で得た知識から、看護の視点において人間の身体を観察し、理解する手法を学ぶこととし、それぞれの開講時期や進度なども検討中である。

現在は、コミュニケーション能力育成のための実習を病院で実施しているが、その実習場所を地域へと移行する方向で考えており、それに代わる実習がライフサイクル論実習である。この実習では、地域で生活するさまざまな発達段階の人と関わり、発達段階の特徴を理解できるよう計画している。そこでの取り組みの主な目的はさまざまな世代の対象とのコミュニケーションを通して看護の対象の理解を深めることにあり、その後の実習をより発展させるものとなるであろう。特に対象として考えているのは、日頃学生が触れ合う頻度の少ない乳幼児期や老年期の人々である。

また、コミュニケーション能力の育成という視点で、2008(平成20)年度の学内演習において、地域

の住民に模擬患者として参加を依頼し演習を実施した。学生は緊張しながらも、模擬患者との関わりを通して、コミュニケーションの大切さを認識し、専門職としての姿勢について考える機会を得ている。また模擬患者となった地域住民の方からは企画の趣旨への理解を得られ、学生への教育的関わりを得ることができた。今後もこのような取り組みは続けていきたいと考えており、参加住民の選定方法や依頼方法、演習での関わり方などについて、検討を進めている。

看護の統合と実践では、主に地域看護学実習と総合看護学実習の教育目標の見直しを行う必要がある。まず、地域における在宅看護の実習では、後述するような実習を取り入れ、改善を図る。ヘルスプロモーション実習では、地域の対象者への関わりを通して、ライフサイクル各期における人々の健康の保持増進を図るための看護方法論を学んだ後、地域に暮らす健康レベルの高い人を対象に健康増進支援活動を実施できることを目指しており、現在運営方法について検討している。

総合看護学実習では、複数の患者を受け持ち、看護チーム内での連携を学んだり、より個別性を理解したりすることが可能となろう。夜間の実習においては、患者の24時間の生活と看護の連携や継続を理解することを可能にするであろう。現行の総合看護学実習においては、学生が各自の目標を掲げる過程を踏んでいるが、その過程において、これらの目標が盛り込まれるような実習内容を教員が示唆することで、改善を図ることができると考える。

(7) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨地実習

[現状説明]

現在のところ該当するのは、看護学部看護学科のみである。看護学科における看護学実習は、カリキュラムの23単位(助産師国家試験受験資格を取得したい者については、加えて4単位)を占め、その基本的考え方と目標を以下の通りに設定している。

【看護学実習の基本的な考え方】

- (a) 看護学実習は、ヘルスケア・システムの各領域に応じたヒューマン・ケアリングの専門知識・技術を習得し、それらの知識・技術を統合させ看護実践に応用できることを目的とする。
- (b) 看護学実習の場は、保健・医療・福祉の連携が図られるように、医療機関および地域の保健・福祉施設とする。
- (c) 看護学実習は、6人程度の学生から成る少人数制で行う。また、学生の自主性を尊重し、かつきめ細かな指導を行う趣旨から、原則として、1人の専任教員、または助手が1グループを担当する。
- (d) 1回生時後期に「基礎看護学実習Ⅰ(コミュニケーション)」を行い、2回生時後期には「基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開)」を行う。3回生時後期においては、専門看護学実習として科目により2週間または3週間ごとの実習を行う。また、講義の内容と実習が関連するように課題学習やライブラリー・スタディなどの自己学習を行うように指導する。

【看護学実習での目標】

- (a) ヘルスケア・システムの各領域でのヒューマン・ケアリングを行うための看護の実践的な技術、問題解決能力を身につける。

- (b) 基礎看護学実習では、対象者とのコミュニケーションにより対象者の全体像と生活上のニーズを把握することを目標にし、それに応じた生活援助・看護技術を用いて看護過程を展開する基礎能力を養う。
- (c) 専門看護学実習では、基礎看護学実習を受けて、ライフサイクル、生活の場によって異なる対象の健康問題、および看護上のニーズに応じて看護を展開する。
- (d) 総合看護学実習では、看護学実習のまとめとして、学生が自分の関心、問題意識に基づき、分野を決めて自主的に実習を展開する。看護職者として自立するためのトレーニングとしてこの実習を行う。

実習科目の回生時配当にあたっては、次の点を考慮している。①各実習は、できる限りその関連する授業科目の講義・演習を終えた後の時期に行う。②「基礎看護学実習Ⅰ(コミュニケーション)」は、専門科目の学習の導入として、1回生時の後期に行う。この実習では、生活者および病床にある人と関わり、健康上のニーズを理解するとともに、自己の新たな課題を見だし、看護職者としての社会的役割を学ぶことを目的とする。③「基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開)」は、2回生時に行う。学生は、この実習で患者を受け持ち、対象との関わりに留意しながら生活行動援助を中心に実習する。④「成人看護学実習Ⅰ(回復期・ターミナル)」「成人看護学実習Ⅱ(急性期)」「老年看護学実習」「精神看護学実習」「地域看護学実習」「小児看護学実習」「母性看護学実習」は3回生時に行う。これらの実習では、対象の理解とアセスメントに基づき、必要な看護を計画、実施、評価するという看護過程の学習に重点を置き、また幅広い分野で実地に看護を体験する。⑤「総合看護学実習」は、4回生時に行う。この実習では、それまでに学習したことを総合し、自己の学習目標に応じてさらに深く看護を探究する。⑥「助産学実習」は学生の選択により、4回生時に行う。

また、実習運営にあたっては、看護学科内に看護学実習検討委員会を設置しており、種々の検討課題について教員間で議論しながら進めているところである。

実習施設は、各実習科目の実習目的、施設の概要や施設までの交通手段等を考慮し選定した。基礎看護学実習を行う病院をはじめ、専門看護学実習には病院のほか、保健所・保健センター、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、保育所等を実習施設としている。

看護学実習は、すべて臨地での実習形式で行っている。実習は、臨地での専任教員および助手や実習施設の指導者のもとで、学生自らが看護を実践することを中心とする。この方針に基づき、学生は、原則として以下の方法で実習を行う。

- (1) 各実習科目の実習目的・目標・方法に基づいて実習を行う。
- (2) 原則として受け持ち患者制をとり、専任教員および助手や実習施設の指導者の指導のもとで、学生が看護計画を立案し実践する。ただし、集中治療・緊急時の看護などにおいては、受け持ち患者以外の対象についても、治療・看護の場に参加・見学するという方法で実習を行う。

実習指導体制は以下の通りである。

(a) 専任教員の配置

- ①実習担当の責任者として、専門領域ごとに教授等を配置する。
- ②各実習科目は、原則としてその領域の専任教員および助手が担当する。

③専任教員および助手は、原則として一人あたり6人程度の学生を担当する。

④専任教員および助手は、原則として実習期間中は一定の実習場所を担当する。

(b) 実習施設の指導者の配置

①各実習施設には、実習場所ごとに指導者を配置する。

②指導者は、臨床経験が豊富で学生の教育に情熱を持ち、指導力のある実践者に依頼する。その際、各実習施設の施設長の推薦を得る。

(c) 指導方法

各実習科目の専任教員および助手は、指導の責任を負う。専任教員および助手と実習施設の指導者との間では、原則的に、次のように役割を分担し、指導計画を作成する。

①専任教員および助手

ア 実習施設の指導者と実習内容等について、適宜、協議・調整し、学習目標達成の責任を持つ。

イ 学生が、次のような学習を行うことを援助する。

- ・自らが実習という機会を通して、主体的に学んでいくこと。
- ・実習場において看護を実践すること。
- ・体験を概念化したり、既習の諸理論との統合を図ること。

ウ 実習評価を行い、学生が自己の課題を明らかにできるように、適切な指導・助言を行う。

実習評価は、原則として専任教員および助手が行い、専任教員が単位認定を行う。評価は、実習科目ごとに評価基準を策定し、総合的に学習内容の到達度を判定する。なお、専任教員および助手は、必要に応じて実習施設の指導者の意見を聞いて、評価を行う。

エ 学生とともによりよい看護を探究していく。

②実習施設の指導者

ア 学生に対して、実践を通して看護の役割モデルを提供する。

イ 学生の実習時の具体的な行動に関する指導を行う。

ウ 実習するうえで必要な情報を提供し、学生が学習の機会を広げられるようにする。

エ カンファレンスなどの意見交換を通して、学生が学習を深めることができるように、適切な指導・助言を行う。

なお、学生が、実習を効果的に行うために、実習施設との間に次のような連携体制をとっている。

(a) 実習計画は、専門領域ごとの教授等が、実習施設と協議・調整のうえ、立案する。

(b) 実習施設の指導者から十分な理解と協力が得られるように、実習連絡会議を開催し、実習に関する説明や実習施設側との意見交換を行う。

(c) 実習場所ごとに、専任教員および助手と実習施設の指導者が、具体的な打ち合わせを行う。また、実習期間中においても、相互に必要な情報交換を密にし、指導にあたる。

(d) 看護学実習連絡協議会を設置し、毎年、実習施設を対象とした実習に関する説明や意見交換等の機会を設けている。開催期日および参加者については、次のとおりである。開催時期が年度によって異なるのは、学年進行に伴い、実習施設に最も効果的に実習内容について説明ができる機会を選んだからである。

第1回京都橘大学看護学実習連絡協議会：2005(平成17)年8月5日開催、実習施設からの参加者22

名、看護学科教員・教務課からの参加者 24 名

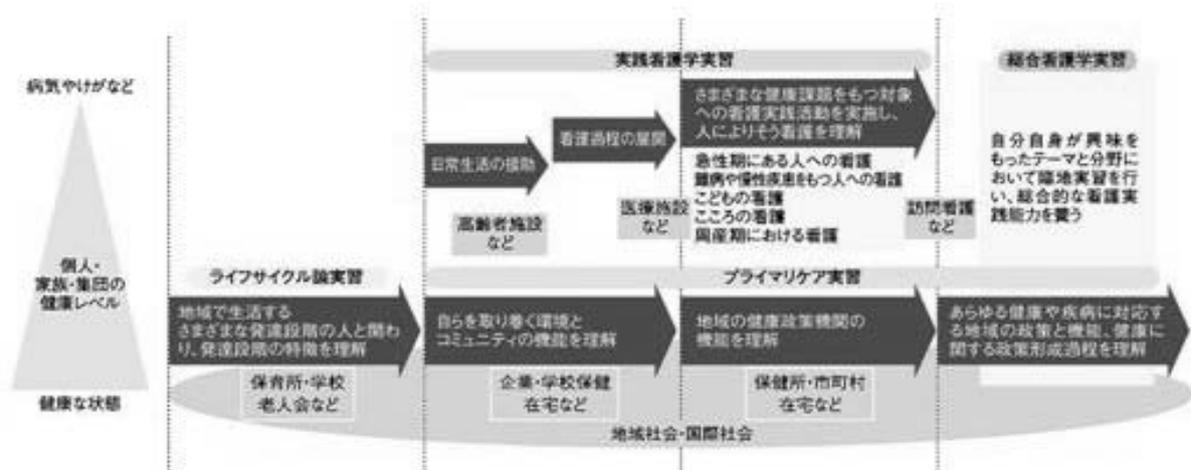
第 2 回京都橘大学看護学実習連絡協議会：2006(平成 18)年 11 月 2 日開催、実習施設からの参加者 25 名、看護学科教員・教務課からの参加者 29 名

第 3 回京都橘大学看護学実習連絡協議会：2008(平成 20)年 1 月 31 日開催、実習施設からの参加者 26 名、看護学科教員・教務課からの参加者 34 名

[点検・評価]

本学看護学科の臨地実習については、まず、保健師助産師看護師学校養成所指定規則による国家試験受験資格を満たす単位数となっている。また、学士課程における看護学教育で求められている、看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培うこと、創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶこと、人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となることについて、本学看護学科の臨地実習では、その目標に到達できる実習目的と内容・方法となっている。

4年間の実習イメージ



ところで、本学は附属機関としての実習病院を持っておらず、京都府全域をはじめとし、大阪府や滋賀県等、幅広い臨地領域で実習を行っている。多くの施設での実習は、看護の現状を広く学習でき、多角的な視野を育むことにつながるが、一方で、「実習準備に多くの時間と費用を費やす」「遠方にある実習施設においては、学生の通学に身体的、時間的、経済的負担がかかる」「少人数の受け入れしかできない施設においては、限られた教員数で施設との連携を保とうとすると実習調整に相当の時間を費やす」等の短所もある。また、実習施設の実習指導体制に関するハード面、ソフト面における水準が一定でないこともある。

実習施設との連携においては、今後も十分に検討していかなければならない。

[改善方策]

2009(平成 21)年度からの新カリキュラムにおいても、現在の実習施設とは継続して連携していくた

め、実習施設との連携においては、とくにソフト面に関して、大学が十分な協力体制を作ってサポートしていきたい。また、教員は、実習施設との連携体制を継続し、事前準備や実習方法について、臨地指導者と相談しながらより効果的な実習指導ができるようにしていく。京都橘大学看護学実習連絡協議会については、今後も継続して開催し、実習施設との意見交換等を行っていきたい。

なお、新カリキュラムにおける臨地実習の構成、内容、方法については、上図のように現行カリキュラムの考え方を踏まえ、特に、保健師・助産師・看護師の三職種統合教育と地域との連携を強化したものとした。

(8) インターンシップ、ボランティア

[現状説明]

インターンシップに関しては、自由学修領域科目中のキャリア形成科目・テーマ「キャリア開発」内に、科目として「インターンシップA(ビジネス)」「同B(図書館司書)」「同C(行政)」「同D(NGO・NPO)」が開講されており、毎年一定数の希望する学生が履修している。

個別学科の対応としては、英語コミュニケーション学科国際ビジネスコースのSAPアメリカプログラムにはインターンシップが組み込まれている。また、日本語日本文学科では日本語教員志望者に対して、協定校である台湾の淡江大学で日本語教育実習を実施し、2単位を認定している。さらに、現代ビジネス学部現代マネジメント学科では、学科独自の専門科目として「インターンシップI」(2単位)を設置している。企業や非営利組織における就労体験を通じて、学生が多様な組織のマネジメントやマーケティングの重要性を認識し、大学での学びを動機付け、将来の進路選択に資することが目的である。インターンシップへの参加に際しては、就職進路課が主催する15時間の事前研修の履修と演習担当教員による個別面談を義務付けるほか、終了後には体験報告会を開催している。事業所はホテル、広告、マスコミ、メーカー、商業施設、病院、NPOなどである。実習期間は10日間の短期インターンシップを夏季休暇及び春季休暇中に実施しており、受講者は春夏あわせて20名程度である。

ボランティアに関しても、児童教育学科を除けば教育課程と直結している例はない。英語コミュニケーション学科のSAPカナダプログラムに現地の小学校、幼稚園、老人ホームなどでのボランティア活動が組み込まれていること、同アメリカプログラムに現地大学の日本語クラスでのティーチング・アシスタントが組み込まれているくらいである。

一方、児童教育学科では、3回生時の実習を充実させる足掛りとして、またより高い専門性を身につけさせるために、「現場を知る」「現場実態から学ぶ第一歩」としてのボランティア活動に、1回生時から積極的に取り組むよう奨励している。ただし、教育課程において単位認定の対象とはせず、「研究入門ゼミⅡ」や「基礎演習」の学習課題に位置づけているのみである。すなわち、近隣の小学校・幼稚園・保育園(所)・児童館・病院内学級等の教育・福祉施設において、幼児・児童健全育成に関する行事への参加・支援、および日常的な学習支援活動を行い、各活動に際しての記録を整理し、以後の活動に生かす活動が上記授業科目に組み込まれている。

ボランティア活動を始めるのは、2つのコースに分かれて学習を開始する1回生後期からである。幼児教育コースでは、地域の保育園(所)で開催される運動会・お誕生会・発表会等の行事に参加し、支援活動を行う。児童教育コースでは、近隣の小学校における授業内学習支援活動を中心にして、京都市教育委員会および各小学校のボランティア活動要請に応じる形で学習支援・部活動支援・図書館

ボランティア・遊びボランティアなどの活動を行う。

とりわけ、児童教育コース生には、1回生後期から、京都市立大宅小学校にて授業内サポーターとして継続的・持続的な活動に取り組ませている。児童教育学科では学科創設時から、京都市立大宅小学校との間で綿密な事前協議を重ね、連携活動を重視した計画を立てている。それゆえ、週1回以上のペースで授業内サポーターが可能となり、子どもの変化や小学校教員の教育活動に触れるという学習体験を持つことができるようになってきている。学習課題として終了した後も、自主的・継続的な活動が展開されている。

2回生の「基礎演習」では、1回生後期の活動を主体的・発展的に展開させるために、ボランティア活動の内容と種類の範囲を拡大し、各学生が必然性を持つフィールドで展開するように指導している。児童教育コース生であっても、保育園(所)や幼稚園、児童館、病院内学級等の時間内外保育、授業内および放課後学習支援活動、母校(小・中・高校)の部活動支援、地域支援活動、ボーイスカウトなどにおける幼児・青少年の健全育成活動など、多種多様な活動を展開し、学びを組織している。

ボランティア活動の推進にあたっては、本学事務局の一つである「スチューデントセンター」の援助のもと、ボランティア保険への加入体制を整えている。

[点検・評価]

英語コミュニケーション学科のSAPカナダプログラムにおけるボランティア活動では、参加時間数を記した修了証が発行されており、帰国後就職に活用している学生もいる。またこれを契機に、帰国後も独自にボランティア活動に取り組む学生も多く、一定の教育効果を上げている。しかし、国際ビジネスコース対応のSAPインターンシップでは、英語力の問題から限られた事業所でしか実施できていない現状がある。日本語日本文学科で実施されている、台湾での実習は日本語教員としての実践的な力量を養成するうえで大きな成果を上げている。現代マネジメント学科の独自インターンシップでは、導入初年度において事前研修を修了せず実習に参加し、受け入れ事業所とトラブルを惹起した学生が複数名いたために、実習とは別に15時間の事前研修を課すことにしている。しかし、受講生側からは、単位数に比して負担が重いという意見が出されている。また、事前研修とは別に、成績要件(原則としてGPA2.3以上)をも課しているため、インターンシップに参加できるのは成績上位学生に限られる結果となっている。また全学的に言えば、インターンシップに参加する学生数がそれほど多くはなく、今後の課題となっている。

また児童教育学科では、学科そのものが開設後2年目であり、学外での学習活動としてボランティア活動が定着するにはなお時間が必要である。しかし、2年目においても、すでに多様な現場の実態に学ぶことの重要性をすべての学生が実感している。それは、学外での活動のみに終始するのではなく、活動の記録と整理をもとにしたフィードバック学習が大きな意味を持っているからである。学内学習における理論学習および演習と結びつけながら、実際的な教育実践のあり方や教師のありようを自らに引き寄せて学びつつあることは意義深い。

ただ、今日の厳しい教育状況下では、保育や教育の現場が求める活動内容と、学習課題として学ばせたいこととの整合性が課題となっている。現場では困難な子どもの状況に対応するサポート活動が中心とならざるをえず、本来あるべき積極的な教育的働きかけには目が向かず、子どもの発達の見通しを目の当たりにすることでつかめる前向きな問題意識とはかけ離れた実感を持ってしまふことがあ

る。また、純粋なボランティア活動である場合は指導・管理の対象ではないが、学外学習として位置づけているため、活動学生数が多い現実にあつては、現場実態の詳細把握、指導可能な範囲としての活動場所の確保、大学教員と現場との指導連携の限界という課題がある。

[改善方策]

学科独自のインターンシップを実施している現代マネジメント学科では、「点検・評価」の項で指摘した問題点を解決するため、2010(平成22)年度をめぐりにカリキュラムを見直している。具体的には、事前研修自体を単位認定すること、担当教員による面談と指導を徹底すること、また、成績不振者等に対する別の社会体験プログラム(工場見学など)の実施、TOEIC 成績上位者を対象とした海外企業研修などを検討している。

また、教育・保育現場に多数のボランティアを送っている児童教育学科では、今後とも派遣可能な多様な現場を開拓するため、広範囲にわたる情報の収集を行うとともに、現在派遣している現場との密接な連携にあたる専用窓口の設置を考えている。

(9) 授業形態と単位の関係

[現状説明]

本学における単位の計算方法は、講義形式および演習形式においては、大学での授業 15 時間、予習復習 30 時間の計 45 時間で、実験、実習および実技科目においては大学での授業 30 時間、予習復習 15 時間の計 45 時間で 1 単位としている。本学では 1996(平成8)年度より Semester 制を採用しており各期 15 週の授業を行う学年暦としている。講義形式および演習形式の授業においては週 1 回の授業を 15 回実施し 2 単位としている。また、実験、実習および実技科目においては週 1 回で 15 回の授業を実施した場合は 1 単位、週 2 回で 30 回の授業を実施した場合は 2 単位としている。

こうした単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項にもとづいたものであり妥当であるといえる。

また、学年暦において半期 15 週の授業時間が確保できるようにしており、各授業が確実に 15 回実施できるようにしている。

本学では、看護学部看護学科の一部科目を除き、完全 Semester 制を採用している。授業形態と単位認定の関係は、講義科目と 1～4 回生の演習科目(「研究入門ゼミ」、「基礎ゼミ」、「基礎演習」、「専門演習」、看護学科の「総合演習」)は週 1 回・15 週で 2 単位、英語をはじめとする外国語科目は週 2 回・15 週で 2 単位、「情報処理演習」や資格関係科目の各種「演習」などは週 1 回・15 週で 1 単位としている。また、文学部と現代ビジネス学部の卒業研究は 6 単位を認定している。

現代マネジメント学科救急救命コースにおいては、領域別科目として修得が必要な単位数が 95 単位であるが、そのうち 94 単位が必修となっている。これらの科目は救急救命士法第 34 条第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣の指定する科目であり、単位計算についても指定されたとおりの内容となっている。

また看護学部看護学科では、基礎科目の「人間関係学」「エンカウンターグループ演習」「情報科学 I・II」、専門支持科目の「体の仕組み I・II」「体の働き I・II」「疾病論 I～V」「保健・医療・福祉行政論」、専門科目の「看護過程論」「看護技術学概論」「看護アセスメント技術論」「看護アセスメ

ント技術演習」「治療過程に伴う看護技術論」「治療過程に伴う看護技術演習」「在宅看護技術論」「健康教育方法論」「健康教育方法演習」「緩和ケア」「クリティカルケア」「家族看護学」「助産学概論」「助産管理学」「異文化コミュニケーション論」「看護の質とリスクマネジメント」「看護キャリア開発論」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎演習Ⅰ～Ⅳ」が1単位科目となっている。

[点検・評価]

こうした各科目の時間数、単位の算定方法に関しては、大学設置基準第21条第2項、救急救命士法第34条第3項、保健師助産師看護師学校養成所指定規則にもとづいたものであり、妥当であると考えられる。

(10) 単位互換・単位認定等

[現状説明]

本学における国内外の大学等での学修の単位認定として、海外留学、大学コンソーシアム京都の単位互換、インターンシップの単位認定、文学部と立命館大学文学部との単位互換協定によるものがある。いずれも60単位を超えない範囲で認定を行い卒業に必要な単位に含むことができる。

海外留学による単位認定は2008(平成20)年度現在4ヵ国7大学と交換留学協定を締結し、相互の学生交流を行っている。留学期間は在学期間に算入されるため、4年間での卒業が可能である。

交換留学以外にも、本学協定校へ1年間留学する派遣留学、協定校以外の大学に各自で手続きをした留学を審査・認定する認定留学があり、これらにおいても、留学期間は在学期間に算入されるため、4年間での卒業が可能である。

留学中の学修内容の単位認定は、留学先大学のシラバス、授業で使われた教科書、本人のノートの情報に基づき、申請による認定希望科目がふさわしいものであるか否かを教務委員会にて審議する。この際、事前に本人の申請内容の適否などのチェックを言語教育センターにて十分に行うようにし、学生の卒業までの学修計画が留学後早い時期に立てられるように支援をしている。

大学コンソーシアム京都による大学間の単位互換制度は、1994(平成6)年度より開始されたものである。本学でも毎年、30名程度が単位互換履修生として、他大学の授業を履修している。基本的に、どの大学のどのような科目であっても相手校で履修が認められれば履修することができ、合格すれば卒業に必要な単位として認定される。

大学コンソーシアム京都が主催するインターンシップ・プログラムを修了した場合、申請に基づき教授会の議を経て認定する。本学独自のインターンシップ・プログラムの開始により、利用者は少なくなっており、2004(平成16)年度と2005(平成17)年度は認定者がなかった。2006(平成18)年度と2007(平成19)年度は、それぞれ3名の単位を認定している。

「教育交流協定」により、本学文学部学生が立命館大学文学部の科目を履修することができ、申請により単位認定を行っている。両大学で開講されていない科目を補うことを目的とし、制度運営を行ってきたが、開講科目の増加に伴い本学学生の受講希望者が減少をしてきており、2008(平成20)年度を最終年度とし「教育交流協定」を終了する。

入学前の既修得単位認定としては、本学入学以前に他大学等で修得した単位について、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で単位認定を行う。この単位認

定は、本人の申請により行われ、申請は入学年度のみ受け付けをする。

また、本学が指定する技能審査や検定に合格した場合も、本人の申請をもとに単位認定を行う。2008(平成 20)年度の指定技能審査・検定は語学関係 7 種、情報処理技術関係 19 種、簿記関係 2 種、数学関係 2 種、日本語表現関係 3 種としている。

[点検・評価]

海外留学による単位認定に関する課題としては、学業、生活ともに 1 年の留学を充実させることができる学生を確保することである。アジア圏に留学を希望する学生は毎年確保することができているが、英語圏の大学への留学志願者が減少している。

大学コンソーシアム京都の単位互換制度については、100 名近い履修受講者がいた時期から、ここ数年は 30 名前後の利用者にとどまっている。本学のカリキュラムの充実や過密感はその理由として考えられる。また、キャンパスプラザ京都や他大学への移動時間がかかることも問題のひとつである。

本学独自のインターンシップ・プログラムもあり、大学コンソーシアム京都によるインターンシップ・プログラムへの参加者は多くはないが、本学にない分野の体験先があり魅力となっている。本学のインターンシップ・プログラムの補完としての位置づけは重要である。

技能審査・検定の合格による単位認定は、2007(平成 19)年度までは 10 名以内の学生で申請が行われていたが、2008(平成 20)年度は、現代ビジネス学部や看護学部の申請が加わり、20 名の申請者となっている。実用英語検定の申請が中心であるが、簿記や情報処理の申請も年度によっては行われている。本学で身につけるべき技能をすでに身につけていれば、認定によって、さらに上級をめざすことが可能であり、有効な制度である。

以上本学における単位互換・認定の制度は、近年留学やコンソーシアム京都との互換学生が減少しているとはいえ、それは制度自体の問題でなく、制度としては適正に機能していると考えられる。

(11) 開設授業科目における専・兼比率等

[現状説明]

2005(平成 17)年度よりの全開講科目中専任教員担当比率等は、以下のとおりである。また、2008(平成 20)年度の学科別開設授業科目における専兼比率は、【大学基礎データ・表 3】(以下、大学基礎データからの引用は【基礎データ・表〇】とする)に示す通りである。

表 3-9 開講コマ数と専任持ちコマ比率(2005(平成 17)～2008(平成 20)年度)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
専任持ちコマ数	340.74	350.74	431.05	527.54
非常勤持ちコマ数	238.01	300.26	312.48	328.92
全開講コマ数	578.50	651.00	703.13	856.46
専任持ちコマ比率(%)	58.86	53.88	61.30	61.60

原則として、兼任教員が教育課程へ直接関与することはない。ただし、専任教員でカバーしきれな

い分野等の科目は兼任教員に依拠している。京都橘大学非常勤講師等委嘱規程により、非常勤講師の委嘱は大学評議会で審議の上、理事長がこれを行うものとしている。

[点検・評価]

従来より、60%前後の科目を専任教員が担当しており、全体的には適切な割合であると評価できる。一時的に 2006(平成 18)年度に専任持ちコマ比率が下がったが、これは、看護学科をはじめとする 2005(平成 17)年度よりスタートした新カリキュラムの専門科目の年次進行によるものであり、一過性のものであった。

教養系科目における専兼比率は、およそ 35%程度となっているが、これは上述のとおり、専任教員でカバーしきれない分野等の科目を兼任教員に依拠しているものであり、各学科領域別科目(専門科目)での学生の学びの領域を広げるとともに、自由学修領域科目では幅広い教養教育を行う上で有効であると考えており、またその比率は適正規模の範囲であると評価している。

専門教育科目における学科ごとの点検・評価は以下の通りである。

①英語コミュニケーション学科

従来より、60%を超える科目を専任教員が担当しており、2008(平成 20)年度においては、約 67%となっている。従来通り適切な割合であると評価できる

②日本語日本文学科

専任比率は 50%強にとどまっており、他の学科・コースに比べて専任比率が低くなっている。

③歴史学科

70%を超える科目を専任教員が担当しており、従来通り適切な割合であると評価できる

④文化財学科

80%に近い科目を専任教員が担当しており、また、必修科目においては 100%が専任教員により担当しており、適切な割合であると評価できる

⑤児童教育学科

開設 2 年度目の学科であり、3 回生以上に配置する科目の開講は実現していないが、67%の科目を専任教員が担当しており、適切な割合であると評価できる。

⑥現代マネジメント学科

85%の科目を専任教員が担当しており、適切な割合であると評価できる。

⑦都市環境デザイン学科(文化政策学科)

90%以上の科目を専任教員が担当しており、また、必修科目においては 100%を専任教員により担当しており、適切な割合であると評価できる。

⑧看護学科

医師により担当されるべき科目を除いたほとんどの科目を専任教員によって担当しており、その担当率は 80%を超えている。適切な割合であると評価できる。

上記のとおり、専門教育科目における専任教員率はきわめて高いと評価することができ、とくに、学生指導上重視しているゼミ等の科目は、そのほとんどを専任教員が担当している。これらの科目については、100%の専任率をめざして、さらに体制の整備を図ることが課題である。

非常勤講師に対しては毎年3月に非常勤講師懇談会を開催しており、授業関連事項の案内や学内諸施設の案内等を実施している。これにより新年度からの授業をスムーズに進めることができおり、評価できる点である。

[改善方策]

学生指導上重視しているゼミ等のうち、一部に専任教員が担当できていない科目がある。文学部日本語日本文学科および歴史学科において、体制の整理を検討する。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

[現状説明]

教育上の効果を測定するための方法としては、まず全学的にみて、教員による成績評価、各種能力検定試験、受講生による授業アンケートがある。また、文学部と現代ビジネス学部では、4年間の学修の総決算として卒業研究を課しており、これもまた教育効果測定の一手段となっている。

教員による成績評価は、授業科目ごとに、前・後期末または中間段階での試験、レポート（学科によっては、各授業後に記入させるワークシートを含む）、出席、授業中の小テスト、発表や討論への参加、授業態度などを基準として、100点満点で評価している。児童教育学科や看護学科では、複数教員の担当する科目もあるが、それらでは教員相互の連絡・調整によって評価が行われている。なお、成績評価の基準は、シラバスに明記され、学生への周知が図られている。

能力検定試験に関しては、「ベーシックスキル科目」の項で既述してあるので、ここでは繰り返さないが、これとは別に英語コミュニケーション学科では、SAP実施前後に計4回（1回生時に2回、2回生時の出発前1回、終了後に1回）、TOEFLの受験を義務づけている。

また、卒業研究に関しては、4回生時の秋期に中間発表を、提出後の2月上旬に口頭試問を課しており、学科によっては複数の教員が審査にあたり、提出された論文のレベル、中間発表や口頭試問での学修姿勢の発露などが、教育効果検証の一助となっている。

学生による授業アンケートでは、学生の理解度を測る質問項目もあり、アンケート結果が授業後に担当教員にフィードバックされることになっており、自由記述欄とともに教育効果測定の重要な手段となっている。

最後に、この効果を総合的に測定するのが、卒業時の進路決定状況である。以下に学部別の決定状況を記しておく。なお、看護学部は2005(平成17)年度の開設であり、まだ卒業生がいない。

表3-10-① 学部別進路状況(文学部)

学部・学科	進路		2005年度	2006年度	2007年度
文学部	就職	民間企業	176	173	199
		官公庁	12	19	11
		教員	4	2	3
		上記以外	2	0	0
	進学	自大学院	17	10	7
		他大学院	6	1	7
		その他	13	14	10
	その他		70	48	50
	合計		300	267	287

表3-10-② 学部別進路状況(現代ビジネス学部—実数は旧・文化政策学部)

学部・学科	進路		2005年度	2006年度	2007年度
現代ビジネス学部	就職	民間企業	102	130	118
		官公庁	2	5	1
		教員	0	0	0
		上記以外	0	0	0
	進学	自大学院	4	1	0
		他大学院	0	1	1
		その他	2	4	4
	その他		34	19	23
	合計		144	160	147

[点検・評価]

教員による成績評価は、前・後期末の試験のみに頼るのではなく、中間段階での試験、レポート(学科によっては、各授業後に記入させるワークシートを含む)、出席、授業中の小テスト、発表や討論への参加、授業態度などに加え、卒業研究の審査など多角的に実施されている点で、教育効果の測定手段として十分機能していると考えられる。とくに、文学部児童教育学科や看護学部看護学科のように実習科目の多い学部・学科では、日常の授業態度の評価が含まれているため、このことの妥当性が大きい。また、学生による授業アンケートは、すでに述べたように学生の理解度を測る質問項目などがあり、授業を受ける側からの教育効果に関する指標として貴重なものである。ただ、上で述べたように演習、実習科目の比率の高い学科が開設されていることを考えると、質問事項の再検討が必要な時期にさしかかっているのかも知れない。

[改善方策]

前項 [点検・評価] で述べたように、演習・実習系科目の比率の高い学部・学科では、学生による授業アンケートの質問項目に一部問題が生じているが、該当学部・学科ではすでに項目改善の議論に着手している。

(2) 成績評価法

[現状説明]

成績評価方法は「授業中最終試験」「授業中課題(提出物・レポート)」「出席率」「授業中発表・ディスカッションへの参加」「小テスト」などの平常点評価方法があり、科目担当教員が各成績評価方法に得点配分を割り当て、担当教員の裁量によって評価を行っている。

成績評価方法の得点配分については、冊子版シラバス、および本学 Web シラバスから参照できるようにし、受講する学生に周知徹底を図っている。

履修の途中で、履修を継続できない特別の理由が生じた場合には、履修辞退を許可する場合がある。許可された場合、その登録科目は「履修辞退」扱いとなり、成績評価の対象外となる。

成績評価結果の表示方法は、素点により評価する方法と、合否のみで評価する方法のいずれかとしている。素点の場合は、100点満点とし、60点以上を合格とする。それに満たない科目は不合格とし、単位は修得できない。素点とグレードの対応については表1の通りとなっている。ただし、成績証明書については評価記号のみ表示し、評価記号が「D」「F」「W」の科目の表示は行わない。

また、より客観的な成績評価を行う仕組みとして、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。科目ごとの成績からそれぞれの値(ポイント)を求め、単位あたりの平均値を算出し、学期ごとのGPAと在籍期間中の累積GPAを成績通知表に記載し、学生に通知している。従来からの修得単位数という“量”の学習成果に加え、成績評価に基づく学習の“質”を総合的に評価することが可能となる。学期ごとの学習成果と推移がより明確となり、より細やかな履修指導における活用と、学生の学習意欲の向上、無理な履修計画や安易な履修登録の自己規制につながることを目的としている。

成績、評価、ポイントとの関係は、表3-11のとおりである。

学生への成績通知については、前期授業終了後(9月中旬)と後期授業終了後(3月上旬)に通知を行っている。また、成績通知が行われた後、その内容に当該学生が不審を持って申し出てきた場合には、教務課で受付を行い、当該授業科目の担当教員に確認し、問題を解決している。

表3-11

評価手法	素点	グレード	ポイント	合 否
点数による評価	100~90点	S	4	合格
	89~80点	A	3	合格
	79~70点	B	2	合格
	69~60点	C	1	合格
	59~0点	D	0	不合格
合否による評価	なし	P	なし	合格 単位のみ認定
		F	なし	不合格
評価外	なし	W	なし	履修辞退

※GPAの算出方法

$$GPA = [(登録科目の単位数) \times (登録科目で得たポイント)]の総和 / 登録科目の単位数の総和$$

また、本学においては、セメスター制の趣旨に則り、学生がゆとりと系統性のある履修計画を立てられるように、2005(平成17)年度入学生より、回生ごとに受講登録できる単位数の上限を設け、この単位数を超えて登録することはできないこととしている(2004(平成16)年度入学生までは、定められ

る上限単位数を超えて登録することは「望ましくない」としている)。

具体的な受講登録単位数の上限は、文学部および現代ビジネス学部・文化政策学部においては、1回生/50単位、2回生/56単位、3回生/56単位、4回生/60単位としており、看護学部看護学科(以下、看護学科)においては、1回生/58単位、2回生/58単位、3回生/56単位、4回生/60単位とし、かつ、一部の教職課程関係科目を登録単位数上限より除外している。

これらの上限単位数については、年度末の学生のGPAに応じて、次年度の上限単位数の加算が可能としている。具体的には、GPA 3.3以上の場合は8単位まで、GPA 3.0以上の場合は4単位までを加算することができることとしている。

なお、技能審査・検定等に合格した場合に認定する単位および大学コンソーシアム京都単位互換履修科目は、この年間受講登録単位の上限の対象外としている。

こうした受講登録単位数の制限は、学生の4年間の学修を無理なく、かつ計画的に進めるための学修指導であり効果をあげている。

[点検・評価]

本学ではほとんどの教員が、たとえば「授業中最終試験」などの評価方法1種類のみで評価を行わず、各評価方法を組み合わせ多面的な成績評価を行っており、日常的に学生を指導している本学の教育姿勢を示していると評価できる。また定期試験実施期間を廃止した結果、教員がより多くの時間を学生の学修サポートに費やすことができるようになったことも長所である。また、組み合わせられた各評価方法の得点配分や、科目のテーマ・獲得目標をシラバスで公開することによって、学生自ら到達度を計れるように留意している。

しかしながら、成績評価の方法については制度的整備が進んでいるが、評価基準については全国的な状況に違わず大学としての統一的、組織的なガイドラインは設定していない。

一方の受講登録単位数の制限に関しては、学生の4年間の学修を無理なく、かつ計画的に進めるための学修指導であり効果をあげている。

2005(平成17)年度入学生以降、上限とする登録単位数の上限を下げ、2004(平成16)年度入学生までは「望ましくない」としながらも認めていた上限を超えての受講登録を、2005(平成17)年度入学生以降「不可」として厳格化を図った。これは、学生のゆとりと系統性のある学修をさせるための改定であったが、GPA制度とも相まって、学生は履修科目を厳選し、登録のみ行い実際に授業に出席しないという無責任な登録をしなくなっている。また、学生自身が履修計画を立てる際に、より真剣に登録科目を吟味することが、授業参加のモチベーションを向上させる要因ともなっている。

[改善方策]

成績評価方法の割合については、各科目担当者の裁量に一任されているが、同一科目を複数クラス開講する場合は、少なくとも評価基準を統一する必要がある。また、看護学部は国家資格である看護師等を養成することを目的としていることから、科目の評価基準については当該資格に求められる質保証を考慮したガイドラインを検討する必要がある。また、厳格な成績評価を行うために、成績評価それ自体の概念整理を行い、科目の目的、グレード、適切な授業方法などの特性を踏まえた評価基準を組織的に検討し、個別の科目に設定する必要がある。評価手法についても、絶対評価、相対評価、

定性的評価などの特徴を踏まえながら冷静に議論を重ねていく必要がある。学習者である学生に求められる学修内容と到達目標を、シラバスを通じて可能な限り客観的な指標として示すことによって、学生の学修活動を活性化させ大学全体の教育活動全般の水準向上に向かう建設的な議論を組織していきたい。

受講登録単位数の上限設定については、年度末の学生のGPAにより、上限単位数の加算ができることとしているが、この基準としているGPAの値が適切であるかどうか、学生のGPAを客観的に調査するなどの検討が必要である。同時に、厳格な成績評価に関して、上述のとおり、活発な議論が行われなければならない。

(3) 履修指導

ア) 学部生

[現状説明]

学生への履修指導については、まず前期開始当初に学部および学科ごとに回生別ガイダンスを実施している。学部ごとのガイダンスは、主として教務課が行い、要卒単位の計算法など制度的な指導を徹底している。また、学科別ガイダンスでは、当該学科の教務委員を中心に、履修科目の選択法など、個々の学生の興味・関心と学科での学修を関連づけた教育的指導を行っている。さらに、独立したガイダンスではないが、新入生キャンプでは担当教員や参加上回生によって、1回生前期の演習科目においては担当教員によって、学科の教育課程編成に即した指導が実施されている。ほかに、教職など資格取得に関するガイダンス、英語コミュニケーション学科のSAPガイダンスなど学科教育課程の特性によるものも実施している。

また本学では、いたずらに多数の科目を登録することなく、精選した履修科目を高いレベルで学修するよう、回生ごとに受講登録できる単位の上限を設けており、この単位数を超えて登録できない。文学部と現代ビジネス学部では、1回生 50 単位、2・3回生 56 単位、4回生 60 単位、看護学部では、1・2回生 58 単位、3回生 56 単位、4回生 60 単位がその上限である。また、英語コミュニケーション学科では、1回生時において領域別科目とベーシックスキル科目「英語」の必修科目のうち、3科目以上が不合格になった学生はSAPに参加できないなど、学科教育課程の編成の特性に見合った独自の履修制限を設けている。

こうした学部・学科単位の履修指導に加えて、1・2回生時のクラスアドバイザー(演習科目担当教員の兼任)、3・4回生時の演習担当教員による個別指導も実施している。とくに対象となるのは、前・後期中盤で実施する必修科目の出席調査にもとづく出席不良者である。すなわち、学修を途中で放棄するに至らないよう、対象学生は直接呼び出したり、呼び出しに応じない場合は電話やメールによって、丁寧に欠席理由を確かめ、出席を促すよう指導している。

卒業判定時に履修単位数により留年となる学生に対しては、本人および家族に通知を行っている。修学の意味を確認し、修学の意味がある場合にはアドバイザーの教員と個別に履修相談を行い、半年または1年間の履修計画を指導している。卒業判定時に再び留年となる学生に対しても同様の修学支援を行っている。

[点検・評価]

年度当初をはじめ、必要な時期に実施されている各種ガイダンスについては、所期の効果を上げているものと判断される。ただし、これらガイダンスだけでなく、とくに1回生前期の演習科目でのアドバイザーによるきめ細かな指導がこれを補強しているのも、その一因であると思われる。その意味では、年度当初のガイダンスと日常の授業が一体となって、履修指導の効果を上げていると評価することができる。

また、回生ごとの履修単位数の制限に関しても、学生の負担を過大にしない点、精選された履修科目をしっかりと学修する点など、その効果が全学的に評価されている。

また、出席調査や日頃の学習態度にもとづく個別指導も、4回生での卒業保留や休・退学を未然に防ぐうえで、効果を発揮している。とはいえ、近年は、入学時の学力水準の多様化、不本意入学の増加などによって、休・退学が増加する傾向にある。これに対してはなんらかの対策を講ずる必要があろう。またこれに関連して、個別指導に効果を発揮すると思われるオフィスアワーが、本学では制度化されていないことも問題である(ただし、ほとんどの専任教員が、授業や校務以外の時間を学生の個別指導に当てている。問題は、これが制度化されていないため、学生全員に周知徹底されない点にある)。

[改善方策]

ガイダンス、履修制限については、現在のところ効果的に機能しているが、個別指導に関しては、学科の専任教員間の情報交換により、出席調査を待たずに対象者の特定を試みている学科もあり、こうした経験を全学的に拡大しなければならない。なお、オフィスアワーに関しては、2009(平成21)年1月より、①週単位でオフィスアワーを設定する、②空き時間はすべてオフィスアワーとして提供する、③メール等による事前の予約制とするという3形態で実施し、Web上に掲載して周知・徹底することになった。

イ) 科目等履修生等

[現状説明]

科目等履修生制度は、本学が直接募集する科目等履修生制度と、大学コンソーシアム京都の京カレッジを通じて募集する制度がある。その他、京カレッジによる聴講生制度もある。

本学が直接募集する科目等履修生制度は、学部では、科目別履修コースと資格取得コースを設定しており、大学院では、特別研究や課題研究を除く科目を開放している。学部の科目別履修は、2005(平成17)年度より例年5名以内である。資格取得コースは、2006(平成18)年度までは、20名程度の履修者があったが、2007(平成19)年度より10名前後に減少している。大学院は、2005(平成17)年度まで7～8名の履修者があったが、2007(平成19)年度より各1～2名の履修者になっている。

京カレッジの科目等履修生は、2006(平成18)年度まで10名程度であったが、2007(平成19)年度より1～2名になっている。聴講生は、2007(平成19)年度まで30名から40名の受講者があったが、2008(平成20)年度は12名と減少している。

表3-12 科目等履修生数と聴講生数の推移

(人)

区 分	募集ルート	コ ー ス	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
科目等履修生	本学募集	科目別履修	3	5	2	4
		資格取得	19	19	12	10
		大学院	7	8	2	1
	京カレッジ経由	9	10	1	2	
聴 講 生	京カレッジ経由		46	39	32	12

(4) 教育改善への組織的な取り組み

ア) ファカルティ・ディベロップメント(FD)

[現状説明]

全学的にはファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置して、その方針のもとにFD活動を実施している。具体的には、FD研修、シラバスの記載方法の統一、学生による授業評価の実施とその分析、授業公開とその検討会などを行っている。

FD研修について、当初は外部の講師を招いての講演等が中心だったが、2005(平成17)年度からは専任教員による授業実践報告と外部講師による講演を行い、記録を冊子にして全教職員に配布している。2007(平成19)年度から教員の授業公開を開始し、2008(平成20)年度は授業公開とそれにつづく検討会へと発展している。2007(平成19)年度には、児童教育学科の「教科教育法」の授業公開とそれにとまなう検討会、および同学科開設1年目の教育の取り組みが報告されている。2008(平成20)年には、これに加え学科ごとの初年次教育の再構築が提起され、第1 Semester終了時に2008(平成20)年教育の中間報告会が、FD研修の一環として開かれた。なお、これら報告も含む研修には、職員も参加している。第2 Semesterでは最終報告と2009(平成21)年に向けた方針を報告しあうことになっている。2007(平成19)年度から実施された授業公開は、その授業数はまだ少数で2008(平成20)年に5クラスであるが、事後の検討会も開催している。

また、2007(平成19)年度からは、すべての専任教員が、担当する複数の授業に関して改善の試みを文書で作成し、『授業改善集』を刊行している。

さらに2008(平成20)年度より教育開発支援助成制度が発足した。これは教員個人だけでなく共同、学科、学部での教育開発に対して年間で20万円以内の助成を行うものである。2008(平成20)年度には9の申請がすべて承認された。

加えて2008(平成20)年には、全学一斉の初年次教育再構築の提案をFD委員会より行い、現在学科単位で議論が進んでいる。夏期に中間報告を兼ねたFD研修が実施されたことはすでに述べたが、12月に年間報告会を実施した。とくに新設の看護学科や児童教育学科では、教育課程や授業内容に関するノウハウ確立の要請もあって、議論が活発になっている。

[点検・評価]

本学のFD活動は、学生による授業アンケート、シラバスの統一フォーマットなどは、他大学に比してもかなり早い時期から取り組まれており、アンケートの質問事項や質問件数およびその様式はほぼ定式化されて、いまのところとくに大きな問題もなく継続している。アンケートに関しては、その後もFD委員会をはじめ、学内各レベルでの事後の評価を欠かさないよう努めており、単に実施する

だけの段階から、次の段階へと入っているといえる。

また、比較的近年になって始まったFD研修は、講師を招聘しての講演会の段階から、授業公開とその検討会など学内における教員同士の経験交流と相互評価の段階に達し、ようやく軌道に乗りつつある状態である。この取り組みについては、今後もFD委員会や自己点検・評価委員会を中心に、これまでもまして改善努力が必要と思われる。緊急には、開始2年目の授業公開の参加教員数をできるだけ早期に拡大することが課題である。また、講演などの研修企画には、すでに職員の参加を得ているが、経験交流と相互評価についていえば、教員間のみではなく職員、学生および学外の第三者の参加を追求する段階にきている。

また、教育開発支援助成制度はFDを経済的にも支援し、組織化する上で評価できるものであると考えている。

[改善方策]

当面は授業公開の拡大が焦眉の急であり、次年度にむけて数値目標を今年度内に確定して取り組むことにしている。また今年度提起された初年次教育の再構築は、2009(平成21)年には1・2回生教育の、2010(平成22)年には1・2・3回生教育のというふうには、2011(平成23)年を目標に全回生にわたる教育の検討を、学科間の経験交流と相互評価というかたちで毎年実施すべく計画している。なお前項で述べたように、とりあえずこの場に職員の参加を促すべく具体策を検討中である。

イ) シラバス

[現状説明]

シラバスの記載に関しては、フォーマットを統一して、テーマ、獲得目標、15回の授業内容、授業外学修へのアドバイス、教科書、参考文献、評価方法、履修条件を全開講科目につき記述するようにしている。とくに各回の授業の主な予定項目(または学期ごとの主要テーマ)を具体的に提示するなど、シラバスとしての内容充実に努めている。また、評価については、それぞれの方法の比重を%で示すこととしている。これらシラバスの内容は、現在B5判型の冊子体での配布に加えて、本学のホームページ上からの閲覧(Web版シラバス)を可能にしている。

シラバスは学生の科目選択に用いられるほか、学科によってはとくに初年次当初のガイダンス等において、大学での学修イメージの説明に活用されている。

[点検・評価]

本学シラバスは、学生が受講科目を決定するうえで必要とする情報を網羅しているのみでなく、獲得目標を明示し理解させることで、自分の学習計画を、より具体的に立てることを可能にするシステムとして機能している。また、評価方法の比重を具体的に示すことで、明確で公正な基準による評価を行うことを学生に示すことが可能となっている。

本学のシラバスは1月下旬よりホームページ上でもWeb版シラバスとして公開しており、学生の学習テーマに適する利用を検索するのに役立っている。また大学間での単位互換履修生や科目等履修生をはじめ、企業・父母・高等学校・地域などへ大学の授業内容を開示することで、対外的にも大学教育の充実度を示している。

[改善方策]

統一フォーマットで作成されている点、必要十分な情報が記述されている点、提供方法においても利用者の利便性を十分考慮している点において、シラバスの内容および活用状況については適切なものであると判断している。課題としては、冊子版シラバス作成後に内容訂正が発生した場合に反映が難しい点、印刷時間を考慮すればかなり早い段階に原稿作成にとりかかる必要があるため、執筆者への負担が大きい点などがある。

今後、Web版シラバスへの一本化、学生による授業アンケートとのWebを介した連動など、Webの持つ利点をさらに効果的に用いる方策を検討することで、学生の学修支援、授業運営機能の向上を図ることが必要である。

ウ) 授業評価

[現状説明]

本学では、前期、夏期集中・秋期集中、後期、春期集中と年4回、それぞれ閉講直前の授業内でアンケートを実施している。夏期集中科目と秋期集中科目は、それぞれ開講される日程が近いため、便宜上、1つの期として扱っている。

アンケート対象とする科目はすべての科目であり、これは専任・非常勤を問わない。ただし、学外での実習等、アンケートを実施することがきわめて困難であると考えられる授業に限り、アンケートは実施していない。また、ひとつの科目を複数の教員が担当する科目があるが、この場合、担当者のうちの1名がアンケートを実施することとしている。

授業アンケートは2008(平成20)年度では、16項目のマークシート形式と4項目の記述形式からなっている。16のマークシート項目のうち1項目については、教員が自由に項目を設定することができる。記述項目についてはアンケート集計後、各教員に返却している。

回収したアンケートは外部業者にデータ処理を依頼しており、データが返却された後は、企画広報課が分析し、その結果をFD委員会や自己点検・評価委員会で公表し、今後の授業改善の方策を議論している。また、学科単位で集計結果を討論し、とくに初年次生対象の「研究入門ゼミ」「基礎演習」の開講形態、授業内容改善に活用している例もみられる。分析結果は各種委員会のみではなく、各教員にも配布している。また、アンケート結果は冊子とホームページでも公表しており、学内関係者であれば誰でも閲覧可能となっている。

[点検・評価]

専任・非常勤を問わずアンケートの記述部分は各教員に返却しており、教員は学生の率直な感想を参考にし、自身の今後の授業改善に活かしている。また、アンケートの分析結果により、評価が著しく低い教員を特定し、副学長との面談を行い、注意喚起と助言をすることとしている。このような取り組みの結果、次のアンケートでは評価が上昇する教員もおり、教育力向上に寄与している。

さらに、授業アンケートの分析結果は各教員にすべて返却し、それをもとに各教員はその授業に関してコメントを書き、自身の授業改善を自覚的に促すという、自己点検・評価する仕組みを導入しており、これも本学の教育力向上に少なからず寄与していると考えられる。

しかしながら、このような取り組みを経ても、次回授業アンケートで評価が上昇する教員の数は決

して多くはない。コメントについても、それがどの程度まで活かされているのかを検証する仕組みが導入できておらず、あくまで教員本人の気持ち次第という面が強い。

授業アンケートの分析は前年度同時期との比較を中心に行っており、学科別や授業形態別、ゼミ別、回生別の分析、英語と情報処理科目については専任教員・外部派遣講師との評価の比較、さらにはこれらを複数組み合わせた分析を通じ、表面的な分析のみならず多角的に分析するよう心がけている。

アンケート項目については毎年見直しを行い、より適切に授業評価につながる項目や、授業改善に活かすことのできる項目を設定するよう心がけている。

[改善方策]

今後、教員自身のコメントと次回授業アンケートの結果を分析し、そのコメント通りに授業改善されたかどうかの調査分析を強化するなどの方法を検討し、本学の一層の教育力向上を図る。また、FD委員会では授業評価から授業改善へつながるための方法についての研修を2009(平成21)年度に実施するよう計画する。

(5) 授業形態と授業方法の関係

[現状説明]

本学の授業形態は、講義、演習、実習に大別される。

講義系の科目は、比較的規模の大きい教養教育科目と、相対的に小・中規模の各学科の領域別科目－1回生時に多い概論・入門科目、日本語日本文学科、歴史学科、文化財学科の「特講」、およびその他の学科の講義科目－からなるが、とくに前者ではクラスサイズに上限を設けて、300名以上の受講者が発生した場合には、クラスを分割することとしている。また、文学部児童教育学科や現代ビジネス学部現代マネジメント学科では、現役の教育者、企業人を招いての講義を15回の授業に組み込む試みも行っている。

演習は、ベーシックスキルの「英語」をはじめとする外国語科目と、英語コミュニケーション学科の英語運用能力を高めるスキル系科目、日本語日本文学科、歴史学科の「講読」および各学科の教育課程の核をなす演習科目に分けられる。スキル系の科目や外国語系の科目では、受講生自身による外国語の読解と練習問題の解答中心に授業が進行し、中にはLL教室などAV設備を利用した授業もある。「講読」系の科目には歴史学科の「古文書学」「出土文字史料論」「外書研究」なども含まれるが、教員の指導のもとで文献や史料を読む際の知識や技法を学び、また受講生自身が実際に解読する内容となっている。各学科教育課程のコアとなる演習科目は、原則として20名前後の小規模クラスサイズで編成されている。すでに述べたように、教員の指導のもと受講生のプレゼンテーションとそれに対する質疑・討論によって授業が構成されており、大学での学修入門から最後の卒業研究作成まで、授業時間外の個人指導をも組み込んで、4年間のスパンで積みあげる方式となっている。

さらに実習は、学内で実施されるものと、教職のための各教科「教育実習」、看護学部看護学科の病院・保健所などでの実習に分けることができる。前者でいえば、日本語日本文学科書道コースの実作系の科目、同日本語日本文学科の「講読」や「特講」の一部で、アナウンサーによるコミュニケーション実習、編集者による雑誌編集の実習、狂言師による演劇指導を伴った古典芸能実習などの例がある。また文化財学科では、「文化財調査実習Ⅰ・Ⅱ」「考古学実習Ⅰ－Ⅳ」「美術工芸実習Ⅰ－Ⅳ」

が開講されており、学内での模写、実測、撮影、実験、古文書の解読・整理、学外での博物館、美術館、史・資料館、遺跡、遺構、工房の見学、遺跡発掘など、それぞれの文化財に応じた授業方法が展開されている。児童教育学科では、「教育実習」の開講は2009(平成21)年度からであるが、「研究入門ゼミ」や「基礎演習」などの演習科目で、ワークショップやフィールドワークなど実習系の授業形態が随時採用されている。

また、現代ビジネス学部の都市環境デザイン学科(および旧・文化政策学科)では、大学の立地する京都市山科区を教育フィールドとする『臨地まちづくり』による地域活性化の取組の教育プログラムが、2005(平成17)年9月に文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代GP)に採択された。そのため、地域資源の掘り起こし、商業・観光振興と商店街活性化の取組、文化の創造環境づくり、清水焼などの伝統産業の振興と地域の活性化を学ぶことを目的に、京都市山科区域を教育のフィールドとして、臨地での授業を実施した実績がある。

看護学部看護学科では、学科の特性上、演習科目と実習科目が多数を占めている。専門科目では、52科目中25科目が演習形式で実施され、知識を獲得したのち実際に体験するという、いわゆる理論から実践へと授業が構成されている。またメンターシップ関連科目(他学部・他学科の「研究入門ゼミ」「基礎ゼミ」などにあたる)では、10~20名の少人数のクラスで、問題解決のための方法や知識の習得方法を身につけ、グループワークを通して他者と意見交換ができる能力や主体的に学ぶ姿勢を身につけることができるようにしている。4回生時にも3~6名の少人数「卒業演習」を開講しており、研究の素地が培えるよう授業内容が組み立てられている。

臨地での実習は、1~4回生時にわたって13科目21単位に及ぶが、これは、人間のさまざまな発達段階と生活の場、多様な健康レベル等に対応した看護実践力を培うのに必要な時間と単位数である。本学は附属する医療・福祉施設を持たないため、多数の病院、保健所・保健センター、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、保育所等の施設に実習を依頼しており、実習を円滑に進めるため、すべての専任教員が、関係施設との連絡・調整、現地での学生指導・援助にあたっている。

授業における各種メディアの利用状況については、学部・学科によってさまざまであるが、本学では多数の教室にテレビモニターやプロジェクターが設置され、VTR、DVD、パワーポイント等の使用が可能であり、メディアセンターにもさまざまな教育用ソフトが整備されている。文学部文化財学科、看護学部看護学科などでは、文化財・美術品・史蹟などの図版を提示したり、人体の機能・構造や複雑な疾病の理解を助けるため、AVメディアが活用されている。また看護学科では、臨地実習に先立って、当該医療現場の正確なイメージを獲得するためにも、視覚メディアを利用している。またメディアセンターなどに設置されているPCを利用して、英語コミュニケーション学科ではSAP実施大学とのボイスメールの交換(相手校で日本語を学ぶ学生が日本語のメールを送り、本学の学生は英語のメールで答える)、文化財学科では画像を多用した報告書、データベースソフトを利用した古文書目録の作成、看護学科では文献検索ツール(医学中央雑誌、CINAL等)を用いた文献の検索が実施されている。

また、本学では遠隔授業による授業科目の単位認定は行っていない。

[点検・評価および改善方策]

授業形態とそれともなう授業方法については、それぞれの特性に応じて講義、演習、実習がバランスよく配置されているというのが、各学部・学科の一致するところである。さらに演習科目を増やしたい、クラスサイズをさらに小さくしたい、授業をグループワークで運営するため小教室が欲しい、この間の定員増で学生用PCの台数が不足しつつあるという要請も一部にあるが、いまのところ大きな矛盾を生ずるには至っていない。したがって当面、大きな改善の必要はないと考えられる。

3. 国内外との教育交流

[現状説明]

全学的には、国外との教育交流では8カ国 19の大学と交流協定を結んでおり、その国(地域)別の内訳は韓国3、中国3、台湾1、オーストラリア3、ニュージーランド1、カナダ2、アメリカ合衆国4、イギリス2である。このうち、韓国、中国、台湾、オーストラリアの大学とは、留学生の派遣、交換、受け入れを実施している。ここ数年でいうと、交換留学も含めて本学が送り出すのは年間5～10名程度、受け入れるのは20名程度であり、そのほとんどが1年ないし半年の短期留学生である。また、中国語圏と英語圏の大学との間で1ヵ月程度の語学研修を企画しているが、経済情勢のためか募集人員に達しない年も多い。

学部・学科別にみると、当然のことながらその特性によって、交流のレベルは多様である。言うまでもなく、もっとも盛んなのは英語コミュニケーション学科で、ここ数年は協定大学のオカナガン大学(カナダ)、クイーンズランド大学(オーストラリア)、ワイカト大学(ニュージーランド)、サンフランシスコ市立大学とカリフォルニア大学デービス校(ともにアメリカ)のうち、年度ごとに3校で、SAPプログラムを実施してきた。アメリカの2校とは、インターンシップを含む国際ビジネスコースのプログラムを実施している。

外国からの留学生を受け入れるのは言語教育センターであり、留学生向けの「日本語」「日本事情」なども同センターで開講しているが、当然のことながら日本語を学ぶ留学生の多くが、日本語日本文学科の科目も履修しており、同学科の果たす役割も大きい。また本学では、同学科の学生を主な対象に日本語教員養成課程を設けており、この課程履修者のうち年10名程度が、台湾の淡江大学で教育実習に参加している。加えて、年間1～2名程度であるが、大学院文学研究科言語文化専攻の院生または科目等履修生が、1年間のティーチング・アシスタントとして同大学で日本語教員としての研修に励んでいる。

本学では異文化との共生を共学理念に掲げており、交換留学生制度は現代ビジネス学部の学生も利用している。

看護学科では、日本在住の外国人の看護にあたる人材、あるいは将来において海外の病院や被災地などで活躍する人材の育成を目指して、「国際看護学Ⅰ」(2回生時必修・2単位)、「国際看護学Ⅱ」(4回生時選択必修・2単位)を開講しており、2008(平成20)年9月にはオーストラリアの協定校カトリック大学で海外研修を実施した。研修は10日間で、16名の学生が参加し、渡航前後の事前・事後学習を含め、同大学での講義、高齢者施設や病院等での見学実習を経験した。また、国際看護学領域を卒業演習(4回生)および総合看護学実習(4回生)で選択した学生は、日本における国際協力機関や外

国人の入院・加療を行っている医療施設で実習している。

そのほか歴史学科や文化財学科では、国際的シンポジウム(ex. 文化財学科「東アジア文化財シンポジウム」)や講演会に外国の研究者を招聘する際、これら企画に学生の参加を促したり、授業を1回担当してもらうなど、その機会を教育交流にも利用している。

国内での交流については、主として「大学コンソーシアム京都」を通じて、その施設で本学の科目「京都の歴史と文化財」を開講し、また本学学生が加盟他大学の科目を履修、逆に他大学の学生が本学の科目を登録することもある。ただし、かつてはかなり多数にのぼった他大学での科目履修も、近年では減少傾向にあるのが残念である。また、日本人の学外研究者を招聘する際には、上述した海外研究者招聘の場合と同様、その授業や講演への学生の参加を促している。

[点検・評価および改善方策]

学科特性に応じてレベルはさまざまであるが、本学での教育交流は、大学の規模を考えればほぼ適正な規模だと考えている。ただ近年、学生の学力多様化の影響で、とくに英語圏への派遣・交換留学においては、TOEFLの得点条件をクリアできる学生が減少傾向にあり、問題となりつつある。この問題はおそらく、本学だけのものではなく、その改善は容易ではないと推測されるが、英語を中心とする外国語教育での粘り強い努力が要請されている。

第4章 大学院・研究科の教育内容・方法等

[到達目標]

本学の大学院では、「豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者および高度専門職業人」「専門的学識と幅広い教養を持つ専門職業人」を養成すると同時に、高度な専門研究への勉学ニーズおよび社会人の生涯学習へのニーズなどにも積極的に応えていくことを目的にしている。

そのため、教育内容・方法について以下の目標を設定している。

- (1) 大学院設置基準に基づき、研究科・専攻の人材養成の目的を定め、教学理念に沿った教育課程を編成する
- (2) 各分野で専門性を高めるために専門領域に関わる科目を適切に配置する
- (3) 論文等の作成に向けて研究指導を適切に行う
- (4) 論文等を適切に審査したうえで、学位授与を行う
- (5) 教学の基本方針に従って統一的なシラバスを作成する
- (6) 学生による授業評価を全科目で実施し、その結果を教員・学生にフィードバックする
- (7) 教育内容・方法を改善するため、教授法開発や改善を行う活動を組織的に行う

1. 文学研究科

(1) 教育課程等

[現状説明]

ア) 研究科の教育課程

歴史学・文化財学専攻博士前期課程と言語文化専攻修士課程は、基本的に共通したコンセプトで教育課程を編成している。まず、それぞれの専攻共通の科目群を設け、そのもとに基礎となる学科・コースに対応した科目を分類している。なお両専攻とも、セメスター制を採用しているため、科目はすべて各2単位である。

歴史学・文化財学専攻博士前期課程では、共通科目群を1類とし、「歴史学・文化財学研究方法論」「比較思想史論」「国際関係史論」「京都の歴史・文化研究」のⅠ(前期)とⅡ(後期)の8科目を開講している。つづいて2類では、「日本古代史研究」「日本中・近世史研究」「日本近・現代史研究」「日本女性史研究」「古文書研究」「日本史史料講読」のⅠとⅡの12科目に加えて、「特別研究Ⅰ-Ⅳ」の計16科目を開講している。これらは、研究科の基礎となる学部の歴史学科日本史コースに対応している。つぎに3類は、「アジア政治社会史研究」「アジア文化史研究」「アジア女性史研究」「アジア史史料講読」「ヨーロッパ中・近世史研究」「ヨーロッパ・アメリカ近代史研究」「ヨーロッパ・アメリカ女性史研究」「ヨーロッパ・アメリカ史史料講読」のⅠとⅡ計16科目と、「特別研究Ⅰ-Ⅳ」の総計24科目からなり、歴史学科世界史コースに対応している。最後に4類は、「考古資料研究」「古文書・史料学研究」「美術工芸資料研究」「修復・史蹟整備資料研究」「東アジア文化財研究」のⅠとⅡあわせて10科目と「特別研究Ⅰ-Ⅳ」の計18科目であり、学部の文化財学科に対応している。個々の院生は、2-4類のいずれかの「特別研究」4科目が必修とされるほか、あと22単位の履修が必要で、しかも選択した「特別研究」を含む類から12単位以上を履修しなければならない。また残りの科目に関しては、

「1類からは4単位以上履修する」ことが奨励され、言語文化専攻の科目を履修することも可能とされている。

言語文化専攻修士課程では、科目が「共通」「日本言語文化」「書道」「英米言語文化」の4群に分類されている。「共通」は、「比較文化論」「女性文化・文化史研究」「京都の歴史・文化研究」「言語文化研究」「応用言語学研究」のⅠとⅡ、計10科目からなる。「日本言語文化」は、「日本文学研究Ⅰ－Ⅳ(古典文学)」「同Ⅴ・Ⅵ(近現代文学)」「日本語学研究Ⅰ－Ⅳ」の10科目と、古典文学、近現代文学、日本語学のそれぞれに「特別研究Ⅰ－Ⅳ」4科目・計12科目があり、総計22科目からなる。この群の基礎となっているのは、日本語日本文学科日本語日本文学コースである。「書道」は、日本語日本文学科書道コースに対応して、「漢字文化論」「かな文化論」のⅠ・Ⅱと、「書法演習Ⅰ－Ⅳ」(Ⅰ・Ⅱが漢字。Ⅲ・Ⅳがかな)と「特別研究Ⅰ－Ⅳ」の12科目である。「英米言語文化」は、「英米文学研究Ⅰ－Ⅵ」「言語コミュニケーション学研究Ⅰ－Ⅳ」「英語教育研究Ⅰ－Ⅳ」「英語表現演習Ⅰ－Ⅳ」のほか、英米文学・文化と英語教育研究の2つの「特別研究Ⅰ－Ⅳ」があり、計26科目からなる。この群は、英語コミュニケーション学科に対応している。いずれかの「特別研究Ⅰ－Ⅳ」が必修で、「特別研究」の分野から8単位以上の履修が義務づけられている。「共通」科目の履修に関してはとくに規定がないが、歴史学・文化財学専攻の科目も履修できるようになっている。

なお両専攻とも、「30単位以上を履修し、修士論文またはこれに代わる研究成果を提出し、学位論文審査および最終試験に合格しなければならない」とされている。

このように、歴史学・文化財学専攻博士前期課程と言語文化専攻修士課程は、それぞれの専攻の基礎となる科目を1類ないし「共通」の群にまとめ、それらを履修したうえで、専門分野の科目を履修するシステムになっている。院生は、専攻する分野の「特別研究」を履修して修士論文作成に備え、また同じ群に分類される科目を一定数修得しつつ、他分野・他専攻にわたって幅広い知識を身につけるよう想定されている。つまり「専門的学識と幅広い教養を」獲得すべく、課程が編成されている。

つぎに、歴史学・文化財学専攻博士後期課程では、その教育課程は、修了時の博士論文の作成を中心に編成されている。まず「特別研究Ⅰ－Ⅲ」(各通年4単位)を3年間にわたって履修し、さらに12科目開講されている各種「演習」を1科目履修する。ただし博士論文の領域によっては、2科目以上の履修を研究指導担当教員から指示される場合もある。演習科目は、[日本史分野][東洋史分野][西洋史分野]に分かれ、[日本史分野]には「日本古代社会文化論特殊演習」「日本中世社会文化論特殊演習」「日本近世社会文化論特殊演習」「日本近代社会文化論特殊演習」「日本女性史特殊演習」「歴史資料学特殊演習Ⅰ－Ⅲ」(Ⅰは古文書・古記録、Ⅱは考古資料、Ⅲは美術工芸が対象)があり、[東洋史分野]は、「アジア社会文化論特殊演習」と「アジア女性史特殊演習」からなり、[西洋史分野]には、「ヨーロッパ社会文化論特殊演習」「ヨーロッパ女性史特殊演習」がある。「社会文化論特殊演習」は、政治史・社会経済史と文化との相関を視野におさめるために開講されており、「歴史資料学特殊演習」は、考古資料、美術工芸対象のものを配置することによって、学部、博士前期課程で文化財分野を学修した者に対応している。また3分野すべてにわたって、女性史の「特殊演習」を設けている。個々の院生に対しては、入試の際に提出した「研究計画書」にもとづいて、研究指導担当教員1名が決定され、これが「特別研究」担当者を兼ね、主担当として論文作成の指導に責任を持つが、さらに主担当とは研究分野の異なる教員2名が副担当となり、主担当と協力して指導にあたる。最終の博士論文が、専門性において高レベルであると同時に、広い視野のもとに作成されなければならないからであ

る。なおこの課程の修了時には、大学の学位規程により博士号を授与するが、そのためにも博士論文の提出が必要とされている。

イ) 授業形態と単位の関係

単位数については、大学設置基準第 21 条の規定に基づき定めている。歴史学・文化財学専攻博士前期課程と言語文化専攻修士課程においては、講義および演習の 2 種の授業形態があり、いずれも春・秋学期のセメスター制のもとで、15 回単位としている。歴史学・文化財学専攻博士前期課程は、すべて演習形態で、セメスター制をとらず、いずれの科目も通年 4 単位としている。

ウ) 単位互換・単位認定等

本学大学院学則第 10 条において、「大学院委員会が教育上有益と認めた場合に限り、学生は、他大学の大学院の授業科目を履修することができる。この場合、履修した科目の単位は、大学院委員会の議に基づき、修士課程および博士前期課程においては 10 単位を超えない範囲で、文学研究科博士後期課程においては 4 単位を超えない範囲で、それぞれ課程修了の所定単位として認定する」と定めている。ただし、実際に単位認定が行われるのは、言語文化専攻修士課程に限られている。同課程は、希望する院生に対して台湾の淡江大学で 1 年間の日本語教員ティーチングアシスタントとしての派遣留学を認めており、単位認定は、この留学期間の取得単位認定の場合に限られている。

エ) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

いずれの専攻でも、社会人入学試験および外国人留学生入学試験制度があり、入試科目を一部軽減して、社会人および外国人留学生の受け入れを積極的に行っている。留学生に関しては日本語運用能力の問題が予想されるが、学部時代からの在留者が多く、日本語学習期間が相対的に長いため、言語に関して特別な教育上の配慮はあまり問題になっていない。ただ、日本語能力に問題のある者に対しては、学部の留学生科目「日本語 I - IV」「日本事情 I - IV」の聴講を認めている。

[点検・評価]

教育課程について、本研究科では「豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者および高度専門職業人」「専門的学識と幅広い教養を持つ専門職業人」を養成することを目的としている。両専攻ともに共通基礎的科目群を置いていること、個々の院生の「特別研究」が含まれる領域で一定数以上の単位取得を義務づけていること、および同一専攻内他分野や他専攻の科目を修得する余地を認めていることなどを考えれば、この課程編成は適切に機能していると考えられる。また、「京都の歴史・文化研究」を両専攻共通で開講し、すべての専攻・課程に女性史関連の科目を置いていることから、設立趣旨を十分生かしたものと評価している。

単位互換・単位認定等について、事例は多くないが、淡江大学への日本語教員ティーチング・アシスタント留学は、終了後のキャリア形成にも資するものであり有意義であると評価している。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮について、入試制度や語学力向上などの対応を行っていることは適切である。より多くの社会人学生、外国人留学生の入学が課題である。

[改善方策]

教育課程について、言語文化専攻では、研究教育分野が広いと、専門領域の深い学修と幅広い知識の獲得とのバランスを考える必要がある。「特別研究」について、個々の院生の専門領域に適切に対応するように開講する工夫を行う。

単位互換・単位認定等について、国内外の大学院における学修の機会を提供し、幅広い学修が可能となる方策を大学院委員会等で検討する。

(2) 教育方法等

[現状説明]

ア) 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法ないし材料としては、成績評価および受講生による授業アンケートに加えて、修士および博士論文がある。成績評価については、試験・レポートを基準として、発表・出席状況などを加味して評価するという方法がほとんどの授業で採用されている。なお評価の基準は、シラバスで事前に提示されている。院生による授業アンケートには、授業のレベルや授業方法、理解度について質問事項があり、これが教育効果測定の一助になっている。アンケート結果は、教育効果の測定およびその改善の資料となり、教員間での討論の素材となっている。

詳しくは研究指導の項に譲るが、修士および博士論文と、その作成過程での指導も、教育効果測定の重要な要素となっている。指導担当教員の日常的指導、事前の中間発表会、完成した論文とそれに関する口頭試問など、多くの機会が教育効果が測定されている。また、発表会には大学院担当教員の多くが参加し、論文審査は主担当ないし主査*1名と、副担当ないし副査2名でなされるため、教育効果の測定でも一定の客観性が担保されている。

*専攻によって呼称が異なり、歴史学・文化財学専攻では「主(副)担当」、言語文化専攻では「主(副)査」を用いている。

イ) 成績評価方法

大学院においても各科目の成績評価方法については、シラバスに記載することとし大学院生と教員間で成績評価についての共通認識ができるようにしている。また学部向けのシラバスと同様、Webシラバスの公開も行っている。成績評価結果の表示方法は学部準じている。

ウ) 研究指導等

研究指導は、論文作成指導と、それ以外の指導に大別される。論文指導以外では、おもに歴史学・文化財学専攻博士前期課程と言語文化専攻修士課程において、入学後の履修指導がある。両課程とも、すでに見たように教育課程の編成がほぼ同じ構造であり、専攻共通の科目群と、基礎となる学科に対応した専門的科目群に分かれ、「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各2単位合計8単位と、それを含む類から一定数の選択必修(歴史学・文化財学専攻で8科目12単位、言語文化専攻で4科目8単位)があるが、共通科目および同一専攻内の他群はいうにおよばず、他専攻の科目も幅広く履修する編成になっているため、院での研究計画にもとづく履修指導を欠かすことができない。これについては、年度当初のガイダンスのほか、「特別研究」担当者が個別指導の任に当たっている。

つぎに論文の作成指導では、専攻・課程を問わず、主たる担当教員(主担当または主査)1名とこれを補佐する者(副担当ないし副査)2名を決め指導に当たっている。言語文化専攻ではこのあと、2回生時の前期末に、修士論文作成予定者全員が全教員の参加する「修士論文中間発表会」で報告することになっている。この発表会には、さまざまな研究分野の教員が参加するため、個々の院生の作成計画に多角的な評価が可能となり、また研究指導の効果を客観的に測定するためにも有効に機能している。

歴史学・文化財学専攻では、博士前期課程1回生時および後期課程1・2回生時において、学年開始後すぐに研究計画書を提出させ、それを参考に研究指導担当教員が院生の研究指導(履修指導も含めて)にあたる。前期課程の学生は1回生時末(2月頃)に修士論文の仮題目を提出し、2回生時には論文作成に取り組む。博士後期課程の院生には各回生時末(1月末頃)に研究成果報告書を提出させている。修士論文の口頭試問は、研究指導担当教員全員が行うが、その際、主担当を中心として各教員の評価を調整した後、歴史学・文化財学専攻の教員全体で会議を開いて成績を決定している。

さらに、博士後期課程3回生以上で博士論文を作成する院生に対しては、6月末頃に予備論文を提出させ、博士論文作成の可能性を判定する。

エ) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

大学院でも学部と同様の方法によって授業アンケートを実施している。教員は年度末に、自身の授業を振り返り、テーマに沿って自己点検・評価報告書を提出する。大学院科目を担当したすべての教員が執筆するものであり、学部とは別の冊子として作成している。

本学の大学院・研究科シラバス(授業科目要項)は、「学年暦」「学籍」「修了要件・単位・受講登録」などについて記述した「履修の手引き」との合本となっている。各授業科目テーマを設定し、獲得目標を明示し、主な授業予定項目および受講にあたっての留意点、授業・評価についての留意点、教科書、参考文献、評価方法、履修条件等を記載する統一様式を設定している。各種評価項目への得点配分、ホームページからの閲覧についても同様である。

シラバスについて、大学院・研究科シラバスは、利用者が受講科目を決定するうえで必要とする情報を網羅しているのみでなく、獲得目標を明示し理解させることで、自分の学習計画を、より具体的に立てられるシステムとして機能している。ホームページ上でも Web 版シラバスとして公開しており、大学院生の学習テーマに適する利用を検索するのに役立ち、対外的にもカリキュラムの充実度、授業の多様性をアピールしている。統一フォーマットで作成されている点、必要十分な情報が記述されている点、提供方法においても利用者の利便性を十分考慮している点において、本学の大学院・研究科シラバスの内容及び活用状況については適切なものであると判断している。

[点検・評価]

教育効果の測定について、成績評価の方法については、試験偏重に陥らず、学修に取り組む姿勢も考慮されている点で妥当性を持った評価が行われているものと判断している。また各論文審査にあたって、複数の教員で審査、指導を行う体制ができていることは、研究指導の効果を測定するために有効であり、評価の客観性を一定担保するものと考えている。また修了者が、国外の教育研究機関(台湾・銘伝大学日本語教員、韓国・中南大学校百済研究所研究員)や、国内の文化施設(岐阜市立歴史博物館

学芸員ほか)に複数就業していることも、教育効果測定の一助になっていると考えられる。

成績評価方法について、大学院においても学部と同様の方法で成績評価を行っている。評価基準については大学としての統一的、組織的なガイドラインは設定していない。その結果、シラバスの記載の評価方法・基準が類似しているにもかかわらず、教員によって評価にかなりの個人差が出ているという問題がある。ただし論文審査においては、複数の教員が関与し、最終成績が研究科会議で決定されていることから、一定の客観性をもつものと考えている。

研究指導等についていえば、論文作成の指導に両専攻とも主・副3名体制をとっており、個々の院生に対してきめ細かい指導がなされていると自負している。履修指導に関しては、とくに言語文化専攻の領域が広いと、ここではいま一段の改善が望まれる。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)・授業評価について、授業アンケートは学部と共通項目で行っているが、教員が自己点検・評価を行う『大学院教育改善報告集』については、大学院に特有の教育方法などを各教員の試みとしてまとめている。まとめは冊子にして配布しているが、教員間での情報共有や教育方法向上のための検討が課題である。

[改善方策]

成績評価の客観性や妥当性に関して、どのような人材を育成するのかなどの教育目標に基づく科目の性格に依拠した評価方法にするよう、研究科・専攻単位で今後議論を行っていく。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)・授業評価について、今後は研究科全体で大学院での教育方法を改善していくための研究会などを行う必要がある。こうした科目では、他の方法で授業評価を行う必要性があり、今後、自己点検・評価委員会やFD委員会で議論し続けていく。

2. 文化政策学研究科文化政策学専攻

(1) 教育課程等

[現状説明]

ア) 研究科の教育課程

本学大学院文化政策学研究科は、旧・文化政策学部を基盤として開設され、文化政策学専攻のみの1研究科1専攻体制であり、博士前期課程および博士後期課程よりなる。また文化政策・文化経済・文化開発という3つの履修分野の構成を基盤に、「文化政策・文化経済分野」と「文化開発・文化マネジメント分野」の2分野構成としている。この場合、分野は開設科目の関連性を示す程度での分類である。また科目はその手法・対象の性格によって、基幹科目と展開科目に分けている。

博士前期課程の教育課程編成は、「文化政策・文化経済分野」と「文化開発・文化マネジメント分野」に分かれ、さらにそれぞれの分野別に基幹科目と展開科目に分かれている。加えて、両分野を横断する「課題研究(リサーチ・プロジェクト)」があり、修士論文の作成指導はこの科目でなされる。なおこの科目は、その分野横断的特性からして、すべて複数教員の参加によって運営されている。

院生はまず、修士論文作成にむけて、両分野横断的に開講されている「課題研究(リサーチ・プロジェクト)Ⅰ-Ⅳ」(各2単位・計8単位)を履修しなければならない。そのうえで、専攻する分野の基幹科目から2科目4単位以上、分野に関わりなく展開科目から2科目4単位以上、最終合計30単位を

履修しなければならない。

文化政策・文化経済分野は、文化産業を基盤とするまちづくり・地域活性化、経済における文化的要素の役割、文化が経済に及ぼす影響、文化による経済発展の促進等を対象とし、基幹科目として「文化政策・文化産業Ⅰ・Ⅱ」「まちづくり政策Ⅰ・Ⅱ」「観光文化振興策Ⅰ・Ⅱ」など20科目を開講している。また展開科目としては、「文化事情Ⅰ・Ⅱ」以下6科目を開講している。

文化開発・文化マネジメント分野は、より実務的・実践的側面を重視して、経営面での文化的要素の役割、文化事業の経営ノウハウの解明を目指し、マーケティングや法的・行政的手法、知的財産の継承・発展にむけた大学教育行政などの観点から高い実務処理能力の養成に配慮している。したがって基幹科目は、「アートマネジメントⅠ・Ⅱ」「現代マーケティングⅠ・Ⅱ」「文化行政Ⅰ・Ⅱ」など18科目であり、ほかに展開科目として「ボランティア・非営利組織Ⅰ・Ⅱ」をはじめ7科目を開講している。

修士論文は、指導教員の参加する「課題研究(リサーチ・プロジェクト)Ⅰ-Ⅳ」を履修しつつ、その指導を受けたうえで作成・提出する。

後期課程は、同じく文化政策・文化経済分野と文化開発・文化マネジメント分野に分けられているが、科目は基幹科目のみで、展開科目、「課題研究(リサーチ・プロジェクト)」は開講されていない。院生は、専攻する分野の基幹科目の中から2科目4単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文を提出する。基幹科目は、文化政策・文化経済分野で「文化経済・文化産業特論」「まちづくり政策特論」「地域経済・地域開発特論」などで、いずれも前期のⅠと後期のⅡがあり、計14科目である。また文化開発・文化マネジメント分野では、「文化開発・文化理論特論」「現代マーケティング特論」など5タイトルで、いずれもⅠとⅡがあり、計10科目の開講となっている。上記科目名からもわかるとおり、後期課程の課程編成は前期課程のそれに対応したものになっている。後期課程は博士論文作成を主な目的としており、作成作業自体は個人研究を基礎としつつも、「課題研究」の授業に出席して多角的な視点を養成し、指導教員の指導を受ける体制となっている。

イ) 授業形態と単位の関係

単位数については、大学設置基準第21条の規定に基づき定めている。文化政策学専攻においては、講義および演習の2種の授業形態があり、いずれも春・秋学期の Semester 制のもと、それぞれ15回をもって2単位としている。

ウ) 単位互換・単位認定等

本学大学院学則第10条において、「大学院委員会が教育上有益と認めた場合に限り、学生は、他の大学の大学院で授業科目を履修することができる。この場合、履修した科目の単位は、大学院委員会の議に基づき、修士課程および博士前期課程においては10単位を超えない範囲で、文学研究科博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、それぞれ課程修了の所定単位として認定する」と定めているが、互換・認定の例はない。

エ) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人入学試験および外国人留学生入学試験制度を整え、社会人および外国人留学生の受け入れを

積極的に行おうとしている。また、研究科の特性上、在職しながら学修に励む院生も少なくないことから、夜間開講、土曜開講などを実施している。2008(平成20)年度まで正規授業を補完するためいくつかの科目でeラーニングも実施していた。

[点検・評価]

研究科の教育課程について、開講科目の構成と科目数については、研究科の規模を考えると妥当なものだと判断している。主担当・副担当による複数研究指導体制と、一定数の教員が参加する課題研究を中心とする研究発表・論文指導体制は、論文のレベル向上と評価の客観性担保に大きく貢献していると考えられる。

単位互換・単位認定等について、これまで単位認定の実績はなく、学内での学修に偏っていることについては問題点といえる。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮について、社会人はともかく、留学生の数が多いいはいえない。ただ社会人院生に対する配慮としては夜間および土曜開講などを行っている。eラーニングは受講者数の減少により2008(平成20)年度で終了したが、受講者増に備えて再開の準備を整えており、夜間および土曜開講とあわせて、院の規模からして十分なものといえよう。ただし、外国人・社会人院生が減少しており、この点では抜本的な対策が必要である。

[改善方策]

研究科の教育課程について、市町村広域合併による行政機構再編過程の中で、新たな文化行政担当部局の出現や、文化施設管理をめぐる新しい動き、文化(産業)による地域・都市づくりの浸透などは、文化政策そのものの課題が変化しつつあることを示している。また、この間基盤となる学科の改組・名称変更もあり、入学者を得にくい状況になりつつある。この2点を考えると、将来的には開講科目の再編を含む、研究科の再構築が必要かも知れない。この課題は、近々、基本政策検討委員会で取り上げられる予定である。

単位互換・単位認定等について、国内外の大学院における学修の機会を提供し、幅広い学修が可能となる方策を検討する。

(2) 教育方法等

[現状説明]

ア) 教育効果の測定

本学大学院文化政策学研究科修了生における教育・研究指導効果の測定には、修士論文・博士論文の評価、修了率・退学率、関連学会での発表・論文投稿・掲載、学内紀要への投稿、(学部共通であるが)資格取得、就職状況、などで適切に、総合的にとらえる必要がある。

修士論文に関しては毎年『修士論文報告集』(全文収録ないし抄録)を、博士論文に関しては『博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨』を公刊している。また(修了生も含む)院生が主体の『京都橋大学大学院文化政策学研究科研究論集』の公刊も継続し、毎号予定以上の多数の論文を収録している(2号以降、前期課程在籍院生の投稿・掲載も実現)。院生投稿論文に対しては、匿名・複数のレフェリー審査を経由し、指導教員を通じた丁寧な修正作業が前提とされている。また、教員が編集す

る研究書に院生・修了生の研究成果が多数収録されているし、博士論文が市場ベースでも公刊されており、これら刊行物が、教育効果測定の格好の材料となっている。

イ) 成績評価法

大学院においても各科目の成績評価方法については、シラバスに記載することとし大学院生と教員間で成績評価についての共通認識ができるようにしている。また学部向けのシラバスと同様、Webシラバスの公開も行っている。成績評価結果の表示方法は学部準じている。

ウ) 研究指導等

履修指導としては、毎年度当初(入学式当日)に新入院生および在籍院生の全員を集め、「大学院オリエンテーション」を実施している。主として教員からは研究科長と大学院委員が概要を説明し、職員からは教務と学生生活関係のガイダンスが実施されている。社会人院生の場合は入学式に参加できないこともあるが、極力出席を促し、欠席の場合は個別に指導している。

研究指導は、前期・後期課程ともに、1回生には年度初めに研究指導担当(主担)を指定している。院生は、必修科目である課題研究(リサーチ・プロジェクト)については、主担教員が所属するクラスで履修する。院生にはあらかじめ教員と連絡を取り、相互の意思を確認しておくように指導している。

2回生以降には、この主担の他に(最低)2名の副担を決定し、3名(以上)の研究指導体制を取っている。原則として、研究科会議の議決を経て、この主担、副担によって論文審査委員会が構成される。副担の課題研究のクラスが異なる場合は、副担の担当科目を履修したり、個別に相談するよう指導する。

複数教員が参加する課題研究を履修することと、3名の集団指導体制のもとで論文執筆に取り組むことにより、院生は本来学際的な研究領域である文化政策学の学問的特徴である、幅広い観点から研究を進めることが可能となる。

院生は主担教員が所属する課題研究のクラスに出席し、研究状況について定期的に報告する。その前後に主担から発表についての個別指導を受けて準備するとともに、反省を踏まえて次回の発表に臨む。副担は同じクラスであるならばその報告をその場で聞くことができるし、クラスが異なる場合は、要所所で特別に出席を依頼されたりもする。主担による個別指導と課題研究および副担による集団指導体制がうまく機能している。言うまでもなく最終責任は主担にあることを明確にしている。

前期・後期課程の2回生時において、前期終了時(7月末)に中間発表会を設け、院生全員が報告する。後期終了時(2月)には、修士論文発表会を設けている。両者ともに教員全員と在籍院生やOB層にも出席を呼びかけている。

前期課程1回生は、4月末に研究計画書を、年度末に修士論文仮題目を提出する。後期課程在籍院生は、1、2回生時の4月末に研究計画書を、年度末に研究成果報告書を提出する。3回生は前期末に予備論文を提出し、審査を受ける。審査をパスした者のみが、学位請求論文を提出することができる。

博士号学位取得者や後期課程満期退学者が、大学の非常勤講師として新たに教育活動に参加する機会を実現していることも意義深い。(公共機関退職後大学教員に転じた人はいるが)大学教員として新たに専任職を得た例はまだないが、博物館や類似組織で学芸員や類似職種に専任として採用された者

もいる。後期課程での、専門性を活かした就職状況は好調である。

エ) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

大学院でも学部と同様の方法によって授業アンケートを実施している。教員は年度末に、自身の授業を振り返り、テーマに沿って自己点検・評価報告書を提出する。大学院科目を担当したすべての教員が執筆するものであり、学部とは別の冊子として作成している。

本学の大学院・研究科シラバス(授業科目要項)は、「学年暦」「学籍」「修了要件・単位・受講登録」などについて記述した「履修の手引き」との合本となっている。学部のシラバスと同様、各授業科目テーマを設定し、獲得目標を明示し、主な授業予定項目および受講にあたっての留意点、授業・評価についての留意点、教科書、参考文献、評価方法、履修条件等を記載する統一様式を設定している。各種評価項目への得点配分、ホームページからの閲覧についても同様である。

[点検・評価]

教育効果の測定について、修士および博士論文をはじめ、院生の手になる論文が公刊されていることから、教育効果測定の機会は十分あると思われる。

成績評価法について、大学院においても学部と同様の方法で成績評価を行っている。評価基準については大学としての統一的、組織的なガイドラインは設定していない。シラバスの評価方法などが、同じような形態の授業であるにも関わらず、教員によって評価基準にかなりの個人差が出ていることは課題である。

研究指導等について、責任体制を明確にした個別指導と、学際的な研究環境を保障する集団指導体制が、その長所を引き出すことによって、比較的効率よく、高い成果を生みだして、うまく機能しているといえる。研究指導が個別指導と集団指導との2本柱で円滑に機能しているので、院生の研究テーマが変化しても、集団体制の中で大きな変更を伴うこともなく処理できている。教員間で集団指導体制が安定的に機能しているので、院生間でも横のつながりができ、教員間の指導上の違いが生じた場合でも、自立的に対応できるようになってきている。論文執筆の技術的側面についても、上回生からの指導も得られるようになってきている。

研究成果の公表には、学会発表、学会誌への寄稿・掲載などを、個別指導を踏まえて積極的に勧めている。発表までには至らずとも、学会やシンポジウムなどの開催情報を積極的に提供し、授業振替処置なども講じて参加を促している。他大学の研究者や院生と知己の関係を築くことも、研究発展のうえでは重要なステップである。多くの院生が積極的に学内外で研究活動を進めている。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについて、本学の大学院・研究科シラバスは、学部シラバスと同様、利用者が受講科目を決定するうえで必要とする情報を網羅するのみでなく、獲得目標を明示し理解させることで、自分の学習計画を、より具体的に立てられるシステムとして機能している。ホームページ上でも Web 版シラバスとして公開しており、大学院生の学習テーマに適する利用を検索するのに役立ち、対外的にもカリキュラムの充実度、授業の多様性をアピールできている。

社会人院生の存在を考慮して、研究指導等について土曜開講などを実施し、とくに複数教員の参加する「課題研究」については、遠距離通学者に配慮して土曜・各週で2コマまとめて開講するなど、十分に配慮してきたと考えている。ただ、入学者が減少する中で、今後の対応が課題となっている。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)・授業評価について、授業アンケートは学部と共通項目で行っているが、教員が自己点検・評価を行う『大学院教育改善報告集』については、大学院に特有の教育方法などを各教員の試みとしてまとめている。まとめは冊子にして配布しているが、教員間での情報共有や教育方法向上のための検討が課題である。

[改善方策]

成績評価の客観性や妥当性に関して、どのような人材を育成するのかなどの教育目標に基づく科目の性格に依拠した評価方法にするよう、研究科・専攻単位で今後検討を行っていく。

社会人学生への配慮について、研究指導等を土曜開講等などで行っていることについて、入学者が減少する中で今後の対応を基本政策検討委員会で将来構想とともに検討する。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)・授業評価について、今後は研究科全体で大学院での教育方法を改善していくための研究会などを行う必要がある。こうした科目では、他の方法で授業評価を行う必要性があり、今後、自己点検・評価委員会やFD委員会で議論し続けていく。

3. 看護学研究科看護学専攻

(1) 教育課程等

[現状説明]

ア) 研究科の教育課程

本研究科は、1研究科1専攻体制であるが、看護学の「教育・研究・実践に携わる研究者や病院等で看護管理者や指導的役割を担う人材の育成をめざす【研究コース】」と「専門看護師の資格を取得するための【専門看護師コース】」の2コースを持ち、また在職院生が少なからず存在することを考慮して3年の長期履修制度も設けている。なお本研究科では、専攻領域を「実践看護基礎学」「実践看護応用学」「次世代育成看護学」「広域看護学」の4分野としている。

開講科目はまず、「共通基礎科目」と「専門教育科目」に大別され、「専門教育科目」はまた上記4分野に分類されている。

「共通基礎科目」は、「看護理論」「看護研究」以下8科目を開講し、研究コースではこの中から3科目6単位以上、専門看護師コースでは同じく4科目8単位以上を修得しなければならない。

「専門教育科目」は研究コースと専門看護師コースで若干異なっており、研究コースでいえば、実践看護基礎学分野は、「実践看護基礎学特論」以下講義科目2、「実践看護基礎学演習Ⅰ－Ⅲ」と、修士論文作成のための「実践看護基礎学特別研究」の演習科目4を開講している。実践看護応用学分野では、「実践看護応用学特論Ⅰ(老年)」「老年看護学Ⅰ」など8講義科目と、「実践看護応用学演習」を成人・精神分野で3、老人分野で2、および「実践看護応用学特別研究」の6演習科目がある。次世代育成看護学分野では、講義科目が「次世代育成看護学特論」以下5科目、演習科目が「次世代育成看護学演習Ⅰ－Ⅲ」が小児看護・健康福祉ケア分野と周産期分野に各3、および「次世代育成看護学特別研究」で計7科目開講されている。最後に広域看護学分野では、「広域看護学特論」以下5講義科目、「広域看護学演習Ⅰ－Ⅲ」と「広域看護学特別研究」の4演習科目が開講されている。

研究コースでは、上記「共通基礎科目」3科目6単位に加えて、主たる専攻分野とそれ以外の分野

の専門教育科目中の講義科目をそれぞれ2科目4単位以上、および演習科目6単位と該当分野の「特別研究」1科目10単位を修得したうえで、修士論文を提出して審査を通過し、最終試験に合格しなければならない。

専門看護師コースでは、修士論文作成がないため、いずれの分野にも「特別研究」は開講されておらず、実践看護基礎学分野では「実践看護基礎学特論」と「看護技術学」の講義科目2、実践看護応用学分野では「実践看護応用学特論Ⅰ(老年)」以下講義科目8、「実践看護応用学演習Ⅰ・Ⅱ」と「実践看護応用学課題研究」の演習科目3、および「実践看護応用学実習(老年)」の実習科目1が開講されている。次世代育成看護学分野では、「次世代育成看護学特論」以下講義科目が5、「次世代育成看護学演習Ⅰ－Ⅲ」と「次世代育成看護学課題研究」の演習科目が3、「次世代育成看護学実習」1科目がある。最後に広域看護学分野では、「広域看護学特論」以下5講義科目のみが開講されている。

このコースの院生は、「共通基礎科目」4科目8単位に加えて、主たる専攻分野以外の専門教育科目中の講義科目を1科目2単位以上、主たる専攻分野の専門教育科目の講義科目および演習科目を合計で6科目12単位、実習3科目6単位と「課題研究」2単位を修得したうえで、課題研究レポートを提出して、その審査および最終試験に合格しなければならない。

イ) 授業形態と単位の関係

単位数については、大学設置基準第21条の規定に基づき定めている。看護学専攻においては、講義、演習および実習の3種の授業形態があるが、いずれもセメスター制下にあり、講義および通常の演習科目は15回2単位、実習科目は30時間の授業をもって1単位とし、180時間6単位となっている。また「特別研究」は10単位を認定している。また、学修期間は春・秋学期のセメスター制を導入し、それぞれ15週としており、授業科目により、2単位、6単位、10単位の科目がある。

ウ) 単位互換・単位認定等

本学大学院学則第10条において、「大学院委員会が教育上有益と認めた場合に限り、学生は、他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。この場合、履修した科目の単位は、大学院委員会の議に基づき、修士課程および博士前期課程においては10単位を超えない範囲で、文学研究科博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、それぞれ課程修了の所定単位として認定する」と定めている。

エ) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

医療・看護分野における高度な専門的知識・能力を持つ人材の養成については、とくに病院などの医療機関で勤務する現職の看護職者の生涯教育・卒後教育やキャリア開発としても重要であるという観点から、勤務の都合上昼間だけでは学修が困難と予測される人のために、大学院設置基準第14条の規定を適用して履修形態を弾力化し、土曜日や平日の6講時(18:00～19:30)にも授業を行うとともに、一定期間の集中的な開講や教育・研究指導などを実施して受講・履修の便宜を図っている。

また、標準修業年限は2年であるが、病院等の臨床のキャリアを継続しながら通学できるように、大学院設置基準第3条第2項の規定を適用し、3年間の長期履修制度も導入している。

[点検・評価]

研究科の教育課程について、研究科設置後1年目であることから、点検・評価のための十分なデータが蓄積されておらず、今後の課題であるが、本研究科の教育目標および教育課程は、学校教育法、大学設置基準に適合するものである。

授業形態と単位の関係について、研究科設置後1年目であり、点検・評価のための十分なデータが蓄積されていないので、今後の課題である。

単位互換・単位認定等について、2008(平成20)年度に開設した研究科でもあり、これまで単位認定の実績はない。

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮について、2008(平成20)年度においては、全入学者9名のうち、長期履修制度を利用する学生を5人受け入れた。現在のところ、社会人院生への配慮は一定の機能を果たしていると考えられる。

[改善方策]

学年進行中であり、まだ修了生がいないので改善方策について、検討できる段階ではない。

(2) 教育方法等

[現状説明]

ア) 教育効果の測定

教育・研究指導の効果は、「十分な単位の実質化が図られているか」「授業に対する学生の評価」「修士論文及び課題研究の評価」「修了後の就職・活動」等により測定する予定である。

イ) 成績評価法

大学院においても各科目の成績評価方法については、シラバスに記載することとし大学院生と教員間で成績評価についての共通認識ができるようにしている。また学部向けのシラバスと同様、Webシラバスの公開も行っている。成績評価結果の表示方法は学部準じている。

ウ) 研究指導等

本研究科は、実践看護基礎学・実践看護応用学・次世代育成看護学・広域看護学の4領域から、1領域を主専攻分野として選択し、その領域で履修指導および研究指導を受ける。専門看護師養成課程を持つ2領域(実践看護応用学・次世代育成看護学)においては、研究コース・専門看護師コースのいずれかを選択する。

学生が選択した主たる専攻領域において、適切な教育・指導が受けられるよう、学生個々に主指導教員1名、副指導教員2名を決め、研究科委員会において了承を得た後、全教員に徹底を図る。

指導教員は、学生が履修する授業科目を計画的に選択できるように、個別に履修指導を行う。また、学生の学問探求への志向が発展するよう指導を行う。指導に当たっては、主指導教員と副指導教員間で十分な連絡を取り、両者間の指導に乖離がないよう配慮する。

研究指導は、特別研究と修士論文または課題研究における指導をもって行う。

主研究指導教員は、副研究指導教員と連携をとりながら、研究テーマの決定、研究の実施、論文の

作成、論文審査等において中心となって指導に当たる。

研究の倫理的側面は、看護学部研究倫理委員会の審査を受ける。

専門看護師資格の取得を希望するコースの学生は、特定の課題研究の成果をもって修士論文に代える。学生は、看護の現場における実践を通じた詳細な事例研究検証を求めるものとし、指導教員は、定期的の実習状況、レポートなどにより評価を行い、スーパーバイズを行う。

エ) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

大学院でも学部と同様の方法によって授業アンケートを実施する。文学研究科・文化政策学研究科と同様、教員は年度末に自身の授業を振り返り、テーマに沿って自己点検・評価報告書を提出する。大学院科目を担当したすべての教員が執筆するものとし、学部とは別の冊子として発行する。

本学の大学院・研究科シラバス(授業科目要項)は、「学年暦」「学籍」「修了要件・単位・受講登録」などについて記述した「履修の手引き」との合本となっている。学部のシラバスと同様、各授業科目テーマを設定し、獲得目標を明示し、主な授業予定項目および受講にあたっての留意点、授業・評価についての留意点、教科書、参考文献、評価方法、履修条件等を記載する統一様式を設定している。各種評価項目への得点配分、ホームページからの閲覧についても同様である。

[点検・評価]

教育効果の測定について、修了生をまだ輩出しておらず、十分なデータの蓄積がないため、点検評価はしていない。

成績評価法について、開設後1年を経過していないので、対象となるデータが少なく、十分な点検・評価は困難である。

研究指導等について、現段階において、本方法による特別な問題は生じていないが、1年目であるため、十分なデータの蓄積がなく、点検・評価はまだ実施できていない。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについて、現段階においては、開設1年目の中途であり、1年間の研究指導が完了していないため、十分なデータの蓄積がなく、点検・評価はまだ実施できていない。

[改善方策]

学年進行中であり、まだ修了生がないので改善方策について、検討できる段階ではない。

4. 国内外との教育研究交流

[現状説明]

ア) 文学研究科

本学提携校への留学や認定留学(本学提携校以外への正規留学)の際には、留学期間中における本学の授業料や教育充実費の減免措置(在籍料を納入)などの制度が用意されている。この制度による留学期間は1年以内とし、1年を限度に本学大学院の在学期間として算入している。言語文化専攻ではすでに述べたように、日本語教育に関心がある学生は、1年の任期で台湾の淡江大学日本語学科でティーチング・アシスタントを務める制度があり、これが留学に認定されておりこれまで多くの学生が参加している。

外国人留学生についていえば、両専攻とも受け入れの例があり、言語文化専攻では京都を中心とする日本古典文学文化の研究で、歴史学・文化財学専攻では日本史やアジア文化財学の分野で、アジア諸国からの留学生をかなり受け入れてきた。私費外国人留学生に対しては、授業料の3割減免を実施している。

国外との研究交流についても歴史学・文化財学専攻の教員は研究面で国際的な研究の成果を取り入れ、院生の研究指導に還元することに積極的に努めている。ここ数年は、アメリカやイギリスの日本史研究や考古学研究の最先端研究者を毎年招聘して、講演会や研究会を開催し、その際とくに大学院生と研究者との懇談の場を設けて研究上の刺激としている。歴史学・文化財学専攻の教員はまた、国外の学会で幾度かその研究成果を発表し、個人レベルでの研究の国際交流を展開している。

イ) 文化政策学研究科文化政策学専攻

本学大学院文化政策学研究科における国内外との研究交流に関して、とくに国際化への対応という課題については、制度的には十分に措置がなされていない。学部も含めて全学的に国際交流、国際教育研究交流を推進する独自の組織はない。基本方針というようなものもとくには明確化されていない。国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置についても同様である。「臨床の知」が大学全体の教学理念のひとつにはなっているが、そのフィールドが外国にまでは及んでいないというのが現状である。

大学院入学試験制度においては、前期・後期課程ともに、外国人留学生入学試験を実施している。

研究科発足時には国際シンポジウムを開催し、授業科目の文化政策学特殊講義をセミナー形式の合宿・集中講義方式で開催し、そこに外国から研究者を招く試みも実施したが、その後継続して開催してはいない。

他に国際交流関係での実績を挙げると、外国人研究者の授業振替による研究会参加が2件、外国開催の国際学会での研究報告が教員2件、院生1件、教員執筆研究書の外国語翻訳(韓国語)が1件、および院生1名が中国政府奨学金留学生として受け入れられている(2年間)。

ウ) 看護学研究科看護学専攻

本学看護学部は、「看護実践異文化国際研究センター」を付置施設として有し、国際交流事業を実施している。現在実施している事業としては、国際フォーラムを毎年開催し、国際的情報の収集に努め

ていること、国際交流研究を実施していること、教員の海外視察および学会参加の支援をしていることがある。これらの実績を研究科の教育研究にも今後十分に活用することができる。

十分な国際レベルでの教育研究ができる能力を育成するために、基礎能力として英語の能力を入学試験で課しており、入学後の講義・演習・研究においては、十分な海外文献を活用するように指導している。

[点検・評価]

文学研究科について、大学院生の留学のためのさまざまな制度は、学生の国際交流面で大きな助けになっている。だが、淡江大学へのティーチング・アシスタント留学に、毎年対象者がいることを除けば、留学への送り出しは十分とはいえない。とくに英語圏の大学に関しては、受け入れ大学が要求する英語力、費用の問題などから留学はあまり実現していない。大学院1回生の後期から2回生の前期末まで留学した場合には、修士論文の執筆期間がおもに2回生後期となり、十分な指導期間を確保できないことも要因といえる。

外国人留学生の受け入れと、その研究指導については十分な成果をあげてきたと考えている。国内外との教育研究交流についても十分な活動が行われている。

文化政策学研究科文化政策学専攻について、国際交流促進に向けての体制は未確立で、国際学界や研究動向の情報提供が、個々の教員によりなされているにすぎない。院生の学会報告旅費支援制度にも国内学会対応の規定しかないのが現状である。学部レベルでは大学間の国際レベルでの交流協定もいくつか存在し、その項目の中には教員・研究交流が掲げられている例もあるが、大学院レベル独自の実績はない。

看護学研究科看護学専攻については、データの蓄積が十分でないため、点検・評価に至っていない。

[改善方策]

文学研究科について、日本人院生の国外留学が、さまざまな単位認定制度がありながら十分機能していない。一方では外国語運用能力の問題もあるが、留学にともなう論文作成の困難が大きいと考えられるため、当面、留学志望の院生に対して早い段階から個別指導を行い、指導教員とともに2年間の研究計画を立てることで対処していきたい。

文化政策学研究科文化政策学専攻は当面学部・研究所レベルでの促進を図る。大学、研究所、大学院発行の研究紀要類の複数言語化や外国語(英語)情報の発信・充実にも取り組むことも検討する。

5. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

[現状説明]

ア) 文学研究科

修士(文学)の学位は、本研究科博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定科目を30単位以上修得したうえで、修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に授与される。論文審査は、研究科会議の定める審査委員会によって行われ、審査委員会は、主査1名と当該論文に関連

のある授業科目担当の教員である副査2名の計3名で構成される。修士論文の審査ならびに口頭試問(必要に応じ筆記試験)による最終試験が行われ、その評価結果にもとづいて、研究科会議において合否判定が決められる手順となっている。

社会人入学試験で入学した学生については、職業に密接に関連した課題研究を行い、その研究成果を修士論文に代わる課題研究報告書として提出する方法がある。課題研究報告書には調査報告、実践報告、事例研究などが想定されるが、事前に指導教員と相談したうえでこのコースを選択するように指導している。

博士論文については、予備論文を提出して博士論文の提出が可能であると認められなければならない。その審査は、修士論文と同じく、研究科会議の定める審査委員会によって行う。この審査委員会は、研究指導担当教員の主担当教員を主査とし、副査として当該論文に関連する大学院担当教員2名、計3名で構成される。審査は、論文審査ならびに口頭試問による最終試験によって行われ、その後、研究科会議において審査結果が確定する。

イ) 文化政策学研究科文化政策学専攻

本学大学院文化政策学研究科における修士と博士の学位授与に関しては、その方針、審査、基準などは、京都橘大学大学院学則(第1条:総則、第2条の2:研究科の目的、第6条:課程修了の認定および学位の授与、など)に明示し、それに則って行われている。

研究科会議が学位請求論文を受理したときは、京都橘大学学位規程(第9条:学位論文審査委員会、第10条:学位請求論文の審査および最終試験、第12条:研究科会議の審議、第13条:学位の授与、など)に則り、学位の審査と授与が行われている。

学位審査の透明性・客観性を高めるために、前期(修士)、後期(博士)の両課程において複数審査制度を実施している。研究科会議は、大学院研究指導担当教員の中から主査1名、副査(最低)2名を論文審査委員として選出する(通常は主担・副担が継続して担当する)。専門分野により近い教員がいる場合には、大学院授業担当教員も審査委員として参加する。またテーマによっては、研究科会議の外部者も選定できるように定めている。これまでは、在職中に指導を担当していた教員が、退職後、特任教授や非常勤講師として参加した例がある。

口頭試問は論文審査委員会においてなされるが、別の機会に院生は成果発表(修士論文発表会)を行うこととしている。この場には教員、在籍院生や修了生も参加する。修士論文は全文ないし概要を報告集としてまとめて公刊している。博士号の場合は、『博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨』を公表している(学位規則第8条)。

論文および最終試験の合否は、主査が副査の意見を徴して決定し、審査概要を作成して研究科会議に報告し、審議、議決される。

<修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性>

本学大学院文化政策学研究科では、修士論文に3タイプ設けている。通常の修士論文(A論文)に加え、B論文として、とくに社会人院生に対して、職場や職業に関わった研究報告書や提言書なども修士論文に代わる成果物として提出を認めている。またC論文として、公刊図書を修士論文に代わる成果物として提出を認めている。B、Cともに仕上げの詳細については指導教員の指

示によることを定めているが、今までにB、Cともにこの形式での提出はない。

ウ) 看護学研究科看護学専攻

論文および課題研究の審査は、京都橘大学学位規程の定めるところにより実施する。

審査は、研究科会議が選出する本研究科の教授3名(主査1名、副査2名)以上で構成する審査委員によって行い、必要があるときには本研究科の准教授および他の大学院の教員、医療機関等の職員を審査委員に加えることができる。

学位授与の基準は以下のとおりである。

- ①独自のテーマ設定を行っているか。
- ②先行研究の十分な検討を行っているか。
- ③基礎的な研究・実験資料の集成のうえに立っているか。
- ④実証的な分析を行っているか。
- ⑤論理的な一貫性を持って論述しているか。
- ⑥論者自身の解釈や見解を明確に表明しているか。
- ⑦看護学実践の発展に貢献するものであるか。

研究科会議は、審査委員による審査結果および最終試験結果について審議し、合否判定を行う。審査前発表会を開催し、研究科会議構成員は、かならず出席するものとする。

[点検・評価]

文学研究科について、各学位論文の審査は、複数の教員による審査と口頭試問が行われ、研究科会議において最終の合否が判定されるというシステムになっており、客観的かつ厳密な方法で適正になされている。

論文に代わる課題研究報告については、事前に教員と十分に相談したうえで、修士論文と同等のレベルを保てるように考慮することとしているが、これまで事例はない。

本学大学院文化政策学研究科における修士と博士の学位授与に関しては、学則、規程その他に明示し、それに則り、厳正かつ適正・適切になされている。複数指導・審査体制、公開の場での研究成果発表、研究成果の公刊、(実績は小さいとはいえ)指導・審査体制への外部者の参加などを促進することによって、学位審査の透明性・客観性を高める措置が整備され、効率的に機能している。

とくに博士論文が、学位授与後早い時期に市販ベースで公刊されていることは、論文の研究水準の社会的な反映・評価でもあるといえるであろう。『京都橘大学大学院文化政策学研究科研究論集』も、各号予定以上の論文掲載で発行を継続している。関連学会での論文掲載や、指導教員編集による学術研究書にも、院生の論文が多数掲載されている。学位論文そのものだけでなく、その関連成果が一般的な学術ベースの出版過程において多数生まれていることは、学位審査の妥当性を示すとともに、その成果の客観的な評価の高さもまた示しているのであろう。

文化政策学研究科の院生はこれまで社会人の比率が高く、研究時間が制限され、厳しい状況にある者も多いが、その中であつても修士号および博士号を短期間に修得する者を順調に輩出している。これは、教育・研究指導面での充実度を反映しているものとして評価できる。

また一般院生の進路・就職状況も、研究科の専門性に照らしてその能力を活かした、あるいは生か

せる分野や関連分野に就職できている。公務員や学芸員としての就職も増えてきている。

しかし修士論文執筆に十分に時間を割くことができず、やむなく休学措置を取る傾向も出てきているので、社会人院生の高い比率を考えると、長期履修制度の導入も検討課題である。

看護学研究科について論文審査をまだ実施していないので、点検・評価はできない。

[改善方策]

文化政策学研究科について、院生の便宜を考えてさまざまな措置(早期入学、早期修了、後期入学・前期修了、学部・他大学・他研究科の聴講・履修、修士論文の多様化、研究成果出版奨励制度など)を講じているが、現実的には利用者が少ない。こうしたメリットをもっと積極的に提示して、院生数を増やし、活用できるように検討を行う。

(2) 課程修了の認定

本学では標準修業年限未満で修了することを認めていない。

第5章 学生の受け入れ

[到達目標]

学生の受け入れについて、本学の理念・目的にもとづき、学部・大学院の学修にふさわしい意欲と学力をもった学生を受け入れることを基本方針としている。そのため、以下の目標を設定している。

- (1) 学力に優れ、また個性豊かな学生を多様な形で受け入れるため、受け入れ方針を明確にし、それに基づき入学試験の方法を整備する
- (2) 入学試験方法、志願者数などに対応した適切な入学試験の実施体制を編成する
- (3) 入学者の選考を公正に行い、またミスのない選考過程を実現する
- (4) 入学定員に比して適正な入学者数を受け入れる

学部等における学生の受け入れ

[現状説明]

1. 学生募集の方法、入学者の選抜方法

(1) 学生募集の方法

学生募集にあたっては、志願者が入試以前から、本学の教学理念や教学内容を正しく理解し、入学後も積極的な学修意欲を持続して意義ある学生生活を送るために、より正確で質の高い情報を多面的に提供することを重視している。また、学生募集の情報提供は、志願者のほとんどを占める高校生に対してだけでなく、高等学校教員や志願者の父母などにも積極的に行っている。

すべての対象に共通する情報は『大学案内』と『入試ガイド』および広報紙『Tachibana Being』を大学が企画し発行している。大学選択にあたってインターネットを通じた情報の収集の比率が高まっているため、ホームページの製作にも重点を置いている。

受験生対象としては、毎年5月発行の『大学案内』と『入試ガイド』、学科別のいくつかの小冊子によって情報提供を行い、広報紙『Tachibana Being』などによって日常的な情報を補っている。ホームページには、受験生向けのページを設け、大学紹介のほかに雑誌スタイルの『Web Tachibana Being』や学生編集委員による『たちばなブログ』、動画『たちばなムービー』により、在学生や教員の活動を伝えている。また携帯サイトも開設し、ホームページからリンクしている。高校生がキャンパスに触れるキャンパス見学会は、6、8、9、10、3月に各1回(8月は3日連続)開催し、本学の雰囲気や直接伝えるとともに、各高等学校単位のキャンパス見学にもできるかぎり対応している。受験生が大学関係者と直接相談したり、キャンパスの説明を聞くことができる合同の進学相談会、高等学校内ガイダンスなどにも積極的に参加している。合同の進学相談会は、在学生の地域分布を考慮して展開し、高等学校内ガイダンス(模擬講義・分野別説明・学部等説明)は企画内容に応じて、教員と職員が分担している。なお、近年はこの種のガイダンスが増加しているため、高校の進路担当者への訪問件数を選択せざるをえず、その対象は、京都府および滋賀県の高等学校に実質限定されている。

高等学校教員に対しては、大学主催説明会や高校訪問を通じて、進路指導に活かせる情報を提供している。大学主催説明会は、6月下旬～7月初旬に京都1会場、大阪2会場で実施し、学長、担当部長などによる直接説明に加えて、質疑の時間では高等学校からの意見や要望も汲みあげている。

父母対象としては、キャンパス見学会で父母向け説明会を企画し、またホームページに在学生父母向けページを設け、入学後の父母による教育支援の様子を広報している。

(2) 入学者の選抜方法

受験生の学力はもとより、さまざまな個性や能力・適性・意欲を幅広く評価するため、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化、受験機会の複数化などによって、多様な入学者の選抜方法を実施している。具体的には、AO入学制度、特別推薦入試(併設高等学校対象)、指定校および公募制推薦入試(児童教育学科と看護学科は、併願、専願の二本立て)、特技推薦入試[書道部門][スポーツ部門][課外活動部門]、総合学科・専門学科推薦入試、一般入試前期A・B・C日程と後期日程、センター試験利用入試前期日程・後期日程を実施している。一般入試とセンター試験利用入試では、日程によって試験科目に変化をつけている。またこれとは別に、海外帰国生徒、社会人、外国人留学生向けの入試も実施しており、それぞれの募集人員は表5-1、入学者の選抜方法は表5-2に示しているが、文学部日本語日本文学科と現代ビジネス学部現代マネジメント学科では募集単位がコースごととなっている。各学部・学科等の過去5年間の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数等は、【基礎データ・表13】【基礎データ・表15】に示すとおりであり、入学定員も十分に確保されている。

表5-1 2009(平成21)年度 学部入試区分別の募集人員(対象は1回生入学者)

学部	学科	入学定員	募集単位の学科またはコース	募集人員	一般入試	センター試験利用入試	AO入学制度	付属校推薦	指定校推薦	公募制推薦	社会人入試	留学生入試	帰国生徒入試
文	英語コミュニケーション	40	英語コミュニケーション	40	20	5	3	若干名	-	12	若干名	若干名	若干名
	日本語日本文	60	日本語日本文コース	40	20	5	3	若干名	若干名	12	若干名	若干名	若干名
			書道コース	20	5	-	5	若干名	-	10	若干名	-	-
	歴史	90	歴史	90	45	10	5	若干名	若干名	30	若干名	若干名	若干名
	文化財	50	文化財	50	23	6	5	若干名	若干名	16	若干名	若干名	若干名
児童教育	100	児童教育	100	50	10	5	若干名	-	35	-	-	-	
現代ビジネス	現代マネジメント	120	現代マネジメントコース	80	33	7	8	若干名	若干名	32	若干名	若干名	若干名
			救急救命コース	40	17	4	7	若干名	-	12	-	-	-
	都市環境デザイン	130	都市環境デザイン	130	63	7	8	若干名	若干名	52	若干名	若干名	若干名
看護	看護	90	看護	90	50	10	-	若干名	-	30	若干名	-	-
大学合計		680	大学合計	680	326	64	49	若干名	若干名	241	若干名	若干名	若干名

《注記》 公募制推薦入試の募集人員には、特技推薦入試[書道部門][スポーツ部門][課外活動部門]および総合学科・専門学科推薦入試の人数を含む。

表5-2 2009(平成21)年度 学部入試の概要

選考区分	試験日	選考方法	実施学科等
AO入学制度	書類審査のみ	エントリー期限8/29、AOセミナー9/7においてレポートを作成し、レポート評価に基づき予備面談の可否を通知。予備面談9/28を経て出願資格の認定結果を10/31に発表(認定者に出願書類一式を交付)、正規出願を経て合格発表は10/24。(日本語日本文学書道コースはレポートに替え書道作品、また日程は認定結果発表まで異なる)	除く看護学科
特別推薦入試(附属校推薦)	11/20	書類審査(全体の評定平均値の10倍)および基礎テストの得点による総合判定	全学部・全学科
指定校推薦入試		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および基礎テストの得点による総合判定	除く英語コミュニケーション学科・児童教育学科・現代マネジメント学科救急救命コース・看護学科
公募制推薦入試(併願制)		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および基礎テストの得点による総合判定	全学部・全学科
公募制推薦入試(専願制)		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および基礎テストの得点による総合判定	児童教育学科・看護学科のみ実施
特技推薦入試[書道部門]		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および書道実技・国語の得点による総合判定	日本語日本文学書道コースのみ実施
特技推薦入試[スポーツ部門]		書類審査および小論文・面接による総合判定	除く英語コミュニケーション学科・児童教育学科・現代マネジメント学科救急救命コース・看護学科
特技推薦入試[課外活動部門]		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および国語・面接(プレゼンテーションを含む)による総合判定	現代ビジネス学部・全学科
総合学科・専門学科推薦入試		書類審査(全体の評定平均値の10倍)および国語・面接に、資格等に基づく特別点を加えて総合判定	現代ビジネス学部・全学科
海外帰国生徒入試		書類審査および小論文・面接による総合判定	除く児童教育学科・現代マネジメント学科救急救命コース・看護学科
社会人入試第1期		書類審査および小論文・面接による総合判定 (日本語日本文学書道コースは上記に加え書道実技、看護学科は小論文に替え総合問題)	除く児童教育学科・現代マネジメント学科救急救命コース
一般入試前期A日程	2/4	英語、国語、選択科目(日本史・世界史・数学・化学・生物から1科目、選択範囲は学科により異なる)	
一般入試前期B日程	2/5	英語、選択科目(国語・日本史・世界史・数学・化学・生物から1科目、選択範囲は学科により異なる)	
一般入試前期C日程	2/6	英語、選択科目(国語・数学から1科目、選択範囲は学科により異なる)	
社会人入試第2期	2/5	書類審査および小論文・面接による総合判定 (日本語日本文学書道コースは上記に加え書道実技、看護学科は小論文に替え総合問題)	除く児童教育学科・現代マネジメント学科救急救命コース
外国人留学生入試	2/5	書類審査(日本留学試験の結果を含む)・日本語作文・面接による総合判定	除く児童教育学科・看護学科
センター試験利用入試前期日程	独自試験なし	英語(リスニングを含む)、国語、選択科目(地理歴史・公民・数学・理科から1科目、選択範囲は学科により異なる)	全学部・全学科
一般入試後期日程	3/8	英語、選択科目(国語・数学から1科目、選択範囲は学科により異なる)	全学部・全学科
センター試験利用入試後期日程	独自試験なし	英語(リスニングを含む)、選択科目(国語・地理歴史・公民・数学・理科から1科目、選択範囲は学科により異なる)	除く看護学科

《注記》基礎テスト：英語分野(英語Ⅰ・Ⅱ)、国語分野(国語総合・現代文・古典(漢文を除く))、数学分野(数学Ⅰ・A)から2分野を選択。
 文学部英語コミュニケーション学科および看護学部看護学科は英語分野、文学部日本語日本文学は国語分野を必須とする。
 一般入試科目の出題範囲：英語(英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング、ライティング)、国語(国語総合・現代文・古典(漢文を除く))、日本史(日本史B)、世界史(世界史B)、数学(数学Ⅰ・A)、化学(化学Ⅰ)、生物(生物Ⅰ)

AO入学制度では、高校時代の活動や入学後の勉学意欲、将来の目標等を総合的に評価している。特別推薦(併設高等学校対象)、指定校および公募制推薦入試では、基礎テストと高等学校の調査書により高等学校での成績評価と基礎学力を重視している。特技推薦入試[書道部門][スポーツ部門][課外活動部門]、総合学科・専門学科推薦入試では、大学で活かすことのできる実技や課外活動の評価を重視している。一般入試前期A・B・C日程と後期日程、センター試験利用入試前期日程・後期日程では、試験科目や配点の比重を変えることにより受験生の多様な学力評価を行っている。

大学での学修にふさわしい多彩な人材を、定員に見合った数確保する点では、現在実施している多様な選抜方法が有効に機能している。ただ、推薦から、一般入試、センター試験利用、海外帰国生徒等の個別入試に至るまで入試自体が多様化していること、入試科目・配点にも変化があること、一部学科では募集がコース単位となっていることなど、入試システムがかなり複雑化している。そのため、受験生に入試制度を正しく理解してもらうよう、Q&Aの充実や対面説明の機会を拡充することを重視している。

2. 入学者受け入れ方針等

本学では教学理念「自立」「共生」「臨床の知」をもとに、教育基本法や本学学則に定める「高い教養」と「専門的能力」を培うことや学生のキャリア形成に配慮した教育課程を編成し、将来社会の各分野で活躍する人材を育成することを教育目的としている。

そのため、さまざまな資質や個性を持つ学生を受け入れることを基本方針としている。

具体的な基本方針は、多様な人材を受け入れることを主眼としつつ、一定の学力レベル以上の者を公募制推薦、一般、センター試験利用の各入試で、とくに多様な能力・資質等を有する人材は他の選抜方式で受け入れることにある。後者ではまた、一部の入試で学部・学科ごとのアドミッション・ポリシー(表5-3)を明示し、それに見合った入試課題を課すことにより、それぞれの特性に合った人材を受け入れたいと考えている。と同時に、学力試験を伴わない選抜方式では、合格通知後も学力の維持・向上を図る取り組みも行おうとしている。なお推薦入試による入学者は、併設高等学校からの推薦も含め単年度入学者の半数を超えないことを理想としている(表5-4)。

図5-3 学科別アドミッション・ポリシー

学 科 ・ コ ー ス	求 め ら れ る 学 生 像
英語コミュニケーション	英語圏文化をはじめとして現代の国際社会に旺盛な関心を持ち、そこでの問題を理解しようとする者。英語運用能力を身につける地道な努力をしつつ、自分の意見を英語で意欲的に発信し、異文化理解の促進に貢献しようとする者。英語の運用能力とともに、国際ビジネスへの関心を育て、将来海外で働くことも含めて国際的に活躍しようとする者。なお、英検やTOEFLなどの検定試験にチャレンジしたり、NHK等の英語教育放送を聴くなど、英語運用能力向上に日頃から取り組んでいる者が望ましい。
日本語日文学科 日本語日文学コース	日本語や日本の文化への理解を深めるとともに、日本語による表現力を高めようとする意欲を持っている者。なお、日本文学作品や日本語・日本語教育に関連する書籍等を読むなど、平素から関心を持ち、自主的な学習に取り組んでいる者が望ましい。
日本語日文学科 書道コース	書の美に興味と関心が強く、意欲を持って書道に取り組もうとしている者。また、さまざまな芸術や文化、あるいは美的なものに関心を持ち、常に心を広げて学ぼうとする者。
歴史学科	現代社会のさまざまな現象に目を向け、自らの興味・関心を歴史的に考察し、探求しようとする意欲を持っている者。あるいは、女性の歴史・現状・生き方を国境を越えた広い視野を持って探求しようとする意欲を持っている者。なお、歴史に関する書籍等を読んだり、博物館や遺跡を訪ねるなど、歴史に興味を持って自ら学習している者が望ましい。
文化財学科	人類の文化遺産としての遺跡・遺物・古文書・美術工芸品に接する感動を共有するとともに、それら文化財の研究・保存・継承・活用に貢献する意欲を持っている者。なお、博物館や遺跡などを積極的に訪ねたり、歴史学・考古学・文化財などに関する書籍等の読書続けるなど、文化財に興味を持って考古学・古文書学・美術史学などの調査をしようとする意思のある者が望ましい。
児童教育学科	こどもが好きで、将来保育士か幼稚園や小学校の先生になろうという強い意志を持つもの。こどもの発達のみちすじへの知的関心を持っていて、音楽や体育、図工などの表現活動に積極的に取り組めるもの。読書や自主学習の習慣が身に付いているものが望ましい。少々の失敗にもめげず、落ち着きと冒険心を合わせ持ち、将来、こどもたちと一緒に遊び、学び、泣き、笑いたいと思っているものの志望を期待する。
現代マネジメント学科 現代マネジメントコース	ビジネスの現場に不可欠な経営戦略、会計学、マーケティングなどに興味を持ち、一般企業に就職を希望する者。医療や福祉、保育といった対人サービス業における組織運営に携わりたい者。マスコミや出版、広告などメディアにおける編集や運営、博物館などの運営や空間プロデュースに関心のある者。
現代マネジメント学科 救急救命コース	人命を尊重し、行動力があり、救急救命士を目指す者。救急医療に関心があり、救急救命に必要な知識や技能を身につけたい者。高等学校までの学習に地道な努力を重ね、スポーツにも親しんできた者で、入学後もその持続・発展が期待できる者。京都橘大学の教育方針に深い理解と強い共感を持ち、その中での学習を熱望する者。
都市環境デザイン学科	文化を取り入れた豊かな社会と暮らしの実現をめざすために、文化・芸術・経済・観光・都市・環境・建築・インテリア・福祉・情報などの中からテーマを選び、焦点を絞って学びたい者。自分の生活、家族、地域社会、さらに国際社会の動きに積極的な関心を持ち、ボランティアやまちづくり活動、創造的なアイデアに基づく起業、アーツマネジメント、社会参加に関心のある者。

表5-4 学部別推薦入試割合の推移

学部	項目	2004年度入試	2005年度入試	2006年度入試	2007年度入試	2008年度入試
文	入学定員(A)	250	240	240	340	340
	1回生入学者数(B)	297	309	294	477	355
	定員超過率(B/A)	1.188	1.288	1.225	1.403	1.044
	推薦入学者数(C)	122	122	125	206	143
	推薦入学の割合(C/B)	41.1%	39.5%	42.5%	43.2%	40.3%
現代 ビジネス	入学定員(A)	130	180	180	180	250
	1回生入学者数(B)	148	254	204	211	306
	定員超過率(B/A)	1.138	1.411	1.133	1.172	1.224
	推薦入学者数(C)	84	162	111	119	135
	推薦入学の割合(C/B)	56.8%	63.8%	54.4%	56.4%	44.1%
看護	入学定員(A)	-	80	80	80	90
	1回生入学者数(B)	-	88	85	107	101
	定員超過率(B/A)	-	1.100	1.063	1.338	1.122
	推薦入学者数(C)	-	47	42	52	48
	推薦入学の割合(C/B)	-	53.4%	49.4%	48.6%	47.5%

一般および大学入試センター試験利用入試は、基本的に学力試験であるが、中でも学部・学科・コースの特性を考慮して科目の設定に変化をつけ、公募制推薦入試でも、基礎テストを英・国・数3分野より2分野選択とし、ある程度の多様性を担保している。AO入学制度では、学科ごとに求める学生像を提示し、それぞれのアドミッション・ポリシーをもとに、理解力を計るセミナー・レポートの評価によって一定基礎学力を明らかにしつつ、面談での慎重な志望動機の検証によって学科特性に見合った人材を確保するようにしている。またその他の選抜方法では、国語または小論文の文章力によって一定の学力を担保しつつ、小論文の志望動機アピールや面接によって、各学科・コースの特性に適合した人材の受け入れを工夫している。また、AO入学制度には入学前学修(「ステップ・アップ・プログラム」という)が伴っており、合格者全員に英語ドリルの提出と課題図書等の読了・レポートなどが義務づけられている。学科・コースごとの入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係は、学力試験を課さない入試を中心に、以下に記すとおりである。

◇文学部英語コミュニケーション学科

この学科は、高度な英語運用能力を身につけ、文化の違いを超えて積極的に人間関係を築くコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的としている。そのため、AO入学制度の面談で英文の音読と英語による質疑応答を加え、小論文を課す方式では、論文テーマを英文で提示している。

◇文学部日本語日本文学科

日本語日本文学科は、日本語学、日本文学および書道の3分野において専門的な知識や技術を身につけ、知性と感性を磨き、自らの考えを豊かに表現できる人材を育成することを目的としている。そのため書道コースの選抜では、すべての方式で書道実技を課している。また日本語日本文学コースの選抜では、AO入学制度の面談で小説・詩歌等の音読を課し、それに関する読解および見解を求め、理解力・表現力の測定を行っている。

◇文学部歴史学科

歴史学科は、歴史学を学ぶことを通して、人類の築き上げた社会の本質を根源から見極める姿勢を養い、科学的な視点に立ってさまざまな課題を論理的に解決する人材の育成を目的としている。したがってAO入学制度の面談において、志望動機を具体的かつ詳細に質すことによって、基礎的な歴史知識を把握すると同時に、歴史への問題関心の深さと入学後の学修の発展性を見極めようとしている。

◇文学部文化財学科

文化財学科の目指すところは、文化財を研究するとともに、それらを後世に正しく伝え、活用することを通して、日本の文化的向上に資する人材を育成することである。したがってAO入学制度では、歴史学科と同様の個人面談を実施するとともに、たとえば実際の文化財発掘現場の厳しい一端を紹介し、マスコミの喧伝する文化財像を正し、ミスマッチ回避にも努めている。

◇文学部児童教育学科

児童教育学科は、小学校教員、幼稚園教員、保育士を養成するとともに、多様化する社会のさまざまな教育・保育サービスに対応できる人材の養成を目的としている。AO入学制度に伴う入学前教育では、児童教育学科での人材養成の目的に照らし、「文献講読・スクラップ領域」で子どもや教育に関する新書の読破、子ども・教育関係の新聞記事スクラップと読後ノート作成を、「実技領域」ではおもちゃや発電機と絵画の制作などを、「見学・調査領域」では史跡や博物館・科学館・美術館などの見学や、わらべうた調査を課し、3領域から2領域を選択・学習することにより、将来の教育・保育サービスの担い手としての基礎を築いている。

◇現代ビジネス学部現代マネジメント学科

現代ビジネス学部は、これからの社会を展望し、新たな時代のビジネスに必要な人材を養成することを目的としている。そのうち現代マネジメント学科は、営利・非営利の各組織体の運営に関する専門的な知識や技術を身につけ、あるいは救急救命に関する専門的な知識と技術を身につけた、社会に有為な人材を育成することを目的としている。とくにAO入学者の入学前教育では、経営・マネジメント関連の課題図書のと約と評価を課し、入学後の学修が円滑に始まるよう配慮している。また、特技推薦入試[課外活動部門]や総合学科・専門学科推薦入試においても、小論文試験に加え、面接試験時に志望動機を問う過程において、動機の明晰性に加え、基礎的な学力の程度を把握している。

◇現代ビジネス学部都市環境デザイン学科

都市環境デザイン学科は、都市の環境と地域アメニティについての問題意識を持ち、総合的な視点から都市政策や建築設計、文化プロデュースなどを行う知識・技術を身につけた人材を育成することを目的としている。ここではAO入学制度のみならず特技推薦入試[課外活動部門]および総合学科・専門学科推薦入試でも入学前教育を実施し、課題図書の選択においては、高校までで学習機会の少ない教学内容に対して、入門的な知見をあらかじめ得るよう工夫している。

◇看護学部看護学科

看護学科は、生命に対して深い畏敬の念を抱き、一般社会人としての豊かな人間性と良識を持ち、国際的な視野を持って、看護の実践を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的としている。ここでは、社会人入試や編入学試験で、一般入学者とは異なる経歴を有する人材を迎えることを通じて、学部教学の活性化に配慮している。社会人入試では総合問題(高校で学んだ基礎的内容<英語を含む>)で基礎学力を検証しつつ、面接および書類審査で総合的に合否を判定している。また編入学試験では専門科目(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学)ただし、専門基礎科目に関わる内容を含む)と小論文(英語による出題を含む<解答は日本語>)で基礎学力と専門知識を確認し、面接を加えて総合判定を実施している。

3. 入学者選抜の仕組み

本学における入学者の選抜試験実施体制は、副学長を委員長とする入試委員会(副委員長：入学部長、委員：各学部長、教務部長、学生部長、学術情報部長、大学事務局長、入学課長の10名で構成)が、選抜方法の検討、試験実施体制の検討と実施、合格ライン(選抜基準)の検討、試験問題会議(作問会議)とAO委員会の指導管理にあたり、その事務は入学課が所轄している。選抜方法の検討、試験実施体制の検討と実施、合格者の決定は、全学的な合意のもとになされるべきものであり、すべて入試委員会の発議にもとづいて大学評議会で審議・決定している。

入試問題の作成は、入試委員会のもとにある入試問題会議(作問会議、座長は副学長)において出題科目ごとに出題方針を確認のうえ、原則として、学長の委嘱した専任教員によってなされるが、一部は外部に委託している。問題の作成およびその校正は、あらかじめ入学課に届け出た場所・時間・メンバーによってなされ、問題の的確性を慎重に検証している。また、作業中断時の問題は、使用されたメモ、正答と配点基準等も含めて、すべて決められた保管場所に施錠のうえ管理し、不必要なものはただちに処分して秘密保持に万全を期している。また、入試当日には、作問担当者自身による最終チェックはもとより、一部科目については第三者(大学予備校講師)を学内に招集して、問題と正答の点検を実施している。

採点と得点集計は、定められた場所と担当者によってなされ、採点・集計いずれも複数担当者の手を経ており、正確性に最大限配慮している。合否判定にあたっては名前等を伏して成績順の判定資料により判定を行っている。入試結果は各高等学校に送付し、一般入試受験者からの成績開示請求に応じるなど選抜基準の透明性を確保している。

さらに出題の誤りなどの問題が、試験実施時間中に解決されない場合は、策定済みの管理マニュアルにしたがって厳正に対処し、合否判定に変更が生じたときは訂正のうえ公表することとしている。

4. 入学者選抜方法の検証

問題作成は、高校教科書への準拠、問題の的確さ、難易度などの観点から、学長に委嘱された複数の担当者が徹底的に検討したうえでなされる。原稿完成後は、3回の校正時すべてにおいて、印刷等の正誤のみならず、上記の観点から問題をくり返し徹底して検討する。さらには試験日当日、複数の

出題担当者のみならず、学内に招聘した第三者によって、問題と正答をさらに検証する。なんらかの問題が発生した場合は、科目担当責任者と学長・副学長・入学部長の協議により対応を図る。すべての入試終了後、全出題の分析を担当者が行うとともに、併せて第三者によるチェックを実施している。なお学内担当者については、正答点検と試験後の入試問題分析に別人格があたることとし、点検や分析の正確性と多面性を確保している。また、入学者選抜方法の改善の方途を検出するため、京都府公立高等学校進路指導協議会委員等に個別的に意見を求めることとしている。検証の結果は、たとえば科目により、また問題により著しく平均点が低かった場合など、翌年の作問に際して、入試委員会、入試問題会議で議題とし、作問担当者に注意を促し、是正を要請している。

5. AO入学制度(アドミッションズ・オフィス入試)

AO入学制度は2001(平成13)年度入試から導入され、現在は看護学部をのぞく2学部で実施している。高等学校時の地道な努力、本学の教学への理解度、入学後の学修意欲、将来の目標などによって、可否は総合的に判定している。

まず専用のパンフレット(エントリー・シート兼用)によって、大学から「AO入学制度の求める学生」像を学科ごとに提示し、このアドミッション・ポリシーを理解したうえで、高等学校での営みと自己アピールをシートに記入するところから始まる。つづいて夏休み終了直後のAOセミナーに参加し、本学教員による学部ごとの講義を聴き、終了後ただちに講義理解度を問う設問および講義に関する小論文からなるレポート(作成時間45分)を提出する(日本語日本文学科書道コースのみ、夏休み中の書道実技講座の参加とその際の作品提出をもってこれに代える)。エントリー・シートとレポートにより、文章力、自己アピール、志望学科と目指す専攻領域への理解度等を判定し、予備面談参加資格を判定する。資格取得者には予備面談を課し、文書による判定を検証する。この面談は、単なる面接ではなく、必要に応じて学科の教学内容を説明して参加者の教学理解を高め、入学後の学修の円滑な開始を促してもいる。選抜はレポートと予備面談の評価を核に、エントリー・シートを参考資料とし総合的に行われ、出願資格を認定する。この段階が合格内定の段階であり、出願手続き後合格が確定する。

確定後は、1～3月に入学前教育のプログラムが課される。内容は、英語のドリルと学科・コースが指定する課題(学科・コースの教学内容を前提とした課題図書を読了と要約などが多いが、前述の児童教育学科のようにユニークな課題もある)である。これを2回に分けて提出し、提出されたレポートは、学科教員が添削・評価を施して返却する。入学後の指導を、円滑にまた効果的に実施するためである。

なお本制度の実施には、当該学科選出の教員からなるAO委員会があたっている。

6. 入学者選抜における高・大の連携

入学者選抜における高等学校との連携はまず、同一法人内の併設高等学校(京都橘高等学校)との間で実施している。両校間には協議にもとづく特別推薦制度があり、高等学校からの推薦により、毎年30名前後の入学者を受け入れている。つぎが推薦入試における指定校であり、在学および入試実績を

もとに指定校を選定し、その推薦にもとづき各校1名程度の入学者を受け入れている。両者とも公募制推薦入試の学力検査を課しているが、それは、合否判定のためではなく、入学後の学修指導に活用するためと、次年度の推薦基準策定や指定校選定の資料とするためである。

7. 社会人の受け入れ

社会人の受け入れは、社会人入試という特別の選抜方式を用いて、すべての学部で実施している。ただし、文学部児童教育学科、現代ビジネス学部現代マネジメント学科救急救命コースは例外である。選抜方法は、文学部・現代ビジネス学部では書類審査・小論文・面接による総合判定、看護学部ではこれに総合問題(高等学校で学んだ基礎的内容<英語を含む>)を加えた総合判定となっている。またいずれにおいても、履修上の配慮はとくに設けていない。

8. 科目等履修生・聴講生等

科目等履修生制度は、本学が直接募集する科目等履修生制度と、大学コンソーシアム京都の京カレッジを通じて募集する制度がある。また聴講生制度にも、本学独自のもの、京カレッジによる聴講生制度がある。

独自の科目等履修生制度は、学部では、科目別履修コースと資格取得コースを設定しており、大学院では、特別研究や課題研究を除く科目を開放している。学部の科目別履修は、2005(平成17)年度より例年5名以内、資格取得コースは、2006(平成18)年度までは20名程度であったが、2007(平成19)年度より10名前後に減少している。大学院では、2005(平成17)年度まで7～8名程度であったが、2007(平成19)年度より各1～2名程度になっている。

京カレッジの科目等履修生は、2006(平成18)年度まで10名程度であったが、2007(平成19)年度より1～2名になっている。聴講生は、2007(平成19)年度まで30名から40名の受講者があったが、2008(平成20)年度は12名と減少している。経年変化は以下のとおりである。

表5-5 科目等履修生・聴講生数の推移 (人)

区 分	募集ルート	コ ー ス	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
科目等履修生	本学募集	科目別履修	3	5	2	4
		資格取得	19	19	12	10
		大学院	7	8	2	1
	京カレッジ経由		9	10	1	2
聴 講 生	京カレッジ経由		46	39	32	12

9. 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生の選抜は、日本留学試験の受験実績を出願資格要件としたうえで、独自の外国人留学生入試を実施している。受け入れ先は、文学部(児童教育学科を除く)、現代ビジネス学部(現代マネジメント学科救急救命コースを除く)であり、選抜は日本語作文・面接の総合判定である。毎年わずかに

志願者があるものの、近年にあつては入学者を迎えるには至っていない。

10. 定員管理

本学における入試合格者数は、入試委員会の提案と大学評議会の審議を通じて、過去の歩留り、入試成績、他大学の志願状況等を勘案し慎重に策定している。その結果、2008(平成20)年度の入学定員超過率は、文学部1.22、現代ビジネス学部1.20、看護学部1.10となっている。学科別では、文学部の日本語日本文学科、歴史学科、文化財学科では、2008(平成20)年度の収容定員超過率が1.20を上回っている。日本語日本文学科は、母数が小さいこともあってこれまで定員超過率が高かったが、2008(平成20)年度入学者を1.08とした結果、4年間の定員超過率の平均で0.05ポイント改善している。また児童教育学科で、開設年度の2007(平成19)年度には定員超過率1.43と高水準だったが、翌年度には定員超過率を0.92とし、2年間の定員超過率平均を1.17と大幅に改善している。

編入学については、日本語日本文学科が入学定員の0.4、現代マネジメント学科が入学定員の0.4、文化政策学科が入学定員の0.6、看護学科が入学定員の0.9となっている。

入試合格者数の策定は、過去の歩留り、入試成績、他大学の志願状況等を指標に慎重に行っているが、本学では2005(平成17)年の共学化以降、連続的に教学改革を実施しているため、女子大学時代のデータが参考にならないケースが多い。そのため、2007(平成19)年度に児童教育学科で大きく定員が超過したのをはじめ、入学定員と入学者において定員超過率1.0を上回る年度の学科も少なくない。定員超過した学科については、次年度にそのデータを活かし、判定基準を修正するなどしているが、2008(平成20)年度の児童教育学科では逆に若干の欠員になるなど入学者予測についてはまだ課題が多い。

11. 編入学者、退学者

(1) 編入学者の受け入れ

短期大学卒業者等を受け入れるため、文学部児童教育学科および現代ビジネス学部現代マネジメント学科救急救命コースを除き、年に2回編入学試験を編入学定員の設定の有無によらず実施している(表5-6)。文学部・現代ビジネス学部と看護学部では選抜方法が異なり、文学部・現代ビジネス学部の実施学科・コースでは、書類審査、小論文試験(日本語日本文学科書道コース志望者は小論文試験に代え書道実技試験)と面接試験で総合判定を行い、看護学部看護学科では書類審査・健康診査、専門科目(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学^{ただし、専門基礎科目に関わる内容を含む})、小論文試験(英語による出題を含む^{解答は日本語})と面接試験で総合判定を行っている。なお、編入回生は、学科特性と当人の希望で2回生または3回生としている。単位の読み替えは本学の共通科目を対象とした一括認定方式と専門科目を含む個別認定方式を併用し、また、受け入れ後における編入学者の履修が計画的にかつ円滑に進むよう3月末に編入学者対象のガイダンスを実施している。

2008(平成20)年度には大学全体の編入学者は定員30名に対して、20名であった。編入学定員を設定している文学部日本語日本文学科、文化政策学部文化政策学科・現代マネジメント学科、看護学部

看護学科では、いずれの実施年度においても受け入れ人数は編入学定員を下回っている。とくに看護学科は2008(平成20)年度の定員15名に対して6名の編入学者で、定員を大幅に下回っている。

表5-6 編入学者の受け入れ状況

学部	学科	編入学定員	受入年次	募集人員	募集回生	2004年度入学者数	2005年度入学者数	2006年度入学者数	2007年度入学者数	2008年度入学者数
文	英語コミュニケーション	-	-	若干名	2, 3	2	4	1	5	3
	日本語日本文	5	3	5	2, 3	1	4	5	2	2
	歴史	-	-	若干名	2, 3	2	3	3	3	0
	文化財	-	-	若干名	2, 3	4	2	1	2	0
	児童教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文化政策	文化政策	5	3	5	3	7	7	3	3	3
	現代マネジメント	5	3	5	3	-	-	-	2	2
看護	看護	5	3	5	3	-	-	-	6	3
大学合計		20	-	20	-	16	20	13	23	13

《注記》文化政策学部文化政策学科は、2008(平成20)年4月に現代ビジネス学部都市環境デザイン学科に学部名称変更・学科改組。編入学定員は2009(平成21)年度の定員を示す。編入学定員の推移は次のとおり(受け入れ年度に基づき整理)。
 2004(平成16)年度：文化財学科2回生3名、文化政策学科2回生20名
 2005(平成17)年度：日本語日本文学科3回生5名、文化政策学科3回生5名
 2006(平成18)年度：編入学定員の設定なし
 2007(平成19)年度：日本語日本文学科3回生5名、文化政策学科3回生5名、現代マネジメント学科3回生5名
 2008(平成20)年度：前年度と同じ

(2) 転学科・転学部生

転学部、転学科および転コース試験は、特別な事情がある者に限り実施している。試験実施学部・学科・コースは、当該年度に機関会議において決定されるが、看護学部看護学科、現代ビジネス学部の救急救命コースはカリキュラムの制約上転入を受け入れていない。また、児童教育学科の幼児教育コースは、保育士養成課程の定員上の問題から2008(平成20)年度は試験を実施しなかった。出願資格は、本学在籍者で、転入時の在籍期間が1年以上5年未満の者で、修得単位数が見込みを含めて30単位以上としている。

選考方法は、書類審査、小論文審査(書道コースは書道実技)、面接審査による。試験実施は、編入学試験Ⅱ期に併せて行っている。転入時期は、学年始めであり、受入は各学科・コースとも2回生に限っている。

出願者数は、2006(平成18)年度1名、2007(平成19)年度1名であったが、2008(平成20)年度は8名の出願者があり、そのうち6名は、児童教育学科への転入希望者であった。転学部・転学科試験に出願した学生は少ないが、相談者は、2006(平成18)年度5名、2007(平成19)年度6名、2008(平成20)年度15名であった。

転学部・転学科希望の理由は、①入学したが、学科やクラスになじめない、②もともと転入希望先の学部・学科志望で、再チャレンジを試みる、③入学後にみずからの将来像が変化した、④他大学への編入学試験を視野に入れている、などに分類される。このように理由はさまざまであるが、転学部・転学科等を希望する学生は、基本的には本学での学習継続を希望していると思われる。

表5-7 転学部・転学科および転コースの志願状況

(人)

出願者の所属学科	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
英語コミュニケーション学科				1 (政)
日本語日本文学科			1 (書)	1 (児)
歴史学科				
文化財学科				2 (児)
児童教育学科				
文化政策学科	1 (日)	1 (現)		1 (書) 2 (児)
現代マネジメント学科				1 (児)
看護学科				

()は志望学科・コースを示す。

(3) 退学者等

退学者は、2004(平成16)年度34名、2005(平成17)年度45名、2006(平成18)年度45名、2007(平成19)年度61名で、この4年間は増加傾向にある。退学率も、2004(平成16)年度1.8%、2005(平成17)年度2.2%、2006(平成18)年度2.1%、2007(平成19)年度2.4%と同様の傾向を示している。2008(平成20)年8月に読売新聞が499大学から回答を得た調査結果では全国の大学の平均退学率は2.5%であったが、本学はそれとほぼ同水準の退学率である。

学科別では、英語コミュニケーション学科は、2004(平成16)年度退学率3.5%から2007(平成19)年度1.7%と年々低下している。日本語日本文学科は、2004(平成16)―2006(平成18)年度は2%以内だったが2007(平成19)年度は2.8%に若干上昇している。歴史学科は、隔年現象を示しながらも増加傾向にあり、2007(平成19)年度は3.0%になった。文化財学科は、2005(平成17)年度3.4%、2006(平成18)年度2.6%、2007(平成19)年度2.7%と減少してはいるが、毎年2%台で推移している。文化政策学科は、2005(平成17)年度1.3%であったが、翌年度より増加傾向に転じている。現代マネジメント学科は、開設当初より他学科に比して退学率が高く、毎年3.0%を超えている。

回生別では、1回生の退学率は2004(平成16)年度1.1%の最低値から増加に転じて2007(平成19)年度は2.3%に達している。2回生は毎年2%台で推移し、3回生は隔年現象を示しながら年度によっては2%台を示している。4回生は、平均的に毎年1.5%前後である。

入学年度別では、2006(平成18)年度入学生では、2回生の退学率より1回生の退学率が高くなっている。これは、2001(平成13)年度から2005(平成17)年度入学生にはなかった現象である。また、近年3回生になると退学率が減少する傾向にあったが、文学部においては、数値が下がらず、2回生と同程度の退学率を示している。

退学の理由は、2004(平成16)年度以降のデータによると、他大学への再受験や編入20.5%、精神的不安定18.4%、各種学校・専門学校への転出14.6%、就学意欲喪失13.0%、経済的困難12.4%、就労への進路変更10.3%で、その他に結婚や病気、留学、死亡等が挙げられる。

[点検・評価]

学生募集の方法については、パンフレットやホームページでのブログやムービー作成のほか学科別の小冊子も『現代ビジネス学部サブパンフレット』、『歴史学・文化財学への招待』(改訂版)、『い

い先生になろう !!』(児童教育学科対象)などを作成しており、さまざまな工夫による情報提供は本学の長所といえる。

課題としては、本学では多様な資質や個性の学生を受け入れるためさまざまな入試制度を実施しているが、受験生に入試制度を正しく理解してもらうために直接相談できる機会を増やす必要が生じている。

入学者の選抜方法について、入学後に学力不足と思われる事例もあるため、学科試験を課さない入試方法において、その目的と矛盾しない範囲で基礎学力を担保する方法の検討が必要である。また建築士受験資格が取得できる学科での物理や看護学科での生物・化学の未履修などが、入学してからの学修において問題になっている。入試科目として設定するか、入学後に補習を行うかなどの検討も必要である。

入学者受け入れ方針について、入試区分ごとの募集定員は基本的に明示しているが、特別推薦入試(併設校対象)、指定校推薦入試については推薦入試全体に含めている。募集人数が少数で年度ごとの志願者数に変動があるためであるが、より透明性のある入試を行うためには今後の検討が必要である。

AO入学制度(アドミッションズ・オフィス入試)について、入学後の追跡調査によると、学修に困難を抱える入学者が一定数存在している。「学力試験が苦手」「進学先を早く決めたい」など、制度の趣旨に反するエントリーが増加しているためだと思われる。今後は、とくに面談の質問事項を工夫するなどその精度を上げること、制度の趣旨を踏まえつつ基礎学力担保を模索することが課題である。

外国人留学生の受け入れについて、日本留学試験の受験実績を出願資格要件としたのは、志願者の本国地での大学前教育の水準を把握するためであるが、一方でこれが、志願者数には抑制的に作用していると思われ、十分な数の留学生を獲得できていない。今後の留学生の受け入れ政策の動向も考慮し、検討すべき課題である。

定員管理について、2005(平成17)年度の男女共学化、学部・学科の新設などの改革以後、志願者は以前の3倍以上になっている。その一方で、学部・学科の新設・改組が多い近年の入学者の歩留り予測はとくに難しくなり、定員超過率の改善が課題になっている。一方、編入学試験の志願者は年々減少しており、今後定員の見直しを含めて検討する必要がある。

退学者の問題について、1回生の退学が増加しているのは、退学理由から見ると志望動機が希薄であったことや昨今の若年層の学力不足の現れと思われる。これに対して上回生での退学は、本学への不適応者の比率が相対的に多いと推測される。これまでは、カリキュラム改革や入学時の新入生キャンプ、学生相談室の充実、アドバイザー制度の機能的運営等の努力によって、全体的に退学率が減少してきていたが、こうした努力でも対処しきれないケースが増加しているものと思われ、対策の再検討を迫られている。

[改善方策]

募集方法において受験生と直接相談する機会の拡充が必要な課題については、2008(平成20)年に高等学校の校内ガイダンスの説明要員を1名増員することとなったが、担当部署以外の職員も研修により説明要員とすることを検討している。

入学者の選抜方法において、学科試験を課さない入試や資格・免許に関わる教科が入試科目になっていない問題について、すでに特技推薦入試[書道部門]と[課外活動部門]、総合学科・専門学科推薦

入試で、2009(平成 21)年度入試より小論文に代えて国語の試験を課すことにした。また現在、副学長を中心に各学科で「初年次教育の再構築」をまとめているが、その中で補習授業を行うことなどを検討している。

入学者受け入れ方針について、特別推薦入試(併設校対象)、指定校推薦入試についてはより透明性のある入試を行うために定員を明記できるよう併設校との協議や指定校推薦の過去の実績等の検討を行い、それぞれの入学定員を明示する。

AO入学制度(アドミッションズ・オフィス入試)について、制度自体の徹底した分析・評価にもとづき、募集定員、選抜要領、入学前教育を見直しつつ、基礎学力判定の方策を導入すべく、入試委員会－AO委員会連携下での改善策の提案を検討している。

外国人留学生の受け入れについては、日本留学試験の受験実績を出願要件とすることを継続しつつ、志願者数の増加策について受け入れ後の教育機能を勘案しつつ総合的に検討する。

入学者予測の精度を高める課題については、過去データの蓄積などにより、正確に予測できるような方策を常に考え、定員超過率を 1.0 とするために、入試委員会で新たな方法を検討する。

退学者の課題について、入試における学力測定のあり方の検討と入学前教育の範囲を拡大する必要がある。また入学後には、とくに初年次において、現行の教育システムを改善する必要がある。現在「初年次教育の再構築」が全学的に進行中であり、そこでは大学での学修法の手ほどき、学問への動機付け、基礎学力養成のためのリメディアル教育などが挙げられており、成果を期待している。

さらに近年、退学理由の中で精神的不安定の比率が高くなっているため、これまでのアドバイザー制度などによる学生一人ひとりの状況を把握したサポートに加えて、メンタルヘルスへの対応を強化する必要がある。

大学院研究科における学生の受け入れ

[現状説明]

1. 学生募集の方法、入学者の選抜方法

(1) 学生募集の方法

募集広報は、本学が設置する研究科・専攻と同様の分野の学部を有する大学や看護専門学校への『大学院案内(入試要項を含む)』の配布、ホームページを通じた情報発信、大学院進学情報専門のポータルサイトと一部研究科に対応した専門紙誌への広告出稿、合同進学相談会時における資料配布などを行っている。他には、大学院進学ガイダンスを年2回開催し、進学希望者が大学院教学を深く理解する機会を提供すると同時に本学卒業予定者を対象としたガイダンスを別を実施している。また、公開セミナー(公開講座)などを通じ『大学院案内』を配布することにより、広く本学大学院の教学周知に努めている。さらには、進学希望者の中で社会人の比重が高いことと、インターネット利用者が多いことも考慮し、『大学院案内』をPDF化し早期にホームページに掲載している。

本学大学院の学生募集に関するホームページの内容は定型的な情報であり、研究者の研究に関する最新情報などを積極的に伝えるものにはなっていない。そのため、大学院志望者の興味を喚起する魅力に欠けているともいえる。大学院修了者の進路保障が社会問題になっていることと相まって、とくに近年十分な数の大学院生を受け入れることができていない。

(2) 入学者の選抜方法

本学大学院の入学試験は、毎年度10月と2月に2期に分けて入試を実施している(研究科・専攻ごとの入試概要は表5-8のとおり)。文学研究科・文化政策学研究科とも社会人入試や外国人留学生入試を実施しているが、看護学研究科では実施していない。書類審査に関し、文学研究科・文化政策学研究科では「研究内容・研究計画の概要」の提出を求め、看護学研究科ではこれに代えて「志望理由書」の提出を求め、その他の提出書類も含め重要な選抜資料としている。入学後の研究の展望と意欲・姿勢を見極める観点から、これら書類と口述試験を重視している。

表5-8 2009(平成21)年度 大学院入試の概要

研究科	専攻(課程) <入試月>	入試区分 (募集人員)	選考方法	
文学	言語文化(M) <10月, 2月>	一般入試 (2期計8名)	書類審査および外国語、専門科目、口述試験により総合判定 (書道専攻者は外国語・書論・書道史、書道実技、口述試験により総合判定)	
		社会人入試 (上記に含む)	書類審査および専門科目、口述試験により総合判定 (書道専攻者は外国語・書論・書道史、書道実技、口述試験により総合判定)	
		留学生入試 (上記に含む)	書類審査および小論文試験、口述試験により総合判定 (書道専攻者は外国語・書論・書道史、書道実技、口述試験により総合判定)	
	歴史学・文化財学(M) <10月, 2月>	一般入試 (2期計6名)	書類審査および外国語、専門科目、口述試験により総合判定	
		社会人入試 (上記に含む)	書類審査および専門科目、口述試験により総合判定	
		留学生入試 (上記に含む)	書類審査および小論文試験、口述試験により総合判定	
	歴史学・文化財学(D) <2月>	一般入試 (2名)	書類審査および資料読解、口述試験により総合判定	
		文化政策学(M) <10月, 2月>	一般入試 (2期計20名)	書類審査および英語、専門科目、口述試験により総合判定
			社会人入試 (上記に含む)	書類審査および小論文試験、口述試験により総合判定
留学生入試 (上記に含む)	書類審査および小論文試験、口述試験により総合判定			
文化政策学(D) <10月, 2月>	一般入試 (2期計5名)	書類審査および英語、口述試験により総合判定		
	社会人入試 (上記に含む)	書類審査および英語、口述試験により総合判定		
	留学生入試 (上記に含む)	書類審査および英語、口述試験により総合判定		
看護学	看護学(M) <10月, 2月>	一般入試 (10月5名, 2月5名)	書類審査および英語、専門科目、面接により総合判定	

2. 学内推薦制度

本学における学内進学制度(学内推薦制度)は、学部在学学生を対象に書類審査・口述試験により毎年7月に実施していたが、2006(平成18)年度をもって廃止することとなった。学内進学制度の利点として、学部における卒業研究を継続・発展させることができることが挙げられる。廃止に至った理由は、大学院で学ぶにふさわしい学力を有しながらも、7月という選抜時期では卒業研究が十分進展しておらず、志願者を十分に確保できなかったからである。

3. 門戸開放

学内進学制度を廃止したため(2006(平成18)年度)、入試において出身大学はいっさい問題となっていない。前項で述べたように大学としては、他大学・大学院の学生・院生受け入れに積極的な姿勢を持っており、「募集の方法」の項で述べた募集作業を、他大学にむけても実施しており、社会人向けの広報も行っている。また、入学選抜では、社会人に対して外国語科目を設けないなど優遇措置も講じている。そのため、毎年一定程度の他大学出身者や社会人の志願者を得ているが、その数は十分とはいえない。

4. 「飛び入学」

いわゆる「飛び入学」制度を本学大学院においても導入し、すべての研究科・専攻で実施しているが、制度導入後における志願実績はない。

5. 社会人の受け入れ

本学大学院における社会人学生の受け入れは、研究科により異なっている。文学研究科の博士前期課程または修士課程では社会人入試を実施し、外国語を試験科目からはずして負担軽減を図っている(博士後期課程は一般入試のみ)。文化政策学研究科では、大学院設置基準第14条の規定適用に基づき履修形態を弾力化し、社会人学生への便宜を図っている。また、博士前期課程・後期課程とも試験科目負担を軽減した社会人入試を実施している。看護学研究科においても大学院設置基準第14条の規定を適用しつつも、入学試験において社会人対象のものは設けず、長期履修制度(3年間)導入により社会人学生への対応を図っている。

6. 科目等履修生・研究生等

本学の大学院では、文学研究科および文化政策学研究科においてのみ科目等履修生と研究生を受け入れている。受け入れ要領は、両研究科とも同様であり、「研究生募集要項」を配布のうえ、10月の大学院第Ⅱ期入試と同時に書類審査・面接により選抜している。受け入れ期間は1年間である。博士前期課程または修士課程の研究生を志望した者のほとんどは、この両課程または博士後期課程の大学院入試を併願している。博士後期課程の研究生は、本学大学院研究科の博士後期課程を満期退学後、博士論文作成のための研究継続を保障するために受け入れている。受け入れ状況は、表5-9に示すとおりである。

表5-9 大学院研究生の受け入れ状況

研究科	専攻(課程)	2004年度 研究生数	2005年度 研究生数	2006年度 研究生数	2007年度 研究生数	2008年度 研究生数
文学	言語文化(M)	2	1	1	2	1
	歴史学・文化財学(M・D)	2	3	4	2	2
文化政策学	文化政策学(M・D)	-	-	2	1	1

7. 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生対象入試の実施状況は、研究科・専攻・課程により異なる。文学研究科は博士前期課程または修士課程、文化政策学研究科は博士前期課程・後期課程において実施し、文学研究科博士後期課程ならびに看護学研究科修士課程では実施していない。出願には、所定の資格に加えて、大学院の講義を理解しうる日本語能力を要求している(入学試験要項に明記)。そのため、小論文試験では解答は日本語に限定している。

8. 定員管理

現在の収容定員は3研究科(修士課程・博士課程)で99名であるが、在籍者は63名で収容定員充足率は63.6%である。定員充足率が低いのは文学研究科歴史学・文化財学専攻博士後期課程の33%、文化政策学研究科文化政策学専攻博士前期課程の37%となっている。開設したばかりの看護学研究科では定員充足率が90%である。文化政策学専攻博士前期課程は開設当初、合格倍率が2倍以上であったが、近年志願者の減少が激しく、志願者数が入学定員の20名を大きく下回っている。

[点検・評価]

大学院学生の募集について、志願者の減少が問題になっており、研究者の研究情報などを整備することが課題である。

学内推薦制度については、趣旨、選抜の方法は妥当であったが、選抜時期に問題があったと思われる。そのため、制度のあり方を総合的に検討する必要がある。

社会人の受け入れについて、本学の大学院では、十分な数の社会人を受け入れているとはいえない。その原因は、受け入れ制度のみにあるわけではなく、仕事と研究の両立が困難な開講形態や履修上の配慮が社会人学生の要望と合致していないことなどである。

定員管理について、文学研究科言語文化専攻以外、どの専攻も収容定員を充足しておらず、定員充足率が問題となっている。新設の看護学研究科については、社会人受け入れのために長期履修制度や土曜開講などの措置をとり、志願者を数多く集めたが、学生の質を維持するために合格者を絞り込んだ。既設の研究科の志願者減少については、教学内容が進学希望者の要望に合っていないことや奨学金制度が十分でないこと、社会人に配慮した長期履修制度などが整備されていないことなどが要因と思われる。とくに入学定員が20名と多い文化政策学専攻博士前期課程は開設当初、合格倍率が2倍以上であったが、近年志願者の減少が激しい。入学定員のあり方から検討する必要がある。

[改善方策]

大学院学生の募集について、情報発信のあり方を検討する。外部からの志願者がとくに重視するのは、研究指導体制である。今後は、ホームページその他の媒体に、大学院担当教員の研究実績の詳細だけでなく、事前の個別相談を容易にすべく研究室のメールアドレスを掲載する。

現在「基本政策検討委員会」で、大学院のあり方を検討することが日程に上っている。この中で、選抜方法についても抜本的な再構築が議論されるよう提起する。

社会人の受け入れについて、高度専門職業人養成の観点から、その改善方策は社会との連携強化にある。そのため、自治体や団体、病院などとの協定による受け入れや、自治体や企業からの研究受託など、総合的な対策を全学的に講ずるように今後、基本政策検討委員会で抜本的に検討する。

定員充足については、社会的なニーズと合致するように教学内容を改善することや、社会人に配慮した開講形態、履修制度の整備、適正な定員などについて基本政策検討委員会で検討する。

第6章 学生生活

[到達目標]

学生が充実した学生生活を送るためには、心身ともに健康で、経済的に安定し、将来の進路を設計できることが必要である。

そのため本学では次のような条件を整備することを目標としている。

- (1) 奨学金について、より効果的な支援を行えるように奨学金制度の充実を図るとともに学内外の制度を活用して学生が十分な額の奨学金を受けられるようにする
- (2) 学生が心身ともに健康で、衛生的かつ安全な環境で勉学・研究を行えるように環境を整備する
- (3) ハラスメントのないキャンパスにするために、ハラスメント防止策を徹底する
- (4) クラブ・サークル、自治会など課外活動の活性化のためにさまざまな支援策を講じる
- (5) 学生のキャリア形成のために社会の動向と学生の状況に対応した就職支援策を充実させる
- (6) 大学院生に対して、経済支援とともに研究支援のためのさまざまな施策を講じる

[現状説明]

1. 学生への経済的支援

(1) 大学・学部学生への経済的支援

1) 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金制度としては、経済援助給付奨学金、貸与奨学金、看護学部特別奨学金、強化サークル活動奨励奨学金がある。これら奨学金は、授業料相当額以内または授業料および教育充実費相当額以内で給付または貸与を行っている。また、留学生を対象とする奨学金制度としては、留学生経済援助給付奨学金の他に私費外国人留学生を対象に年間授業料の30%減免を実施している。

①京都橘大学経済援助給付奨学金

この奨学金には「通常給付」と「緊急給付」があり、いずれも給付は単年度である。

「通常給付」は毎年4月に日本学生支援機構奨学金と同時に募集を行っているが、「緊急給付」は家庭の経済事情が急変した場合に随時対応している。

家計状況を重視して選考し、給付額は「通常」「緊急」とも授業料相当額以内もしくは授業料および教育充実費相当額以内としているが、本学独自の「京都橘大学貸与奨学金」を除き他の奨学金との併給も可能である。

なお、給付方法は学費との相殺とし、現金給付はしていない。

表6-1 京都橘大学経済援助給付奨学金5カ年の推移

		2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
経済援助給付 奨学金	人数	24	26	19	24	19
	金額	10,633,000	11,237,000	8,604,000	11,072,000	8,610,000

②京都橘大学貸与奨学金

この奨学金にも「通常貸与」と「緊急貸与」があり、前述の「京都橘大学経済援助給付奨学金」に準じた、募集、選考、貸与を行っている。

また、貸与額は「通常」「緊急」とも授業料相当額以内もしくは授業料および教育充実費相当額以内としているが、本学独自の「京都橘大学経済給付奨学金」を除き、他の奨学金との併給も可能である。貸与方法も学費との相殺とし、現金貸与はしていない。

なお、返還は、貸与を受けた期間の2倍以内の期間で返還することとしている。

表6-2 京都橘大学貸与奨学金5カ年の推移

		2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
貸与奨学金	人数	15	12	10	6	1
	金額	4,870,000	4,787,000	4,170,000	2,285,000	417,000

③京都橘大学看護学部特別奨学金

2005(平成17)年度より発足した給付制の奨学金制度である。看護学部生で学力・人物ともに優秀で他の規範となる学生を入学試験時に選考する。最長4年間、授業料相当額と相殺することで給付する奨学金である。

④京都橘大学スポーツ奨励奨学金

スポーツなどで優れた競技成績を持つ者が本学の課外活動に貢献するために設けられた奨学金制度であり、現在は本学が指定した強化サークルの中で女子バレーボール部に所属する学生が対象となっている。

給付額は授業料相当額の全額もしくは半額とし、学費との相殺により給付している。

⑤京都橘大学留学生経済援助給付奨学金

就学意欲があり経済的に困窮している私費外国人留学生を対象に、月額20,000円を1年間にわたり、現金にて給付する奨学金である。給付は単年度限りとしている。

⑥京都橘大学私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生に対して年間授業料を30%減免するものであり、学費との相殺により減免している。

単身留学のほか、家計負担者を伴う留学の場合などに対して、2008(平成20)年度より30%または15%の減免という制度へ改定している。

奨学金募集概要や採用者説明会の周知を図るため、『学生生活の手引き』、各種掲示板、ホームページを活用している他、奨学生へは、随時奨学金説明会実施等の案内状を郵送し、告知の徹底を図り、奨学金手続きの齟齬、遅延等の防止に努めている。

本学独自の奨学金である「経済援助給付奨学金」「貸与奨学金」はともに対象となった学生に奨学

生として採用された学生という意識を与える。その意味で、学習意欲向上に果たす役割は大きい。また、就学継続を担保できたことから、学生生活、就職活動等にも資するところは大きく、学生の将来に良い効果を与えている。

競技成績や学業成績、また人物も優秀な学生を確保し、学内活性化の一助となるよう運用している「強化サークル活動奨励奨学金」や「看護学部特別奨学金」は、それぞれ所期の目的を達しているといえる。

留学生に対する給付奨学制度も、学業継続のみならず学修に専念できる支援となっていて、きわめて大きな役割を果たしている。

2) 本学以外の奨学金制度

本学以外の奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体および一般財団法人等によるもの、その他、外国人留学生を対象とした奨学金制度や看護学部生対象の医療法人等奨学金も取り扱っている。対応については各々の奨学制度の持つ特質を生かして、趣旨にふさわしい学生を選考し、より多くの学生が充実した学生生活を送ることができるよう努力している。

「日本学生支援機構奨学金」については、大学で募集説明会を実施し、出願に際する心構えと書類作成の留意点の説明を行っている。出願者については、家計、特別事情、成績などによる選考資料を作成し、選考委員会において審議決定する方法を採っている。

その他、都道府県等の地方公共団体および交通遺児育英奨学金等の財団法人等による奨学制度の取り扱いについては、掲示により募集し、大学でとりまとめて各団体に出願し、必要に応じて採用後の諸手続きや報告事項に関する処理を行っている。

「医療法人等貸与奨学金」は2005(平成17)年度、看護学部開設と同時に貸与者の医療法人等と学生の間で実施している。対象は看護学部生であるが、各病院の選考により奨学生として採用される。原則として返還を要するものであるが、所定の条件を満たせば返還が免除されることがある制度となっている。この奨学金は医療法人等から学生に直接貸与される奨学金であるが、契約などで法律上の問題が起きないように大学としてガイドラインを医療法人側に提示している。なお募集にあたっては、毎年4月に学内に説明会場を設け、学生が各病院からのガイダンスを受け、慎重に選択できるように努めている。

独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体や民間財団・医療法人等貸与奨学金は、【基礎データ・表44】{奨学金給付・貸与状況}のとおりである。

日本学生支援機構奨学生の応募状況と採用状況は、学生数増加に伴い出願者数も増加傾向にある。

学外の奨学金制度のうち日本学生支援機構奨学金は多くの学生が利用している(受給率は第一種および第二種の延べ人数で在学生の42.0%)。現在のところ、推薦家計基準内の第二種出願者はほとんど全員が奨学金を受給できており、返還義務があるとはいえ、その満足度は高いと思われる。しかし、返還の際に無利子となる採用枠が小さいことは問題であろう。その他の奨学金制度については、募集時期が異なるものもあり、複数の奨学団体に申し込むことが可能であるため、とくに困窮度の高い学生にとっては有効である。

また奨学金は多くの私費外国人留学生にとって不可欠なものとなっている中、本学独自の授業料減免や奨学金以外にも幅広く日本学生支援機構奨学金や民間財団などの奨学金制度を活用できるよう指導している。

さらに医療法人等奨学金は、各病院と学生の直接契約を原則としているが、返還免除制度により学生の将来を左右する要素を含む一方、奨学金返還に関わるトラブル等によって学生が不利益を被ることも避けられるように病院側が遵守するガイドラインを作成して注意を払っている。

3) 学費延納制度

所定の期日までに学費納入が困難な学生のために「学費延納制度」を設けている。この制度を利用する学生は学費納入期限日までに『学費延納願』を提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた学生は、所定の学費延納期限日を限度とする学費の納入が可能となる。

学費延納制度を利用することにより、所定の期日までに学費納入ができず除籍となることなく、経済的困難さを持つ学生であっても、学修を継続しながら学費納入を計画的に行っていくことが可能となっている。また、時期を合わせて大学独自の奨学生の募集も行っており、他の奨学制度・貸付制度も含め、学生に対して適切な支援を行っている。

表 6-3 2003(平成 15)年度から 2007(平成 19)年度の学費延納者の推移(学部生)

	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
	前期	後期								
文学部	45	65	47	46	32	46	44	60	57	65
文化政策学部	14	24	21	30	35	36	37	41	50	42
看護学部	—	—	—	—	0	1	4	10	15	10
合 計	59	89	68	76	67	83	85	111	122	117
延納者率	2.9	4.4	3.5	3.9	3.3	4.1	4.0	5.2	4.9	5.0
奨学生率	—	57.6	—	67.0	—	81.2	—	73.5	—	79.1

*「延納者率」：5月1日現在の学生数のうち学費延納者の割合

*「奨学生率」：学費延納者のうち何らかの奨学金受給者の割合

4) 生活資金等短期貸付制度

経済援助を、一時的かつ緊急に必要と判断される学生を対象に、「生活資金等短期貸付制度」を設けている。貸付限度額は 30,000 円で、返済方法は貸付日の翌日より 3 ヶ月以内に一括して返済することとしている。

5) アルバイト斡旋業務

2006(平成 18)年度実施の学生生活実態調査によると、約 64.7%が現在アルバイトをしていると答えている。

本学では、必要とする学生に対しては、学修に支障のない範囲でアルバイトを行い得るよう支援を行っている。また、学生自身がトラブルに巻き込まれないように指導すると同時に、制限職種(危険を伴うもの、人体に有害なもの、教育的に好ましくないもの、法令に違反するもの、午後 10 時以降の就

労を伴うもの、本学学生としてふさわしくないもの、学生生活に支障をきたすおそれのあるもの等)を設けるなど、細心の注意を払って斡旋業務を行っている。

また、留学生については、オリエンテーションの際に配布する冊子の中で各種取り決め等について指導している。

6) 大学加入による学生保険

文学部、文化政策学部においては、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害保険(通学特約付帯)」(以下、学研災)に大学が在籍学生全員(大学院生・学部学生・特別聴講生)を対象として加入している。これは学内外の大学が認めた正課活動および課外活動等における、通学中も含めた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に学生に保険金が支払われる保険である。

また、賠償責任保険について、実習、インターンシップ、ボランティアなどの賠償責任が問われることが想定される活動に参加する場合は、個人の責任において加入することを義務付けている。

看護学部においては、日本看護学校協議会共済会の「Will 2」に大学が在籍学生全員を対象に加入している。この保険も正課・課外活動・臨地実習に伴う傷害事故および臨地実習における外傷を伴わない感染事故について補償されている。加えて看護学部の実習は生命にかかわる実習現場であることから賠償責任保険についても大学が加入している。

7) 下宿斡旋

下宿斡旋業務は学内の生活協同組合に委託しているが、半数以上の学生が自宅外通学となっている本学にとっては、学生が安心して学生生活を過ごすための基本的な条件のひとつとして重要視している。

そのため、常に生協担当者とは連絡調整を行い、学生が有意義な学生生活を送ることができるよう努力している。

(2) 大学院学生への経済的支援

1) 本学独自奨学金制度

本学独自奨学金制度としては、経済援助給付奨学金・貸与奨学金がある。これら奨学金は、授業料相当額以内または授業料および教育充実費相当額以内を学費より相殺し給付を行っている。また、留学生の奨学金制度として、留学生経済援助給付奨学金の他に私費外国人留学生を対象に年間授業料の30%の減免を実施している。

①京都橘大学経済援助給付奨学金

この奨学金には「通常給付」と「緊急給付」があり、いずれも給付は単年度である。

「通常給付」は毎年4月に日本学生支援機構奨学金と同時に募集を行っているが、「緊急給付」は家庭の経済事情が急変した場合に随時対応している。

家計状況を重視して選考し、給付額は「通常」「緊急」とも授業料相当額以内もしくは授業料および教育充実費相当額以内としているが、本学独自の「京都橘大学貸与奨学金」を除き他の奨学金との併給も可能である。

なお、給付方法は学費との相殺とし、現金給付はしていない。

②京都橘大学貸与奨学金

この奨学金にも「通常貸与」と「緊急貸与」があり、前述の「京都橘大学経済援助給付奨学金」に準じた、募集、選考、貸与を行っている。

また、貸与額は「通常」「緊急」とも授業料相当額以内もしくは授業料および教育充実費相当額以内としているが、本学独自の「京都橘大学経済援助給付奨学金」を除き、他の奨学金との併給も可能である。貸与方法も学費との相殺とし、現金貸与はしていない。

③京都橘大学留学生経済援助給付奨学金

就学意欲があり経済的に困窮している私費外国人留学生を対象に、月額 30,000 円を 1 年間にわたり、現金にて給付する奨学金である。給付は単年度限りとしている。

④京都橘大学私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生に対して年間授業料を 30%減免するものであり、学費との相殺により減免している。

なお“単身”のみならず“家族”を伴った留学生の出現に対応し、2008(平成 20)年度より 30%または 15%の減免という制度へ改定している。

本学の奨学金制度として、経済援助給付奨学金及び貸与奨学金の採用要件は、「経済的困窮度が高く、強い就学意欲のある学生」である。学部学生と異なり、大学院学生自身が有職者や家計負担者である場合も少なくなく、一律の基準での選考は難しい状況にある。

奨学金募集概要や採用者説明会は学部生同様に、『学生生活の手引き』、各種掲示板、ホームページの活用により周知徹底を図っている。

2) 本学以外の奨学制度

本学以外の奨学制度として、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体および一般財団法人等の奨学制度、その他、外国人留学生を対象とした奨学制度も取り扱っている。対応については各々の奨学制度の持つ特質を活かして趣旨にふさわしい大学院学生を選考し、充実した学生生活を送ることができるよう努力している。

「日本学生支援機構奨学金」については、大学で募集説明会を実施し、出願に際する心構えと書類作成の留意点の説明を行っている。出願者については、家計、特別事情、成績などを数値化して順位を付した選考資料を作成し、選考委員会において審議決定する方法を採っている。

その他、地方公共団体および財団法人等の奨学制度の取り扱いについては、掲示により募集し、大学でとりまとめて各団体に出願し、必要に応じて採用後の諸手続きや報告事項に関する処理を行っている。

現在、本学を通じて募集を行っている奨学制度の主なものは、都道府県、市町村の教育委員会の奨学金等である。

計画的な経済生活の維持ということでは、本学独自の奨学金制度と併せて日本学生支援機構奨学金

を推奨しているのが現状である。

学外の奨学金制度のうち日本学生支援機構奨学金は多くの学生が利用している(受給率は第一種および第二種の延べ人数で在学生の 32.3%)。選考については、本人の収入状況、家計状況を数値化するとともに、研究題目、研究計画、研究内容等を公平に判断し合理的処理を行っている。受給している大学院学生にとっては、貸与ではあるものの、その満足度は高いものがあると考えられる。

単身で留学している留学生は、大学の授業料減免制度や留学生経済援助給付奨学金、財団等を併用しなければ留学そのものが困難であると考えられる。また、家族滞在型の私費留学生の在学もあり、その経済状況は単身の留学生より好条件であることがわかる。

3) その他

学費延納制度、生活資金等短期貸付制度、アルバイト斡旋業務、下宿斡旋については学部学生と同様である。

4) 大学加入による学生保険

大学院学生を対象とする保険加入については、学部学生と同様に日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害保険(通学特約)」に加入しており、同様の補償内容となっている。

2. 学生の研究活動への支援

(1) 大学・学部学生の研究活動への支援

本学では、それぞれの学問研究分野によって「学会」が結成され、日常的な研究活動と会員相互の交流が図られている。この学会は、本学学生と大学院学生や専任教員によって構成され、会員が負担する学会費を財源として自主的に運営されている。各学会は学内構成組織ではあるが、自主的かつ自立的な団体であり、自らが定めた規約を持ち、総会(または代議員会)で活動予算や活動方針を決定している。

学会は学問分野の講演会や学生の論文などを掲載する学会誌の発行などを行っている。

大学は学会に対して、「学会活動補助金」や学会誌発行への「学会誌出版助成金」を交付して、その活動を積極的に支援している。

学部の各学科、研究科の各専攻に対応した学会は以下のとおりである。

- ・英語コミュニケーション学会：文学部英語コミュニケーション学科、文学研究科言語文化専攻
- ・日本語日本文学会：文学部日本語日本文学科、文学研究科言語文化専攻
- ・歴史文化学会：文学部歴史学科、文化財学科、文学研究科歴史学・文化財学専攻
- ・児童教育学会：文学部児童教育学科
- ・文化政策学会：文化政策学部文化政策学科、現代マネジメント学科
現代ビジネス学部都市環境デザイン学科、現代マネジメント学科
- ・看護学学生学会：看護学部看護学科

(2) 大学院学生の研究活動への支援

大学院学生への研究支援として、毎年出願できる「大学院学生研究奨励金」「学会報告者補助」「学会参加者補助」「研究会活動補助」「大学院学生学術刊行物出版奨励制度」等の制度を持っている。

大学院学生研究奨励金は、各研究科の各専攻のうち修士課程3名、博士前期課程3名、博士後期課程3名を採用とし、修士課程・博士前期課程には50,000円、博士後期課程には100,000円を支給している。

学会報告者補助は、研究科長の承認を得て発表する場合は、旅費のうち1/2以下で30,000円を上限とし、回数に制限せず補助を行っている。

学会参加者補助は、研究科長の承認を得て参加する場合は、旅費のうち1/2以下で10,000円を上限とし、1専攻における補助総額の60,000円を限度として補助を行っている。

研究会活動補助は、研究科長の承認を得、本学教員・在学生・委託生・研究生のうち、複数名で構成する研究会活動に関し、1研究科に5件まで10,000円を限度として複写費の補助を行っている。

大学院学生学術刊行物出版奨励制度は、博士後期課程の3年目在学习者および満期退学後1年以内に個人研究または共同研究による刊行物に対して、1件あたり250,000円を限度として助成を行う制度として2003(平成15)年度より発足させているが、現在のところ、申請実績はない。

2008(平成20)年度より開設した看護学研究科についても同様の補助を行っている。

入学式後の生活ガイダンスでは、各種研究支援制度の説明をはじめ、大学院生室利用方法、各種奨学金出願説明などを行っているが、ガイダンスでは、要項に沿って詳細に説明を行って内容の徹底に努め、欠席者には郵送にて資料の配布を行っている。

3. 生活相談等

1) 新入生オリエンテーション

入学時のオリエンテーション期間に、新入生に対し修学上の基本的な注意事項、大学の組織・施設とその利用方法、医務室・学生相談室の利用案内、学生自治会の組織と活動内容の紹介、関連する学内規程の周知、防犯も含めた生活安全指導などを行っている。

これらの概要は入学時配布される「学生生活の手引き」を中心に説明されるが、上回生による学生の視点に立ったガイダンスも部分的に導入しており、新入生が早く大学生活になじめるよう配慮している。

新入生オリエンテーションでは、新入生に対し大学生活に関して基本的に知っておくべき事柄を周知することに主眼を置き、効果を上げている。

2) 医務室

学生部の管轄下に医務室を設置し常駐の看護師を配置して、簡単な応急処置や体調不良の学生に対するケアを行い、症状によっては近隣の医療機関の紹介を行っている。

毎年4月に全学生に対して健康診断、また5月にはスポーツ系サークル部員を対象に心電図検査を行い、病気の予防と早期発見に努めている。日常的には医務室で身長、体重、視力、血圧、尿、骨密度などの検査ができるようになっており、随時学生が利用している。

健康診断の受診率はここ数年、全学生平均でほぼ9割を維持しており、その結果は6月に開催されている「父母の会」総会の場でも紹介され、健康への関心を高める一助となっている。医務室で応急処置を受けたり、適切な医療機関を紹介されることで、学生にも信頼を得ている。また定期的に健康相談日を設け、さまざまな相談や健康上の悩みに対して医師による適切なアドバイスや指示を与えている。

さらに実習中にB型肝炎に感染する危険性がある看護学科、現代マネジメント学科救急救命コースの学生に対しては学科・コースの教員と連携し、B型肝炎についての情報提供と併せて予防ワクチン接種を推奨するとともに、学内接種を実施している。

その他、小児感染症(麻疹、風疹、小児麻痺、耳下腺炎、水疱瘡)に対するワクチン接種についても、実習中に感染の可能性が高い児童教育学科、看護学科の学生に対して情報提供を行っている。

3) 学生相談室

学生部の管轄下に学生相談室を設置し、常駐のカウンセラーを配置して、軽度の悩み相談から精神的、身体的に深刻な困難を抱えるケースまでさまざまな相談に対応している。自発的に、また学内各部署や教員から紹介されて来室した学生に対する相談が中心であるが、来室しない学生の中にも深刻な問題を抱えている学生が潜在することも想定される。そういった学生の掘り起こしのために、「学生相談室利用案内」や「学生相談室だより」を発行し、またホームページにも掲載して周知を図っている。

また、年単位で学生相談実態について報告書を作成しているほか、時宜に応じて教員対象の「学生相談室に対するアンケート」や相談室業務報告会などを実施し、学内教職員への啓発を行っている。

なお、相談件数の推移は以下のとおりである。

表6-4 相談件数の推移

年 度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
利用者数	42	42	47	48	54	70	90	72	82	113	83
のべ件数	316	329	385	411	466	728	794	745	698	832	880
カウンセラー数	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3

4) 人権侵害防止に向けた取り組み

2000(平成12)年3月に『セクシュアル・ハラスメントの防止・対応に関する規程』および『京都橘大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン』を制定し、2008(平成20)年7月からはセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを含めた人権侵害行為に対応した『人権侵害防止に関するガイドライン』に改定した。このガイドラインによって学生のみならず非常勤講師を含む教職員全体にホームページで周知している。

その趣旨は、本学における人権侵害の防止・対応ならびに人権啓発のために、①人権侵害の防止・対応ならびに人権啓発に関する諸施策の立案および実施、②人権教育の検討、③学内各機関、各部署における人権諸施策の点検および助言、④人権侵害に関する相談、苦情に関する窓口、⑤人権侵害に関する相談、苦情に関する調査、⑥人権侵害に関する概要のまとめと公表、⑦その他、人権侵害の防

止・対応ならびに人権啓発に関し必要な事項を行っている。

学生相談室、医務室のほか、教職員による人権相談員も配置し、学生に対して広く相談窓口を設け、申立の内容により、人権救済委員会、人権調査委員会を組織して問題解決にあたることとしている。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどについては人権委員会で対応して、“生まない”“許さない”という風土作りができています。

5) クラス・アドバイザー

1回生の「研究入門ゼミ」をはじめ4回生の卒論ゼミに至るまで、各学年で必修の少人数科目の担当者をアドバイザーと位置付け、日常的な修学・生活指導が可能な体制を整えている。履修相談をはじめとして、学生生活、進路等の相談についてもきめ細かな助言を行っている。それによって大学生生活への適応を助け、学生が抱えるさまざまな問題について速やかに対処するように努めている。

アドバイザーは入学時の新入生キャンプで新入学生と密接な接触を図り、問題の早期発見と解決を心掛けている。その後も各学年にわたって、欠席調査で出席状況の良くない学生の面談を行ったり、休・退学の意志を持つ学生の進路相談に乗るなど、大学に適応できない学生の親身な相談相手となれる点が長所である。また、クラス全体での親睦活動などを援助するために、クラス・アドバイザー補助金を予算化している。

6) 留学生アドバイザー

本学では例年30名前後の留学生が在籍しているが、そのうちゼミに所属しない短期留学生(20名前後)に対して留学生アドバイザー3名を配置し、日常的な修学相談や生活相談に対応している。また年に2回、留学生アドバイザーの指導のもとに留学生交流会を組織し、日本人学生との親睦を目的とした行事を実施している。その他、学生部とも連携しながら留学生のクラブ活動への参加を奨励するなど、短期間で日本の生活になじめるよう支援している。

7) アッセンブリーアワー企画

ここ数年は、アッセンブリーアワー企画の一環として、「料理教室」を継続的に開催し、全学生を対象に参加者の募集を行っている。開催告知は、各回生の基本クラスとなるゼミで「募集チラシ」の配布をし、またホームページでも告知を行っている。本学の学生は、半数以上が下宿生ということもあり、経済的な食材を使い、簡単な調理でおいしく栄養のバランスのとれた食事を自炊できるように指導している。料理教室は、調理を通して自分の食生活を見直す機会と位置づけ実施しており、この企画に対する父母の期待は大きなものがある。自炊生活を送る学生が、健康的な学生生活を過ごすには、バランスの良い食生活を送ることが大切であり、その食事指導として継続的に実施することは有効な企画である。

この他の企画として、学生のニーズに合わせ、文化的な行事や企画を実施している。

4. 就職指導

本学の教学理念「自立」「共生」「臨床の知」の達成を目指し、回生ごとに時宜にかなった就職企画

や講座を提供している。年度始めには、全回生に対して「進路希望調査」を実施して、学生の進路に対する実態や動向を把握することに努めている。その結果は、就職進路課スタッフによる企業訪問を通じて、男女共学化以降も、求人企業の新規開拓を積極的に行ってきたことに活かされている。

1・2回生には、社会情勢、国内外の経済状況、雇用環境の変化、採用選考の多様化など即時性のある話題について情報提供をして、自らの人生観や労働観を涵養できる機会を正課外で設けている。

3回生から4回生にかけては、就職ガイダンスを6回開講して就職活動における基礎情報と最新の動きを織り交ぜながら、学生にとって自主的・主体的な活動となるよう進路支援を強めている。自己分析から始まり業界・企業・職種研究、ビジネスマナーの習得、選考書類の作成、筆記試験対策、模擬面接と、実践に即した内容を系統立てて開講している。

ガイダンスの実施内容は以下の通りである。

- 1) 1回生対象キャリアガイダンス：年1回／翌3月
- 2) 2回生対象キャリアガイダンス：年2回／10月, 翌3月
- 3) 3～4回生対象就職ガイダンス：年6回／6月, 7月, 9月, 10月, 翌1月, 翌3月
- 4) 採用試験ガイダンス：教員年2回／4月, 9月 公務員年2回／4月, 9月
- 5) 大学院進学希望者ガイダンス：年2回／6月, 12月
- 6) 筆記試験対策ガイダンス：7月 業界研究ガイダンス：10月
- 7) インターンシップ募集ガイダンス：年2回／4月(夏期対応), 10月(春期対応)

さらにその中で、学生一人ひとりに対し就職進路課スタッフ1名を配置する「就職担当者制」を導入しており、質の高い個別サポートを実現している。学生とのキャリアカウンセリングにおいては、企業経験者や公共職業安定所OB等の人材を積極的に活用して、学生の進路確保に資している。目まぐるしく変化する企業活動にも対応すべく、民間の信用調査を参考にした本学独自の「企業データベース」を構築して、学生への求人斡旋や就職相談を展開している。

ゼミ担当教員とも連絡を密にして個々の学生の活動状況を把握し、内定フォローはもとより、とくに未内定者フォローに関してさらにきめ細やかに対応してきている。年に数回は、学生本人やその家族に対してもダイレクトメールで、活動状況の把握を行いつつ、大学と家庭との連携で進路保証を目指している。

同じように、学生父母を中心に家族とともに将来の進路を考える機会として、父母の会(保護者会)の会合などに際して、卒業生や企業人を講師派遣するなどの啓蒙活動も併せて行っている。

こうした、大学側の取り組みを学生・父母に伝達する手段としてのインターネットツールに注目しており、求人情報のWeb公開以外にも、学生個人への就職関連情報の配信に注力している。

①学生の進路選択に関わる指導の適切性

本学のキャリア教育は、正課と課外が一体となって、学生のキャリア開発に取り組んでいることがもっとも大きな特徴といえる。

まず正課授業では、1回生に対して必修科目「キャリアデザイン入門」を置き、自らの考えを持つことの重要性や多様な生き方や働き方があることについて、企業等で活躍している社会人とのグループワークや講演を通して、自らの「気づき」を促すことを重要視している。

次に2回生では、選択必修科目「ビジネスリサーチ&プレゼンテーション」(学生による取材活動や

企業訪問での社会人の実態調査)を設置した。

3回生では、1・2回生での蓄積を発揮する場としてのインターンシップを奨励している。学生は本学独自のインターンシップのほかに、(財)大学コンソーシアム京都や経済団体等が主催するものに参加している。本学独自のインターンシップは実習前、実習後における研修に約40時間を費やして、参加学生の「意識付け」と「動機付け」を行っており、学生による問題発見行動や問題解決行動を促している。

一方、課外では正課授業で習得してきたものをブラッシュアップすることを目的として、進路を考えるうえで必要最低限の知識やスキルの獲得を目指している。具体的には、民間企業・教員・公務員・大学院進学の見学別ガイダンスに始まり、自己分析、採用試験情報の収集、応募書類の書き方、筆記試験対策、社会人にふさわしいマナー、面接試験対策講座を開講している。また各種資格取得の傾向も強いので、大学生協同組合と提携して資格取得支援の講座開講を行っている。受講料は、大学負担もあり市価よりも低価格となるよう努めている。

しかしながら、ここ数年、強力で正課外でキャリア教育を推進したため、学生の精神的な負担となっている面が一部見受けられ、参加率が減少する就職企画・講座が目立つようになった。学生ニーズを把握し、正課と課外での棲み分けを明確にした授業計画が必要であると認識している。

②就職担当部署の活動の有効性

正課授業におけるキャリア形成科目の開講においても、就職進路課がプランニングの段階から教務課と連携協働している。講義の獲得目標、テーマ、内容、講師選定について議論し、企業や自治体、各種業界団体等との折衝を分担している。

たとえばインターンシップ受入事業所では、こうしたキャリア形成科目の開講について協力的であり、これまでも「国際ビジネス」「商品流通」「観光・ホスピタリティ」「起業家育成」「マスコミとメディア」の学習領域で開講実績がある。

進路支援業務の一環として行っている企業訪問は、例年、全国300社程度を訪問して採用担当者や責任者と意見交換を行い、大学広報活動を展開している。そのうえで、全国7,000件の企業・教育委員会・人事委員会に対して求人依頼活動(郵送)を毎年行っており、幅広い地域でのUターン就職にも対応している。

就職進路課が学内で開講する就職企画・講座は、教職員で構成する学生部委員会でその内容を吟味し学生へ提示している。

とくに参加率が思わしくない場合には学部・学科独自でガイダンスを開講したり、ゼミ担当教員からの要望があればゼミ内ガイダンスとして講師派遣も行っており、マスから個への進路支援も柔軟に取り入れて対応している。

③学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

おもな回生別・進路別・試験対策別に関するガイダンスは回生が進行するごとに、ガイダンスの実施回数や内容が高度化している。

キャリア開発に関していえば、2回生に対する就職進路課からのアプローチが若干弱いことが指摘できる。1回生とは異なって受講登録科目数が増えたり、専門分野の講義が開講されたりと、2回生

の意識が正規科目にのみ移行してしまうことが大きな要因だと推測される。このため、2回生対象の就職関連企画を単独で計画しても募集面での課題が残り、開講に踏み切るまでの判断を遅らせていると思われる。

今後は、進路を考えるうえで最低限必要な内容を学生に提示して、「回生不問」「同一内容」の企画を複数回開講するなどして受講機会の拡大を図りつつ、着実に就職意識の涵養を訴えていきたい。

④就職統計データの整備と活用の状況

学生データについては、就職企画・講座の受講状況、求職登録の有無、希望進路・職種・勤務地、内定日、内定企業の業種・職種・勤務地、複数内定の状況等を蓄積している。卒業生に対しては、卒業後住所や連絡先、勤務先の部署・連絡先に関する情報を管理している。

本学独自の企業データベースには、1万件を超える登録企業があり業種ごとに分類した「企業コード」をそれぞれの企業に付与している。学生もこの企業コードを参考にして、企業研究に取り組んでいる。ほかには求人・内定・入社実績の有無、信用調査会社による評点(企業評価)などをデータとして取り込んでいる。

こうした、学生－卒業生－企業の複合データは卒業生訪問において活用したり、就職進路課スタッフによる企業訪問、求人票送付作業、就職指導ツールの開発(就職ハンドブックなど)で大いに活用されている。

5. 課外活動

1) 学生自治会(各種委員会、下部組織)

全学生が会員である学生自治会では、執行委員会を中心に先輩学生から活動のノウハウを引き継ぎ、積極的に活動している。学生自治会の下には、自治委員会、サークル連盟、寮委員会、大学祭実行委員会、京都学生祭典実行委員会等の組織が置かれ、執行委員会の統括のもとで様々な活動を展開している。また、全学科・全回生のクラス、ゼミからは自治委員をはじめとする各種の役員を選出し、全学生を掌握できる組織を形成している。

学生総会を最高意志決定機関とし、毎年定足数を上回る学生の参加によって年間活動を総括し方針を決めている。学生自治会ではあらかじめ全学生を対象にアンケートを実施し、要求を集約している。学生総会で議決された学生のさまざまな要求をもとに、学生側と大学側の協議の場である「教学懇談会」や「学費交渉」が開催され、大学に対する申し入れや意見交換が行われる。学生の要求については、大学評議会、各種委員会、事務局などで検討し、必要な改善を行っている。

2) 新入生歓迎祭、大学祭

全学的行事である春の新入生歓迎祭(新歓祭)、秋の大学祭(橘祭)はともに大学祭実行委員会が中心となって運営している。新歓祭においてはサークルの代表、橘祭においてはサークルの代表およびクラス・ゼミから選出された大学祭委員が実行委員会の下位集団となり、実行委員会の調整のもとに運営を担っている。学生達は長期間にわたり積極的に活動を展開している。

2005(平成17)年度の男女共学化を境に、実行委員体制も男子学生の積極的な参画により顕著な活性

化がみられる。このような状況を背景に、大学側の援助としては実行委員への助言に重きを置きながら、学年暦への反映、施設面での便宜、補助金の援助など、側面からさまざまな支援を行っている。

3) サークル活動(クラブ活動)

現在、サークル連盟のもとに、正規サークル・同好会あわせてスポーツ系 26 団体、文化系 24 団体の計 50 団体が活動している(2008(平成 20)年 7 月現在)。これは 2005(平成 17)年度の男女共学を境に 2004(平成 16)年度の 28 団体から年々増加したもので、全学生に占める加入率も 2004(平成 16)年度までの 2 割台の水準から一気に 4 割台に推移している。

表 6-5 サークル組織状況(2008 年(平成 20) 7 月現在)

年 度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
サークル数	28	39	42	48	50
学生数(学部)	1,929	2,017	2,123	2,487	2,766
男子	-	136	274	495	745
女子	1,929	1,881	1,849	1,992	2,021
加入者数	490	734	865	1,235	1,261
男子	-	98	215	371	448
女子	490	636	650	864	813
組織率	25.4%	36.4%	40.7%	49.7%	45.6%
男子	-	72.1%	78.5%	74.9%	60.1%
女子	25.4%	33.8%	35.2%	43.4%	40.2%
平均部員数	17.50	18.82	20.60	25.73	25.22

サークル連盟は学生自治会の下部組織でもあり、各団体はその傘下に属する。サークル連盟は各団体から派遣される委員で構成され、サークル・同好会の加入者全体を代表するとともに、団体間の連絡調整、学生自治会費から支給される補助金の予算配分、団体代表者連絡会や会計説明会の開催、救急救命法講習会の開催など、サークル活動の統括を行っている。

各団体は大学から部室(BOX)の使用を認められ、大学や学生自治会、父母の会等の補助金を受けることができるなどの便宜が図られている。また、各団体には 1 名の専任教員を顧問として配置し、指導・助言を行っている。

活動施設としてグラウンド 1 面、テニスコート 1 面、体育館 1 棟(大小アリーナ、多目的小会議室、トレーニングルーム)、弓道場、学生会館(サークル BOX、多目的ホール、スタジオ 2 室、和室)、クラブハウス、第 2 学生会館(宿泊棟、多目的小会議室)、第 3 学生会館(宿泊棟、多目的小会議室)などの課外活動施設を擁し、サークル活動にフルに活用されている。

本学が伝統的、また政策的に強化を計っている団体としては、強化サークルが女子バレーボール部と弓道部の 2 団体、入試制度の対象とはなっていない奨励サークルが吹奏楽部とサッカー部の 2 団体である。女子バレーボール部と弓道部は特技推薦入試[スポーツ部門]での募集対象とし、強化サークルとして特別に重点化を図っている。強化サークル、奨励サークルとも専門的技術指導を行う外部コ

一チを配置し、また補助金面での優遇や、施設使用上の優先権など特別な配慮を行っている。

4) クラス・ゼミ活動

授業時以外でのクラス・ゼミ単位の学生の自主的活動に対する補助として、クラス活動補助金を全クラス・ゼミを対象に給付している。また、各クラス・ゼミを担当する教員はクラス・アドバイザーとして授業時以外での学生活動への指導や助言を常時行っている。

5) 学生表彰制度

本学では課外活動の振興を図るための褒賞奨励制度として、正課・課外を問わず顕著な成績をあげた者に学生表彰制度を設けている。学生表彰は自己推薦やゼミ担当者、顧問の推薦を受けて学生部委員会で審議・決定される。

6) クラスオリター制度

先輩学生が新入生のオリター学生として、入学式当日から新入生が一日も早く大学生活に慣れるよう積極的な援助、指導を行っている。

オリター学生は、毎年11月に募集し、12月には確定するようにしている。学生自治会からの推薦を受け、各クラスに2名ずつの学生を学生部委員会において決定している。

オリター学生の指導は、各学科選出の学生部委員の教員が中心となり、随時開催されるオリター会議などを通じて育成している。2003(平成15)年度は48名であったが、2007(平成19)年度には68名の学生がオリターとなって新入生の指導にあたっている。

[点検・評価]

本学独自の奨学金である「経済援助給付奨学金」「貸与奨学金」では、かならずしも希望者全員を採用し支援できるに十分な資金確保が果たせていないことや、貸与奨学金受給者のうち長期返還滞納となっている卒業生への返還指導などが課題となっている。

学外の奨学金制度のうち、特に日本学生支援機構奨学金については、短期間での状況把握を可能にするために学生の気質の変化を把握し、アドバイザー教員との連携を密にすることが重要な課題である。

本学の学費延納制度と時期を合わせて大学独自の奨学生の募集も行っているが、学資負担者(保護者)と学生との家計状況についての十分な“意思疎通”が行われていない場合が多く、学費の納入が自らの学修と密接に関連していることを意識している学生は少ないという問題がある。

大学院学生研究奨励費等の出願は採用数と同程度の水準にとどまっている。学術刊行物出版奨励制度を含め、大学院学生の自主的、創造的研究活動を支援する制度として実効的なものにするのが課題である。

学生相談について、心の病を持った学生は今後も増加すると考えられ、学生相談室の位置付けはますます重要になる。クライアントとして顕在化している学生についてはフォローができていているが、顕在化しない学生をいかに掌握するかが今後の課題である。

アドバイザー制度により一般学生、留学生とも、アドバイザーとの日常的なコミュニケーションの

中での人間的な接触機会を十分に保障している。学生の抱える問題に迅速に対応でき、生活指導、修学指導上有効なシステムであるといえるが、個々の教員の熱意と努力によって左右される側面を持っており、結果として生まれる効果も一様ではない点に限界を残している。

大学の規模拡大に応じた医務室体制、学生相談室体制の強化はもちろん、学内部署間での連携も一層密にすることが現在の課題である。

昨今、マナー問題に象徴される大学生のモラルの低下が進んでいる。これらについて大学としても社会的、組織的な対応を迫られており、今後の課題である。

就職指導について、「社会人基礎力」と呼ばれるさまざまな能力は、就職活動を乗り切るだけのスキルではない。正課授業においてもその能力獲得や伸長を講じることが、社会に有用な人材を輩出していく大学の使命であると再認識する必要がある。

本学ではサークル活動を中心とする課外活動に対し、学生の自主性、自律性を尊重しながら物心両面にわたる支援を行うことで、正課教育では得られない人間的成長を支援している。2004(平成16)年度には28団体、25%の加入率だったが、2007(平成19)年度には50団体、47%の加入率に増加しており、また強化・奨励サークル指定により支援の重点化を行うことで、競技成績の向上や学内構成員に与える波及効果など一定の効果を上げている。

一方で、男女共学化や学部・学科の増設・改組により急激に学生数が増加する中、課外活動施設の拡充が立ち後れている現状がある。課外活動施設の、現在の学生規模に見合った整備と併せ、拡大する課外活動への支援体制について、総合的に見直すことが課題である。

オリエンテーション期間は、不登校学生や不本意入学の学生など、クラス・アドバイザーの適切で継続的な援助と指導が必要な学生も含まれることから、早期にこれらの学生を掌握し、大学生生活のスムーズなスタートを支援するうえで重要な役割を果たしている。

クラスオリター制度は、その活動を通じて新入生間での帰属意識の向上、仲間づくりに大いに成果をあげているばかりでなく、オリターとなった上回生自身の成長にも大きく役立つものとなっている。

[改善方策]

本学独自の奨学金制度については、奨学資金そのものの拡大の努力を重ねつつ、一方で具体的な学生対応の局面では個々人の状況を掌握し、日本学生支援機構などの奨学金の活用と併せ、より効果的な経済的援助であり就学援助となるよう引き続き進めていく。

また、日本学生支援機構をはじめ、各種団体の奨学制度は条件が各々異なっているため、その内容の把握に努める必要がある。そのため、データベースにより情報管理を行い、経済状態に応じた適切な対応を行う。今後も各奨学会にふさわしい学生を推薦することにより採用枠を確保するとともに、新規拡充に努める。

外国人留学生奨学制度については、各種団体等に働きかけ、ひとりでも多く受給できるよう、さらに努力する。

大学院学生の研究活動への支援について、各研究科における利用促進の指導を強めるとともに、ホームページ上での出願を認めるなど出願方法の改善を通じて、大学院研究室を研究活動の拠点とできない社会人の大学院学生などにも対応することを検討する。

キャンパスのマナー問題について、学生指導の重要な柱のひとつとして大学で政策化し、喫煙場所

の適切な配置、分煙の徹底、キャンパスの美化について学生部で取り組んでいるが、今後も全学的課題として取り組んでいくつもりである。

就職指導において社会人基礎力を養成するためには、本学教職員のみならず学外の専門家や企業、自治体、地域、家庭とも手を携えて、社会全体で個々の学生を育成するための横断的な機会を創出していくことを学生部で検討しなければならない。

そのためにも、回生ごとの到達目標や望ましい受講状況を生み出す「手だて」について、以下のとおり就職進路課で早急に対処する。

- 1) 正課授業におけるキャリア教育のプランニングに学生部が積極的に参画すること。
- 2) 正課授業のシラバスに相当する「キャリア・カタログ」を作成し、就職プログラムを系統的に履修させるようにすること。
- 3) 回生ごとの「履修マップ」を明示して就職関連行事への計画的な参加を促すこと。
- 4) 看護学部や児童教育学科など、教学内容と将来の進路が明確に結びつく学生に対する具体的かつ有効な進路保証施策を講じること。

社会の評価に堪えうる就職進路サポートであり続けるためには、日々の学生対応や就職進路支援業務の場面で、計画－実行－評価－改善のサイクルを用いることを心がける。

課外活動について、課外活動施設の充実はもとより、学外諸施設の活用なども併せて活動を支援することがまず必要である。加えて、活動状況の拡大に見合った医務室体制の強化や、施設管理体制の見直しが迫られており、現在理事会で施設拡充について検討している。

また団体結成や正規サークルへの昇格基準を整理・合理化し、健全な団体の育成と活性化を担保する必要がある。とくに今後ますます活発化するであろうボランティア団体の学内における位置付けと支援体制に関しては早急に学生部で方針化する。

新入生キャンプについては、大学生活の定着や仲間づくりのみに限定することなく、大学での修学の目的や学びについて学生の認識を深めるような内容で展開していく必要がある。さらに今後は、学科教員主導の企画運営に加え、オリター学生の新入生に対するサポート体制の強化を学生部で検討する。

第7章 研究環境

[到達目標]

本学では教員が研究活動を積極的に行うために以下の目標を設定している。

- (1) 充実した大学・大学院教育を支える個人研究を促進する
- (2) 学部・学科の特性を活かした研究や分野間の研究交流、学際的で特徴ある研究を促進する
またそれらを実現するための研究環境の整備・充実について、以下の目標を設定している
- (3) 各教員の研究環境を整備する
- (4) 著書や学術論文など研究成果公表支援を充実させる
- (5) 学内の競争的研究環境を促進する
- (6) 総合的な研究政策を立案し、研究評価・点検および公正な予算配分を行う
- (7) それらを支援する研究支援担当事務局を整備する

[現状説明]

1. 研究活動

(1) 各教員の研究活動

①文学部

本学が毎年刊行している『研究者総覧』（2008(平成20)年度)掲載の文学部研究者は42名である。文学部研究者が、過去5年間にあげた著書、研究論文、学会発表の実績をまとめると、表7-1のとおりとなる。

表7-1 文学部研究者の過去5年間の研究業績件数

	平均	10点以上	5～9点	1～4点	0点
著書数	2.88	1	8	22	11
研究論文数	5.40	6	9	24	3
学会発表数	1.76	1	1	21	19

著書に関しては、全教員平均は2.88件(冊)となり、各教員が2年に1冊以上の著書を執筆している計算になる。ただし、最大は10件が1名いるものの、全体の52%が1～4件の区分に属しており、また5年間に1件の執筆もない者が11名、26%存在している。

研究論文は、平均が5.40件(本)で、全教員が5年間で毎年1件以上の論文を公表していることになる。10件以上執筆している者が6名いるが、やはり1～4件の区分が最も多く24名(57.1%)がここに所属する。逆にまったく執筆がなかった者は3名と少ない。

国内・国外の学会での発表件数を見ると、全体平均は1.76件であった。10件以上が1名、5～9件が1名と少なく、1～4件が21名(50.0%)、0件が19名(45.2%)であり、文学部において学会発表はきわめて少ない。

②現代ビジネス学部

現代ビジネス(文化政策)学部の『研究者総覧』(2008(平成20)年度)掲載研究者は29名である。文学部と同じく、同学部研究者が過去5年間にあげた著書、研究論文、学会発表の実績をまとめたものが、表7-2である。

表7-2 現代ビジネス(文化政策)学部研究者の過去5年間の研究業績件数

	平均	10点以上	5~9点	1~4点	0点
著書数	2.52	0	6	18	5
研究論文数	5.86	5	8	10	6
学会発表数	1.72	0	3	16	10

現代ビジネス(文化政策)学部における、著書、研究論文、学会発表の全体平均は、文学部とほぼ同様の数値であった。すなわち、著書は研究者が2年に1点執筆、論文は毎年1点以上執筆している計算となる。

個々の分布をみると、著書数において1~4点の区分が18名(62.0%)で最も多く、10点以上の執筆者がいない反面、0点の研究者も5名(17.2%)と、文学部よりも少ない。研究論文、学会発表とも同傾向であった。

③看護学部

『研究者総覧』(2008(平成20)年度)掲載の看護学部研究者は22名である。同じく、同学部研究者が過去5年間にあげた著書、研究論文、学会発表の実績をまとめたものが、表7-3である。

表7-3 看護学部研究者の過去5年間の研究業績件数

	平均	10点以上	5~9点	1~4点	0点
著書数	0.77	0	0	10	12
研究論文数	2.64	0	4	16	2
学会発表数	7.18	6	7	9	0

看護学部においては、上記2学部とはまったく別の傾向が出ている。顕著なのは、著書の執筆数において、全体平均0.77%、5点以上の執筆者が0名で、1~4点に10名(30.3%)、0点に12名(54.5%)が分布していること、これとは逆に、学会発表において、6名(27.2%)が10回以上に分布し、最高27回を先頭に、18回、17回と発表実績の多い研究者が存在している。5~9回以上の実績者も7名(31.8%)おり、0回の者はひとりもいなかった。これによる、過去5年間の学会発表平均は、7.18回となり、やはり上記文社系の2つの学部と比べ、看護系という理系学部の特徴が表れている。

以上、3学部の特徴を見たが、共通している現状と課題は、全体として研究成果の公表が活発な者とそうでない者とのばらつきがあり、とくに著書と学会発表において、約3分の1が5年間で0件ということである。一方で、著書、論文、学会発表などに関し、研究者の研究分野や年齢構成等が影響

していることも否定できない。

2. 教育研究組織単位間の研究上の連携

(1) 研究所・研究センターの活動

本学では大学としての機関研究を進める上で重要な課題は、総合的な研究政策立案と適正な研究評価、それに伴う公正な予算配分にあると考え、2008(平成20)年度より副学長を責任者とした「総合学術推進機構」を設置した。また、研究支援策の充実のため、それまで2課に分かれていた、情報ネットワークやIT支援などを担当する「図書館情報課」と、学内外の研究費や助成事務を担当する「学術振興課」を統合し、「学術情報課」として、多面的、総合的な研究支援体制を確立した。

また、本学では経営政策として学費に依存しない研究費政策をめざしている。これは本学の充実した教育を支えるためには個人研究や共同研究を大いに振興する一方で、学生から徴収する学費は主に教育に充当し、研究資金に関しては研究計画段階において学内で一定の評価をして競争的な環境を整えるとともに、大規模な研究資金の確保に関しては、科学研究費補助金や受託研究をはじめとする外部研究資金獲得を積極的に進めようとするものである。

本学においては現在、大学付置研究所・研究センターとして、①女性歴史文化研究所(1992(平成4)年度開設)、②文化政策研究センター(2001(平成13)年度開設)、③看護実践異文化国際研究センター(2005(平成17)年度開設)の3研究所を有し、それぞれが個性的な研究活動の実績をあげ、学部や大学院へ研究成果の還元を行っている。

これらの研究所は、前項で触れた「総合学術推進機構」の分掌下に置かれており、本学における総合的な研究政策の中でその任務を与えられ、本学教学の中で明確な位置を与えられている。

①女性歴史文化研究所

本学では1980年代より女性史総合研究会の拠点となって『日本女性史』(全5巻及び文献目録)を編集したことなどにより、現在も文学部歴史学科に「女性史研究コース」を設け、また大学院文学研究科においても、女性史を研究することができるなど教育研究体制を整えている。女性歴史文化研究所は全学付置の研究機関であるが、学部増設や男女共学化後には、研究所の委員は文学部、現代ビジネス学部、看護学部の専任教員が担当し、文学、哲学、社会学、経済学、経営学、看護学などの多面的なアプローチで、女性の歴史と文化について研究を積み重ねている。研究所では複合分野からの共同研究プロジェクトを立ち上げ、これらの研究成果は、恒例となった女性歴史文化研究所シンポジウム(毎年1回開催)や適時開催される研究プロジェクトの特別講演会などで学生・院生などに還元されるほか、一般にも公開している。また、同プロジェクトでは公開研究会を開催し、学生や院生の参加も促進している。さらに毎年『女性歴史文化研究所紀要』を刊行し、年2回広報誌(「クロノス」)も発行して、広く研究成果を学内外に還元している。

②文化政策研究センター

本学は2001(平成13)年、現「現代ビジネス学部」の前身である「文化政策学部」設置と同時に同研究センターを開設した。文化政策学は、経済学、経営学、社会学、法学、政治学、行政学、建築学、

観光学、その他からなる複合的、学際的な学問であり、また当時はきわめて先端的な研究分野であった。そのため、同研究センターはその先端的研究の開拓と同学問分野の社会への啓蒙普及を行ってきた。したがって、同研究センターと文化政策学部・大学院文化政策学研究科とは、密接な関係のもとで教育研究を行ってきた。3学部体制となった現在では、各学部から委員を選出し、共同の研究プロジェクトも進行している。

また当初よりその研究成果の公開＝還元を力を入れてきた。広報誌「News Letter」の刊行により同学問分野の啓蒙普及活動に取り組むとともに、複数の研究プロジェクトの活動を行い、その成果を『文化政策ライブラリー』のシリーズ名により出版して成果の還元を努めてきた。同広報誌や刊行図書は、学部学生の教科書や参考資料として有効に活用されている。

また、同研究センターを拠点として、本学は近隣自治体や地域団体等から研究の委託を受け、社会貢献を進めてきた。

③看護実践異文化国際研究センター

同研究センターは、2005(平成17)年度本学に看護学部を設置するに際して開設された。看護学の実践と国際・異文化と看護のあり方を総合的に研究する研究機関であるが、3学部の委員によりセンターやプロジェクトを運営している。開設当初より5つの研究プロジェクトをスタートさせ、看護学の各領域にわたる幅広い研究活動に積極的に取り組むとともに、毎年11月には看護国際フォーラムを開催して国内外の研究者への研究成果還元に取り組んでいる。

研究成果の還元においては、前述の各研究所・研究センターと同様、広報誌(「フロネーシス」)を発行し、広く配布している。また、毎年度末には『年報』を刊行し、各年度の研究活動をまとめ、総括し、公開している。

国際活動についても積極的に取り組み、同研究センターの活動として、アメリカ、カナダ、イギリス、韓国、タイ、オーストラリアなどの研究者との研究交流ネットワークの構築を進めてきた。

(2) 学部・研究科と研究所・研究センターの活動

上記3研究所・研究センターはそれぞれ、正課の学部教育、大学院教育に大きく貢献している。

女性歴史文化研究所は、全学付置の研究機関であるが、研究所創設以来、文学部教員が中心となって、学部・研究科の教育・研究活動と密接に結びつく形でプロジェクト研究や講演会、出版などを行ってきた。学部増設、男女共学化後には、研究所の委員を文学部、現代ビジネス学部、看護学部の専任教員が担当し、文学、哲学、社会学、経済学、経営学、看護学などの多面的なアプローチで、女性の歴史と文化について研究を積み重ねている。地方史の編纂や女性文化に関する共同研究などをシンポジウムや講演会、出版物の形で公開し、学部学生、大学院生も参加して、研究所の研究成果と学部・大学院の教育研究が有機的に結びつくように配慮してきた。

現代ビジネス学部(旧・文化政策学部)で行った2005(平成17)年度より3年間のプロジェクトは文部科学省「現代GP」にも認定された。これは文化政策研究センターが開設以来築き上げてきた、地元山科区をフィールドとした地域社会との連携事業がその基礎をなすものであり、同学部の教育に大きく貢献し、まちづくり教育の実践が高く評価された。同学部では現在も、地元地域団体や商店街などと連携し、さまざまな臨地的教育活動を継続している。

看護実践異文化国際研究センターは、2005(平成17)年度に本学が京都府の私立大学で初めて看護学部を設置したのと同時に開設した。学部の教育研究にとどまらず、京都地域の看護職者の教育と研究に貢献するため、国際シンポジウムや現職者に対するセミナーなども行ってきた。学部教育においても、同研究センターのさまざまな取り組みに学部学生を参加させ、教育を活性化させている。昨年度、政府の招きにより中国から看護・福祉関係の青年訪日団が来日した際、関西におけるホスト校に選ばれ、学部学生との交流が成功を収めたことなどはその好例である。さらに2008(平成20)年度には大学院看護学研究科を設置したが、2007(平成19)年度には看護学の大学院でどのような教育が必要かといったテーマでシンポジウムやFD活動を行った。

3. 経常的な研究条件の整備

①個人研究費

本学では、専任教員に対し、下表のとおりその支給額を決めている。個人研究費は「研究費」と「研究旅費」に区分し、それぞれの区分毎の額を定めているが、2003(平成15)年度より、運用により相互に「流用」可とし、総額の上限を超えない限り柔軟な執行を認めることとした。

個人研究費の使途は、図書資料購入費、消耗品費、謝金、学会費、複写費、通信運搬費、雑費など広く認めているが、2008(平成20)年度より、若手研究者の研究成果の発表機会を保障する趣旨から、学会誌への論文掲載料なども認めることとした。

表7-4 個人研究費支出限度額 個人研究費区分内訳

個人研究費支出限度額		個人研究費区分内訳	
		研 究 費	研 究 旅 費
①教授、准教授、専任講師、助教A	各人年額450,000円以内	300,000円以内 (謝金の限度額は50,000円)	150,000円以内
②助教B	各人年額250,000円以内	150,000円以内(謝金は除く)	100,000円以内
③言語教育センター教員	各人年額250,000円以内	150,000円以内(謝金は除く)	100,000円以内
④看護教育研修センター教員	各人年額250,000円以内	150,000円以内(謝金は除く)	100,000円以内
⑤看護学部助手	各人年額150,000円以内	100,000円以内(謝金は除く)	50,000円以内

②研究室の整備状況

17~29 m²の個人研究室および言語教育研究センターの107 m²、看護教育研修センターの69 m²が研究スペースとして全教員に整備されている(1人当たり平均24.2 m²)。全研究室には、書架、机、椅子、テーブル、ロッカー、ダイヤルイン電話機など通常の設備の他、パソコン本体・ディスプレイ・プリンターのセットと、学内ネットワーク環境も整備され、本学図書館資料等の情報検索サービスへのアクセスも可能である。

また、学科ごとに、共同研究室(35 m²~63 m²)が設置され、パソコン、プリンタ、複写機等の機器

が常備されているため、教材の作成や学科会議や学生指導に活用されており、本学の教育・研究体制を支えるものとして不可欠な役割を果たしている。

③研究時間の確保

専任教員は、原則として週4日の出講と週6コマの科目担当、特任教授は週3日の出講と週5コマの科目担当が義務づけられており、1週のうち任意の日に専任2日、特任教授3日を在宅研究日とすることができる。そのため、調査研究や実践的活動の時間が確保されている。

④研究活動に必要な研修機会確保のための方策

本学では、定められた要件を満たす教員に対して、申請と選考により、一定期間学外における自由な研究を保障するため、「教員学外研究」制度を設けている。国外と国内の区分を設け、研究計画に基づいて短期、長期(最大1年)の間、有給・公費出張扱いで在外研究を保障している。本制度について過去3年間の利用状況をみると、短期の国外留学は2005(平成17)年度では2名、2006(平成18)年度では1名の利用があったが、2007(平成19)年度は0名であった。長期の国外留学については、過去3年間の利用実績がない。短期の国内留学については、2005(平成17)年度、2006(平成18)年度はともに0名で、2007(平成19)年度は1名の利用があった。長期の国内留学については過去3年間の利用実績がない。

また、海外での研究発表の機会を保障するため、「国際研究集会報告者助成」制度を設け、海外で開催される学会での発表を奨励している。

その他、「学術出版物助成」制度を設け、個人の研究成果発表をサポートしている。出版助成では、別途「博士号取得奨励出版助成」制度により、本学教員の学位取得も支援している。

⑤共同研究費

本学では、学内の競争的研究費制度の中で「共同研究費補助金」制度を設けている。これは規定により年間200万円の総額の中で、申請のあった研究計画を審査し、必要な助成金を最大3年間にわたって支給、援助するものである。申請要件としては単独学科では認めず、かならず複数学科による共同研究チームによるものとし、学内における学科の垣根を超えた研究者交流とネットワーク化の促進を図っている。

申請案件に対しては、学内委員会である学術委員会が厳正な審査を行うとともに、助成金を受給した共同研究チームは毎年度末に中間報告書の提出が義務づけられ、当初より複数年の研究計画が認められている計画でも、研究の履行が適切に行われていないと判断された場合には支給が打ち切られる。

個人研究費等の学部別執行状況は【基礎データ・表29】【基礎データ・表30】のとおりである。【基礎データ・表29】(B)では、各研究者の個人研究費執行額合計を学部別に示し、(A)はそれに各学科に支給される「学科研究諸費」(各学科年間10万円上限)の執行額を加えて算出している。【基礎データ・表30】においては、各研究者の研究旅費執行総額に加え、学内の競争的資金である「国際研究集会等報告者助成費」および「教員学外研究費」の採択・支給実績を加えて算出している。

各学部における執行実績の特徴は次のとおりである。

《文学部》

【基礎データ・表29】の(A)および(B)において、執行額の総額は他学部よりも多いが、教員1人当たりの執行額を算出してみると他の2学部よりも全体として4万円ほど少ない。【基礎データ・表30】においては、国外、国内の学会等出張旅費は平均10万円を超え、他の学部より多い数値を示している。また、2007(平成19)年度は、国内留学の実績を1件残しているのがこの学部の特徴である。

共同研究費に関しては、【基礎データ・表31】のとおり過去3年間、コンスタントに活動実績を積み上げている。これもこの学部の特徴である。

《文化政策学部》

【基礎データ・表29】においては、教員1人当たりの執行額が、他の学部と比べ高い数値を示し、学内においては最高の実績を残している。ただ、【基礎データ・表30】から見てとれるように、学会等出張旅費では「国外」が0件となっているところが、2007(平成19)年度におけるこの学部の課題であったと読みとれる。

共同研究費については、文学部同様、過去3年間コンスタントに実績を上げている。

《看護学部》

個人研究費等の実績額においては、文学部と文化政策学部のほぼ中間的な数値を示しており、この点で大きな特徴はない。

【基礎データ・表31】および【基礎データ・表32】は、同学部の共同研究費の実績額が0円であることを示しているが、これは同学部教員が共同研究に参加していないことを意味するものではない。同表の備考欄に記すとおり、複数学部の研究者からなる共同研究費の執行実績は、同研究代表者の所属学部に計上しているからであり、実際は他の2学部の教員と積極的に研究交流し、共同研究のチームにも参加している。

学外研究や国際研究集会等報告者助成、出版助成などに関しては毎年助成実績があるが、年度によっては助成額が少ないこともあり、改善の余地が認識される。

教員の個人研究室については、ほぼ全員に付与されている。ただし、教育研究活動の交流などが必要な言語教育センターや看護教育研修センターについては、共同研究室に個別の机を配置している。これらは教員の空間的な研究条件を保障しているといえる。

4. 競争的な研究環境創出のための措置

過去3年間の科学研究費補助金の申請件数、採択件数の推移は【基礎データ・表32】【基礎データ・表33】のとおりである。3年間の申請件数の合計は47件、採択件数は8件、採択率は17.0%となっている。採択された科研費総額は、2005(平成17)年度=15,800,000円、2006(平成18)年度=14,900,000円、2007(平成19)年度=21,540,000円である。

その他の外部資金の獲得では、研究助成財団等の補助金や研究資金募集に関しては、学術情報課が

全教員に対し、積極的に情報提供をしている。

学内においても、前章で触れたような各種の競争的研究費制度を実施している。

科学研究費補助金に関しては、かつての文学部単科の時代から 2001(平成 13)年度文化政策学部設置、2005(平成 17)年度看護学部設置というように、学部・学科の新設と並行して申請件数、採択件数ともに増えている。

受託研究に関しては、それまで文系の大学としてそれを獲得する研究資源を十分に持たなかったが、文化政策学部の設置を機に近隣自治体などから政策研究の委託を受けるなど、条件が整ってきている。2005(平成 17)年度看護学部の設置により、今後ますます可能性は広がってくると考えられる。また、2001(平成 13)年度より外部との連携組織として「学術連携推進室」を設け、事務局にリエゾンオフィスを置いたことが、実績をあげる一因ともなった。

《文学部》

科学研究費補助金については、かつて一定の実績をあげてきたが、【基礎データ・表32】のとおりコンスタントに受入実績を示す一方、新規採択に関しては【基礎データ・表33】に示すとおり、2005(平成17)年度、2006(平成18)年度と2年続けて受けることができず、2007(平成19)年度に1件の採択を受けることとなった。

その他の助成金や受託研究費などの受入実績はない。これについて文学部は、従来でいうところの外部資金獲得のために必要な研究の蓄積に弱い部分があり、今後競争的環境を考える際、工夫が求められる大きな部分であるといえる。

《文化政策学部》

科学研究費補助金は、毎年新規の採択実績を積み上げてきていたが、【基礎データ・表33】が示すとおり、2007(平成19)年度は0件となってしまった。

受託研究費の受入実績があるのが、この学部の大きな特徴である。【基礎データ・表32】に見られるとおり、2006(平成18)年度だけは例外的に実績額0円であったが、それ以前においても毎年継続的に近隣自治体や地元団体等からの受託研究があり、おおむね安定的にその実績を積み上げている。

今後の競争的環境創出の課題に関しては、大学に付置された文化政策研究センターの研究プロジェクトによって、有効な研究の蓄積を生み出すとともに、リエゾン担当セクションとの連携が重要であると考えられる。

《看護学部》

【基礎データ・表33】のとおり、科学研究費補助金では、同学部開設初年度(2005(平成17)年度)から積極的に申請を行い、新規採択を目指したが、2007(平成19)年度からようやくその努力が実り、実績を上げられるようになった。

また、2005(平成17)年度の開設から3年間では1件の実績となっているが、医療看護系の特徴を生かし、受託研究や(外部)共同研究費を受ける可能性も持っているのもこの学部の特徴といえる。この点から、大学に付置された看護実践異文化国際研究センターの研究プロジェクトによって、有効な研究の蓄積を生み出すとともに、リエゾン担当セクションとの連携が重要であると考えられる。

5. 研究上の成果の公表・発信・受信等

研究成果の公表、発信等に関しては、まず『京都橘大学研究紀要』や女性歴史文化研究所の『紀要』など研究成果発表の場を保障している。これらは全国の公立図書館、大学図書館等に寄贈している。また、全教員個人の研究成果を公表することを目的として、毎年度、その研究実績、学会や社会活動などを掲載した、『研究者総覧』を2003(平成15)年度より刊行し、各方面に配布している。この研究実績の公表は、当然ながら、大学ホームページへの掲載を通しても行っている。

その他、個別の支援策としては、前章で報告したとおり、学会発表を促進するための個人研究旅費の運用や、出版助成制度、国際研究集会報告者助成費等、競争的制度を設けている。

研究情報の受信に関しては、大学図書館が全国各大学や研究機関からの紀要などさまざまな研究情報を受け入れているほか、女性歴史文化研究所、文化政策研究センター、看護実践異文化国際研究センターがそれぞれ資料収集機能を持ち、各学部・学科の学問分野に特化した固有の情報を受け入れている。

『京都橘大学研究紀要』、女性歴史文化研究所『紀要』は毎年定期的に刊行している。掲載論文に関しては、大学紀要に関しては学術委員会が、研究所紀要に関しては研究所運営委員会が、それぞれ編集委員会を兼ね、投稿論文の査読を行い、審査を経て掲載することにしており、その質的な維持に努めている。

『研究者総覧』も毎年刊行しており、これに関しては、大学としての自己点検・評価の一面と併せ、地域連携や産学連携を実現していくための情報ツールとして位置づけ、リエゾンオフィスが積極的に活用している。

3学部体制となり、看護学部などこれまでの文社系とは異なる分野の研究者も増加した。これに伴い、各学部や研究者の特性に応じた研究発表ツールの刊行形態や多様な公表方法を検討する必要がある。

6. 倫理面からの研究条件の整備

本学看護学部においては、同学部教員が、人を対象として研究活動を行おうとする場合、同学部に設置された「看護学部看護研究倫理委員会」の審査をあらかじめ受けなければならないこととされている。

当研究倫理委員会は、同学部が2005(平成17)年に設置されると同時に置かれ、その規程にもあり、『ヘルシンキ宣言』並びに『看護者の倫理綱領(日本看護協会)』、『看護研究における倫理指針(日本看護協会)』の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とし、委員は同学部教員に加え、文学部、現代ビジネス学部の教員から選出しているほか、外部委員として臨床で働く看護師、民間の学識経験者にも委嘱して、多様な学問的・社会的視点から、その研究計画の倫理性を審査している。事務局は、学術情報課が主管している。

審査は、申請によって行われ、毎月15日が申請締め切り、第4週の火曜日が審査日と定められ、該当する教員には周知徹底されている。

本学において当該研究者が行う研究の倫理性を判断する審査機関の設置は、看護学部のみである。

文学部、現代ビジネス学部においては未設置である。

同倫理委員会の審査を要する研究計画は、「人を対象として」行う研究に限っているため、申請件数がそのまま同学部教員が行う研究件数ではない。そのうえでということになるのだが、審査が行われた研究計画の各年度の件数は、下記のとおりである。

2005(平成 17)年度	2 件
2006(平成 18)年度	11 件
2007(平成 19)年度	9 件
2008(平成 20)年度	3 件(ただし、2008 年 8 月末現在)

審査においては、申請者が提出する申請書、研究計画書および関連資料(調査用紙等)など書類審査に加え、研究代表者に対する口頭試問も併せて実施されている。

[点検・評価]

本学は小規模な大学であるが、さまざまな学問分野の学部・学科を有しており、研究者の活動について、論文を中心として研究成果が発表される分野もあれば、書道、建築学のように作品制作等において研究成果が現れる分野もある。これらは著書、論文等の件数にカウントしにくい業績である。また、医療系の看護学部と文系の文学部とでは、その研究スタイルと研究成果の公表方法においてかなりの違いがあり、上記のような単純な件数比較だけで評価できない部分もある。臨床研究が多い看護学部など医療系の研究分野では著書の刊行は文系分野より求めにくい。ただし、件数が0～2件という不活発な研究者も実際に存在し、その研究条件(公務における役職負担なども含む)、研究姿勢に配慮しながら活発化を図る必要がある。

教育研究組織単位間の研究上の連携について、いくつかの問題も現れている。女性歴史文化研究所においては、2005(平成 17)年度からの男女共学化に伴う「女性史」研究の本学教学上での位置づけの問題である。研究所のあり方も含め議論を行っているところである。文化政策研究センターも同様に、2008(平成 20)年度に学部名称の変更(文化政策学部から現代ビジネス学部へ名称変更)を行ったが、同研究センターの研究のあり方が議論の対象となっている。学部名称と同時に文化政策学科を都市環境デザイン学科に改組し、建築・インテリア系の教育研究体制を強化したが、今後の同研究センターでの研究の方向性について、基本政策検討委員会の現在検討課題となっている。

また、3研究所に共通する問題はやはり研究者の多忙感である。大学改革に伴う校務負担、FDを含む教育の充実課題の一方で、各研究所の研究のあり方が見直されつつある。大学全体の研究政策(機関研究の重点化と予算の有効な配分など)の見直しに伴い、各研究所・研究センター予算の問題を含め、今後のあり方が問われている。

本学では教員の研究活動を支援するために、「国際研究集会報告者助成」「学術出版物助成」などの独自の制度を設け、研究や研修機会の確保のための方策も講じている。これらの制度は教員の研究を空間的・時間的・経済的に保障するものであり、本学における研究支援体制の中でも際立った長所といえる。

教員の在外研究については「京都橘大学教員学外研究規程」で保障してはいるものの、制度の運用

状況は活発であるとはいえない。

競争的な研究環境創出のための措置に関して、科研費が不採択となった研究者(チーム)に対し、翌年度再度の申請を条件に1年間の準備研究を支援する「学術研究奨励制度」を設けているが、この成果はまだ出ていない。基礎的研究資金としての個人研究費と学内外における競争的研究資金との関連をみると、競争的資金獲得に熱意を持つ教員は一部に偏り、全体的にはまだまだ基礎的資金への依存が高く今後の課題といえる。

看護学部看護研究倫理委員会では、研究計画上で倫理的な問題があれば即座に「再申請」とされるほか、不十分な点や修正が必要な部分がある場合、「条件付き承認」としたうえで、必要な修正事項を再度確認するなどして、審査が繰り返されることになる。審査の公正性、厳密性においてしっかりした審査システムが確立されているものと評価できる。

逆に、このような厳密な審査の履行と背中合わせの問題として、今後予想される審査案件の増加に対し、審査委員会の審査処理能力の問題、委員の精神的・物理的負担の問題なども現実的な課題となってきた。看護学部においては、今年度、大学院「看護学研究科(修士課程)」が新設された。現在、同研究科大学院生の研究倫理審査の方法が検討されているところであるが、今後、院生の研究計画に対しても現行審査委員会が同様の対応をしなければならないとするのであれば、この問題はますます大きな問題となってくる。

[改善方策]

現在、研究成果の教育への還元を促進するための研究助成金制度を検討し、今年度途中から実行する予定である。これにより教学を充実させるための研究の充実が図られるものと期待している。

また、2008(平成20)年度より学内に、副学長を長として「総合学術推進機構」を設置した。これは、本学における研究政策の立案、研究状況の客観的・点検・評価、およびそれに基づく研究予算の配分査定等の権限を持ち、本学の「機関研究」を総合的に進める任を持つものである。これにより、本学の研究状況の点検・評価と研究充実策が具体的に打ち出され、今後の改善改革が進むものと思われる。

教育研究組織単位間の研究上の連携について、各研究所・研究センターの活性化論議が必要である。研究意欲の広がりに伴って拡大されていく研究対象や、複数の研究プロジェクトを同時に進行させるうえで限られた予算配分の中での資源の有効活用の観点からも、研究課題を整理し、政策的に重点化することを今後、総合学術推進機構で検討する。

教員の在外研究については、制度の適切な運用が実現できるよう、体制の見直しと充実を検討する。

競争的な研究環境創出のための措置について、科研費への関心は高まる傾向にあり、申請件数も一定の水準を保っている。そのうえで、今後は採択率をあげる努力が必要である。申請実務を支援する事務局の支援体制を整え、研究者には研究計画の質の向上を図るよう求める方策を学術情報部で検討している。

また、学内の競争的環境を作るために、総合学術推進機構の政策とイニシアチブにより優良な研究計画の遂行、厳正な審査と点検・評価を行う予定である。さらに受託研究など外部資金の獲得意欲を高める方策として、今後、教員評価制度などの検討も視野に入れている。

看護学部の研究倫理委員会に関しては、上記のとおり看護学研究科に在学する大学院生の研究計画に対する審査のあり方が早急に検討されなければならない。従来どおり、同学部教員と同じく、全員

の研究計画を同じように同委員会で審査するのか、それとも指導教官に一定の審査を分担、一部委譲するのか、今後具体策を検討する。

看護学部以外の学部、すなわち文学部、現代ビジネス学部においては、まだこの審査機関の設置をみていない。これは、看護学分野と比較し、文系・社系の学問分野において「研究倫理」が風土として定着してこなかったことに起因しているが、現在、学長の指示により、同2学部においてこの種の審査機関設置の必要性について検討が進められている。

第8章 社会貢献

[到達目標]

本学は大学開学以来、地域社会との関わりを重視してきた。本学が社会に貢献するために以下の目標を設定している。

- (1) 地域住民や社会人を対象とした生涯学習やリカレント教育講座等により、本学の知的資源を地域や社会に還元する
- (2) 本学が立地する地域社会への教育研究成果の還元やさまざまな交流システムを確立・推進する
- (3) 自治体と連携し、その自治体が抱える政策課題への寄与を進める
- (4) 研究所・研究センターなど本学付置研究機関を中心に、地域や自治体とのネットワークを充実させる

[現状説明]

1. 社会への貢献

(1) 公開講座

①社会人を対象とする授業、リカレント講座等

本学では社会人が専門的知識の修得を目指すための講座を実施している。【基礎データ・表 10】では、文学部歴史学科が主催する「歴史文化ゼミナール」、同児童教育学科が取り組む「小学校教師のための理科実験講座」、看護学部看護学科が2007(平成19)年度より開設した「看護師のためのリカレントセミナー」を挙げている。

また、これ以外にも、(財)大学コンソーシアム京都が行う加盟大学学生のための単位互換事業に数多くの科目を提供しているが、これらは同時に、同財団の「京カレッジ」の枠組により社会人にも広く開放され、多くの市民が履修している。この数は別章の科目等履修生としてカウントしている。

②公開講座、シンポジウム等

本学では上記以外に、一般市民を対象とした教養講座、シンポジウム等を多様に開催し、生涯学習社会への貢献を図っている。この実績は下表のとおりである。

また、京都府八幡市はじめ近隣自治体等との連携により生涯学習講座を共催したり、依頼に応じ出前講座を開催したりしている。

表8-1 本学が開催する公開講座、シンポジウム等の件数と受講者実績

	2005年度	2006年度	2007年度
文学部	5講座/1,260名	7講座/669名	5講座/601名
文化政策学部	4講座/286名	2講座/373名	3講座/354名
看護学部	1講座/185名	1講座/538名	1講座/165名
計	10講座/1,731名	10講座/1,580名	9講座/1,120名

本学は小規模大学であるが、歴史学や児童教育、看護など特色ある学問分野を有し、この教育研究資源を社会へ還元することで、文学部、看護学部において他にはないユニークな講座を開催できている。文化政策学部(現代ビジネス学部)に名称変更)においては、社会人を対象とした「文化政策プロフェッショナル・セミナー」「女性起業家育成セミナー『しごと創造塾』」などを実施して専門知識の普及に努めたが、受講者の減少などにより、現在はマネジメント、救急救命、都市環境デザインなどをテーマとする公開講座やシンポジウムの取り組みに移行している。

生涯学習社会への貢献においては、市民向け公開講座やシンポジウムを3学部あげて取り組むことで、表8-1のとおり大学として毎年9~10講座を実施し、参加者も3年間で4,000名を超えている。

このように本学においては、学部・学科の教育研究資源を社会に還元することに対し、総じて関心は高いといえる。

(2) 地域との連携

本学では以前より、地域に根ざす大学という考え方から、さまざまな形での地域連携に取り組んできている。とくに本学が立地する山科区は、京都市行政区内でも東端に位置し、区内には本学と薬学系の大学の2大学が存在するのみであるため、本学は地域社会への貢献を使命と考え、各界各層との多様なネットワーク形成に努めている。

これら社会貢献事業は、学長を本部長とする学術連携推進室が担当している。推進室事務局には企画広報オフィス(企画広報課兼務)とリエゾンオフィス(学術情報課兼務)を置き、統括責任者には大学事務局長がその任に就き、大学をあげてこれを進めている。

①提携講座等による地域との教育連携

本学には、社会との文化交流を目的とした教育システムとして、世界遺産に指定されている真言宗醍醐派総本山醍醐寺との提携講座がある。同山とは同じ山科醍醐地域にあることから交流は古く、1995(平成7)年、教育連携協定を締結し、現在では「日本の歴史と文化財Ⅰ」という科目名の寄付講座を受けるほか、同山宝物館で文化財調査や実習を行うなど教育面での連携を進めている。また、協力を受ける一方、同山に伝わる「醍醐未生流」いけばな講座を本学において開講するなど、関係を強めている。

山科区の行政、商店街、経済団体、伝統産業組合などとの連携は、本学に文化政策学部(現・現代ビジネス学部)が設置されて以来、続いている。当初は、本学授業のフィールドワークで協力を得たことが端緒となったが、現在は、区の調査、商店街振興、経済団体の各種事業、伝統産業組合の催し物など、地域でのさまざまなニーズに協力する形で大学として貢献するとともに、その場を活用して学生の現地調査やフィールド授業などが行われ、互恵の関係が築かれている。これらの活動は、前述した文部科学省の「現代GP」に採択された。

学生の授業への協力では、京都国立博物館の展示物を来館者に説明する「解説ボランティア」、京都市文化財保護課でのインターンシップなども、官学の提携によって行われている。

②教育研究成果の社会への還元

教育研究成果の社会への還元では、前項の公開講座、生涯学習講座などの形で広く社会へ還元して

いるほか、各学部・学科、研究所・研究センターなどがその特性に応じて、さまざまな取り組みを行っている。

2001(平成 13)年に開設された文化政策研究センターは、その基礎となる学部である文化政策学部(現・現代ビジネス学部)の研究成果の発信に努める傍ら、学術連携推進室リエゾンオフィスと連絡をとりながら、社会のニーズに応える形で産学公連携を進めている。山科区役所、清水焼団地協同組合など地元団体や滋賀県東近江市など近隣自治体からの受託研究、山科区アートイベントへの参加、商業振興ビジョンの策定協力などはその一例である。

看護学部では、京都市初の私学4年制看護学部の誕生として各界より大きな期待を寄せられている。その事例で顕著なのは、府下・市内所在の医療法人からの看護師研修プログラムなどに関する支援要請である。同学部はこの間、市内のいくつかの病院の要請に応え、新人看護師育成プログラムの立案から実施までを担当して取り組んでいるところである。

③国や自治体の政策形成への寄与

前述のとおり、本学は地域に根ざし、地域に貢献する大学を目指している。したがって、本学の教育研究資源を活用した地域社会への研究成果の還元の一環として、国や地方自治体の政策形成への寄与も当然のことながら推進しているところである。地元行政単位である山科区との連携や、自治体からの受託研究としての調査、政策提言に取り組んでいることは前述のとおりである。

このほか、本学教員は学外においてさまざまな社会活動により社会貢献を進めている。この社会活動や国、地方自治体等での活動状況に関しては、毎年の研究業績調査と併せて報告させることで、大学としてこれを把握している。

教員の社会活動状況は多様であるが、そのうち国や自治体の政策形成寄与に関する活動状況を抜き出したものが表8-2である。

表8-2 国や自治体の政策形成寄与に関する活動状況

学部・学科	氏名	機関	役職	年度
文学部 日本語日本文学科	甲斐 睦朗	文化審議会国語分科会	委員	1998～2006年
		中央教育審議会教育課程部会 国語科専門部会	主査	2004～2006年
		中央教育審議会教育課程部会 言語力育成協力者会議	委員	2005～2006年
文学部 歴史学科	田端 泰子	財団法人京都市女性協会	理事	1993～2004年
		京都府個人情報保護審議会	委員	1998～2004年
		京都府私立学校審議会	委員	2000～2003年
		兵庫県文化財保護審議会	委員	2000～2006年
		大阪府文化財保護審議会	委員	2000～2006年
		宇治市文化財保護審議会	委員	2000～2004年
		京都市文化財保護審議会	委員	2000～2005年
		文化庁文化審議会文化財分科会	委員	2001～2005年
		京都府国民健康保険団体連合会 個人情報保護委員会	委員	2001～2005年
文化審議会	委員	2005年～		

文学部 歴史学科	増渕 徹	難波宮跡整備委員会	委員	1998年～
		和歌山県紀伊風土記の丘協議会	委員	1998年～
		新宮宮内遺跡環境整備委員会	委員	1998年～
		史跡三河国分尼寺跡整備委員会	委員	1999～2006年
		小浜藩台場跡環境整備委員会	委員	1999～2004年
		史跡近江国庁跡調査整備委員会	委員	1999年～
		文化庁文化財保護部記念物課	調査員	1999年～
		文化庁記念物課史跡等整備のあり方に関する調査検討委員会	協力委員	1999～2004年
		史跡上野城跡保存整備指導委員会	委員	2002年～
		高槻市環境審議会	委員	2002年～
		史跡柏原陣屋跡保存整備基本構想策定委員会、引き続き保存整備委員会	委員	2002年～
		明日香村総合管理計画策定委員会	委員	2003年～
		多気北畠氏遺跡調査指導委員会	委員	2003年～
		史跡大阪城跡石垣修理検討委員会	委員	2003年～
		史跡關鷄山古墳調査検討委員会	委員	2003年～
		史跡山城国分寺跡保存管理計画策定委員会	委員	2004～2005年
		史跡茶スリ山古墳保存整備委員会	委員	2004年～
		浄妙寺跡調査指導委員会	委員	2004年～
		宇治市文化財保護委員会	委員	2004年～
		名勝阿波国分寺庭園保存修理基本計画策定委員会、引き続き保存整備委員会	委員	2005年～
		特別史跡百濟寺跡整備検討委員会	委員	2005年～
		史跡恵解山古墳保存整備委員会	委員	2005年～
		財団法人滋賀県文化財保護協会	理事	2005年～
		史跡播州葡萄園跡保存管理計画策定	委員	2006～2007年
		長浜市文化財保護審議会	委員	2006～2007年
		史跡徳島藩松帆台場跡保存整備検討委員会、引き続き保存管理計画策定委員会	委員	2006年～
		草津市文化財保護審議会	委員	2006年～
		史跡新宮跡調査整備指導委員会	委員	2006年～
		世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道学術専門委員会	委員	2007年～
		史跡三河国分寺跡整備基本構想策定委員会	委員	2007年～
史跡齋言跡・調査整備指導委員会	委員	2007年～		
文学部 文化財学科	巽 淳一郎	長登銅山跡整備構想策定委員会	委員	2001年～
		愛知県文化財保護委員会	審議委員	2002年～
		明日香村文化財保護委員会	委員	2006～2008年
		橿原市文化財審議会	会員	2006～2008年
		橿原市都市計画審議会	会員	2006～2008年
	有坂 道子	大阪市文化財保護審議会	委員	2007年～
文学部 児童教育学科	梅本 裕 加用 美代子	大学基準協会判定委員会	委員	2004～2005年
		OME P (世界幼児教育機構) 日本委員会	会員	1997年～
		八日市市地域教育協議会	委員	2002～2005年
		滋賀県家庭教育力活性化支援会議	委員	2003～2004年
		滋賀県家庭教育支援協議会	委員 委員長	2004～2007年 2007年～

文学部 児童教育学科	口野 隆史	福岡県民間教育研究団体連絡協議会 “体育”分科会	世話人	1999年～		
	森本 美絵	八日市市(現、東近江市)子どもセンター	スーパー バイザー	1998～2006年		
		滋賀県児童福祉施設協議会	調査研究 部門と大 学研究者 との共同 研究	2000年～		
		東近江市児童生徒成長支援室	スーパー バイザー	2007年～		
		東近江市子ども支援センター	スーパー バイザー	2007年～		
現代ビジネス学部 現代マネジメント 学科	近藤 文男	大学基準協会評価	委員	2007年～		
	仲田 正機	日本学術会議経営学研究連絡委員会	委員	1991年～		
	木下 達文	(財)滋賀県文化振興事業団 気軽にどこでも アート交流事業(アートNPO交流事業)	実行委員	2005年～		
		京都市山科区 山科マップづくり委員会	コーディネーター	2001年度		
		京都市環境局 京エコロジーセンター運営委員会	委員	2001～2002年度		
		京都市山科区 山科新宝物見つけ隊事業	コーディネーター	2002～2003年度		
		京都市山科区 パッチリ山科みつけ隊事業	コーディネーター	2004～2005年度		
		平城遷都1300年記念事業協会(奈良県・奈良市) 平城遷都1300年記念事業展示委員会	委員	2005～2007年度		
		平城遷都1300年記念事業協会(奈良県・奈良市) 平城遷都1300年記念事業ものづくり体験館 展示検討委員会	委員 座長	2006年度		
		滋賀県文化振興事業団(滋賀県) 気軽にどこでもアート交流事業 「アートはみんなのもの」運営委員会	委員長	2005年度～		
		滋賀県<制作調整部企画調整課> 「まるエコ発見! たたえあう交流会」選考委員会	委員	2006年度～		
		滋賀県<県民文化課> 県民文化活動チャレンジ企画審査委員会	委員	2006年度～		
		現代ビジネス学部 都市環境デザイン 学科	五十川伸矢	草津市文化財保護審議会	委員	2006年～
		今井 裕夫	岐阜市屋外広告物審議会	会長	2003年～	
岐阜市経済施策検討委員会			委員	2003年～		
岐阜市産学官連携事業検討委員会	委員		2003年～			
岐阜市立岐阜小学校校舎実施設計プロポーザル	審査委員		2007年～			
竹山 清明	兵庫県震災研究センター	理事	1996年～			
上原 恵美	大津市歴史博物館企画委員会	委員	2004年～			
	近江八幡市文化政策会議	委員	2004～2005年			
	文化審議会	委員	2005～2007年			
	静岡県コンベンションアーツセンター及び 静岡県舞台芸術公園指定管理者選定委員会	委員	2005年			
	(財)大阪府文化振興財団	評議員	2006～			
	静岡県文化施設指定管理者評価委員会	委員	2007～2008年			
織田 直文	大津市「大津市社会教育委員」	委員	1992～2001年			
	八日市市「都市計画審議会」	委員	1995～2005年			
	滋賀県「滋賀県社会教育委員」	委員	1998～2004年			

現代ビジネス学部 都市環境デザイン 学科	織田 直文	滋賀県「近江歴史回廊大学運営委員会」	委員	1998年～
		滋賀県「滋賀県風致保全審査委員会」	委員	2000年～
		東近江東部地域合併協議会	委員	2002～2004年
		高島郡六町村合併検討協議会	委員	2002～2004年
		八日市市・永源寺・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会	委員	2003年
		八日市市・永源寺・五個荘町・愛東町・湖東町 合併協議会	委員	2003～2005年
		京都市「新京都市商業振興ビジョン策定委員会 ワーキング部会」	委員	2003年～
		滋賀国道事務所 「塩津バイパス塩津浜地区パートナー協議会」	委員	2004～2005年
		京都府「市町村行政支援委員会」	委員	2004～2005年
		長岡京市教育委員会 「石田家住宅保存整備・活用検討委員会」	委員長	2004～2005年
		米原町「米原町立醒井小学校校舎改築工事設計 競技審査委員会」	委員	2004年
		竜王町「竜王町エコタウン推進委員会」	委員	2004～2007年
		栗東市 「栗東市都市計画マスタープラン策定委員会」	委員長	2005年
		京都府「女性発・地域元気力「わくわく」 プラン策定委員会	委員長	2005～2006年
		京都府「地域社会人キャリアアップ推進事業」	講師	2005～2006年
		東近江市「東近江市協働のまちづくり懇話会」	座長	2005～2006年
		京都市商業ビジョン推進委員会 「山科地域商業ビジョン策定委員会」	委員	2005～2007年
		東近江市「東近江市都市計画審議会」	委員	2006年～
		東近江市総合計画審議会	会長	2006～2007年
		王寺町行政改革審議会	会長	2006年
		東近江市文化政策ビジョン策定委員会	座長	2006～2007年
		滋賀県「滋賀県市町村合併推進協議会」	委員	2006年～
		湖南市 「湖南市まちづくり市民活動補助金審査委員会」	委員長	2007年～
		栗東市「栗東市景観計画策定委員会」	委員長	2007年～
		東近江市「東近江市文化施設検討委員会」	委員長	2007年
		湖南市「湖南市都市計画審議会」	委員	2008年～
	金武 創	「文化を活用した県の戦略づくり」 (三重県職員研修センター) 福井、岐阜、三重、滋賀合同交流職員研究事業	コーディネーター	2006年
	小暮 宣雄	大阪市「文化振興のための懇話会」	座長	1999年～
		京都府「文化振興・条例担当」	参与	2002年～
		神戸市創造都市会議	座長	2002年～
		大阪府「楽座事業」	審査委員長	2003年～
		滋賀県社会福祉事業団 ボーダレスギャラリーNO-MA 設置	運営委員	2003年～
		京都府「新 Kyoto 演劇大賞」	審査委員	2004年～
三田市総合文化センター 管理運営計画検討懇話会		専門委員	2004～2005年	
京都府文化力創造懇話会「文化力による地域活 性化推進条例」検討委員会		委員	2004年～	
山科区「子どもの文化フォーラム」		審査委員長	2005年～	

現代ビジネス学部 都市環境デザイン 学科	小暮 宣雄	京都府文化力想像懇話会 「基本指針策定に係るワーキング会議」	委員	2005年～
		京都府文化ベンチャーアクションプラン 検討委員会・文化懇談会・文化基本指針策定	各委員	2006年～
		滋賀県 滋賀らしい文化芸術振興のあり方 検討委員会	副会長	2006～2007年
		栗東市 栗東芸術文化会館さくら運営協議会	委員	2006年～
		京都文化ベンチャーコンペティション 実行委員会	副委員長	2007年～
	谷口 知司	岐阜県教育委員会 岐阜県教育用コンテンツ開発協議会 岐阜県 I T	委員 顧問	2001～2005年 2004～2006年
看護学部 看護学科	小柴 順子	広島県精神保健福祉協会	会員	2002～2005年
	野村 紀子	北海道看護協会看護制度委員会	委員長	1998～2000年
		旭川市介護保健事業計画策定	委員	1999～2001年
	戸塚 規子	静岡県看護協会活性化計画策定委員会	委員	2002～2004年
		静岡県治験ネットワーク中央倫理委員会	委員	2004～2007年
	堀 妙子	静岡県看護協会浜松地区支部	監事	2003～2005年
	野口 多恵子	山口県社会福祉審議会	委員	2000～2004年
		山口県医療審議会	委員	2000～2004年
		山口家庭裁判所	家事調停員	2004～2008年
	前原 澄子	三重県医療審議会	委員長	1999～2005年
		特色ある大学教育支援プログラム審査部会	委員長	2003～2004年
		大学設置・学校法人審議会	専門委員	2003～2004年
		大学設置・学校法人審議会(大学設置分科会)	委員	2004年
		大学設置・学位授与機構機関別認証評価	委員	2005年
	河原 宣子	大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価	委員	2006年
三重県防災事業推進委員会専門委員会 災害時要援護者の避難対策検討委員会		委員	2004～2006年	

④施設・設備の社会への開放

本学施設の使用を希望した団体等に対しては必要事項を審査のうえ、使用が認められれば本学規程に基づき施設使用を許可している。学会・研究会などへの使用許可のほか、近隣施設において催事が行われる場合は駐車場を開放している。2007(平成19)年度は学会・研究会で21件、その他6件、近隣への貸出が4件あった。なお、学生の利用頻度が高いグラウンド・体育館などの体育関連施設の貸出は行っていない。

2. 企業との連携

(1) 提携講座

企業との提携では、キャリア教育科目での、寄付講座、提携講座の開講がある。文化政策学部(現・現代ビジネス学部)開設年度から京都商工会議所の寄付講座「京都の文化産業」を受けて以来、現在もいくつかの企業や団体から、起業家育成や観光ツーリズム、マスコミ・メディア関係などの科目で寄付講座を受けている。

正規科目とは別に、中小企業診断士がつくるLLP(有限責任事業組合)と協定を締結し、本学内に

同組合の産学連携オフィスを誘致している。同オフィスでは、本学学生への無料起業相談などが実施され、教育連携を実現している。

（２）共同研究

文系大学の歴史が長いことから、これまで企業との共同研究の経験はなかったが、2005(平成 17)年度に看護学部を開設以来、いくつかの萌芽をみている。現在、看護師の教育ソフトの開発に関し、ソフト関連企業との共同研究が試みられている。

（３）教育上の連携

本学では正課プログラムとしてキャリア教育を実施する中で、大学以外の組織体と連携をしている。「キャリアデザイン入門」「ビジネスリサーチ&プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」「キャリア開発講座Ⅱ」「経営学概論」「企業家育成論」では、キャリアに関する意識の育成からビジネスに係る基礎技術の習得、起業についての知識習得を、キャリア開発事務所や企業、中小企業診断士会の協力のもと行っている。

また、「キャリア開発講座Ⅰ」では本学教員のコーディネートのもと、複数の企業よりゲストスピーカーを招き、業界の動向や企業の説明を講義の中に取り入れている。同様に、「マスコミとジャーナリズム」では広告代理店と本学教員のコーディネートのもと、マスコミに係る企業よりゲストスピーカーを招き、講義を行っている。

キャリア教育以外でも「京都の歴史と文化財Ⅰ」において、学術交流協定のもと真言宗醍醐派総本山醍醐寺の協力により、文化に関する専門家による授業を行っている。

[点検・評価]

本学は小規模な大学でありながら、社会への貢献について、提携講座や教育研究成果の社会還元を各学部・学科の特性に応じ多様に展開している。文学部においては文化交流などの分野で実績をあげ、文化政策学部においては地元団体や行政への政策的な貢献を進め、看護学部においては医療法人との連携を強めている。国や自治体の政策形成への寄与も少なくない教員が取り組んでいるところは長所といえる。

しかし一方で、実施にあたっては一部の学科や特定の教員に偏る傾向がみられる。また、受託研究などに関しては、文学部においてはあまり関心を持たれておらず、教員の意識の点で啓蒙が課題である。この点を改善するため、学術連携推進室を設けたが、いまだ全学課題として機能するまでに至っていない。

企業との連携という点では、地域連携と比べて実績はまだ十分ではない。これは、文学部、文化政策学部という学部・学科構成＝文社系知的資源の性格がその理由であったが、2005(平成 17)年度に看護学部ができ、また、これまでの文化政策学部が現代ビジネス学部に変更したことから、今後はこの面での充実が図られることになった。今後の期待分野として位置づけられているところである。

教育上の連携では、早期からキャリアに対する意識を涵養できるキャリア形成科目の開講は、就職支援につながり望ましいと考える。また、大学教員の講義のみでなく企業現場の人材による講義は実際の業界や企業のイメージがつかみやすくなり、企業研究のきっかけづくりとしても学生のキャリア意識の形成に大きく貢献している。

[改善方策]

社会との連携を進める点においては、何よりも社会のニーズをよりの確に捉えることが必要である。また、社会と大学の研究教育資源の間であって、それを上手にマッチングするシステムも重要である。その意味から、学術連携推進室の事務局であるリエゾンオフィスの体制強化が検討課題となっている。多くの教員が社会への貢献事業に関心を持ち、参加する仕組みをつくるうえでは、改正教育基本法に定められた大学の3つの使命(「教育」「研究」「社会貢献)を明確に自覚するとともに、それへの参加度合い(貢献度)を評価するような風土や仕組み作りを進めるべく検討している。

企業等との提携講座および教育上の連携に関しては、講座の協力を受けるだけでなく、ギブ・アンド・テイクの関係構築が前提として検討されなければならない。本学としては企業からゲストスピーカーを招く際、学生のニーズに合わせた企業とすることで、学生の興味関心が増し、キャリア意識の早期形成に役立つと考えている。また、企業側のメリットとして共同研究など、知的財産の管理やその先の活用(商品化)などを見越した条件整備が検討されなければならない。学術連携推進室を中心に、現在このような課題の検討を進めており、2008(平成20)年12月には大阪府三島救命救急センターと、2009(平成21)年1月にはHSBCホールディングス(香港上海銀行グループ)と、それぞれ学術交流協定を締結し、具体化を進める予定である。

第9章 教員組織

[到達目標]

本学の教員組織について、学部・学科および大学院の教育研究の目的を達成するために以下の目標を設定している。

- (1) 大学設置基準および大学院設置基準を満たし、本学の教育課程に対応するように教員数を確保する
- (2) 採用・昇格等の人事について、規程に従い、公正かつ適正に行う
- (3) 教育課程の主要な科目での専任教員比率を高める
- (4) 教員の年齢構成、男女比率を適正にする
- (5) 専門分野によっては、実務家教員の配置を重視する
- (6) 実習等の授業を適切に行うことができるように、補助体制を整備する
- (7) 教員の教育研究活動の適正な評価方法を確立する

1. 学部等の教員組織

[現状説明]

(1) 全学の教員組織

1) 専任教員の配置状況

学部等の専任教員の配置状況は【基礎データ・表19-2】のとおりである。

大学設置基準による収容定員に対する各学科の必要教員数は、8学科で61名、大学全体の収容定員を基準にした必要教員数27名、計88名となっており、現状の教員数93名は基準を十分に上回っている。

教員一人当たりの学生数の平均については、文学部が33.9名、現代ビジネス学部が32.9名、看護学部が17.6名となっている。看護学部は医療系学部であるため、実習科目が多く、領域ごとの実習や講義に対応した教員を配置する必要がある。そのため他学部より教員一人あたりの学生数の平均が低くなっているが、いずれの学部も適切な教員配置といえる。大学の教学理念、各学部の教育方針等に合った専門分野の専任を配置しており、教育課程の主要な科目を担当している。

専任教員の年齢構成は、【基礎データ・表21】に示すとおりであるが、40歳までが9.7%、41～50歳までが28.0%、51～60歳までが34.5%、61～65歳が11.8%、66歳以上が16.2%とバランスのとれた年齢構成になっている。

男女構成比について、女性教員の比率は全体で39.8%、学部別では文学部で28.6%、現代ビジネス学部で13.8%、看護学部で95.5%となっており、看護学部の比率がとくに高い。女性教員の比率が比較的高いことは教学理念に「共生」を掲げている本学にふさわしいことである。

すべての教員が専ら本学の教育研究に従事している。行政官庁等の審議会委員や博物館などの非常勤の館長等に就任する場合は、本学での教育研究に支障がない場合にのみ学長が承認している。

2) 教育研究の多様化と教員組織

2005(平成17)年度の看護学部および文化政策学部現代マネジメント学科の設置、2007(平成19)年度の文学部児童教育学科の設置、2008(平成20)年度の現代ビジネス学部における一級建築士受験資格に対応した科目群および救急救命士国家試験受験資格に対応した科目群の設置により、多様な教育課程を設けることとなった。実習・演習系科目の指導を行うことができる教員確保に努め、学部・学科等の教育課程に対応した臨床経験、実務経験を有する専任教育を多く採用している。看護学部では看護師、助産師、文学部児童教育学科では小学校、中学校などでの教育経験のある教員、現代ビジネス学部においては、都市環境デザイン学科での一級建築士、現代マネジメント学科救急救命士コースでの救急救命士の資格を持つ教員を採用するなど、2005(平成17)年度以降の学部・学科新設等に対応して多様な教員を採用している。

また、本学ではキャリア教育を充実しているため、専任教員をキーパーソンとしつつ、学生の英語運用力、コンピュータスキル、日本語表現力向上などを目的とするベーシックスキル科目の担当者、学生のキャリアデザイン、キャリア開発を指導援助する科目担当者の多くは非常勤講師として採用し、学生の多様なニーズに機敏に対応することとしている。

3) 学部の教員組織

◇文学部英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科では、ネイティブスピーカーを含む、英語学、通訳、翻訳、英米文学の各領域をカバーする教員が学科専門科目を担当している。1回生の研究入門ゼミ、SAP準備講座、ならびに3、4回生のゼミを基本クラスと位置付け、その担当教員はアドバイザーとしての役割も果たしているが、これらの科目はすべて専任教員が担当している。英語運用能力系のクラスは非常勤講師の担当するクラスもあるが、小クラスに分割したうちの少なくともひとつは専任教員が担当することにし、当該科目のコーディネーター的役割を果たして、非常勤講師との連絡を密にするように努めている。

毎週1回学科会議を開催しており、日常のクラス運営での諸問題を話し合っている。

◇文学部日本語日本文学科

日本語日本文学科では教育課程の開設科目分野に対応して、書道領域、古典文学領域、近代現代文学領域、日本語および日本語教育領域、中国語・漢文学領域にバランスよく教員を配置している。日本語教育および中国語の教員を除く6名がいずれも研究入門、基礎演習、演習など学科の基幹科目を担当している。学科会議は毎週1回開催しており、FD活動や日常のクラス運営での諸問題を議論している。

◇文学部歴史学科

歴史学科では、学生の専攻分野として日本史コースと世界史コースに分かれ、さらに両者にまたがる形で女性史研究コースがある。専任教員は日本史分野(古代史、中世史、近世史、近現代史)と世界史分野(東アジア史、中央・西アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史)に対応してバランスよく配置している。すべての専任教員が各コースの演習などの基幹科目を担当しており、女性史研究コースでは日

本史と世界史から1名ずつの教員が演習を担当している。

原則として週1度学科会議を開催し、学科主任を中心に学科に関わる諸事項について話し合う機会を持ち、課題が発生すれば速やかに対応する態勢ができています。

◇文学部文化財学科

文化財学科は、歴史・考古学、美術史、古文書、図書館学の領域別に教員を配置している。学科は考古学コースと美術工芸史コースからなっており、それぞれのコースプロパーが複数構成となっている。図書館担当以外の専任教員は演習などの基幹科目を担当している。原則として週1度学科会議を開催し、日常のクラス運営での諸問題を検討している。

◇文学部児童教育学科

本学科の教員組織の特色は、小学校・中学校・高校等での20年以上の現場経験を有する者が約6割を占めていることである。全員が大学院での研究を修了し、理論と実践をともに重視する本学科教育の背骨を形成している。

各概論科目や初年次からの演習科目など、主要な授業科目に対してはすべて専任教員を配置している。

本学科では、週に1度、ほぼ定期的に学科会議を開催している。演習科目等の進行過程の調整、学生の修学状況の交流、学内諸委員会の報告、学内課題に対する学科内の対応等、きわめて活発に議論を展開している。新設学科という面もあるが、自由闊達で、皆の知恵を寄せ合うというのが本学科会議の最大の特色で、議事録は全教員が輪番制で担当し、まとめている。

◇現代ビジネス学部現代マネジメント学科

現代マネジメント学科は、現代マネジメントコースと救急救命コースからなり、さらに現代マネジメントコースは、ビジネスマネジメント、医療マネジメント、メディアマネジメントの3領域に分かれている。マネジメント系(会計学、経営学・経営組織、マーケティング、医療マネジメント、文化マネジメント)、社会学、救急救命士系、女性文化史の領域に専任教員を配置している。

初年次からの演習科目など、主要な授業科目に対してはすべて専任教員を配置している。

原則として週1度学科会議を開催し、教育や日常のクラス運営などの問題を議論している。

◇現代ビジネス学部都市環境デザイン学科

「建築・インテリアコース」「観光・都市デザインコース」「文化プロデュースコース」の3ラーニングコースからなる都市環境デザイン学科は、専攻領域により、建築・インテリア系、観光都市計画系、文化・社会・地域政策系、文化プロデュース系に教員を配置している。

演習科目など主要な授業科目に対してはすべて専任教員を配置している。

原則として週1度学科会議を開催し、教育や日常のクラス運営などの問題を議論している。

◇看護学部看護学科

看護学科は、基礎、母性、小児、成人、老年、精神、地域それぞれの看護学領域で複数の教員を配

置しており、基礎、母性、成人など重要な領域の担当教員は3名以上を数えている。そのほか、看護教育学、看護管理学、国際看護学の領域にも専任教員を配置している。授業の補助にあたる助手も17名配置している。男性教員は講師1名、助手5名である。

原則として月1度の教授会を開催しているが、そのほかにもカリキュラム検討委員会や実習検討委員会などを開催し、教員間での連絡、教員と助手の連絡を密にしている。

(2) 教育研究支援職員

◇文学部

英語コミュニケーション学科で実施しているSAP留学において、留学実施大学とのさまざまなやり取りや学生の渡航手続きの補助といった支援業務は、言語教育センターの職員が、SAP担当の学科教員と連携しながら行っている。また、大学院生が担当教員の指導に基づき、学部科目の授業補助を行うティーチング・アシスタント(TA)制度を設けている。英語コミュニケーション学科では、SAP準備講座のクラスにおいてTA制度を活用している。

日本語日本文学科では、書道領域における作品制作には指導者によるきめの細かい指導が必要とされるため、主に書道コースにおいてTA制度を活用している。

歴史学科、文化財学科では演習や実習などの科目でTA制度を活用している。

児童教育学科では、「音楽演習Ⅰ」および「音楽演習Ⅱ」の科目にTAを配置している。TAは音楽系の大学院修士課程修了者である。また、チューデント・アシスタント(SA)は、理科教育法での実験の準備や片付けへの援助のために配置している。

◇現代ビジネス学部

都市環境デザイン学科(旧・文化政策学科)では「文化政策論」と「文化経済論」で各6名のTAを配置している。同科目は2限連続開講で、1限目は科目タイトルに対応した講義、2限目がグループに分かれての講義のまとめとディスカッションで、TAが学生とともに講義を聴講し、2限目で学生のまとめ作成の指導とディスカッションのリードにあたっている。また、毎回作成するまとめの文章の推敲にも携わっている。

◇看護学部

看護学部では、多種多様な実習・実技を補佐するための技術と経験を有する助手を必要十分な人数確保している。したがって教育研究支援職員を雇用するという体制は採っていない。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

本学の教員の任用については、本学の教育課程編成上の必要性、教員任用計画、退職者補充等の状況を考慮して学長の判断により、学長が発議することとしている。

教員の募集・任免・昇格の基準および手続きについては、学内規程で明文化しており、その規定に従って適切に運用、実施されている。

任用の手続きと基準は、「京都橘大学教員任用規程」および「京都橘大学教員選考基準」に定めている。募集に関しては、公募を原則としているが、任用予定の専門分野によっては学内者推薦募集と

併行して行う場合がある。

手続きは以下のように進めることとしている。

- ①学長は部長会の議を経て教員任用のことを大学評議会に提起する。
- ②大学評議会の議を経て教員の任用の是非を審議する。
- ③大学評議会が学長発議の教員任用を了承したとき、直ちに教員任用選考委員会(以下選考委員会という)を設置し、広く候補者を求める。
- ④選考委員会は、次の6名により構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 被任用教員が所属する学部(以下「当該学部」という。)学部長
 - (3) 当該学部から選出された専任教員4名
- ⑤選考委員会は、別に定める「京都橘大学教員選考基準」に基づいて審議を行う。
- ⑥選考委員会委員長は、選考委員会で審議した経過と結果を当該学部教授会に諮り、審議のうえ、投票によってその採否を決議する。
- ⑦決議には、当該学部教授会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。
- ⑧選考委員会委員長は、当該学部教授会の審議と結果を学長に報告する。
- ⑨学長は、部長会の議を経て、大学評議会へ提起して審議のうえ、了解を求める。
- ⑩学長は、その旨を理事会に報告し、承認を求める。

教員任用の選考基準は、下記のように「京都橘大学教員選考基準」に明文化している。

1) 教授について

- (イ) 満6年以上助教授または准教授の経歴を有し、教育・研究(実技を含む)上のすぐれた業績があると認められる者
- (ロ) 大学卒業後満12年以上を経て、教育・研究(実技を含む)上のすぐれた業績があると認められる者
- (ハ) 前項の者と同等の学識経験を有すると認められる者

2) 准教授

- (イ) 満1年以上講師または助教の経歴を有し、教育・研究(実技を含む)上のすぐれた業績があると認められる者
- (ロ) 大学卒業後満6年以上を経て、教育・研究(実技を含む)上のすぐれた業績があると認められる者
- (ハ) 前項の者と同等の学識経験を有すると認められる者

3) 助教

- (イ) 修士の学位を有し、すぐれた研究(実技を含む)能力と、本学における教育にたずさわる熱意があると認められる者
- (ロ) 前項の者と同等の学識経験を有すると認められる者

教員の昇任については、京都橘大学教員昇任規程に基づいて進めている。

昇任の発議は学長が行う。

手続きは、以下のように進めることとしている。

①学長が教員昇任委員会を設置し、別に定める「京都橘大学教員選考基準」に基づき審議を諮る。

②教員昇任委員会は、審議の慎重を期するために、第一次及び第二次の委員会を設置する。

③第一次教員昇任委員会は、次の者により構成し、昇任対象者の基準適応について審議する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 部長 4名
- (4) 学部長 3名
- (5) 大学院研究科長

④第一次教員昇任選考委員会の委員長は、学長がこれにあたる。

⑤大学事務局長が幹事として委員会に参加する。

⑥学長が第一次教員昇任委員会の審議にもとづき、教員昇任の議案を大学評議会に報告する。

⑦大学評議会が、教員昇任の議案を審議し、了承した場合、直ちに第二次教員昇任委員会を設置する。

⑧第二次教員昇任委員会は、次の5名により構成する。

- (1) 昇任対象者が所属する学部(以下「当該学部」という。)学部長
- (2) 当該学部から選出された専任教員 4名

⑨第二次教員昇任委員会の委員は、教授への昇任の場合は教授、准教授への昇任の場合は教授及び准教授による当該学部教授会を組織し、当該学部教授会において選出する。

⑩第二次教員昇任委員会の委員長は、当該学部長がこれにあたる。

⑪第二次教員昇任委員会は、別に定める「京都橘大学教員選考基準」に基づいて審議を行う。

⑫当該学部長は、第二次教員昇任委員会で審議した経過と結果を当該学部教授会に報告する。

⑬当該学部長は、第二次教員昇任委員会で審議した経過と結果を学長に報告する。

⑭学長が部長会の議を経て、第二次教員昇任委員会で審議した経過と結果を大学評議会に諮り、大学評議会での審議の上、投票によってその採否を決議する。

⑮決議には、大学評議会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

⑯学長が前条の決議を得た場合、その旨を理事会に報告し、承認を求める。

(4) 教育研究活動の評価

本学が発行する紀要等は次のとおりであり、教員は自身の研究の成果を発表している。

1968(昭和43)年～現在 京都橘大学研究紀要

(「橘女子大学研究年報」「橘女子大学文化学会研究年報」「創立十周年橘女子大学研究紀要」「橘女子大学研究紀要」「京都橘女子大学研究紀要」を経る)

1993(平成5)年～現在 女性歴史文化研究所紀要

1993(平成5)年～2002(平成14)年 外国語教育研究センター研究紀要

(2005(平成17)年4月より外国語教育研究センターは言語教育センターとなった。これに伴い、

外国語教育研究紀要は発行終了。言語教育センターは紀要を発行していない)

なお、本学では、学術刊行物出版助成規程があり、この助成による採択には学術研究の成果としてその価値を認められる刊行物であることが要件となっている。

また、本学では『研究者総覧』を毎年発行している。『研究者総覧』には、その年度に京都橘大学に所属するすべての専任教員について、略歴、研究課題、著書、論文、学会発表や講演等を収録しており、教員のプロフィール・研究業績を把握することができるようになっている。

研究活動を活発にし、教員がすぐれた業績を有すること、およびすぐれた研究業績を有する教員を任用することは、教育力を向上させるために必須である。本学の教員選考基準は「京都橘大学教員選考基準」によって定められており、教授と准教授の選考においては、教育・研究(実技を含む)上のすぐれた業績があると認められるものを対象としている。助教の選考においては、すぐれた研究(実技を含む)能力を求めている。

教育活動の評価に関しては、主として学生による授業アンケートによっている。アンケート集計結果は、教員個人に返されると同時に、FD委員会等での論議に付され、大学全体としての教育評価の一端としている。また、2007(平成19)年度より『授業改善集』の刊行を開始し、専任教員全員がみずからの複数の担当科目について、改善の試みを掲載することになった。さらに、新任教員の任用時には、教育に関する抱負書、それまでの教育活動に用いた教材、試験などのサンプルの提出を義務づけ、教育評価の資料としている。

[点検・評価]

専任教員の年齢構成について、2005(平成17)年度の看護学部および文化政策学部現代マネジメント学科の設置、2007(平成19)年度の文学部児童教育学科の設置、2008(平成20)年度の現代ビジネス学部における一級建築士受験資格に対応した科目群および救急救命士国家試験受験資格に対応した科目群の設置により、多様な教育課程を設けることとなった。教育研究の業績を持ち、本学教育理念のひとつである「臨床の知」を実践する実習・演習系科目の指導を行うことのできる教員確保に努めたため、50歳代の教員層(34.5%)が多くなる結果となった。50歳代の教員数が増えたもうひとつの理由として、教員任用の選考において、本学教員組織が学部と大学院の兼務を前提としているため、大学院での研究指導または科目担当が可能であることを重視してきたことが挙げられる。

一方、60歳代の教員比率については、2004(平成16)年度時点と比較すると33.7%から25.8%に減少している。本学専任教員の年齢構成については、学部・学科申請等において「年齢構成に偏りがあり、その是正を図る」旨の指摘がされてきたが、構成比率において7.9%の改善を図ることができた。

各学科の教員組織について、児童教育学科や現代マネジメント学科、都市環境デザイン学科、看護学科の設置によって、職業の現場で経験した実務経験者の比率が高くなったことで、教育に大きな成果をあげている。現場での豊富な経験が、講義や演習等での正課授業だけでなく、クラス活動、サークル、ボランティア活動等の正課外活動にも大きく活かされ、きわめて旺盛な学生の自主的な活動を生み出していることは長所といえる。しかし、一方で現代マネジメント学科では、教育研究の対象領域が広く、根幹のマネジメント分野でやや教員の層が薄く、分野の中でも十分にカバーできない領域が残っていることや救急救命関連のスタッフが不十分であるという課題がある。

また本学は小規模ながら、さまざまな分野の学科で構成されており、多様な研究領域の教員が存在することも特色となっている。各学部で専任教員数が不十分である領域は、他学部の教員が担当するというメリットがあり、学際的な共同研究を行うこともできている。

教育研究支援職員について、英語コミュニケーション学科ではT Aが、留学に向けてリーディング力養成のためにレポートの添削補助を行ったり、留学先大学での授業に向けたリスニング・スピーキング強化アクティビティの補助業務などを行っている。T A自身が留学の経験者であり、体験に基づくアドバイスは学生にとって有益である。また大学院生にとっても、クラスでの業務は教育補助の経験を得る貴重な経験となっている。日本語日本文学科でもT Aが書道の学生の技量を向上させるうえでわめて適切な教育指導を実施している。児童教育学科の音楽演習でもピアノ演奏技能向上のためにT Aが各学生のレベルに合わせた指導をより丁寧に行っている。

これらの成果がある一方で、T Aによってグループごとの指導でばらつきを生んでいる実態もある。T A制度をより効果的に機能させるためにはT Aの研修体制の整備も課題である。

研究活動の評価について、本学では現在のところ『研究者総覧』への記載により、年度ごとの業績の有無、本数を確認するにとどまっている。ただ、『研究紀要』に関しては、掲載論文の一部を対象に「合評会」が実施され、一定程度の意見交換と評価の場として機能していると考えられる。

教育活動に関しては、個別科目への評価ではないが、授業アンケート集計結果に関するFD委員会等の討論を通じて、全学的な教育活動については成果や課題の整理がなされ、それに伴って一定の評価が実施されているものと考えられる。また『授業改善集』作成によって、各教員の教育活動に関する相互理解が進み、相互評価への足がかりができてきたと思われる。

[改善方策]

専任教員の高齢者比率が高かった状況は改善が図られている。今後は若年層の教員任用も視野に入れてバランスのよい年齢構成がとれるよう教員任用に努めていく。

新たな学部・学科改組やカリキュラム改革に合わせて、児童教育学科や現代マネジメント学科の専任教員数の拡充を現在計画している。

教育研究支援職員の課題について、多くの専任教員がT Aの積極的活用により教育内容の充実を図るという問題意識を持っておらず、あるいは、持ってもT A活用の方法に関して綿密な検討がなされていない。今後、この点に関してFD委員会で十分な検討を行っていく。

教員の募集・任免・昇任に対する基準・手続について、京都橘大学教員選考基準については、専門分野の内容を考慮に入れ、2008(平成20)年度中に具体化を図っていくことが課題となっており、検討を始めたところである。

教育研究活動の評価について、今後は、『研究者総覧』『授業改善集』に関して、担当機関で全学的なまとめを実施するなど、大学全体としての教育研究活動の到達点を評価するべく検討している。

2. 大学院研究科の教員組織

[現状説明]

(1) 教員組織

大学院の専任教員はすべて研究科の基礎となる学部の専任教員が兼任している。

学部等の専任教員の配置状況は【基礎データ・表 19-3】のとおりである。

大学院設置基準による必要教員数はそれぞれの研究科・専攻・課程において研究指導教員、研究指導補助教員との合算でも基準を大きく上回っている。

教員(研究指導および研究指導補助教員)一人あたり学生数では、文学研究科言語文化専攻(修士課程)が8.0名と多いものの、文学研究科歴史学文化財学専攻(博士前期課程)が1.3名、文学研究科歴史学文化財学専攻(博士後期課程)が0.3名、文化政策学研究科文化政策学専攻(博士前期課程)が1.0名、文化政策学研究科文化政策学専攻(博士後期課程)が0.7名、看護学研究科看護学専攻(修士課程)が0.7名(学年進行中)である。これはここ数年の定員未充足の問題もあるが、研究指導および研究指導補助が可能な教員が多いことの証左でもある。

◇文学研究科言語文化専攻

文学研究科言語文化専攻(修士課程)は、「専攻共通科目群」に加え、「日本言語文化(日本文学/日本語学)」「書道」「英米言語文化(英米文学・英米文化/英語学/言語コミュニケーション・言語教育学)」の3分野の科目群で構成されている。それぞれの各分野に専任教員が配置されている。

本専攻は、文学部の英語コミュニケーション学科および日本語日本文学科を基礎としているが、修士論文の審査などにあたっては、学部両学科に所属する教員が共同して行う場合もある。

◇文学研究科歴史学・文化財学専攻

歴史学・文化財学専攻(博士前期課程)の教育課程は、日本史分野(古代史、中・近世史、近・現代史)、世界史分野(アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史)、文化財学分野(考古学、東アジア文化財学、古文書学)の3分野に大別されるが、それぞれの分野ごとに専任教員が配置されている。

日本史分野では、古代、中世、近世、近現代それぞれに教員を配置し、世界史分野ではアジア史、ヨーロッパ・アメリカ史それぞれに、文化財学分野では考古学と東アジア文化財学に配置している。

歴史学・文化財学専攻(博士後期課程)の教育課程は、日本史分野(考古学や美術工芸を含む)、東洋史分野、西洋史分野の3つに大別され、それぞれの分野ごとに専任教員が配置されている。

◇文化政策学研究科文化政策学専攻

前期・後期の両課程を通じて、研究指導や演習科目、ならびに各分野の主たる科目は、専任教員が担当している。また教育・研究上必要な場合は非常勤講師を採用している。本研究科における教育の組織的な実施については、複数指導体制と複数担当者による全学年必修科目の設置によって推進している。

前期課程、後期課程とも1回生には主たる担当教員(主担)を選定し、2回生以降はその主担に

加えて、2名以上の副担を選定し、複数(最低3名の)指導体制を実現している。運営については院生の研究指導が主査である担当教員の個人任せになるのではなく集団指導体制が機能し、また院生個人の研究情報が研究科全体に浸透するようにしている。

◇看護学研究科看護学専攻

実践基礎看護学、実践応用看護学、次世代育成看護学、広域看護学の各領域に専任教員を配置している。教育課程の各領域の特論はすべて専任教員が担当し、選択必修科目53科目中51科目(科目比約96.2%)を専任教員が担当している。高度専門職業人養成という教育目標を達成するため、実務経験の豊富な教員を配置している。教員の看護師、保健師、助産師としての経験については、5～9年が6名、10～19年が4名、20年以上が2名となっている。

(2) 教育研究支援職員

T A制度等の教育研究支援職員を研究科においては活用していない。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

大学院担当の教員は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学教員であるため、募集・任免・昇格に対する基準・手続きの内容については学部と同様である。

ただし、大学院には独自に大学院委員会を設置しており、ここでは大学院担当教員の選考に関する事項も審議している。大学院委員会を構成する委員は次のとおりである。

- ①学長、副学長、教務部長、学生部長、入学部長、学術情報部長
- ②各研究科長
- ③各研究科長から2名ずつ選出された委員

大学院委員会は学長が召集し、議長は学長がこれにあたる。

(4) 教育研究活動の評価

本大学院の授業および研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当することとしており、大学院委員会で審議している。

(5) 国内外との教育研究交流

本学では文学部・文学研究科と女性歴史文化研究所、現代ビジネス学部・文化政策学研究科と文化政策研究センター、看護学部・看護学研究科と看護実践異文化国際研究センターが教育、研究、社会貢献活動等での結びつきが強い。それぞれの研究所・研究センターを運営する教員は各学部の教員が兼務している。他学部の教員との共同研究を行う際にはこれらの研究所・研究センターのプロジェクトとして学部横断的に委員が任命されて取り組まれている。

また、海外の研究者が本学で研究を行う場合には、本学の研究所・研究センターの研究員として受け入れている。

[点検・評価]

教員組織について、教育課程や学生数等との関係でみると、各専門領域に必ず専任教員が配置されており、適正な教員組織となっている。ここ数年志願者が減少していることもあり、すべての分野で演習等の授業を開講することが困難になってきている。看護学研究科においては、適切な教員配置になっているが、完成時に65歳以上の教員が7名となるため、その後の組織体制のあり方について検討が必要である。

教育研究支援職員については、新たな学部体制のもとでTAをどのように活用するのかの検討が必要である。また、文化政策学研究科の一般院生数が減少してきていることに伴い、TAの希望者も得にくくなっている。TA制度の活用については十分な検討が必要である。

[改善方策]

教員組織について、大学院生の減少に対応した教員組織体制をどのように構築するのかの検討が必要である。この課題は研究科の改革の課題とともに基本政策検討委員会で2009(平成21)年度に議論する予定である。

学部改組が行われ、また大学院研究科の未充足問題がある中で、教育研究支援職員としてのTA制度の運用について今後、教務部で検討する。

第10章 事務組織

[到達目標]

本学では教育研究、学生サービスなどの大学運営を教学組織と事務組織が密接な連携・協力関係によって運営するために以下の目標を設定している。

- (1) 大学の課題に対応した事務組織を設計し、適切な職員配置を行う
- (2) 大学運営における事務組織の役割を明確にし、教学組織と事務組織がそれぞれの特性を發揮しつつ、連携・協働関係を強化しながら実務を効率的かつ円滑に行う
- (3) さまざまな教学施策を財政的合理性のもとに進めるために、事務組織が責任を持って積極的に大学運営に関わることのできる体制を構築する
- (4) 学内の組織的決定事項を確実かつ迅速に伝達し、個々の事務所管が有する基礎的データなどの有効な利用を推進するためのシステムを構築する
- (5) 職員の能力開発、能力向上を図るためにさまざまな研修制度を整備する
- (6) 優秀な人材を確保し、適切な研修・配置・昇任・評価などを行う人事システムを構築する

[現状説明]

1. 事務組織の構成

本学の事務組織は、教学組織を中心とした教育・研究活動や大学運営に適切に対応するとともに学外関連機関等との連絡調整の役割を果たすために運営されている。経営的観点からは効率化・簡素化が重視され、新たな業務に対しても事務局全体で柔軟に対応できるように運営されている。

事務局体制については「京都橘学園事務組織規程」により、学校法人京都橘学園および法人が設置する高等学校と大学の事務組織と職務分掌が定められている。

大学事務局は事務局長のもとに8課で編成されている。法人本部は大学内に置かれ、法人事務局として総務課、経理課、企画広報課が置かれている。ただし、これら3課とも大学の総務課、経理課および企画広報課がこれを兼務している。

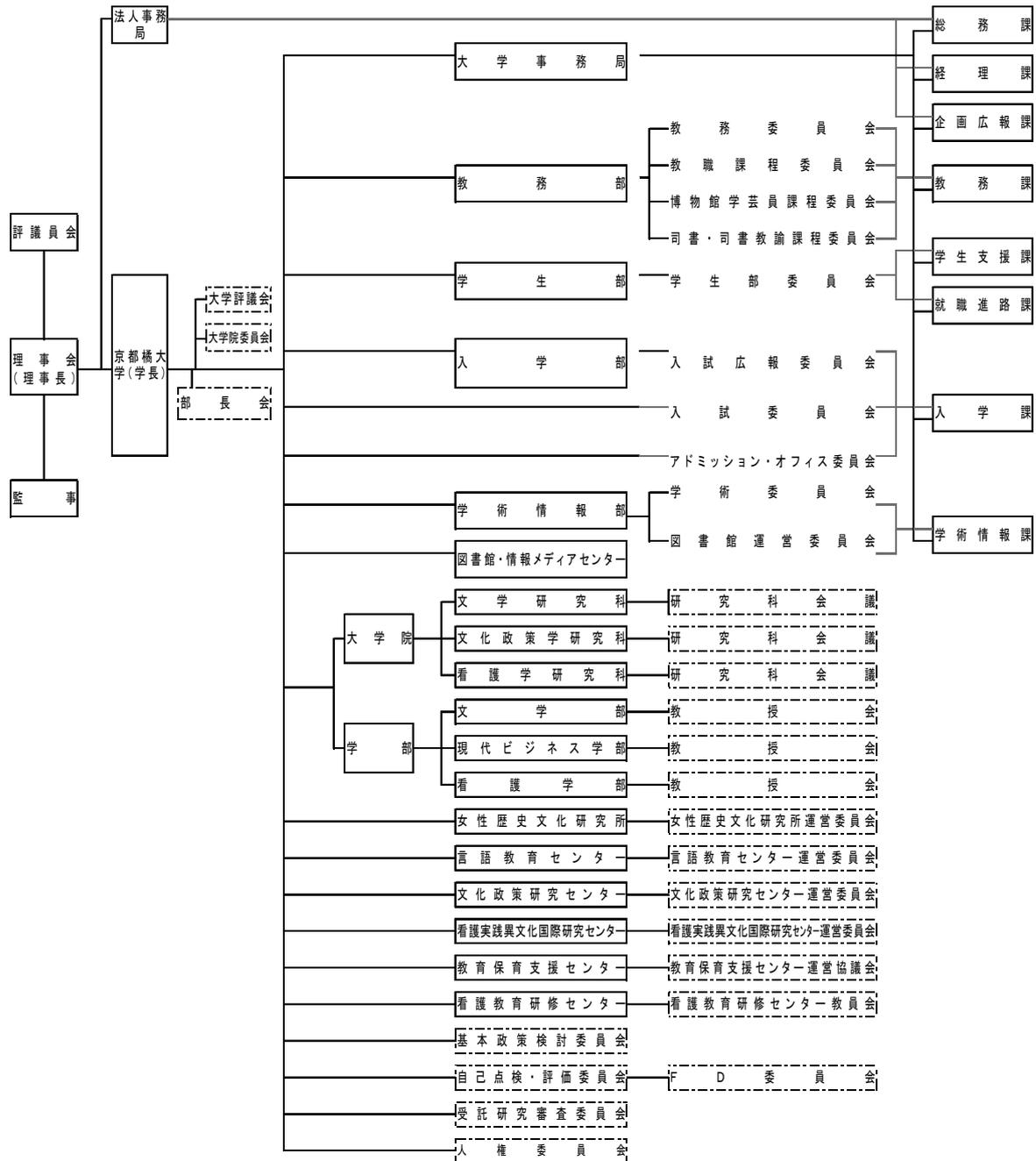
教学組織との関係では、教務委員会、教職課程委員会、博物館学芸員課程委員会、司書・司書教諭課程委員会および言語教育センターの事務局を教務課が担当している。学生部委員会を学生支援課と就職進路課が、入試委員会およびアドミッション・オフィス委員会を入学課が、学術委員会および3つの研究所・研究センター、図書館運営委員会および情報メディアセンター運営委員会を学術情報課が、自己点検・評価委員会および基本政策検討委員会を企画広報課が、それぞれ事務局を担当している。人権委員会の事務局は総務課が担当している。

全学部一体的に運営するという組織文化とその効果を考えれば、ただちに学部事務室のような事務組織を置くことは考えられないが、今後は2007(平成19)年度以降に新設した学科・教育課程の完成年度を迎えていくということがあり、学生数が増えることなども見据えて、経営的な視点からも教育面を中心とした学部対応の事務組織のあり方を検討している。時代の変化と学内の要望に応えるため、2008(平成20)年5月には「図書館情報課」と「学術振興課」を統一して「学術情報課」としたが、こ

これは従来の学術情報部(学術情報部長)のもとに統括しており、委員会構成に大きな変化はない。また「学生支援課」を「学生支援課」と「就職進路課」に分割した。これらは学生サービス、就職支援サービスを充実させるためであるが、この2課は従来からの学生部(学生部長)で統括している。

本学事務組織は資料(図10-1)のとおりである。

図10-1 事務組織



2. 大学・学部等における事務組織と教学組織との関係

学部・大学院研究科ごとに事務組織を分けずに一体的な運営を行っている。教務部、学生部など機能別に組織される各部課などが担う役割の中で事務組織と教学組織は関わりあって運営している。

本学では事務局長が学長のもとに各部門の長で構成する部長会の正規メンバーとして、各課題を審議・調整し、事務組織と教学組織との連絡・調整を行っている。また、全学組織である大学評議会およびそのもとに置かれる教務委員会、学生部委員会等の各種委員会、また学部組織である学部教授会で審議、報告すべき事項のほとんどを部長会で調整している。日常的には主に学長を教学面から日常的に補佐する副学長と事務部門を統括する事務局長が緊密な連絡・調整を行い、事務組織と教学組織の円滑な連携協力を行っている。

部長会には、各部の委員会で審議、提案すべき事項を当該部長と課長が打合せ、調整のうえ、部長より提案することとしている。また、学部長・研究科長とは大学事務局長ならびに教務課長が事前に討議・報告すべき事項の整理と調整を図り、部長会に提案することとしている。

研究所などの全学組織については、学術情報部において部長、研究所長、学術情報課長で議事案件を取りまとめ、整理調整のうえ、学術情報部長より部長会に提案することとしている。

部長会では、全学的視点より各部等から提案された議事の審議が行われ、各校務機関に付議することとしている。

学部関連事務については、学部事務室は置かず、教務関連事項や学生厚生補導関連事項などの各業務の区分に応じて教務課、学生支援課などが取り扱っている。

学部教授会には教務課から担当職員が書記として陪席し、教授会運営を補佐している。

各委員会については、教員とともに職員も委員として参加し、教学・事務それぞれが責任を持って課題に対応し、事務組織と教学組織が有機的一体性を持って運営にあたるように工夫している。

予算編成においては、各学部からの要求は、事務組織の業務区分に応じて学部から各課に提出され、各課で要求を集約したうえで、法人事務局に提出される。査定結果は、部長会、大学評議会では報告されるとともに、各課より各種委員会等を通じて学部・学科の各委員に報告される。

3. 事務組織の役割

(1) 事務組織の役割

事務組織の役割を大学組織の目的からみると、教育研究目標を達成するための教育研究活動の支援、学園・大学経営の維持・発展のための支援、将来計画の検討・策定のための支援、社会連携の支援、通常事業所として求められる管理運営機能をそれぞれ果たすことであるといえる。

教育研究活動支援に関しては、教務部、学生部、学術情報部の事務組織が役割を担っている。

言語教育センターや看護教育研修センターなどの教育に関わるセンターは教務部に属し、女性歴史文化研究所や看護実践異文化国際研究センターは学術情報部に属している。

言語教育研究センターでは語学教育のコーディネートのほか、留学や海外研修などの国際交流業務も扱っている。そのため、語学担当の非常勤職員を採用しているが、教務課の専任職員が必ず言語教育研究センターの会議に参加するなど専門部門の業務に事務組織が積極的に関与している体制を採つ

ている。

学園・大学の経営を充実・発展していくための支援については、安定的な入学者の確保に関する部分は入学部、企画広報課の広報部門、経理課がおもにその役割を担っている。

将来計画の検討・策定のための支援については、企画広報課、経理課、総務課がおもに役割を担っている。

社会連携の支援業務は学術情報部が担っている。

通常事業所としての管理運営については、総務課、経理課がおもにその役割を担っている。

大学事務局長は、これらの機能を集約・調整し、効率的で民主的な大学運営を担保する役割を担っている。

一方、大学組織の行政的側面から見た場合、本学の事務組織は次のような役割を担っている。

理事長、学長、副学長、学部長、部長から教学組織および事務組織の末端に至るラインの意思伝達、情報伝達の役割を持つ。

学部・学科間等教学組織内調整機能を持つ。学部・学科の枠、または役職者間を超えて調整すべき事案が発生した場合は事務組織がその役割を担っている。

公正、公平で民主的な組織運営を行うための各種規程や明文化されたルール作りおよび監査の役割を持っている。

(2) 事務局運営

大学事務局長1名と8課の課長が中心となり事務局運営にあたっている。2004(平成16)年度より比較的事務量の多い総務課、教務課、学生支援課、入学課の4課に課長補佐を置き、課運営を支援することとした。

毎週1回定例の課長会議が開催されて、理事会、部長会や大学評議会、学部教授会の報告をはじめとして事務局全体の状況確認や大学の管理運営課題についての討議と調整を行っている。また、各課では毎週1回、90分間の課会議が定例化されており、課長会議等の報告とともに各課の業務課題について集団的討議の場としている。

また、職員数を抑制しながら教育研究活動の支援体制を維持強化するため、非専任職員の活用や業務の外部委託、事務のコンピュータ化の推進等による事務部門全体の省力化・効率化を実行してきた。

(3) 職員人事制度

1996(平成8)年度から大学改革課題に対応するため職員人事制度の見直しを実施した。基本的な考え方は、自己評価と業務管理を明確にすることによりキャリア・ディベロップメント(適材適所へのアプローチと能力開発)を追求できる人事制度を目指すことであり、その具体化として自己申告書と自己評価制度の実施、課長の任期制導入を行った。2004(平成16)年度には「職員の職務基準」と「職員基本スキル」を明文化して、大学が求める職員像を具体化することにより人材育成支援の制度的充実を図ってきた。職員の育成について、自己申告・自己評価を基本としつつ、その基準となる指標を公表することで、与えられた業務の遂行状況、課題・目標設定と成果・業績、業務遂行力量について自己分析を促し、自己啓発・自己研鑽できる人材育成を目指している。

また、2004(平成16)年度から課長を補佐し目標どおりの課業務の遂行ができるよう課長補佐職を設

けた。課長補佐は、比較的職員数が多く幅広い業務領域をもつ課を中心に配置され任期は3年としている。

人材育成策として業務研修を行っている。毎年1回の職員研修と適宜開催の業務別課題研修を実施している。業務課題研修は近年ではコンピュータスキル向上の研修を行っている。また、自己啓発を促進するため職員研修費制度を設け、専任職員ひとり年8万円を上限として書籍費や研修参加費などをはじめ職員として必要な力を伸ばすための経費として本人の申請にもとづいて支給している。

4. 大学院の事務組織

大学院の事務組織については、「京都橘大学大学院学則」第30条第2項において「大学院事務の執行は、学部の事務組織がこれにあたる」と規定しており、大学院独自の事務組織は設置していない。そのため、大学院の充実及び将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能についても研究科の基礎となる学部の事務組織が担っている。

また各研究科に関する事務に関して、大学院のカリキュラム、院生の履修などおもな課題は教務部が担当している。ただし、奨学金など学生サポートに関する部分は学生部が担当し、学生支援課が窓口対応を行っている。各研究科に対する予算申請および予算執行に関する取扱いは学部とは独立した勘定科目で処理している。各研究科より教務部を通じて要求された予算に対して、法人事務局との間で折衝が行われ調整された後、最終的な予算案として確立する。予算案の審議については、学部における予算の審議・決定過程と同様である。

経理課では、前年度実績や中・長期の財政計画などを踏まえつつ、各年度の予算編成方針に基づいて大学院の予算について折衝および予算編成にあたっており、適切な役割を果たしている。

本学の運営は、前述のとおり学長および部長会による執行部の企画・立案により基本政策を策定しているが、執行部の基本方針は各事務組織からの提案をもとに策定しており、事務組織全体が大学院運営を補佐する体制になっている。そのため、経営面については、たとえば財政であれば経理課が中心となって補佐し、人事であれば総務課が中心となる。

このようにそれぞれの事務分掌に応じて大学院運営を補佐している。大学院についても基礎となる学部単位でその事務を担当していることから、学部運営と同様の事務局機能が確立されている。本学では、各学部と大学院研究科を分けずに対応しているが、大学院委員会は大学評議会とは独立して運営しており、その事務局は教務課が担っている。

大学院の事務体制としては、大学院委員会と研究科会議に関する事務を教務課が担当している。学部と大学院の組織は独立して運営しているため、事務組織が独立していなくても学位授与、学籍管理、論文審査等ならびに予算管理においても支障はない。学部と大学院を兼務する教員が多く、事務局の兼務も情報共有や協働化の視点からは有益であると考えている。

しかし、将来構想や時代に対応したカリキュラム改革については、大学院は学部とは異なる独自の課題があり、教学部門と事務部門とが適切な情報整理を行い、企画提案していく必要があると思われる。

5. スタッフ・ディベロップメント(SD)

事務組織の機能強化および事務職員の能力向上を図るため、1984(昭和59)年度より学内職員研修を実施している。2学部制となった2001(平成13)年度以降の研修テーマは以下のとおりである。

2007(平成19)年度	シナリオプランニング【全体】
2006(平成18)年度	問題解決力向上研修(ロジカルシンキング)【一般職員】 目標設定面談スキルアップのためのカウンセリングマインド研修【管理者職員】 「2007年度改革に対応する事務局課題について」【全体研修】
2005(平成17)年度	「コミュニケーションスキルアップ研修」【全体】
2004(平成16)年度	「大きな転換期を迎えた高等教育をめぐる環境と今後の課題」(9月2日実施)【全体】 河合塾講師 「愛知淑徳大学の男女共学化とその後の展開」(9月2日実施)【全体】 愛知淑徳大学副学長 「本学課題の討論」(9月2日実施)【全体】
2003(平成15)年度	「カウンセリングマインド研修」【若手職員】 「業務処理と意志決定能力向上研修」【中堅職員】 「職場のメンタルヘルス研修」【管理者職員】
2002(平成14)年度	「これからあるべき大学像とは」【全体】 「新・京都橘女子大学を創り上げる(グループ討議)」【中堅職員】 「職場の問題解決と部下育成のスキルアップ」【管理者職員】
2001(平成13)年度	「ベーシックマネジメント研修」【一般職員】 「中堅職員のためのキャリアディベロップメントシステム研修」【管理者職員】

また、職員の自発的な研修を支援するための集団職員研修制度、自己啓発を図るための専任職員を対象とする個人研修費制度を実施している。また、業務スキルの向上のために必要に応じて英語研修、コンピュータスキル研修などの業務別研修を適宜実施している。

さらに、大学コンソーシアム京都や日本私立大学連盟、その他各種教育関連機関の実施する研修会、セミナー等へ業務の位置づけで職員を派遣している。

日常業務では、2004(平成16)年度より職員の自己申告、自己評価制度を開始し、年間の個人目標と達成度について上司との面談により評価する制度を開始している。また、職員として期待される業務水準を明確にするため、「職員職務基準」と「職員基本スキル」を公開し、能力育成の指標としている。

6. 事務組織と学校法人理事会との関係

学校法人理事会および常任理事会へは事務組織から法人事務局長が理事として参加し、大学事務局長および総務課長が陪席し、事務組織に関する事項を協議、報告している。

本学の場合、法人事務局機能は大学総務課、経理課、企画広報課が担っている。この3課は、大学事務局の機能も兼務している。法人事務局長、大学事務局長およびこの3課の課長に高等学校の事務長を加えた法人事務局会議を定例開催し、事務組織が理事会の方針のもとに円滑に運営できる体制を

とっている。

理事会と大学との連絡調整は、部長会、課長会議を通じて行うことが主であるが、大学事務局長がこの役割を果たし、法人事務局長が当該会議に陪席することとしている。

[点検・評価]

本学の事務組織は少人数の専任職員数で事務局の課題を担っており、効率的な運営、財務上のスリム化の観点からは長所といえる。事務組織の構成を学部・大学院研究科ごとの区分とせず、部課の業務を横断的に行うことにより、全学的にフラットな組織となり、教育条件の標準化が図られている。そのため予算編成や査定基準が統一化され、合理的な財務運営に資しているといえる。また、学部間の連携、連絡が執りやすく、教職員の協力・協働がしやすい一体感を醸成しており、教育理念の浸透や大学が直面する課題意識を共有するうえで効率的であるという長所を持っている。

しかし、他方で学部・学科・研究科増や学生数増、2005(平成17)年度の男女共学化などによる新たな課題に対応することが今後の事務局の課題になっている。2005(平成17)年度に看護学部を新設して3学部体制となり、2008(平成20)年度に完成年度を迎えているが、学部教育の独自性がより一層鮮明となりつつある。2007(平成19)年度には児童教育学科を開設し、2008(平成20)年度には現代ビジネス学部に一級建築士受験資格に対応した科目群および救急救命士国家試験受験資格に対応した科目群を開設し、ますます学部教育の特性は広がってきている。とくに教育支援を中心に担う教務課では、実習系科目の多い教育課程を持つ学部への対応事務が膨大化し、業務負担が重くなっていることが問題である。同様に教学組織である学部から選出される各種委員の業務負担が大きくなっていることも問題である。

専任職員と非専任職員のバランスを考慮しながら、事務局体制の強化を図ることが課題のひとつである。さらに職員の人材育成をいかに図るかが課題となっており、職員評価制度や研修制度などを通じて職員の業務力量の向上、とくに自ら自覚的に課題を形成し解決策を立て実行する能力の向上のための仕組み作りという課題に直面している。

職員の育成について、自己申告・自己評価を基本としつつ、その基準を公表することで、指標は具体化されたが、あくまでも自己申告を基本としているため評価内容のレベルにはばらつきがあり課題を残している。今後は所属長との面談を通して自己評価内容や課題確認を明確にできるよう改善・充実することが重要となっている。

学部・大学院の運営事務は、設置趣旨・目的がそれぞれ異なるため、学部と大学院の事務局が兼務しているが、それぞれの趣旨・目的を考慮した運営の独立性を維持する努力をしなければならない。将来構想を検討する委員会においてもそれぞれの方向性を趣旨・目的に照らして検討することを課題にしている。

スタッフ・ディベロップメント(SD)については、2001(平成13)年度以降順次、職員育成のための制度整備を進め、問題解決のための一般的な方法の理解が進んできた。また、自己申告・自己評価を上司と話し合うことで、業務課題の明確化や職場での信頼関係の育成が図られていることは長所といえる。

問題点としては、給与面における処遇が自然年齢給となっているため、業務の達成度、貢献度などが評価として反映されず、能力の高い職員のモチベーションを下げてしまう場合があることである。

具体的には、自己申告・自己評価の内容が抽象的レベルにとどまり、具体的業務水準、目標等に照らして妥当であるかの評価基準が定まっていないということになる。また、研修制度が個別的な取り組みとして進められ、体系的、継続性が弱いことも課題である。

理事会と大学、および大学事務組織の関係の問題点としては、大学・高校間で事務取扱事例に相違が発生することである。

[改善方策]

専任職員数増と新たな課題に対応できる8課体制の見直しを法人事務局の検討課題としている。また、職員の課題形成、課題解決力を育成することも喫緊の課題である。

課長補佐に求められる役割と実際の機能、処遇などの適切性を検証していく必要があるため、2008(平成20)年度より課長補佐研修に取り組んだ。大学をめぐる環境は今後ますます厳しくなっていくと予想される状況のもとで、大学を発展させるためには職員集団として政策力量と実務処理能力を高める課題に取り組む必要がある。とくに外部環境の変化を機敏適切に捉え、問題を発見し、課題として形成し、その解決のための道筋を組織して実行する力量の育成を行うため、さまざまな研修を法人事務局で検討している。

改善方策は以下のとおりである。

職員の人材育成という視点で、単発のOFF-JTによる研修でなく、職員一人ひとりの成長を追求する体系的、系統的な研修制度を検討し、制度化する。業務内容に応じてその専門性を高める研修会を計画・実施するとともに、学外での研修機会も積極的に利用するよう奨励する。

理事会と大学、大学事務組織の関係について、大学・高校間での事務取扱の齟齬については、業務取扱要領の統一基準化を進めること、および法人事務局会議でのさらなる緊密な事務連絡を図ることとする。

第11章 施設・設備等

[到達目標]

社会と学生・教職員のニーズ・実態に適切に対応するために本学では施設・設備等に関する到達目標を以下のように設定している。

- (1) 学生数の増加に伴う教育・研究、学生サービスなどに関わる施設・設備の計画的な整備充実を図る
- (2) キャンパス・アメニティの充実を図るために学習環境・生活環境を整備する
- (3) 共生の教学理念を実現する一環として障害者のためのバリアフリー化を進める
- (4) IT技術の進歩、教育環境の情報化に対応するため、通信設備、情報処理機器、視聴覚設備等の整備・拡充を図る

[現状説明]

1. 施設・設備等の整備

(1) 大学

大学の校地は、中心キャンパス52,263.16㎡、大学キャンパスより西約5kmに学生寮449.57㎡、合計52,712.73㎡である。他に隣接地民家との共有持ち分の土地が34.25㎡ある。

大学の校地については、大学開学以来約30年間はほとんど変化がなかったが、近年、学部・学科増や学生数増に対応したキャンパス施設充実のため、土地・建物を増やしてきている。2003(平成15)年度～2004(平成16)年度には看護学部開設準備として校舎建設に必要な土地と駐輪場用地の取得を行い、さらに学生数増により不足気味であった駐輪場の用地として隣接地500㎡を取得した。

本学の校舎施設は、1967(昭和42)年に大学を開学した当時の建物が一部不良施設であったことが判明し、これを契機に教育研究用の施設・設備の充実を図る目的で、1979(昭和54)年にキャンパス再整備計画を開始した。約10ヵ年計画で旧校舎の解体と新校舎の建設を順次行い、1988(昭和63)年から引き続き第二次キャンパス再整備計画を進めた。したがって、1967(昭和42)年開学当時の建物はすでにすべて取り壊し、現在の建物は1979(昭和54)年以降に建てられたものである。第二次キャンパス再整備計画は、1992(平成4)年度の「清心館」竣工で完了した。

1996(平成8)年には文化財学科開設に向けて「清史館」の建設を行い、その後2001(平成13)年度開設の文化政策学部棟として「清風館」を建築し、2004(平成16)年度には2005(平成17)年度開設の看護学部棟として「清優館」を建設した。また、2004(平成16)年度には教室棟「清香館」を建設し、管理・特別教室棟の増築、学生会館の増改築、清和館のエレベーター増築とトイレ改修、課外活動用施設として強化サークルのひとつである弓道部用の弓道場の新設も行った。

2006(平成18)年度には文学部児童教育学科開設準備として既存校地内に実習教室と研究室を中心とする「児優館」を建設した。さらに2007(平成19)年度は、学生のニーズに対応すべくサークル活動の拠点となる「クラブハウス」と福利厚生施設として必要性が高かった食堂棟として「クリスタルカフェ」を新築した。

大学の校地・校舎は、2008(平成20)年5月1日現在で【基礎データ・表36、36-2】のとおりである。教室については、2004(平成16)年度～2005(平成17)年度の建築により大幅に増加され【基礎データ・表37、38】のような状況となっている。

教育用機器・備品については、ほぼ全教室にビデオ再生装置を設置しており、中・大教室には視聴覚設備を配備している。また実験・実習室には、それぞれの目的に応じた実験・実習用の機器および設備を備えている。

図書館の蔵書数は現在190,719冊であり、年間約6,500冊ずつ増加している。

コンピュータ関連の環境整備については、全棟への学内LAN敷設が完了している。全学生にEメールアドレスが与えられ、現在、情報メディアセンター以外にコンピュータールームを5室整備している。学生は自由に利用することができ、Eメールやブラウザで情報交換や情報検索を行っている。

情報処理関係の施設・設備の整備については、1996(平成8)年に学内LANを敷設して以降、ブロードバンド化への対応、情報処理教室・機器の拡充、機器のグレードアップ、電子図書館化を図っている。

学内LANについては、1996(平成8)年に各建物間に光ケーブルを敷設し、155Mbpsの高速接続を実現した。そして2001(平成13)年以降、基幹ネットワークを順次Giga Ethernetにし、各教室・研究室への支線も100Mbpsに切り替えを行い、2008(平成20)年にキャンパス内のすべての建物に学内LANを敷設した。インターネット接続についても2003(平成15)年に100Mbpsに変更し、ブロードバンド化への対応を図った。

情報処理教室の拡充については、2001(平成13)年に3教室に176台のパソコンを配備したが、2003(平成15)年に2教室を追加し、2008(平成20)年にはCAD教室を1室設け、現在6教室に284台のパソコンを配備し、教育を行っている。また、学生が自習等で使用できるよう情報メディアホール、メディアモールにパソコンを61台配備している。

専任教員に対しては各研究室にパソコンを配備している。事務系も含めると712台のパソコンがネットワークに接続され、データの共有やインターネットへの接続ができるようにしている。また収容人数が150名を超える各中・大教室にはノートパソコンを1台ずつ常備している。

情報処理機器のグレードアップについては、4～5年ごとにパソコンを更新し、ソフトの多機能化やデータの大容量化にも対応できるようにしている。

電子図書館化については、オンラインデータベースを導入し、新聞記事や雑誌記事をはじめ、各専門分野に関わるより詳しい資料を、より早く収集できるようにしている。

研究室については、専任教授、准教授、講師、助教用に個人研究室が98室あり、1研究室あたりの平均面積は約24㎡を確保している。共同研究室は各学科に1室以上を整備している。看護学部については助手用共同研究室1室約94㎡を整備し、全学共通外国語科目等を担当する言語教育センターは共同研究室として107㎡を確保している。空調設備の整備状況は、体育館と一部の学生用クラブボックスを除き、すべての建物に冷暖房設備を整備しており、教育研究環境の整備を行ってきている。各棟ともに集中管理方式を採っているが、利用上の利便性を考慮し、学生自習室、研究室など一部の施設は単独空調設備を配備している。

本学のキャンパスは京都市山科区大宅学区に位置し、市街化調整区域内にある。校地の一部は風致地区を含み、環境条件としては良好であるといえる。しかし近郊都市における市街化調整区域の状況

は、少なからず問題を抱え、本学のキャンパス周辺も同様である。農地を住宅地に転用できない市街化調整区域では、農家が農地を資材置き場として賃貸するケースが多く、本学キャンパス西南方向はほぼ違法建築の資材置き場で埋め尽くされている。近隣農家等の土地売却の申し出に対しては、キャンパス拡大の側面だけでなく、周辺環境の悪化を防止する意味からも前向きに対応し、この10年間で約6,150㎡の校地取得を行った。

結果として、キャンパスの拡張が可能となり、新教室棟の建設や駐輪場の拡大を行うことができ、教育条件を改善することができた。

2001(平成13)年に竣工した清風館以降の建物は、バリアフリー化し、車椅子対応のエレベーター、点字ブロック、点字サインを設置し、入り口に段差がある建物にはスロープを設けている。

それ以前の建物についてもバリアフリー化を進め、2006(平成18)年には清和館に車椅子対応のエレベーターを設置し、段差のある入り口にスロープを設置した。これにより、すべての建物への移動が車椅子使用でも可能となった。また、2007(平成19)年には大学の受付がある管理・特別教室棟の入り口に点字ブロックを設置し、目の不自由な方への配慮を行うなど整備を進めている。

(2) 大学院

大学院の施設・設備について、研究室、学生用共同研究室などは学部共用の建物の中に配置している。演習室、実験室をはじめ、教室はそのほとんどを学部との共用としている。

3研究科それぞれの院生研究室にはパソコンを各4台以上備え、共同研究室内に個人ロッカーを整備している。各研究科の学生共同研究室は主な大学院担当教員の研究室がある建物内に配置している。

設備機器、図書、情報関係については大学の項に記載したとおりである。

大学院生用の共同研究室については、文学研究科言語文化専攻修士課程、歴史学・文化財学専攻博士課程(前期)、歴史学・文化財学専攻博士課程(後期)、文化政策学研究科文化政策学専攻博士課程(前期)、文化政策学研究科文化政策学専攻博士課程(後期)、看護学研究科看護学専攻に各1室の研究室を設けている。すべての研究室にはLAN・インターネット接続した端末が配置されている。

2. 先端的な設備・装置

本学は「臨床の知」を教学理念のひとつとして掲げ、「実践的な」学問の追究と人材の養成をめざしている。

【文学部】

文学部文化財学科では文化財を保存、活用する人材の育成をめざし、蛍光X線装置、赤外線透過装置、電子顕微鏡などを整備し、実験、実習を重視した教育を行っている。

文学部児童教育学科では臨床教育実践スタジオを設け、学生が模擬授業を行うようすをビデオに撮り、それを授業の中で再生し、クラス全員で内容を討論しあうなど実践的な授業を行っている。

【現代ビジネス学部】

現代ビジネス学部都市環境デザイン学科では製図・造形工作室や最新のCADソフトを導入したC

AD教室を活用し、建築士やインテリアプランナーとしての実践力を培うことができるようにしている。

【看護学部】

看護学部では基礎看護、母性・小児看護、地域・在宅・老年看護など各領域に必要な設備を整備している。最新式の分娩台・検診台、無菌手洗装置、ADL(日常生活動作)室等を設置し、最先端の知識と技術を学ぶことができるようにしている。

3. キャンパス・アメニティ等

大学周辺の環境は、清閑な住宅地であり、東方は音羽山、高塚山に隣接しており、緑豊かな学習環境である。校舎はオレンジ色のレンガで統一し、周辺の緑とのバランスもよく、美しいキャンパスである。快適な学習環境を整備するため建物、外構ともに美観と清潔さを維持するため清掃を重視している。通常の清掃は業務委託で行っているが、年間数回は学生、教職員がマナーアップ運動として、キャンパスクリーンキャンペーンを実施し、使用者の意識向上を図っている。

本学では学生自治会の申し入れにより理事会と学生が大学の教育条件等について協議する場(教学懇談会)を持つこととしている。毎年キャンパス・アメニティの整備については、学生自治会と意見を交換しながら、学生が快適なキャンパスライフを送ることができるよう努めている。また、定期的に学生満足度の悉皆調査を実施し、集計結果に基づいて必要な対応をするよう心がけている。

父母の会や卒業生で組織する淳芳会に協力を呼びかけ、キャンパスが学びの場であるとともに学生の憩いの場となるよう、その環境整備を図るための援助を得ている。具体的には、キャンパス内の開放的空間へのベンチ設置、建物内や学生ラウンジへの絵画等の配置を行ってきた。

キャンパス内の学習環境と安全確保のため、駐車場および駐輪場は校舎敷地周辺に配置している。学生の自動車通学は禁止している。

学生会館1階には、購買店、書籍販売店、カフェを、また2階には食堂を備えている。3階以上には、茶道や華道の稽古ができる茶室と合宿用宿泊施設としても利用できる和室、ミニコンサートが開催できる小ホール、録音スタジオなどを設置している。近年の学生数増に対応して約300席の食堂席数を拡充することなどが学生自治会の強い要望として出されていたため、2008(平成20)年3月に第二食堂としてクリスタルカフェを新築し、既存席数とほぼ同数の席数拡充を図ることができた。これらの食堂は教職員も利用している。

2005(平成17)年の男女共学化以降、学生の課外活動が活性化し多くのサークルや同好会が生まれたため、2008(平成20)年3月に2階建てのクラブハウスを新築した。また、合宿用宿泊施設として隣接する民家を取得し、第二学生会館(121㎡)および第三学生会館(315㎡)として活用している。

2007(平成19)年度以降、キャンパス内での喫煙問題を検討し、現在は分煙を基本方針としている。マナー遵守を前提として学生自治会総会で喫煙所増設が決議されたため、従前2カ所であった喫煙所を4カ所に増設した。現在キャンパス内の分煙は、学内ルールとして教職員、学生に定着し、タバコのポイ捨ては激減した。

4. 利用上の配慮

本学では、盲学生の点字ブロックや点字案内板設置などの取組を進めてきたが、近年は学内のバリアフリー化にも取り組んでいる。これまで階段を利用せずに学内の建物間すべてを移動することはできなかったが、2006(平成18)年に教室棟である清和館に耐震工事を行った際にエレベーター設置を併せて行い、車椅子での移動が可能となるよう改善を図った。

本学では6講時制をとっており、すべての講義・授業の終了時刻は19:30である。防犯上の意味から学生課外活動用施設の使用は原則として19:00までとしている。延長希望があった場合20:30までとし、さらに大学祭などの年間行事対応の場合、および特別に申請のあった場合は22:00までの使用を認めることとしている。

5. 組織・管理体制

校地・建物・設備については、総務課で管轄している。清掃業務および日常的施設・設備保守業務は業務委託により維持管理を行っている。

なお、建物関係設備のうち、電気・通信関係、空調関係、昇降機、防火・防災関係設備などについては、専門業者と保守管理契約を結び、定期的に点検検査を行って安全管理に努めている。また、学内LAN設備や教育用および事務用のソフトウェアの保守管理についても専門業者と保守契約を結び、維持管理に努めている。

これらの建物・設備の修繕・改修工事が必要となった場合は、緊急な場合を除いて教育・研究に支障の生じない時間外、休日や夏期、春期の授業期間外の時間に行っている。

環境衛生管理については、本学の建物・設備は、1970(昭和45)年10月施行の「建築物に於ける衛生的環境の確保に関する法律」の規定の適用を受け、かつ、1994(平成6)年4月施行の「廃棄物の適正処理・再利用及び環境美化に関する条例」に基づく大規模事業用建築物の指定を受け、同法環境衛生基準に従ってその維持管理に努めている。また、学内および学生寮の受水層・汚水ピットは、専門業者と委託契約を結び維持管理に努め、年1回水質検査を実施している。防犯、防災体制については、正門に守衛を配置するとともに要所に防犯カメラを設置し対応している。夜間については委託業者と契約を結びセキュリティ強化を行っている。また、学長を隊長とする自衛消防隊を組織し、不測の事態に備えられるようにしている。

こうした施設・設備の保守管理体制については、各種関係法令に基づく学内規程の整備、組織的運営と各責任者の明確化、防火管理者等専門的知識者の配置、および学外の専門業者との業務委託契約の締結などを基本にして、少人数で対応している。

さらに、大学構成員の福利厚生関連施設である食堂・喫茶・売店などについては、学園が管理を行い、貸与契約を結んで京都橘学園生活協同組合が運営する体制としている。

本学は1979(昭和54)年から「キャンパス再整備計画」により建物施設を建て替えてきたが、古い施設・設備は築後30年を経ており、更新の必要な時期にきている。電気・通信関係・空調関係・昇降機関係・防災・防火関係設備などの維持管理と運転の取扱については、専門業者と業務委託・保守契約を結び定期的に検査・点検を行って安全管理に努め、日常的な教育研究活動に支障をきたすことなく

保守管理を行っている。

また、施設・設備の異常察知については、遠隔監視装置の設置、コンピュータ監視化による管理体制をもって対応している。情報関係設備、LL設備等についても使用管理する各部署の職員や利用者の協力によるチェック体制のほか、専門業者と保守契約を結び設備の維持・整備なども対応している。

[点検・評価]

施設・設備等の整備について、学部・学科増での教育課程の多様化、入学定員改定による学生数増、また、少人数教育の推進、さらに教育用設備機器の進歩等により、教職員・学生の要望は年々高度化、多様化しており、これらのニーズへの対応や不足する教室等の充足が課題である。キャンパス再整備計画の初期に建設した清和館や体育館等については25年を超え、設備関係の老朽化も進行してきている。今後は建物の新築とともに、改修・改築等についての年次計画を立て実施していくことが必要になっている。

学生の福利厚生や課外活動を支援する施設として、1988(昭和63)年にリバティホール(学生会館)を建設したが、その後の学生数増により、1999(平成11)年度に第二学生会館、2003(平成15)年度に第三学生会館を取得し、不足している施設の改善を図った。また、2008(平成20)年度には、サークルボックス用のクラブハウスと福利厚生機能充実のため食堂棟(クリスタルカフェ)を新築して施設の充実を図り、学生からの要望に応えている。

住宅化が進まず資材置き場が増加する傾向がある大学周辺の地域では、安全面で問題を抱えている。とくに女子学生の多い本学では通学途上の治安・交通事故防止については関心の高い事項である。この間、大学独自の対策として、キャンパス周辺要所での交通事故防止のためのガードマン配置と通学路の安全確保のためのガードマンによる巡回警備を行っている。この対策は通年で実施しており、近隣住民からも高く評価されている。

キャンパス・アメニティについて、2003(平成15)年度の看護学部設置準備を契機としてキャンパス・アメニティの整備に力を入れてきているが、課外活動が活性化したことで、とくにスポーツ施設の回転率が一気に高くなり余裕がなくなっている。新たな施設の整備が必要になっている。

運用上の点については、各種調査や学生自治会との協議を通じて具体的な学生の要望を聞き、環境整備を行っていることは継続すべき点として評価できると考える。

施設の利用上の配慮について、本学では2000(平成12)年以降の校舎建築では可能な限りバリアフリー化を行っている。しかし、1996(平成8)年度以前に完成した建物については、身障者が利用できる対策が不十分である。

利用時間については、防犯上の理由から、原則19:00まで、延長希望があった場合20:30までとしているが、学生の利用希望時間が長時間化しており終了時刻見直しの時期に来ている。

組織・管理体制について、近年では、建物機能の高度化、システム化が進行し、設備機器類の構成が細分化されているため、いったん当該設備にトラブルが発生すると原因特定のために多様な専門分野の技術者が関わり、共同作業でその解消にあたらなくてはならないことが多くなっている。たとえ個々の業者と保守契約を結んでいても、トラブル解消のために以前よりも時間を要する傾向がある。

近年は環境問題が重視され、資源エネルギーの節約や有害な排出物は極力抑制することが社会的に要請される時代であり、省エネ・ゴミの削減等の対策が課題である。

[改善方策]

1988(昭和63)年に第二次キャンパス再整備計画を開始した時点での本学の学生数は、1,200名程度であったが、2000(平成12)年度前後で2,000名の学生数となり、教室、研究室などの施設を中心とした建物を新築、増築してきた。2008(平成20)年度の学生数は2,700名台となり、新学部・新学科の年次進行の関係で今後の学生数は3,000名を超える見込みとなっている。現在と今後の将来計画を見通した総合的なキャンパスの整備計画を作成し、実行していくことが課題である。

また、今後のキャンパス整備計画はバリアフリー化の視点を入れて検討する。また、既存施設においても段階的、計画的な改善を図っていく。

組織・管理体制については、現状を踏まえ、建物の機能やランニングコスト等を総合的に考慮した、合理的な建物利用の中・長期計画に基づき維持保全を行う必要がある。この中で年次計画による施設・設備の改修を行っていく予定である。

また、日常の維持管理については、施設・設備の用途機能とその現状を正確に把握し、かつ実際の災害・事故に際しても迅速に対応できるよう危機管理体制の構築と運用を検討していく予定である。

第12章 図書・電子媒体等

[到達目標]

本学の図書館では、大学構成員の学習、教育、研究活動を支援するために以下のような目標を設定している。

- (1) 学部・大学院等の教育研究に必要な内外の図書、雑誌、新聞、電子媒体について、学年進行中の学部・学科および研究科・専攻では年次計画を基礎に、既存の学部・学科および研究科・専攻では各年度の収書方針に基づいて計画的に収集する
- (2) 来館者が図書館を利用しやすい環境を整備するために、十分な閲覧席数の確保、書庫の拡充や利用しやすい資料配架を図り、また開館時間の適切な設定を行う
- (3) 利用者サービスの向上のためのネットワーク化の推進や図書館利用のための学生の情報リテラシー(蔵書検索、レファレンスブック活用、各種データベース検索、ホームページ活用等に必要能力)を高める
- (4) 市民の生涯教育を支援するために、開放日・開館時間等を含め、地域の人々が図書館を利用しやすい環境を整備する

[現状説明]

1. 図書館の概要

本学の図書館は、学則により大学の附属機関として設置されており、学習機能を重視しつつ研究機能も視野に収めた図書館運営が行われている。その基本理念は下記のとおりである。

(1) 学術情報センターとしての図書館

設置学部・学科および研究科に対応する資料を重点的・系統的に収集するとともに、新しいメディアやオンラインジャーナルをはじめとする学外データベースなどへの対応にも力を注いできている。さらには、利用者が積極的に図書館の有する学術情報を活用できるよう、各種オリエンテーションやガイダンスを実施し、教育、研究、学習活動への十分なサービス向上に努め、教育研究のスムーズな促進に資している。

なお、図書館書庫は全面開架方式を採用し、利用者の便を図っている。

(2) 情報化に対応した図書館

図書館の附属機関として情報メディアセンターを設置し、AV資料を中心に各種資料を収集し、情報リテラシー教育の拠点として、教育・学習活動の促進に寄与している。

また、学内外からの蔵書検索について、学内LANと接続し、図書館のホームページにオンライン蔵書検索システム(OPAC)も公開し、いつでも、どこからでも利用できるようにしている。

(3) 学生・院生の学習・研究活動の拠点としての図書館

図書館4階にはグループ学習室、自習室、個人ブースを提供している。

(4) 研究機能

各学部・学科、研究科の研究領域に特化した収書を行い、研究機能の充実に努力している。

(5) 社会に開かれた図書館

大学開放の一環として、図書館の知的資産の活用を18歳以上の社会人に対し、学生と同様の条件で開放している。

また、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会相互協力連絡会(以下、相互協力連絡会)に加入し、館間協力においても積極的な役割を果たしている。さらに、相互協力連絡会や大学コンソーシアム京都が提起している、「共通閲覧証」によらず「身分証」「学生証」による相互利用についても積極的に推進している。

さらに、本学の科目等履修生および大学コンソーシアム京都の単位互換履修生に対しても、図書館開放を行っている。

2. 図書・図書館の整備

(1) 資料の収集

本学図書館の蔵書構成の特徴は、視聴覚資料を含め、文学部、文化政策学部(2008(平成20)年度より現代ビジネス学部に変更)、看護学部の各学科・コースの教学に対応する資料を中心に全学の教学に共通して対応する資料を意図的、系統的に収集してきた点にある。

資料の収集は、年度初めに収書方針を図書館運営委員会で討議、検討し、その方針に従って収集している。また、収集の基本的態度としては、大学図書館としての機能を十分に果たせることと、特色ある蔵書構成を目指すこととしている。選書は、①学生からの購入希望、シラバスに掲載された「参考資料」、②教員からの購入希望および各学科から出された要望に基づいて行われる。さらに、見計らい図書コーナーも設置して、書店から提供された見計らい図書からも選書を行っている。

2005(平成17)～2007(平成19)年度の図書館資料費は下表のとおりである。

表12-1 図書館資料費の推移

(千円)

		2005年度	2006年度	2007年度
図 書	和 書	32,845	29,053	33,261
	洋 書	8,403	14,657	11,997
雑 誌	和 書	3,461	3,886	4,168
	洋 書	5,267	5,396	5,396
そ の 他 の 資 料		3,074	4,769	3,011
合 計		39,382	57,761	57,833

※2006年度は児童教育学科設置図書を含む

(2) 図書の構成

本学は2008(平成20)年4月1日現在で文学部5学科、文化政策学部2学科(2008(平成20)年度現代ビジネス学に変更)、看護学部1学科および大学院文学研究科、文化政策学研究科、看護学研究科(2008(平成20)年度開設)を擁しており、対応する学科等のバランスも考慮して、計画的に収書している。また、購入資料以外に寄贈文庫(古丁文庫-中国史)も含まれている。

特徴としては、D. H. ロレンスの研究書、稀覯本を含む作品群を整備した「ロレンス文庫」の設置、女性史関係資料については、本学に女性歴史文化研究所を設置していることもあり重点的な収書がなされてきた。

(3) 図書の受け入れ

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の図書の受入状況は下表のとおりである。

表12-2 図書の受け入れ推移 (冊)

		2005年度	2006年度	2007年度
和書	購入	4,116	5,917	4,390
	寄贈	302	1,103	1,021
洋書	購入	679	1,107	767
	寄贈	216	145	33
合計		5,313	8,272	6,211
全所蔵冊数		176,263	184,535	190,719

※全所蔵冊数には、視聴覚資料は含んでいない。

※2007(平成19)年度除籍図書23冊

(4) 学術雑誌

学術雑誌は基本的に図書館で受け入れをしており、女性歴史文化研究所、文化政策研究センター、看護実践異文化国際研究センター、言語教育センター、教育保育支援センター、看護教育研修センターでは、補助的に必要なものを受け入れている。

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の雑誌の受入冊数は下表のとおりである。

表12-3 雑誌の受け入れ推移 (冊)

		2005年度	2006年度	2007年度
和	雑誌	1,818	3,607	2,452
洋	雑誌	181	914	174
合計		1,999	4,521	2,626

(5) 視聴覚資料

視聴覚資料については、情報メディアセンターにおいて授業での利用を含め学生の利用に供するよう受け入れてきている。

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の視聴覚資料の受入タイトル数の状況は下表のとおりである。

表 12-4 視聴覚資料の受け入れ推移

(冊)

	2005年度	2006年度	2007年度
受入タイトル数	363	417	352
総タイトル数	11,797	12,214	12,566

(6) 配置・保存の現状

本学図書館所蔵資料は、利用者の利用に比べられるよう、稀覯本および視聴覚資料以外は基本的に主題別に全面開架方式で配架している。

資料の配架場所については、図書館員が選定および受入・配架段階で主題別に決定している。

所蔵資料の保存については、定期的に書架の整備をするとともに、年度末に10日間程度の蔵書点検期間を設け、除籍・抹消・廃棄すべきものは「京都橘大学図書除籍に関する内規」に基づいて処理している。

また、破損した一般図書資料は修理製本を行っている。

ただし、全面開架方式のもと、毎年増加する図書資料の配架においてかなり窮屈な状況になっている。

3. 情報インフラ

(1) 施設の規模

現在の図書館は「キャンパス再整備事業」のひとつとして1986(昭和61)年4月に開館した。2008(平成20)年4月1日現在の規模は延べ面積3,012㎡、4階建(4階は積層書架2層)、収容可能冊数253,000冊、総座席数269席、グループ学習室2室(4階)、対面朗読室1室(4階)、マイクロフィルムリーダーコーナー(2階)、業務用を除く情報検索端末14台(全館)、業務用を除く利用者用プリンタ2台(2階)、独立した自習室(1階)を備えている。

図書館の周りは池や庭園、並木に囲まれ、大きく開かれた窓からは緑豊かな山々が望めて、学習環境に優れた位置にある。また、会議室等を備えた研究室棟に直結している。

事務・管理部門については、1階に書庫、教職員休憩室を備え、他の図書館部分は2階に集中し、レファレンスカウンター、事務室、館長室、会議・選書室、コンピュータスペースを擁している。

2008(平成20)年4月1日現在における規模の詳細は下表のとおりである。

表 12-5 図書館の面積席数等

建物区分	名称	面積(㎡)	閲覧席数
図書館1階	図書館ロビー	58	
	開架集密書架閲覧室	346	8
	自習室	109	63
	荷解室	20	
	倉庫	69	
	その他	173	
	小計	775	71

図書館2階	風除室	15	37
	開架書架閲覧室	469	
	事務室	112	
	館長室	21	
	会議室	23	
	倉庫	33	
	その他	79	
小計	752	37	
図書館3階	開架書架閲覧室	634	80
	その他	99	
	小計	733	80
図書館4階	閲覧室	150	49
	積層書架1階	217	
	積層書架2階	216	6
	グループ学習室A	22	10
	グループ学習室B	22	10
	対面朗読室	14	6
	その他	111	
	小計	752	81
図書館総合計	3,012	269	

(2) 機器・備品

視聴覚関係の機器・備品は、2001(平成13)年4月、情報メディアセンター開設と同時にセンターに配置している。

2008(平成20)年4月1日現在、図書館において保有する情報機器類は下表のとおりである。

表12-6 情報機器類一覧

		種 類	台 数
図 書 館	1階	情報検索利用者用クライアント	1
	2階	データベースサーバ	1
		OPACサーバ	1
		業務用クライアント	9
		業務用プリンタ	1
		情報検索利用者用クライアント	10
		情報検索利用者プリンタ	2
	3階	情報検索利用者用クライアント	2
	4階	情報検索利用者用クライアント	1

※上記情報機器類以外に、マイクロフィルムリーダー1、展示ケース2を擁している。

4. 図書館利用サービス

(1) 座席数、開館日数・開館時間

学生閲覧席数は、現在269席となっている。

開館日数・開館時間は、土曜日も開館しているため、毎年260日以上になっている。

(2) 図書館の利用状況

新学部・新学科の学年進行に伴って学生数が増加しており、2005(平成17)年度と2007(平成19)年度の対比で12.5%の増加となっている。

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の入館者数は下表のとおりである。

表12-7 入館者数の推移

	2005年度	2006年度	2007年度
開館日数(日)	266	265	266
入館者数(人)	101,241	95,990	113,925
1日平均入館者数(人)	380	362	433

(3) 館外貸出

入館者数は若干増加しているものの、貸出人数、貸出冊数とも減少している。

これは、図書館での閲覧、学習を目的に入館しつつも、館外貸出を受けてまで図書を利用する者が減少しているものと思われる。

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の館外貸出状況は下表のとおりである。

表12-8 入館者数・貸出冊数の推移

		2005年度	2006年度	2007年度
学 生	人 数	12,206	10,865	12,988
	冊 数	22,664	20,374	25,806
教 職 員	人 数	503	577	568
	冊 数	1,188	1,313	1,260
合 計	人 数	18,172	11,442	13,556
	冊 数	23,852	21,687	27,066
1日平均貸出冊数		89	81	101

(4) 利用者へのサービス

全面開架方式をとって、利用者が直接書庫に入り閲覧できるようにしている。また、新着コーナーを設置して、新着図書資料がわかりやすいように配慮している。また、本学図書館蔵書検索システムOPACを整備して、インターネットを利用してどこからでも、いつでも利用できるようにしている。また、学生から出された購入希望については、優先的に購入し配架している。

a. マイクロ資料、CD-ROM資料

パソコン、マイクロフィルムリーダーで閲覧ができ、複写もできる。

b. 複写サービス

プリペイドカード専用機を設置し、複写サービスを実施している。また本学図書館が所蔵していない資料については、紹介状の発行、文献複写依頼などのサービス業務を行い、利用者の要望に応じている。

c. 情報検索

雑誌記事索引などは、CD-ROM版を活用し、他館所蔵資料の検索も図書館からできるようにしていると同時に、電子ジャーナルなども積極的に導入し、カウンタースタッフによる代行検索のほか、利用者各自での検索を可能にしているものもある。これら、有料情報はすべて大学の負担としている。

d. 図書館利用指導

学生の図書館利用を促進するため、毎年全新生を対象に図書館ガイダンスを実施している。

さらに、ゼミ等の授業単位別に担当教員と相談して「ゼミガイダンス」や「授業単位ガイダンス」を実施している。

また、『学生生活の手引き』『らいぶらり(図書館のひろば)』(随時発行)を通じて利用の促進を図るとともにホームページを立ち上げ、図書館の広報、利用案内、OPAC公開などに努めている。

e. 図書館ネットワーク

日本図書館協会、私立大学図書館協会に加入している。私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会相互協力連絡会にも加入し、館間協力においても積極的な役割を果たしている。

さらに、相互協力連絡会や大学コンソーシアム京都が提起している、「共通閲覧証」によらず「身分証」「学生証」による相互利用についても積極的に推進している。

2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の図書館相互協力状況は下表のとおりである。

表 12-9 図書館相互協力状況 (件)

		2005年度	2006年度	2007年度
相互協力	依頼	1,427	1,164	968
	受付	386	478	751
合計	件数	1,813	1,642	1,719

5. 学術情報の処理・提供システムの整備状況、他大学等との協力状況

(1) 学術情報支援サービスと提供システム

1993(平成5)年4月から図書館OAシステムを構築し、本学OPACによる蔵書検索サービスを開始した。また、当時の学術情報センターの目録所在情報サービス(NAC S I S-CAT)に参加している。

その後1997(平成9)年4月には、インターネット上に図書館のホームページをアップした。

さらに1999(平成11)年11月には図書館システムのリプレイスを実施し、2000(平成12)年4月1日からは本学OPACをインターネット上に公開した。また、従来から有料データベースの活用も行っており、その他のデータベースとともに『データベース検索マニュアル』を作成して、利用者に提供している。

2008(平成20)年4月1日現在で契約している有料データベースは下表のとおりである。

表 12-10 有料データベース一覧

<p>G-search NAC S I S - I R 日経テレコン 21 朝日新聞データベース 大宅壮一雑誌記事索引</p> <p>Japan knowledge 医中誌 Web 版</p> <p>NEW MEDIA LIBRARY EBSCO host(CINAHL with Full Text + MEDLINE wit Full Text) 健康保健情報リソース 日経 B P 記事検索</p> <p>Jdream e-レファレンス</p>
--

学術情報支援サービスについて、図書館システムのリプレイスに伴い、学内LANおよびインターネットを利用しての情報提供の基本ができた。このことは非常に大きな変化であり、今後は、この「仕組み」をさらに活用し、いわゆる電子図書館的機能を構築することを目標としている。

学術情報提供システムについて、これまでの冊子体やマイクロ資料のみならず、積極的にCD-ROMやDVDを媒体とする情報提供にも努めている。

また、有料オンラインデータベースの利用促進を図るべく利用者教育がいつそう求められている。

(2) 他大学との協力状況

NAC S I S - I L L、および料金相殺サービスの利用を通じ、本学図書館のみならず、他大学図書館、研究機関図書館をも視野に収めた利用が可能となっている。

また、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会、および同相互協力連絡会に加入し、館間交流、館間相互協力を実施している。さらに、大学コンソーシアム京都とも協力し、学生証や身分証明書による他大学図書館の利用についても積極的に働きかけている。

他大学や研究機関との協力体制の推進については、これまでも努力を重ねてきたが、今後ますます必要である。積極的に協力を進める努力を続けたい。

6. 図書館の地域への開放の状況

本学図書館の地域社会、一般市民への開放は1997(平成9)年度より「ゲストユーザー」制度として開始された。

その視点は、本学の教育・研究成果を社会へ還元するとともに、本学が所有する文化的資産を本学の教育研究活動の妨げにならない範囲で積極的に提供し、市民の学習・研究活動を支援することに置いている。また、公共図書館にはない大学図書館としての特性を活かし、教育研究を目的とする図書館が市民に開放される意義も、そこに見いだすことができるであろう。

さらに、貸出1回につき3冊(14日間)という上限貸出冊数など、提供する図書館サービスに本学学生と若干の違いはあるものの、基本的に開館時間帯であれば自由に利用することを認め、また、事前の図書館利用ガイダンスも丁寧に行っている。

[点検・評価]

図書・図書館の整備について、教育研究に必要な資料の体系的整備という点では、重点を決めて収書してきたことにより、徐々にその効果を発揮している。ただ、大学の歴史が比較的浅いことから、総所蔵数はまだ不十分な状況にある。また、一方で総所蔵数の増加を継続的に図りつつ、電子ジャーナルなどの閲覧・提供を行うことについても課題となっている。

本学図書館は、視聴覚資料以外は全面開架方式をとっており、利用者にとって活用しやすい図書館となっている。

本学図書館の特色は、女性史・女性学コーナーを設置し、女性史・女性学関連図書の収集を重点のひとつとして実施してきたこともあり、この分野の資料は充実している。また、D. H. ロレンスの作品や研究書を集めた「ロレンス文庫」も日本では充実したものといえる。さらに、「書道書コーナー」を設置し、書道関連図書の充実を図っている。また、故宇都宮清吉先生寄贈による中国史関係図書を集めた「古丁文庫」もある。

一方、2001(平成13)年4月1日に開設した文化政策学部(2008(平成20)年度現代ビジネス学に名称変更)や2005(平成17)年度開設の看護学部、2007(平成19)年度開設の文学部児童教育学科、2008(平成20)年度開設の現代ビジネス学部現代マネジメント学科救急救命コースに関しては、さらにその領域にふさわしい収書が必要である。

また、充実した分野がある反面、時代や地域によって、あるいは研究領域に関してまだばらつきがあり、多方面からの資料を必要とする分野や学際的な研究にとっては不十分といえる。

本学図書館は、学習環境として良好な景観と開放的なたたずまいを備えている。また、フロアは、すべてカーペット敷きの騒音防止仕様になっている。しかし、書架スペースの拡充については、早晚改善策を講じる必要がある。閲覧席も必ずしも十分ではない状況である。

また、地域社会、一般市民への開放において積極的な役割を果たしつつも、登録者数についてはいまだ限定的であり、今後の課題である。

[改善方策]

図書・図書館の整備について、

- 1) 本学の学部・学科構成に対応する研究領域を中心に、学習機能を重視しつつ研究機能をも視野に収めた、利用者にとって有為の図書館となるよう、蔵書数増に向けた努力もさることながら、蔵書構成に関する研究と工夫を重ねていく必要がある。
- 2) 電子ジャーナルは参考図書的な側面を重視した選択を行い、広く利用できるようにしていく。
- 3) 電子図書館的機能を構築し、図書館の外からでも利用できる分野を設けていくことが望まれている。

これらを実現していくために、各種補助金・助成金の活用や積極的な寄贈依頼に取り組み、本学図書館の特色を活かしながらも、新しい分野、メディアの活用もできる総合的学術情報センター機能を

果たせるよう、現在、検討を重ねている。

また、図書資料所蔵の増加に対応できる書架スペースの確保のために、2005(平成 17)年度に集密書架を導入して書架スペースとし、書架不足を補ってきたが、近年厳しい状況になってきている。当面、書架の増設を計画・実施する。

また、すべての資料を開架で自由に利用できるという本学図書館の良さを活かしつつ、より効果的な配架について検討を行い、早急に改善策を打ち出す必要がある。

地域社会、一般市民への開放については、本学の公開講座への参加者の多さなどから潜在的なゲストユーザーは多数存在していると思われる。公開講座への参加者を対象とする広報活動を強化するなど、ゲストユーザー制度利用者の拡大の方法を検討する。

第13章 管理運営

[到達目標]

本学における管理運営の目的は、①全構成員の意思を最大限尊重しながら各校務機関での意思決定の適切性を確保すること、②意思決定事項および大学運営上必要な日常的業務を確実に実施すること、③業務執行手続きの合理性、適切性を確保すること、④不正を生まない組織風土を醸成することである。そのために以下の目標を設定している。

- (1) 学部および大学院における管理運営に関しては、教学事項や人事事項など重要案件の審議について大学評議会・教授会・大学院委員会等の権限を明確にし、それらを適切に運営する
- (2) 学長、副学長、学部長、各部長等役職者の選出を規程にもとづき適正に行う
- (3) 意思決定のプロセスを規程にもとづいて適正に行う

[現状説明]

1. 教授会、研究科会議

2004(平成16)年度まで2学部で構成する大学であった本学は、2学部合同の全学教授会方式で運営していた。2005(平成17)年度の看護学部設置により、3学部体制に移行したため、新たな組織体制となり、従来の全学教授会方式から、大学評議会と各学部教授会による運営方式に変更した。

新たな運営方式では、大学評議会(各部署の部長および各学部教授会からの代表で構成される)と各学部教授会で、それぞれの役割と審議事項を明確にし、大学運営を行っている。

3学部の組織体制のもとでの運営方式の特長は次の6点である。

- 1) 学長のリーダーシップが、より発揮できる組織運営づくりを目指す。
- 2) 学長支援体制を強化するため、副学長制度を導入する。
- 3) 部長会の構成メンバーに副学長を加え、学長のもとに従来と同様の機能をもつ部長会を置く。
- 4) 全学教授会を廃して、大学評議会を設置する。
- 5) 大学評議会のもとに学部教授会をおき、審議事項・責任範囲を明確にして機能的な教授会運営を行う。
- 6) 全学教員が学長のもとに一堂に会し、教育研究活動について懇談するとともに、教員相互の理解を深め合う場として、「全学教員懇談会」を設け、年3回程度の定例開催を行う。

(1) 大学評議会

大学評議会は毎月1回、学長の招集により定例開催されている。学則第52条には、大学評議会を置くことを定めており、第52条の2では大学評議会での審議事項を定めている。この規定に基づいて「京都橘大学評議会規程」が定められている。

大学評議会の構成は以下のとおりである。

学長、副学長、教務部長、学生部長、入学部長、学術情報部長、各学部長、各研究科長、女性

歴史文化研究所長、言語教育センター長、文化政策研究センター所長、看護実践異文化国際研究センター所長、各学部教授会より選出された教授各4名、事務局長(幹事)

大学評議会の審議事項は以下のとおりである。

- 1) 全学の教育および研究に関する基本事項
- 2) 大学の機構、組織ならびに制度に関する事項
 - ①学則ならびに諸規程の制定、改廃に関する事項
 - ②学部、学科、専攻および大学院研究科の設置および改廃に関する事項
 - ③教学運営に必要な機構、諸組織の設置、改廃に関する事項
 - ④大学附属機関の設置改廃に関する事項
- 3) 教員の人事に関する事項
 - ①大学教員任用の基準および手続に関する事項
 - ②大学教員の職制に関する事項
 - ③大学教員の昇任に関する事項
 - ④大学教員の任免および異動に関する事項
 - ⑤非常勤講師および客員教授の委嘱および解職に関する事項
- 4) 入学試験に関する事項
- 5) 教学、教務に関する事項
 - ①学生の入学、卒業に関する基本事項
 - ②学年暦および休日休講に関する事項
 - ③学生補導および身分に関する重要な事項
 - ④就職・進路対策に関する重要な事項
- 6) 自己点検・評価に関する事項
- 7) 教学予算に関する事項
- 8) その他、大学の運営に関する重要事項

大学評議会の議長は学長が務め、通常の議案審議の場合は、定足数は過半数、決議は出席者の過半数を要するとしている。ただし、教員の免職または降職に関する議案審議の場合、定足数は4分の3、決議は出席者の4分の3を要することとしている。

審議の合理化、組織化を図るため、大学評議会のもとに以下の委員会を置き、審議の合理化を図っている。

教務委員会、学生部委員会、学術委員会、図書館運営委員会、入試委員会、アドミッション・オフィス委員会、基本政策検討委員会、自己点検・評価委員会、受託研究審査委員会、人権委員会

なお、大学評議会の幹事については、大学事務局長があたり、各部、各学部から出される議案の集約と調整を行っている。

意思決定の適切性に関しては、学部および大学院の各校務組織における審議・決定事項を学則、大学評議会規程、学部教授会規程、部長会規程等をはじめとする規程で定め、各機関の権限関係が構成

員に理解しやすいように配慮している。また、学校法人理事会と大学との関係においても同様に規程化を図ることで両機関の責任ある連携協力関係を構築し、機能分担と権限委譲が適切に行われるよう配慮している。

大学運営上の執行手続きについては可能な限り規程化を図り、専任教職員全員の業務用パソコンで「学校法人京都橘学園例規集」にアクセスし、関連規程を確認することで合理的かつ適切な手続きに基づいて大学運営ができるようにしている。

不正を生まない組織風土の醸成に関しては、上記2項目で触れたとおり、管理運営に関するルールを可能な限り規程化し、それらを学内に公開することで透明性のある大学運営に努め、それによって構成員の意識醸成を促している。また、学外理事、監事の意見を聞くこととしている。

(2) 学部教授会

2005(平成17)年度において、大学評議会の設置とともに学部教授会の役割・審議事項を変更した。

学部教授会は、学部学生に関する固有の事項について、審議・決定を行い、大学評議会へ報告し、了承を求める。学部教授会は各学部の教授、准教授、専任講師および助教で構成され、学部長が議長を務める。毎月1回、学部長の招集により、定例開催されている。

学則第53条には、学部教授会を置くことが定められており、第53条の2では学部教授会の役割としての審議事項を定めている。この規定に基づいて「京都橘大学学部教授会規程」が定められている。

学部教授会での審議事項等は次のとおりである。

- 1) 学部の教育および研究に関する事項
- 2) 学部の教育課程に関する事項
- 3) 学部諸規程の改廃に関する事項
- 4) 学部長の選出に関する事項
- 5) 教員の人事に関する事項
- 6) 学生の学籍異動に関する事項
- 7) 単位認定および卒業に関する事項
- 8) 学生の指導・援助に関する事項
- 9) その他、学部の運営に関する必要な事項

学部教授会は、当該学部の教授、准教授、専任講師および助教をその構成員としており、大学事務局長が幹事として議案の集約と調整を行っている。

議長は学部長が務め、通常議案審議の場合、定足数は過半数、決議は出席者の過半数である。ただし、教員の任用等人事案件の場合は、定足数が3分の2、決議は出席者の3分の2を要することとしている。

なお、学部教授会には教務課職員が参加し、当日の議事録作成と会議の支援にあたっている。

(3) 大学院委員会

大学院では、大学院委員会と各研究科会議の役割と審議事項を明確化して運営している。

大学院委員会は、京都橘大学大学院学則第31条、第32条に基づき設置され、以下の事項を審議することとしている。

- 1) 大学院学則、その他諸規程の改廃に関する事項
- 2) 学位授与に関する事項
- 3) 大学院担当教員の選考に関する事項
- 4) 大学院の組織および運営に関する事項
- 5) 学生の入学、退学、休学および復学に関する事項
- 6) 入学試験に関する事項
- 7) 学生の指導・援助に関する事項
- 8) 学生の賞罰に関する事項
- 9) その他大学院に関する重要事項

また、委員の構成は以下のとおりである。

学長、副学長、教務部長、学生部長、入学部長、学術情報部長、各研究科長、
各研究科から2名ずつ選出された委員

大学事務局長が幹事として参加し、議案の集約と調整を行っている。

議長は学長が務め、定足数は3分の2以上の出席としている。議決は、出席者の過半数の賛成によるものとしている。

(4) 大学院研究科会議

大学院研究科会議は、京都橘大学大学院学則第33条、第34条に基づいて設置され、研究科会議では次の事項を審議している。

- 1) 学位論文審査に関する事項
- 2) 教育課程に関する事項
- 3) 大学院担当教員配置に関する事項
- 4) 課程修了認定に関する事項
- 5) 入学試験実施に関する事項
- 6) 学期末試験に関する事項
- 7) その他研究科に関する事項

参加者は、大学院授業担当の専任教員をもって構成することとしている。

研究科会議に関する事務は教務課が行うこととしている。

議長は研究科長が務め、定足数は3分の2以上の出席としている。

2. 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続き

(1) 学長

学校教育法第92条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とあり、学長は大学運営の最高責任者であるとともに大学を代表する存在である。本学での主な学長の権限事項は次のとおりである。

①学校法人京都橘学園理事

学校法人京都橘学園寄附行為第6条の規定により理事に就任する。理事会においては、大学を代表して理事会の構成員となる。

②大学執行部の推薦

学長は大学執行部である部長会を構成する4部長を大学評議会に推薦する。大学評議会は学長提案に対する信任投票を行い、部長候補者を決議する。

③役職者の指名

副学長、女性歴史文化研究所、文化政策研究センター、看護実践異文化国際研究センター、言語教育センター、教育保育支援センター等の役職者を指名する権限を有している。

④基本政策検討委員会の組織と委員等の指名

大学の将来計画に関する基本政策の検討機関である基本政策検討委員会の委員を指名する。また、基本政策検討委員会のもとに置く作業部会であるワーキング部会のメンバーを指名する。

⑤部長会の主宰

大学執行部である部長会を主宰する。部長会の議題の発議・調整を行い、大学評議会、学部教授会への提案事項、各種委員会等への諮問、提案事項等を決定し、校務機関へ付議する。

⑥教員任用委員会の組織

退職教員が出た場合、後任枠について同分野同職位で補充することを基本とはせず、学長が全学的視野に立って任用すべき教員の分野、職位、雇用形態を発議し、教員任用委員会を組織する。

また、改組等による教員任用が必要となった場合は、基本政策検討委員会からの提案を受け、学長が任用人事を大学評議会に提案することとしている。

⑦入試委員会委員長

入試制度、入試実行、その他学生募集に関する事項を扱う入試委員会の責任者である委員長を務める。

⑧受託研究審査委員会委員長

受託研究の受け入れに関する事項を審査する受託研究審査委員会の責任者である委員長を務める。

⑨学事に関する許可、決裁等の権限

学生の入学・卒業・休退学・除籍・復籍、懲戒処分、奨学生採用などの許可、休業日の変更、教員の出張命令などの決裁を行う。

学長選考の基準と手続きは、「京都橘大学学長選考規程」に定めている。

選考基準は、同規程第3条で「学長候補者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ教育行政に識見を有し、大学教育に経歴を有する者とする。」と規定されている。

選考手続としては、以下のように進めることとしている。

学長候補者を選考する必要があるとき、教員から選出された者5名、事務職員から選出された者2名、理事(大学教職員の理事を除く)から選出された者2名からなる学長候補者推薦委員会(以下推薦委員会という)を組織し学長候補者の選考が行われる。委員長は委員の互選で決める。推薦委員会は、学内外を問わず、適当と思われる学長候補3名を選考し、推薦する。推薦委員会委員長は、学長候補者3名の選考を終えると速やかにその氏名および資料を作成し、選挙管理委員会へ通報する。全教職員による第一次選挙が実施され、投票数の上位2名を第一次学長候補者とする。第二次選挙は専任教員を有権者として行い、投票数の過半数を得た者を最終学長候補者とする。推薦委員長は、最終学長候補者を理事長へ推薦する。理事長は理事会へ諮り、理事長が学長を任命する。学長の任期は3年で、再任は妨げられないが、引き続き6年を超えることはできない。

(2) 学部長

京都橘大学では、文学部、現代ビジネス学部、看護学部の3学部に学部長を置いている。

学部長は、各学部教授会の構成員である専任の教授、准教授、専任講師および助教による無記名投票で教授の中から選出される。学部長は、当選者を学長に報告し、学長は理事会に推薦し、理事長が人事を発令する。学部長の任期は2年とし、再任も可能であるが、引き続き4年を超えることはできない。

学部長の選考については、「京都橘大学学部長選挙規程」に基づいて行われる。

学部長は、学部の管理運営の責任者として、学部教授会の議長となって学部の意見をとりまとめるとともに学部の業務を執行し、部長会メンバーとして大学全体の管理運営や教学に関する重要事項の審議に加わり、全学的な方針決定に参画して学部との調整を行う責任を担う役職として位置づけられている。

学部関係の任用人事が発議された場合、第二次教員任用委員会の委員長の任にあたる。昇任人事が発議された場合、第二次教員昇任委員会の委員長の任にあたる。

(3) 研究科長

本学の場合、大学院と大学の運営は、学部を基礎としていることから、研究科長は学部長を兼務しており、現状、点検・評価(長所と問題点)、将来の改善改革に向けた方策とも「学部長」の項で記載した内容と同様である。

(4) 副学長

副学長制度は2004(平成16)年度から設けている。副学長は、学長が指名し、理事長が任命することとしている。

副学長は、「京都橘大学副学長選任規程」により①建学の精神を体し、それを推進できる者、②教育基本法、学校教育法および私立学校法の精神を体し、大学の自治の慣行を尊重する者、③教学に関し、経験豊かで高い見識を有する者、④京都橘大学専任教員として在職する者と定められている。人数は1名で、以下の職務を遂行する。

- 1) 大学の管理運営および教学に関する学長の職務を全般的に補佐する。
- 2) 学長が事故・病気等により長期にわたり執務できない事態になったとき、学長の職務を代理する。
- 3) 学長が欠員となったとき、次期学長就任までの間、学長の職務を代行する。

副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副学長は任期期間中にもかかわらず、副学長就任時に在任していた学長が任期満了となった場合は、学長退任と同時に辞任するものとしている。

副学長は、入試業務全般をはじめ、自己点検・評価業務、研究支援業務等に責任を持つなど、大学運営と教学面での学長の職務を幅広く補佐している。

また、副学長は京都橘学園寄附行為第6条第1項2号の規定により、理事となる。したがって、理事会、常任理事会、部長会、大学評議会等の各種機関の審議・決定に参画している。

3. 意思決定

学校法人京都橘学園の機関決定は理事会が行うことを基本とし、大学における各機関の位置づけは以下のようにしている。

部長会	審議・決定機関
大学評議会、大学院委員会	審議機関
学部教授会、研究科会議	審議機関

部長会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、 学術情報部長、入学部長、学部長、大学院研究科長、大学事務局長で構成され、その役割は次の事項を審議決定することとしている。

- 1) 全学の教育および研究に関する基本事項
- 2) 大学の機構、組織ならびに諸規定の制定に関する事項
- 3) 教員の人事に関する事項
- 4) 学生の入学、卒業に関する基本事項
- 5) 学生の厚生補導に関する事項
- 6) 学生の賞罰に関する事項
- 7) 入試判定に関する事項
- 8) 大学の維持、経営および運営に関する事項
- 9) 国際交流に関する事項
- 10) その他大学評議会および学内理事会において必要と認めた事項

部長会への発議は学長が行い、審議事項の内容に応じて大学評議会、大学院委員会、学部教授会などに付議することとしている。各機関において審議すべき事項は、それぞれ大学評議会規程、大学院委員会規程、学部教授会規程等に明文化している。

大学評議会のもとに置く各種委員会、または研究所などでの検討・審議内容は、部長会で集約、審議され、必要に応じて大学評議会に付議されることとなっている。

事務組織における意思決定については、理事会を最高意思決定機関として、そのもとに常任理事会、

部長会もしくは法人事務局会議、課長会議、課会議のラインがあり、トップダウンとボトムアップの意思決定の流れができています。

予算および事業計画については、各部課から要求を提出し、法人事務局、常任理事会での第一次査定の後、各部課へのヒアリングを行い、第二次査定を経て理事会で決定される。部長会、大学評議会へは理事会より教学関連予算の報告が行われることとなっている。

各機関会議の頻度は、理事会が月1回、常任理事会、部長会が週1回、大学評議会、学部教授会が月1回、また法人事務局会議、課長会議、課会議は週1回開催されている。

4. 大学評議会などの全学的審議機関

本学では、大学評議会を全学的審議機関としており、その内容は上述のとおりである。大学評議会への議案付議は学長のもとに部長会が行っている。部長会は学部長以外に副学長および教務部、学生部、入学部などの役職部長で構成しており、役職部長のもとに各種委員会を置き、全学的に諸事項を執行、検討している。学部での検討事項についても各学部長より部長会に提案され、全学的視点で審議調整が図られている。

5. 教学組織と学校法人理事会との関係

京都橘学園においては、法人役員として学園内外から理事9名、監事2名が選任されており、理事は寄附行為第11条の規定に基づき、理事会を組織している。

理事会は、学園の最高意思決定機関として、学園の設置する学校の業務について意思決定を行う。寄附行為第14条の規定により理事長以外の理事の代表権は制限されているので、理事長のみが学校法人京都橘学園を代表し、理事会の委任に基づき業務を決定し執行している。理事会は、年12回程度招集されており、理事のほか監事2人が出席し、議事録の作成も適切に行っている。

評議員会は、寄附行為18条の規定に基づいて、諮問機関として設けられており、現在28名の評議員で構成されている。評議員会は、年4回程度開催されており、予算、寄附行為の変更、借入金および重要な資産の処分、学費決定等、寄附行為第20条に定める重要事項について、審議している。

大学の執行部として部長会が設置され、その役割は学長を補佐し、大学運営を円滑に行うこととされている。部長会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、学術情報部長、入学部長および各学部長、大学院各研究科長、大学事務局長で構成され、各部長のもとにある各種委員会での課題は部長会と大学評議会で審議され部長会で決定される。

教学組織としての大学と学校法人理事会との関係については、学校法人の最高意思決定機関である理事会で意思決定を行うに際し、学長、副学長等が理事会の構成メンバーになっており、大学の状況と課題解決や新たな教学改革案などを提案し、理事会で審議・決定している。教育研究上の視点と学園経営上の視点の両方から適正な意思決定ができる人的構成をとっている。

教学組織と理事会との関係は、きわめて良好・適切な関係であり、校務運営が円滑に進められている。また、理事会は教学組織の事業計画、人事計画等に最大限の配慮をしつつ、放漫的経営とならないよう財務的視点から大学に対して適切な牽制がされ、適度の緊張感を持って運営がなされている。

理事会の開催頻度は毎月1回、原則として第4月曜日としている。一方、大学評議会の日程は原則として毎月第1水曜日としている。必要な意思決定を適切なタイミングで行うには大学評議会や学部教授会での審議を理事会開催日程に合わせて進行させることが重要であり、そのための合理的な会議日程の設定が課題である。

6. 管理運営への学外有識者の関与

理事の選任は京都橘学園寄附行為第6条に規定し、同条第1項第6号に学識経験者2名を理事とする旨を規定しているが、規程上は必ずしも学外有識者とはしていない。

しかし、学外有識者が学園運営に関与することの重要性を認識し、現在、理事9名のうち3名を学外者としている。2名の学識経験者理事と1名の評議員会選出理事である。

適切な学園運営に努めるため、退任後の理事長、理事などに学園顧問を委嘱し、日常の学園運営とは距離を置きながら、経験を活かしたアドバイスを受ける体制をとっている。

会計監査は年8回実施し、管理運営に関与している。

上記以外に管理運営面で学外者が関与する制度は置いていない。

7. 法令遵守等

法令遵守については、学校基本調査や私学振興・共済事業団からの各種調査、日本私立大学連盟からの各種調査への回答を通じて、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする関連法規の遵守状況を確認している。また、国や自治体から送付される法改正、条例改正などの通知を受け、そのつど、本学園の管理運営において法令遵守がされているかの点検を行っている。

教職員の雇用関係、労務管理関係においても、法改正通知を受けての点検や近年の判例などに照らして違法状態がないかの点検を適宜行い、必要な学園内規程改定を随時行っている。

個人情報の保護に関しては、個人情報保護規程を制定して個人情報の取扱に留意するよう喚起するとともに、教職員に誓約書の提出を求め、その遵守に努めている。新たに雇用する教職員については辞令発令時または雇用契約締結時に同様の誓約書の提出を求め、注意喚起を図っている。

また、人権擁護については、京都橘大学人権委員会に関する規程を制定し、セクシャル・ハラスメント防止、パワー・ハラスメント防止、アカデミック・ハラスメント防止を含む人権擁護の啓発と問題発生時の対応要領をまとめている。

規程制定、問題対応等の際には顧問弁護士に確認のうえ進めるようにしている。

[点検・評価]

学部組織の変更に伴い運営方式を変更したことにより、学内の意思決定の効率性と民主的運営が図られたことは評価できる。とくに審議事項が明文化され、学部教授会との関係が明確に整理されて意思決定の迅速化が図られ、学内外の問題に対して機敏に対応できるようになった。

すなわち、大学評議会の構成員は、大学執行部と各学部より選出される4名ずつの教授に加え、研究所長などが入っており、学部利益代表的な審議に陥ることなく、構成員の全員が全学的視野に立つ

て審議に加わっていることである。

また、大学評議会では教務部や学生部などの各部報告、研究所などの報告に加え、学部教授会での審議事項が報告され、全学的な事項にわたって情報共有ができるよう配慮されている。

問題点としては、全員参加の会議であるため細やかなレベルでの情報と意思が共有できなくなったことが挙げられる。これは、組織の発展から生じるもので、やむを得ない側面があるため、全学教員懇談会を年3回開催している。このことは、民主的運営に努める組織文化の維持・発展を図るものとして評価できる。

もうひとつの問題として、同一案件を学部教授会でも審議する場合、どちらでの審議を先行すべきか議案によって運用が異なることである。学部改組など当該学部に関わる重要事項などは、当該案件の審議において全員参加の学部教授会での議論を尊重して、学部教授会での先行審議としている。また、委員会審議時期との関係で、議案集約が大学評議会の前日という、まさに直前のタイミングになることが少なくない。関連学部、関連部との調整を円滑に行うために議案集約時期の改善が課題である。

学部教授会では、学部を構成する全専任教員を構成員とし、民主的運営が図られている。大学評議会同様に審議事項が整理され、意思決定の迅速化が図られたことも長所として挙げられる。また、大学評議会での審議、報告事項が逐一学部教授会でも報告され、全学的な情報共有が図られていることも長所のひとつである。

問題点としては、大学評議会との関係で大学全体に係る重要案件の審議が大学評議会に集中されているため、大学評議会参加者以外の大学運営への参加意識が弱くなることである。この点は、全専任教員が参加する全学教員懇談会を年3回開催して、大学全体の課題意識等が共有できるよう配慮している。

大学院委員会の問題点としては、大学院独自の検討課題を実質的に議論する議案設定が少ないこと、および学部では大学評議会ではなく学部教授会での審議事項としていた学生関連事項を大学院委員会で審議するため、議案の集約と調整を円滑に進める課題があることである。

大学院研究科会議について、問題点としては議決事項に関する明文規定がないこと、および大学院の授業担当者以外の専任教員に関する参加の必要性が個々の該当者にわかりにくいことである。

学長の権限等について、長所としては、学長の責任を明確にし、意思決定を迅速にしていることである。本学の場合、3学部8学科体制、2,800名弱の学生数の規模の大学であり、部長会、大学評議会をはじめとする審議機関運営、教員人事、将来計画策定等でリーダーシップが発揮できることをはじめ、教学実務的内容の多くを学長判断による決裁としていることで大学運営全体が統一的基準で進められている。

学長は全教職員による投票で、学部長も当該教授会での投票により民主的に選出されている。教職員全体の意思が反映されるという利点があり、教職員は自ら選出した学長、学部長のもとで協力して大学運営に当たるという環境が醸成されている点は評価できる。

問題点としては、学長に権限が集中されているため、業務量が多くなること、判断が個人的資質に影響される側面を持つことである。

副学長が教学面で学長を補佐し、大学運営の民主化と合理化に貢献していることは長所である。2005(平成17)年度までの2年間、副学長が教務部長と兼任であり課題となっていたが、2006(平成18)

年度から兼務が解消され、学長の補佐の範囲が拡張した。

現在の意思決定の流れは、最高意思決定機関である理事会の責任と役割を明確にし、部長会、大学評議会、学部教授会等の校務機関での意思決定のレベルと内容を規程として明文化しており、公正な機関運営ができています。各種機関会議の開催頻度が高く、迅速な対応ができていますことは長所である。

本学では、人事や予算に関わる案件は全学的検討課題としているため、個別の学部教授会での決定事項とはしていません。学部自治もしくは学部独立採算制などを執っている国立大学などの他大学での就任経験を持つ教員にはやや理解しづらい運用方式であり、部長会、学部教授会などの各種校務会議での議論範囲を確認する機会が少なくない。このため、関連規程を作成してイントラネット上で公表しているが内容の徹底が課題である。

管理運営において、多方面から学外有識者の理事を採用し、幅広い見識を持って審議を行える体制を構築していることは長所である。理事長、学長を含めた常任理事と学外有識者としての理事との関係は良好であり、理事会審議事項以外にも、管理運営に対し貴重な助言を受けている。

法令遵守については、ほとんど問題なく対応できているが、近年の社会情勢の変化に対応する法改正が多く、その関連通知も多くなっている。それへの対応が不十分なため、担当部局での点検漏れが生じ、介護休暇制度などでの規程整備に対応しきれない現状がある。

[改善方策]

大学評議会の議案集約のタイミングに関する問題の改善は、各種委員会事務局での議案集約時期の見直しと併せて改善を図ることとしたい。

大学院研究科会議の問題点として挙げた点を大学院研究科会議規程に反映していく。

権限が集中する学長を支える体制と副学長や部長等に権限委譲する検討が必要である。

明文化された各種機関会議での審議事項や意思決定事項が全構成員に理解されるよう、説明会や新人研修など機会の提供を行う方策を検討している。

法令遵守の問題について、専従体制を採ることがひとつの解決策として考えられるが、本学の職員数の実情を鑑みるとこの体制を執ることは困難である。当面は、法改正が行われた場合、対応が必要であるかを業務上の点検項目に組み込み、事務局での複数の点検態勢を執って、これを定型化することとする。

第14章 財務

[到達目標]

学園の存続発展のための安定した財政基盤と経営システムをつくり、学部・学科の改組・改革や教学条件改善を支障なく行うため、財務について以下の目標を設定している。

- (1) 大学ならびに学園の経営の安全性・健全性を確保し、維持するための財務分析と中・長期の財務計画を実施する
- (2) 教育研究の目的・目標の実現を保障する財務基盤の確立を図る
- (3) 日常的な教育研究の遂行を円滑に進めるために適切な予算執行と効果的な予算編成を行う

[現状説明]

1. 中・長期的な財務計画

本学園ではこれまで、1974(昭和49)年に深刻化した財政破綻の教訓から、大学(および高等学校)の教育研究活動の永続的な維持を大きな命題として掲げると同時に、財政的な裏付けを重視して運営にあたってきた。大学においては「基本政策検討委員会」で将来構想を検討しており、財務担当理事が委員会の委員として参加し、教育研究の計画と財務・財政活動の連動性を高めている。各校の課題のみならず、学園全体の課題については、常任理事会においてその財務・財政計画について検討を行うこととしている。

財務・財政計画の基本は消費収支計算を基本としているが、固定資産の取得計画等、資金面での計画が重視される場合は、キャッシュフローについても検討を行うこととしている。

また、これらの財政計画は、基本的な将来構想や改革課題を全学教職員に提起する際、原則として教職員に対してもオープンに示している。

本学において将来計画を構想する際、中長期の財務・財政計画の策定は、ほぼ必須として行っている。ただし、財務・財政計画は、将来計画や将来構想、または改革課題に関する資金調達もしくは財源確保の方針として策定されたものではなく、それらを実行した際に、大学あるいは学園財務の運営にどのような影響を与えるか、換言すれば、それらの実行にあたっての財政的リスク測定のために行われていることがほとんどである。とりわけ、この間の諸改革に関する施設・設備の整備に関しては自己資金による整備を原則としてきたため、なおさら、諸改革実施後の財政に関する見通しの共有が中心となっている。

新規事業が行われる際、既存の教学組織に財政的負担を強くないように計画するため、年度ごとの経営状況を把握しやすい消費収支計算を行っている。

2. 教育研究と財政

教育研究の目的や目標、さらに教学理念の具現化を実現し、さらに充実させるためには、人件費、教育研究経費など、直接的に教育研究に消費すべき支出の充実が重要である。そのためには、それら

を保障する安定的な財政基盤が必要となる。

本学では1997(平成9)年度以降、志願者が減り続け、一時は2,000人を割り込むこととなったが、男女共学化や看護学部の増設などの諸改革、また、入試制度の積極的な改革を通じて、2004(平成16)以降は連続して5,000人を超える志願者を獲得してきている。現在、本学は3学部8学科3研究科であり、1学部1研究科の最終年度であった2000(平成12)年度と比較すると、学生数は1.3倍増である。それに対し、教員数は2.3倍となっている(表1a)。これはこの間の学部・大学院の改革を通じ、大幅な教員の増員を図ってきたためである。しかし、教員人件費で比較すると、2008(平成20)年度予算での1,260,559千円に対し、2000(平成12)年度決算では631,584千円であり、約2倍弱に抑えている。一方で、帰属収入は2000(平成12)年度の2,864,301千円から、2008(平成20)年度予算での4,037,607千円へと、1.4倍の増加にとどまっている。

【基礎データ・表46、46-2、47】においては、2003(平成15)年度以降、2007(平成19)年度までの5年間の財務関係比率についてその推移を掲載している。この5年間は、学生数が1.2倍、教員数が1.8倍と、本学の規模が拡大した期間となっている(表1b)。人件費比率は、看護学部等の開設年次である2005(平成17)年度には49.3%と高くなったが、学年進行に連動して、従前の水準に戻している。一方、学生生徒等納付金比率を抑えながら、補助金比率のウェイトを拡大するなどにより、帰属収支差額比率は10%台中盤を確保しており、財政基盤の安定に寄与している。

【表1a】京都橋大学の学生数等の推移(2000年度と2008年度の比較)

	平成12年度 2000年度	平成20年度	
		2008年度	対2000年度
学生数(学部・大学院)	2,151	2,829	1.3
専任教員数	49	112	2.3
専任職員数	36	37	1.0

【表1b】京都橋大学の学生数等の推移(2003年度～2007年度)

	平成15年度 2003年度	平成16年度 2004年度	平成17年度 2005年度	平成18年度 2006年度	平成19年度	
					2007年度	対2003年度
学生数(学部・大学院)	2,103	2,040	2,135	2,232	2,561	1.2
専任教員数	57	58	79	82	102	1.8
専任職員数	33	34	33	35	38	1.2

学生数の規模拡大を背景として、学生生徒等納付金が増加し、財政基盤の面では比較的安定している。一方で、寄付金や資産運用収入の獲得には課題を残している。

人件費は急激な増加を避け、特任教員制度などの多様な教員制度を積極的に導入し、急激な人件費負担の増加を抑制している。事務職員数については、この数年間実数としての増員はなく、主に兼務職員(パートなど)の増加により、人件費の抑制を図ってきた。したがって、2007(平成19)年度の職員人件費は、2003(平成15)年度の1.1倍にとどまっている。教員人件費が1.6倍であることを考えると、職員人件費は抑制の度合いがやや強い。

教育研究経費は、2007(平成19)年度では2003(平成15)年度の1.5倍となっている。また、【基礎データ・表46-2】によれば、教育研究経費比率自体は全国平均をやや下回っているが、決算額でみると、この5年間の帰属収入の伸び(1.3倍)、および、学生数の伸び(1.2倍)を上回る伸び率を確保して

いる(表2)。

(表2)においてみられるように、それぞれの指標・数値を単独で判断するだけでなく、特に帰属収入と消費支出の関係に注目すると、わずかではあるが、帰属収入より消費支出の伸びのほうが上回っている。これは、2005(平成17)年度開設の看護学部と文化政策学部現代マネジメント学科、2007(平成19)年度開設の文学部児童教育学科が学年進行中であることが影響していると考えられる。

[表2] 京都橋大学の消費収支推移(抄)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	対2003年度
学生生徒等納付金	2,390,886	2,292,499	2,468,740	2,647,293	3,151,211	1.3
帰属収入	2,742,864	2,631,401	2,953,347	3,221,262	3,702,457	1.3
基本金組入額合計	△422,748	△819,395	△210,584	△206,190	△1,083,223	2.6
消費収入	2,320,116	1,812,006	2,742,762	3,015,072	2,619,234	1.1
教員人件費	758,852	788,593	996,956	1,034,070	1,179,339	1.6
職員人件費	384,328	380,607	404,811	413,410	427,682	1.1
教育研究経費	703,742	683,771	903,706	918,587	1,032,982	1.5
管理経費	268,248	317,267	334,504	346,848	408,566	1.5
消費支出	2,189,034	2,251,960	2,707,153	2,767,436	3,081,415	1.4

3. 外部資金等

本学における外部資金等の受入状況のうち、科学研究費補助金、受託研究費については【基礎データ・表32】に見るとおりである。

科学研究費補助金については、申請件数は増加傾向【基礎データ・表33】にあるが、採択件数に飛躍的な伸びはみられない。文化政策学部(現・現代ビジネス学部)において、地方自治体を中心に受託研究費を継続して獲得している。また、文化政策学部(現・現代ビジネス学部)では、2005(平成17)年度から2007(平成19)年度の3年間、大学改革推進等補助金(現代的教育ニーズ取組支援プログラム)を獲得している。

2008(平成20)年度より、本学の学内機関として『総合学術推進機構』を設置した。この機構では、本学の機関研究と社会的貢献の効率的推進を目的としている。ここでは、実務的な効率化を目指すのではなく、本学としての研究課題を再検討したうえで、より重点的な研究費等の財政措置を行う。単に前年度予算踏襲型の機関研究予算の配分ではなく、大学の中長期ビジョンに照らした形での機関研究のミッションを定め、予算を配分し、評価をしようとするものである。

外部資金のうち、とりわけ研究資金として重視されなければならないのが科学研究費補助金および受託研究費である。この間、研究資金を学費のみに頼らず、積極的に外部資金により研究を進めることを、学長を先頭に奨励してきている。そのこともあり、科学研究費補助金の申請件数は伸びている。今後は、採択率を引き上げる努力が必要である。「機構」による機関研究の“効率化”と評価活動は、本年度が初年度であるため、まだその評価を行うことができる段階ではない。

受託研究費については、継続して地元自治体をはじめとする地方自治体等からの受託があることは評価できる。しかし、研究分野に偏りがみられ、年間1～2件以上の広がりが見られない。

寄付金については、従来が文系小規模女子大学であることもあり、小規模にとどまっている。資産

運用収入については、ペイオフ対策と自己資金による施設・設備の充実のため、積極的に運用を行ってこなかった。その他の固定資産も規模的に小さく、運用対象の資産そのものが小さい状況である。また、運用によるリスクを避け、運用対象となる資産のすべてを元本保証のある換金性が高い預金で運用してきた。そのため、非常に少ない決算額が続いている。

資産運用収入についてであるが、一連の学部・学科増に対応した自己資金による施設・設備の充実はいったん区切りを迎えた状況にあり、2007(平成19)年度からは、元本安全性のある(高い)預金商品を中心にして運用する額をやや拡大したこともあり、増加の傾向がみられる。

また本学では財政構造の大きな転換を図らず、学生生徒数の確保と学生生徒等納付金の安定的な水準維持を行うことで、財政基盤を確立している。補助金については、現在の水準の大幅な低下を招かないよう、特別補助を中心に毎年努力を行っている。また、2007(平成19)年度から認定看護師教育課程を開設したことにより、事業収入が増加しており、多様な収入拡大方策も追求している。

4. 予算編成と執行

本学における予算編成のプロセスは、以下のとおりとなっている。

- ①理事会による予算編成方針の提起
- ②各学科、委員会の担当事務局、または他の事務局各課が「予算単位」として、事業計画に基づき予算要求案を作成
- ③予算要求を法人事務局が集約し査定を行ったうえで予算原案を作成し、査定結果をいったん事務局各課を通じて通知
- ④常任理事会で検討・審議のうえ、理事会に提案
- ⑤評議員会の意見を聞いたうえで予算を確定し、配分

理事会が予算編成方針を策定する際は、本学の予算を編成するうえで重要な要素である推薦入試の結果を待って行われるため、予算編成のスケジュールは12月下旬から2月初旬の短期間に、しかもきわめて新年度が迫った時期になっている。これは、学園・大学(および高等学校)の施策の骨格は理事会が提起し、それに基づく事業計画としての具体化は、教育研究活動の実行単位である学部・学科や各教学組織での議論を重視していることによる。常任理事会や法人事務局はそれらの議論を通じて各予算単位より提出された予算要求を吟味し、さらに理事会の方針の具体化が期待できるかどうかという視点で査定を行う。査定にあたっては、教学組織の事業計画に基づいて、実際に予算編成実務を担当する各担当事務局へのヒアリングを必ず行い、トップダウン方式の一方的な予算編成にならないよう、留意している。

近年においては、ただ単に個々の予算要求内容の適切性だけを検討するのではなく、大枠として、帰属収支差額は10%以上を確保できるか、事業計画自体のリストラクチャリングによって、各教学組織が個々の教育研究活動の課題を達成する意欲がみられるか、といった点も予算編成上の視点としている。また、必要な場合は、③のプロセスにおいて部長会などの意見を聴くことを行っている。

予算編成にあたっては、予算編成方針を公表し、方針に基づいて行っており、その決定プロセスに

ついて明瞭性は確保されている。また、短期・中期の課題・目標を明らかにし、重点と考える課題と、(予算上)抑制すべき課題とを明らかにしている。しかし、全体として予算編成方針上は経費等の要求シーリング(要求額の上限をあらかじめ定め、各教学組織に通知)を行っているにもかかわらず、シーリング枠を超えた要求を行う予算単位が多いため、予算編成は、要求額とシーリングの差額を調整することが重要になっている。その過程で、教学組織に理解を求めつつ予算編成を進めている。

予算執行にあたっては、配布された予算を機械的に執行するのではなく、再度各事務局において目的との対比、効果等を検討しながら進めている。本学においては、各担当課において自主的・日常的に予算管理が可能なように『予算執行管理システム』を導入しており、事務職員全員が学内LANにより、これを使用できる。このシステムの運用により、予算の執行状況をリアルタイムで各事務局が把握しながら執行稟議(経費支出処理票)することが可能なプロセスを実現している。このシステムでは、各予算単位に配分された予算額を超過して執行することができない仕組みになっており、予算の効率的な執行が日常的に行えるような体制を採っている。

予算の執行段階において、各予算単位自身が、「予算執行管理システム」を活用してリアルタイムで予算の執行状況を確認しながら進めている。計画変更による予算の振替や、科目間での流用については基本的に稟議書による承認を必要としており、効率的でスピーディーな予算執行に加え、統制面でも透明性を確保しつつ予算執行を進めている。

5. 財務監査

学校法人京都橘学園では、財務の実施にあたって、寄附行為の定めに従い、また経理規程ならびに経理規程施行細則の各条項に基づき、財務における諸活動を執り行っている。財務を行う体制として、法人全体および大学においては経理課がこれを統括している。

本学においては、前項でも説明したとおり、予算の執行にあたっては主としてそれぞれの教育・研究分野の担当事務局(各担当課)が執行に至る諸手続を行っているが、すでに予算化されている案件の執行伺い(経費支出処理票)に関しても、経理課ならびに総務課の両課ですべて受付時にチェックを行っている。なおその際、予算の執行速度に影響を与えないよう、迅速に処理している。

調達行為や施設・設備関係については、各担当課からの伺いを受け、総務課が発注・見積もり管理および業者からの請求内容チェックなどの内部統制を行っている。なお、図書館図書および図書館雑誌等については、あらかじめ選書委員会において選書された図書について、図書館で調達行為を行っている。これらの支払行為に関するものは、調達行為に関するものも含めすべて、支払前に経理課において再度精査を行って内部統制の充実を図っている。

学校法人京都橘学園において、監事は非常勤として2名が選任されている。定例および臨時の理事会に出席し、必要な意見を述べているほか、評議員会にも臨席している。業務監査としては、決算に関する監査も含め別途行い、理事長に対し監査報告書を提出している。後述する公認会計士の監査にも、原則として毎回立ち会っており、監査人との意見交換を行うこととしている。また、文部科学省主催の監事研修会や、日本私立大学連盟が行う監事研修会にも毎年積極的に参加している。

外部監査については、私立学校振興助成法に基づく監査が、監査人の監査計画に基づいて定期的に実施されている。外部監査人からは、これまで監査報告にあたって、無限定適正意見を継続していた

だいているところである。

上記以外に、内部監査として、文部科学省ならびに日本学術振興会が本学所属の研究代表者に交付される科学研究費補助金の使用状況等についての監査を毎年実施している。

監事が実施する監査、また外部監査人による会計監査については、ここ数年、相互間の連携が密になってきている。業務監査を主とする監事監査と会計監査を主とする外部監査人との監査は職務範囲が異なるものの、とりわけ学園の重要な事項については共通の職務範囲であり、また、会計士の専門的知見から理事会の業務遂行に反映できる部分も多く、その点でも監事の役割は大きいといえる。

プロセスとしての本学の内部統制は整備されてきているが、一方で学部・学科数や学生数の増加、教学領域の広がりなどから、各担当課の担当業務・範囲が飛躍的に増加し、処理すべき予算執行案件も増加しており、とくに事務職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や、それを育てる職場風土の醸成などが重要になっている。

6. 私立大学財政の財務比率

学校法人京都橘学園および京都橘大学に関する消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率については、【基礎データ・表 46、46-2、47】に表示している。この表において、学園および大学の最新の数値は、2007(平成 19)年度決算に基づくものである。また、この項で比較の対象としている全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政 平成 19 年度版」より抜粋している。「今日の私学財政」においては、公表結果が 2006(平成 18 年度)決算に基づくものであるが、現時点での最新の公表数値であるので、これをもって全国平均とすることとしたい(なお、原則として医歯系法人を除いた比率を採用することとしている)。文中にふれている全国平均との比較は、(表 3, 4)に再掲した。

ア) 消費収支計算書関係比率 ー法人全体ー

①経営状況に関する比率 ー帰属収支差額比率

全国平均と比して 5.5%高い 13.5%で、10%を超えており、経営的余裕度が高い。

②収入構成に関する比率 ー学生生徒等納付金比率/寄付金比率/補助金比率

全国平均と比して、学生生徒等納付金が 82.4%で約 10%高く、寄付金比率、補助金比率が低い。

全国平均と比してみても、学生生徒等納付金に大きく依存した財務構造であることがわかる。

③支出構成の適正性に関する比率 ー人件費比率/教育研究経費比率/管理経費比率/借入金等利息比率/基本金組入率/減価償却費比率

人件費比率、借入金等利息比率は全国平均より低く、経営的余裕度の創出に貢献している。中でも人件費比率は、帰属収入の増加に伴い、教員数を増したにもかかわらず 50%を下回ることができた。しかし、教育研究経費比率は全国よりやや低い(△1.3%)傾向にあり、また、管理経費は全国より高い(+1.6%)。減価償却費比率は全国平均より約 3%低いため、純粋に経費の使用額が要因である。基本金組入率については、2007(平成 19)年度は大学において食堂および学生厚生施設の新築に係る組入と、校地拡張計画に向けての第 2 号基本金への組入があったため、全国平均よりも約 10%高い 24.1%となった。

④収支のバランスに関する比率 一人件費依存率/消費収支比率

学生生徒等納付金比率の高さと、人件費比率の低さから、人件費依存率は全国平均より13%低くなっている。消費収支比率は、高校部門で100%を下回ったものの、大学において帰属収支差額を超える基本金組入を行ったことから、法人としては100%を超過している。

イ) 消費収支計算書関係比率 一大学全体一

①経営状況に関する比率 一帰属収支差額比率

2007(平成19)年度において本学は16.8%であり、全国平均に比して4%高くなっている。

②収入構成に関する比率 一学生生徒等納付金比率/寄付金比率/補助金比率

法人全体と同様、学生生徒等納付金が全国平均よりもかなり高い85.1%(+6.4%)である。補助金比は全国平均と比して他の比率ほどの差はないが、寄付金比率は1%を下回っている。

③支出構成の適正性に関する比率 一人件費比率/教育研究経費比率/管理経費比率/借入金等利息比率/基本金組入率/減価償却費比率

各比率とも全国平均との関係は法人全体と同じである。教育研究経費比率、管理経費比率とも、法人全体よりも差が拡大しており、それぞれ27.9%(△3.3%)、11.0%(+4.1%)となっている。

基本金組入率は、前項の③で述べたとおり、一時的に大きな比率となっている。

④収支のバランスに関する比率 一人件費依存率/消費収支比率

法人全体同様、人件費依存率は全国平均より9%低くなっている。消費収支比率は、前述のとおり大学において帰属収支差額を超える基本金組入を行っており100%を超過している。

ウ) 貸借対照表関係比率 一法人全体一

①自己資金の充実度に関する比率 一自己資金構成比率/消費収支差額構成比率/基本金比率

自己資金構成比率は89.3%で、全国平均を2.7%上回る高い数値となっている。一方で消費収支差額構成比率は-7.3%と全国平均よりもかなり低くなった。基本金比率はすでに100%近い水準に達しており、借入金により調達した施設・設備の組入がほぼ完了していることを示している。

②固定資産の財源に関する比率 一固定比率/固定長期適合率

固定比率は84.5%、固定長期適合率は80.7%で、ともに全国平均を大きく下回っている(-14.2%、-10.1%)。

③資産構成に関する比率 一固定資産構成比率/(有形固定資産構成比率/その他の固定資産構成比率)/流動資産構成比率/減価償却比率

本学園は、固定資産の構成比率が低く(75.4%)、流動資産の構成比率が高い(24.6%)ことに特徴がある。また、固定資産構成比率について、有形固定資産とその他の固定資産の比率を比較すると、本学園は有形固定資産が64.2%、その他の固定資産が11.2%となり、その他の固定資産構成比率が全国平均(25.0%)の半分以下であることが大きな特徴となっている。

④財務の安全性に関する比率 一内部留保資産比率/運用資産余裕比率/流動比率/前受金保有率/退職給与引当預金率

内部留保資産比率(25.1%)、運用資産余裕比率(1.6年)については、全国平均よりわずかに低いものの、大きな影響を与える差ではないと思われる。前受金保有率(457.2%)、退職給与引当預金

率(83.7%)は、全国平均を大きく上回っており、流動比率も374.4%と全国平均の約1.5倍となっている。

⑤負債の割合に関する比率 ー固定負債構成比率/流動負債構成比率/総負債比率/負債率

本学園は、1970年代の財政「破綻」以降、再建の過程においてほとんどの校舎を借入金によって再整備してきた。そのため一時期はこの比率が非常に高かったが、計画的な借入金返済により、ほぼすべての比率で全国平均を下回る状況となった。流動負債構成比率のみが全国平均を上回っているが、これは内部負債(前受金)の比率が高い(本学園5.3%、全国3.8%)ためである。

[表3] 消費収支計算書関係比率

	(単位%)			
	京都橘学園 平成19年度 2007年度	全国大学法人 平成18年度 2006年度	京都橘大学 平成19年度 2007年度	全国大学部門 平成18年度 2006年度
帰属収支差額比率	13.5	8.0	16.8	12.8
学生生徒等納付金比率	82.4	72.9	85.1	78.7
寄付金比率	0.7	2.3	0.7	1.6
補助金比率	11.3	12.3	8.0	9.1
人件費比率	47.8	52.0	43.8	47.9
教育研究経費比率	28.0	29.3	27.9	31.2
管理経費比率	10.1	8.5	11.0	6.9
借入金等利息比率	0.2	0.5	0.1	0.4
基本金組入率	24.1	14.6	29.3	12.7
減価償却費比率	8.7	11.5	9.5	12.4
人件費依存率	58.0	71.3	51.5	60.8
消費収支比率	114.0	107.8	117.6	99.9

[表4] 貸借対照表関係比率

	(単位%)	
	京都橘学園 平成19年度 2007年度	全国大学法人 平成18年度 2006年度
自己資金構成比率	89.3	86.6
消費収支差額構成比率	△7.3	△3.6
基本金比率	99.9	96.6
固定比率	84.5	98.7
固定長期適合率	80.7	90.8
固定資産構成比率	75.4	85.5
有形固定資産構成比率	64.2	60.6
その他の固定資産構成比率	11.2	25.0
流動資産構成比率	24.6	14.5
減価償却比率	40.9	40.8
内部留保資産比率	25.1	26.0
運用資産余裕比率*	1.6	1.9
流動比率	374.4	247.6
前受金保有率	457.2	312.1
退職給与引当預金率	83.7	67.7
固定負債構成比率	4.2	7.5
流動負債構成比率	6.6	5.8
総負債比率	10.7	13.4
負債比率	12.0	15.5

* 運用資産余裕比率のみ、単位は「年」である。

学校法人京都橘学園および京都橘大学の財務比率上の特徴は、次のとおりである。消費収支計算書関係比率では①帰属収入の構成上、学生生徒等納付金への依存が全国平均と比して高い水準にある、②人件費比率、教育研究経費比率は相対的に低く、管理経費比率は高い、③帰属収支差額比率が高い水準を確保しているのに比して、消費収支比率は高い(消費支出超過の割合が大きい)の3点である。

帰属収入の構成においては、近年、補助金の獲得努力が行われてきており、額、比率ともに安定してきている。人件費比率は、法人全体でも大学でも低い数値を保っており、大学においても、また高校部門においても、教員・職員の雇用制度の多様化を追求してきた成果が現れている。教育研究経費は、近年のキャリア教育等の分野における外部の専門家・専門業者への授業等の業務委託の増加や、理系学部である看護学部の開設、教員養成系学科の開設などを通じ、比率は今後高まると思われる。しかし、ここ数年の教育研究経費は、校舎等の建設により関連経費が発生した年度は高くなり、他の年度はまた低くなるというように、年度によって差がはっきりとしている。教育研究経費比率が高まらない要因のひとつには、管理経費比率の高さがある。これは、学生募集に要する経費の大小に比例しており、学生募集の結果が現在のところ堅調であるがゆえに、大幅な圧縮は期待できない。

上記のような状況によって、大学、高校部門、それぞれの学生・生徒募集が比較的堅調であったことから、帰属収支差額では、大学単独、法人全体とも、10%前後の比率で安定的に推移できている。ただし、男女共学化、看護学部開設、文学部児童教育学科開設、学生数増に対応するための食堂や課外活動関連施設その他の増築など、自己資金による施設・設備投資を積極的に行ってきた結果、消費収支差額は支出超過に転じることとなった。

また、貸借対照表関係比率では①自己資金構成比率が高く、流動比率も高いため、現段階で安全性に問題はみられない、②一方で消費収支差額構成比率が高くなってきている、③流動資産構成比率が高く、固定資産の中でもその他の固定資産構成比率が全国平均より著しく低い、の3点が挙げられる。

[点検・評価]

中・長期的な財務計画について、これまで本学の将来計画においては、ほとんど自己資金で行っていたため、消費収支計算で必要十分なものであった。しかし今後行われる事業では自己資金のみではまかなうことのできない規模も想定されるため、消費収支計算だけでなく、資金計画やキャッシュフロー、正味財産や貸借対照表分析など、複数の角度からの計画・分析が必要となってきた。

また今後、学生数の規模拡大が続けば、現在のキャンパスおよび校舎等の収容能力を超えることも現実的な課題として想定されるので、教育研究の継続・発展を実現するための財政基盤の確立においては、学生生徒等納付金以外の帰属収入についても一定の拡充が求められる。

資産運用収入については、本学のように、もともと運用対象試算が小規模な大学において、大規模な施設・設備整備計画を実施するにあたっての資金計画は慎重に行うべきである。したがって、できるかぎり施設・設備整備資金として確保すべき自己資金(借入予定以外の資金)については何らかの形(基本は換金性の高い預金)で運用することとしている。そのため、資産運用で一部の大学では大規模な損失を計上するところもみられるが、本学の場合、運用での損失は生まれていない。

予算編成と執行について、予算の執行段階においては決算時に執行率が極端に下がる傾向があり、教育研究経費の執行率が85%という年度もあった。これは、「経費節減」意識の表れともいえるが、一方で、予算要求・編成時の計画が妥当であったのか、また、執行段階においての検証は十分であっ

たかという問題点もあると思われる。

内部監査については、規程(経理規程)における定めはあるものの、体制的に実行を保障することができず、実施されないままとなっている。経理課および総務課を軸として、事務局内で内部統制全般に対する意識の向上を追求してきていること、この間の他大学等における研究費の不正使用報道等を契機に、教員においても内部統制への意識も高まっていることなどの積極面はあるが、内部監査の実施までには至っていない。

学校法人京都橘学園および京都橘大学が、1970年代の「財政破綻」の再建過程において、一時は負債率が37%(1992(平成4)年度)に達し、消費支出超過の累計額が約18億円に達していたが、その後の計画的な負債の償還と、学生数の増加により、負債率は10%台となり、1998(平成10)年度から6年間は、繰越消費収支差額が収入超過に転じるまでになった。その頃からすでに、高等教育分野において「冬の時代」が予測されてきたことから、間断のない改革とそれに伴う施設・設備充実の資金として、長期的な特定預金ではなく、手元流動性の高い預金等に内部留保により生まれた資金を蓄積せざるを得なかったことが、現在の構造の主な原因となっている。また、2004(平成16)年度以降の改革には本学園としては莫大な施設・設備の投資が連続して必要であったが、それらを自己資金で行える状況を先の経営の改善により保証できたことで、新たな負債の負担を生むことなく諸改革を遂行することができた。しかし、一方では、その時点での繰越消費収入超過額を超える施設・設備の整備を行ったことにより、再び繰越消費収支差額が支出超過に転じ、年度により一進一退はあるものの、短期間には解消できない状況になっている。

[改善方策]

今後の将来計画、事業計画にあたっては、借入金による資金調達も念頭に置いて計画する必要性があり、それらの将来計画、事業計画を実施した場合の財政・財務計画を示すだけでなく、資金面での実現可能性や安全性を考慮した計画となるようにする。

また、学校法人京都橘学園は各部門(大学および高等学校)の独立採算を原則としてきたため、これまでの財務・財政計画は、各部門が独自に行う傾向もあった。今後は、学園規模での改革や将来構想も必要であることや、一部の計画や構想が他部門の計画に影響を与えていることも考えられ、高等学校部門も含め、学園全体の財務・財政計画についても同時に行うよう常任理事会で検討する。

本学の財政基盤を確立するうえでは、安定的な学生数の確保が最も重要である。学生募集に関する動向の厳しさは本学においても例外ではないが、教育研究面での充実を図り、ステークホルダーから評価される大学づくりがなければ、財政基盤の確立も図れないところである。とくに2005(平成17)年度以降、学部・学科の増設や改組を連続的に行ってきており、完成年度に向けて、社会的評価を確実なものにしなければならない。

また、教育研究を充実させるうえで、十分な教員を確保し、教育研究内容の高度化を質・量ともに図っていることは重要であるが、人件費負担の高騰を招かないよう留意する必要がある。そのためには、計画的な人事と、多様な雇用形態による人件費負担の軽減とを今後も継続して行う。また、職員数については、大学の規模拡大に伴い、専任職員の増員が必要になってきている。理事会方針に基づき充実を図る。これら支出面での充実を図るうえでは、とくに帰属収入とのバランスを十分に考慮しつつ進めることが必要である。

研究資金としての外部資金の獲得については、特に科学研究費補助金の採択率の向上を目指して、支援を強化する。また、受託研究に関しても現代ビジネス学部(旧・文化政策学部)の特定分野以外への広がりを追求する。

資産運用については、今後も学園の資産を守りつつ、基本的な方針は変更しないが、中期的な施設・設備の整備計画と連動して資金の配分を計画化し、増額を図れるようにする。

予算編成、執行においては、『中・長期的な財務計画』における将来計画に則って行われる必要がある。つまり、単年度の経営上の要請のみならず、中・長期計画を実行段階に移していくための予算編成が行われる必要がある。そのためには、予算編成方針が中・長期計画に基づいた各校各部門、各経理単位の具体的課題と、学園全体の経営上の目標とを調整し、予算編成を行うようにする。

また、予算執行段階にあたって重要な役割を果たすのは、教育研究活動の現場に最も密接な関わりを持つ事務職員である。各事務職員が、教育研究の目的やそれにもとづく事業計画を実行するにあたり、より有為な執行を常に追求し、目的や計画の達成度を高めるマネジメント力を高める必要がある。そういう人材の育成に努めると同時に、日常の諸活動を通じた学習を適宜行う。

財務監査について、財務の活動のうち、執行伺い→調達→検収→支払というサイクルは、いわば教育研究活動を経済的に体現するものでもあることから、透明性、適法性を常に意識するという共通認識を、会議や研修等を通じて醸成する。また、学園ならびに大学の事業についても、その妥当性、明瞭性が常に検証されなければならない。そのためとくに監事の監査機能を強化し、サポートするための内部監査制度を早期に確立・整備するように今後、常任理事会で検討する。ただし、規模等については、従来の内部統制・内部牽制機能との重複を避け、また、量的に負担とならないよう留意する。

財務比率の改善について、本学では、理事会が提起するさまざまな改革諸課題に対応し、そのつど中期(5～10年)の財務・財政の計画を策定している。上述した諸課題は、これまでも理事会、常任理事会をはじめ、さまざまな学内機関、場面で検討している。下記に主な課題についての改善方をまとめる。

①収入構造の課題について

外部資金の確保や、寄付金その他の獲得などにより学生生徒等納付金比率の改善を行う。本学の規模特性などを考えれば、財政基盤の維持のためには学生生徒の安定的な確保は絶対条件である。そのうえで、学生生徒等納付金依存の経営を改善するため、外部資金の確保や寄付金などの獲得により、長期的に学生生徒等納付金比率の低下を目指す。ただし、外部資金や寄付金などは、より高次の教育研究・開発のための資金や施設・設備の財源の一部として利用することなどをあらかじめ計画する必要がある。

②教育研究経費充実と管理経費抑制の課題

教育研究経費の比率を高め、財務面でも教育研究活動への投資の向上が必要である。当面、全国平均水準である30%を目指すのが、財政を必要以上に圧迫しないよう、管理経費の比率を軽減する努力を同時に行う必要がある。また、物件費の上昇、特に光熱水費の上昇に配慮し、効果的な経費の配分が可能となるよう、予算編成段階から帰属収入の伸びと、消費支出とのバランスに留意し、教育研究経費比率の数値目標を持って予算編成を行う。

③長期的な資金計画の課題

今後の施設・設備整備計画については、長期的な資金による取得が可能となるよう計画する。負債率の急激な上昇に注意し、利息負担とのバランスも考慮する必要がある。一方で、返済計画の実施のためには、これまでの財務・財政の計画に加えて、キャッシュフローも重視していく。また、大学部門だけでなく、学園財政全体のマスタープランが必要とされており、その中で大学部門の財政の果たす役割を位置づけながら、諸課題を遂行し、教育研究活動の永続的な発展を保障する財務諸活動を行う必要がある。

第15章 自己点検・評価

[到達目標]

本学では自己点検・評価について、自己点検・評価委員会を組織し、以下の目標のもとに活動を行っている。

- (1) 本学の教育、研究、学生サービス、管理運営などについて、点検・評価を行い、積極的に評価すべき点、改善を要する点を明らかにする
- (2) 不断に自己点検・評価のあり方、点検項目およびその方法等について研究し、改善を図りつつ、自己点検・評価を実施する
- (3) 実施した自己点検・評価の結果を理事会および教職員に報告し、周知する
- (4) 教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施について計画し、全学的に実施を図る

[現状説明]

1. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価に関する組織と活動

1991(平成3)年度に大学設置基準が改定され、自己点検・評価の実施が努力義務とされたことに伴い、本学では、1992(平成4)年度に自己点検・評価委員会を設置した。委員会では、自己点検・評価の基本姿勢と方針の確立および点検・評価項目の策定などの準備を行い、1993(平成5)年度には「自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会を点検・評価の実行機関に位置づけた。

1993(平成5)年度以降、教育分野においては、教育指導や授業方法の改善を大学全体として推進させるべく、定期的なカリキュラムの改定見直し作業、シラバス作成とその充実化、授業アンケートにもとづく学生および教員自身による授業評価等の取り組みを実現してきた。学生サービス面では、全学的に「学生実態調査」を実施し、その調査結果を分析することにより学生の生活実態を総合的に把握することに努めた。

これらの取り組みを『京都橘女子大学の現状と課題 1995年度』(1996(平成8)年度刊行)にまとめ、財団法人大学基準協会の加盟審査を受け、維持会員となった。

さらに1998(平成10)年度には各分野におけるその後の日常的な点検・評価を継続、発展させた形で『京都橘女子大学の現状と課題 1994年～1998年』を刊行した。

また、研究分野においては、教員各人の研究動向を把握できるよう個人研究業績に関するデータベース化を図り、大学としての研究政策の再検討や研究成果の地域社会への還元状況等について総括し、また本学ならではの特色ある研究の蓄積を将来に展望すべく、1993(平成5)年度には『学術年鑑(1988～1992年)』を、1997(平成9)年には『学術年鑑(1992～1996年)』を発刊した。2002(平成14)年度より全教員の経歴・研究および社会活動に関する業績を掲載した『研究者総覧』を毎年刊行している。

管理運営面においては、部長会、課長会議などの定例会議で本学の抱える問題を検討し、毎年度の予算編成時においては、各部署で当該年度に関する「まとめと課題」を総括し、次年度の予算編成および将来の財政計画に活かしている。

自己点検・評価委員会の組織は、副学長、学部長、各学部から選出された専任教員(学部ごとに2名)、専任事務職員3名で構成され、教員の委員は、各学部教授会の推薦により、学長が任命し、事務職員の委員は、大学事務局長の推薦により、学長が任命している。委員会の委員長は副学長とし、副委員長は各学部長としている。

「自己点検・評価委員会規程」では委員会の任務を以下の6点にまとめている。

- ①本学の教育目標、管理運営等について、把握、分析し、自己点検・評価計画を策定する。
- ②積極的に評価すべき点、改善を要する点を明らかにする。
- ③不断に自己点検・評価のあり方、項目およびその方法等について研究し、改善を図りつつ、自己点検・評価を実施する。
- ④実施した自己点検・評価の結果を理事会および教職員に文書で報告する。
- ⑤教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施について策定し、その実施を全学に図る。
- ⑥教育研究活動の状況に関する情報の提供を策定し、その実施を全学に図る。

2000(平成12)年3月には、毎年度の点検・評価の蓄積をもとに『点検・評価報告書』をまとめ、2001(平成13)年3月には財団法人大学基準協会による相互評価を受け、「大学基準適合」と認定された。

2005(平成17)年度には、自己点検・評価委員会により学部について自己点検・評価を行い、『京都橘大学の現状と課題』を刊行し、行政機関や教育機関に送付した。

本委員会では、1995(平成7)年度以来、3～5年ごとに総合的な自己点検・評価を行い、現状と課題を報告書にまとめている。また、教育分野での『授業アンケートまとめ』『授業改善集』、研究分野での『研究者総覧』、管理運営分野での各部署の「まとめと課題」を毎年度行い、恒常的な点検・評価活動を行うシステムは確立している。

2004(平成16)年度の学校教育法改正に伴い、認証評価機関による第三者評価が全大学に義務付けられたことを受けて、本学でも自己点検・評価を行う組織の再編・整備を検討した。2008(平成20)年度からは自己点検・評価委員会のもとに認証評価準備委員会を設置し、学部・学科、研究科、事務局から横断的に委員を任命し、全学的に点検・評価を行う組織として整備した。

また、自己点検・評価委員会の活動と併行して、2年ごとに全学生を対象とした「在学意識調査」を実施している。これは従来4年に一度行っていた「学生実態調査」を2004(平成16)年度より「在学意識調査」として再編し、2年ごとに行う悉皆調査である。この調査では授業、学生サービス、入学制度、施設・設備など学生をとりまくさまざまなテーマについて調査し、結果のまとめを各学部・学科、部署で検討し、問題を発見し、改善に結びつけている。改善方策についてはホームページでも公表している。

さらに、本学には学生自治組織である学生自治会、学生の保護者で組織する父母の会、同窓会である「淳芳会」という団体が存在する。学生自治会や大学院生協議会と大学は「教学懇談会」を定期的で開催し、学生から出される教学要求などを検討し、教学の改善を行っている。父母の会、淳芳会と大学は、役員会や地区別懇談会などを通じて大学に対する意見を述べるシステムをつくっている。

(2) 自己点検・評価と改革・改善システムの連結

本学は、自己点検・評価の結果を将来の発展に向けた改善・改革に迅速かつ的確に反映することのできる全学的なシステムの構築を目標としている。自己点検・評価委員会は、副学長、各学部長、各学部から選出された専任教員各2名、専任事務職員3名で構成され、委員長は副学長とし、副委員長は各学部長としている。各種委員会から上程される具体的な方策について審議・決定する大学執行部機関である部長会の構成員とは副学長、各学部長、大学事務局長が重なっており、自己点検・評価委員会での検討事項は部長会で審議され、改善・改革の方策について各種委員会、大学評議会、学部教授会などに提起される仕組みとなっている。したがって、自己点検・評価の結果を教育研究および管理運営体制の改善に結びつけるシステムは有効に機能している。

また、本学は「在学生意識調査」を実施し、教学や学生サービス、施設・設備の改善などについて2年ごとに調査を行うシステムを構築しているが、この調査は副学長が主管しており、自己点検・評価委員会で検討課題の整理を行い、迅速な改善提案を行っている。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

本学が自己点検・評価の第三者による検証を行ったのは、1995(平成7)年度に財団法人大学基準協会の加盟審査を受け、維持会員となったのが最初である。その後、2000(平成12)年度には大学基準協会による相互評価を受け、「大学基準適合」と認定された。2005(平成17)年度に学部を対象に行った自己点検・評価について、諸活動との時間的な制約もあり、評価機関や第三者を含む委員会での検証は行わなかった。

本学では、全学の自己点検・評価活動以外に、看護学部の開設後には「看護研究倫理委員会」を設置し、研究内容に関して第三者による倫理的評価を受けるシステム作りも行っている。また、看護教育研修センターでは学外者も含めて教員会を構成し、運営自体においても第三者による検証を重視している。さらに2005(平成17)年度に文部科学省に採択された「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代GP)では、学外評価委員会を企業代表者や他大学教員など学外者で編成し、教育プログラムについて、教育活動の第三者による検証を行った。

3. 大学に対する社会的評価等

学校法人京都橘学園として現在、ブランディング推進委員会を組織し、そのもとにいくつかのプロジェクトを設定して、大学の社会的評価や本学の教学理念と運営方針の方向性、大学としての個性について検討を行っている。

その成果をもとに2009(平成21)年度からは教職員が教育、研究、学生サービスなどを行ううえで重視すべき信条や大学としてのブランド・アイデンティティを共有することを目指している。

[点検・評価]

自己点検・評価に関する組織と活動について、早くから自己点検・評価委員会が委員会として恒常的に点検・評価を行うことを確立し、3～5年ごとに総合的な自己点検・評価を行い、現状と課題を

報告書にまとめ、公表していることは評価できる。委員会の委員には学部・部署から横断的に教員、職員が選ばれていることも自己点検・評価を総合的に行ううえで重要である。

また、自己点検・評価報告書をまとめる作業とは別に、学生・大学院生との教学懇談会や『在学生意識調査』を実施し、改善結果を公表しているところは本学の優れた点であるといえる。

ただし、自己点検・評価の報告書をまとめるサイクルが明確に何年ごとと決められていないことは、長期的な点検・評価活動を行ううえで今後の課題である。

現在は全学の委員会として自己点検・評価委員会が位置づけられているが、各学部・研究科では自己点検・評価委員会を組織していない。学部・研究科ごとの点検・評価を今後どのように行うかも重要な課題である。

大学院の自己点検・評価については、現在FD活動などについて独立した授業改善報告書を編集することなどに取り組んでいるが、自己点検・評価について独自のサイクルと評価項目で行うことも検討すべきである。

自己点検・評価に対する学外者による検証について、大学に対して第三者評価が義務付けられる以前から、第三者機関による外部評価を受けてきたことは本学が大学評価について重視してきたことを証明している。また、自己点検・評価活動以外の諸活動で第三者による検証を行い、大学構成員の視点だけでなく、学外者の視点から運営を行っていることは、大学構成員の基準が社会から遊離したものとならないように努力をしている成果といえる。

しかし、自己点検・評価活動について、認証評価における第三者機関による検証だけでなく、定期的な自己点検・評価活動を学外者による検証と併せて行うことは課題である。

[改善方策]

自己点検・評価委員会の組織について、各学部で点検・評価委員会を組織すべきかどうかについては、検討すべき課題である。看護学部は設立後すぐに点検・評価委員を学部で任命し、学部の卒業時の到達目標の検討とともに活動を行っている。本学のような小規模大学において、大学規模や学部の学問特性などを考慮し、どのような委員会組織が適切なのかを検討する必要がある、今後の自己点検・評価委員会の課題とする。

また、各年度の教育分野での『授業アンケートまとめ』『授業改善集』、研究分野での『研究者総覧』、管理運営分野での各部署の「まとめと課題」などの発行をもとに自己点検・評価を毎年度行い、恒常的な点検・評価活動を行うシステムを基礎にしていることも評価できる。

点検・評価活動と併行して、学生の実態や意識を把握するために「キャリアテスト」や「在学生意識調査」を実施し、また学生自治会との教学懇談会、卒業生や父母との懇談会も行っているが、それぞれの結果を自己点検・評価活動に統合できればより有効な点検・評価活動が可能である。この課題も委員会の課題とする。

自己点検・評価に対する学外者による検証について、今回、大学基準協会による認証評価を行う。また、現代GPに関する学外評価委員会のように、他の諸活動においても学外者による検証を取り入れることを検討する。

また全学的な自己点検・評価活動について、認証評価を受ける時期以外に行う自己点検・評価活動においても学外者による検証を行うことが必要である。時間的・経済的な制約やその効果を検討した

うえで、実施できる形態を自己点検・評価委員会で検討する。

4. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

(1) 2000(平成12)年以降の学部・学科設置等の際の文部科学省(文部省)からの指摘事項

①文化政策学部認可時(2000(平成12)年12月21日)

- ア. 編入学生の受け入れについては、定員の遵守に努めること。
- イ. 学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定および履修上の配慮に努めること。

【その後の実施状況】

編入学の受け入れについて、2回生編入学定員20人に対して、2002(平成14)年度は16人、2003(平成15)年度は18人、2004(平成16)年度は7人の編入生を受け入れた。編入生の受け入れについては、定員を遵守すべく努力したが、開設以降充足には至らなかった。

2005(平成17)年度より文化政策学科の編入学定員を3回生5名に改定する内容で収容定員変更申請を行い認可された。

2002(平成14)年度以降、毎年以下の点について、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定および履修上の配慮に努めた。

既修得単位の認定に関しては、入学後の履修を体系的かつ円滑に行えるよう全学共通教養科目36単位(要卒業単位)を包括認定した。さらに、文化政策学部の教育課程と関連深いもしくは隣接する分野であると認められ、既修得単位の科目分野や科目内容が類似している場合は、専門教育科目として上限12単位まで個別認定した。また、1回生必修の基礎科目(8科目16単位)は、教育課程の根幹をなすものであるため認定対象外とし、編入学生の履修が専門的・体系的になるよう編入学生のための「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のクラスを開設し、担当教員と各教員および教務事務担当部署が密接な連携を保ちながら、個別指導体制を強化している。

②文化政策学部履行状況調査時(2004(平成16)年3月9日)

- ア. 文化政策学部文化政策学科の定員超過の是正に努めること。

【その後の実施状況】

文化政策学科の定員超過に関して、その超過率は開設年度(2001(平成13)年度)1.21、2002(平成14)年度1.06、2003(平成15)年度1.20、2004(平成16)年度1.13と改善を図った。

③大学院文化政策学研究科文化政策学専攻<博士前期課程・後期課程>認可時

(2004(平成16)年3月9日)

④看護学部認可時(2004(平成16)年11月30日)

⑤収容定員変更時(2005(平成17)年9月30日)

- ア. 文学部英語コミュニケーション学科の定員超過の是正に努めること。(上記3件いずれも同じ指摘)

【その後の実施状況】

英語コミュニケーション学科の定員超過率に関して、2001(平成13)年度は定員超過率 2.13 と高い水準になったが、その後は是正に努め、2004(平成14)年度 1.20、2003(平成15)年度 0.93、2004(平成16)年度 1.20 と改善してきた。2005(平成17)年度には英語コミュニケーション学科の入学定員を 30 名から 40 名に変更し、収容定員の増加を行った。2005(平成17)年度入学者数においては定員超過率 1.30 となったが、過去 4 年間の定員超過率の平均は、1.17 となった。

2002(平成14)年度以降英語コミュニケーション学科入学者数等の状況

年 度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
入 学 定 員 (A)	30 名	30 名	30 名	40 名
入 学 者 数 (B)	36 名	28 名	36 名	52 名
定員超過率(B/A)	1.20	0.93	1.20	1.30

⑥看護学研究科認可時(2007(平成19)年12月3日)

ア. 文学部日本語日本文学科、児童教育学科の定員超過の是正に努めること。

【その後の実施状況】

文学部日本語日本文学科の定員超過率について、2007(平成19)年度以前 4 年間の定員超過率の平均は 1.39 と高い水準であった。これは 2005(平成17)年度 1.28、2006(平成18)年度 1.30、2007(平成19)年度 1.73 と入学定員超過率が高かったためだが、2008(平成20)年度には定員超過率を 1.08 に是正し、4 年間の定員超過率の平均でも 0.05 ポイント改善した。

文学部児童教育学科の定員超過率について、開設年度である 2007(平成19)年度の定員超過率は 1.43 と高い水準であった。これは開設初年度であり、合否判定に関する過年度の参考資料がないため、入学者の定着が予測と大幅に違ったためであった。2008(平成20)年度には定員超過率を 0.92 と是正し、2 年間の定員超過率の平均でも 1.17 と大幅に改善した。

(2) 大学基準協会からの勧告事項

2001 年(平成13)年 3 月 6 日付で大学基準協会相互評価の認定に関する勧告ならびに助言を受けた。2004(平成16)年 7 月 30 日にそれらに関する改善報告を行った。

ア. 文学部だけの単科大学ということから、自立した職業人を育成するためには社会科学領域のカリキュラムが不十分である。しかし、この問題は、2001(平成13)年度に予定されている「文化政策学部」が開設されれば、かなり改善されることが期待される。

【相互評価認定の際の状況】

2000(平成12)年度現在の社会科学領域のカリキュラムに占める割合は、全 409 科目数のうち 19 科目で、その割合は 4.65%であった。

【その後の実施状況】

2001(平成13)年度の「文化政策学部」の開設に併せ、文学部のカリキュラムについても全学的な

見直しを実施した。その中で複数学部開設の利点を活かし、文化政策学部科目の他学部への開放を積極的に実施した。その結果、文学部に対する社会科学領域科目の開設状況は、2001(平成13)年度以降の全科目数485科目のうち111科目22.89%を占めることとなり、この分野でのカリキュラムの充実を図ることができた。

イ. 6講時制は資格取得教育等の実施には適しているが、一方で自主的学習活動およびそれ以外の活動をかなり制約していると思われるので、配慮が必要である。

【相互評価認定の際の状況】

2000(平成12)年度現在の学部の資格取得教育等のために、6講時に配置したコマ数は8.75コマで、学部全コマ数の455.5コマに対して1.92%を占めていた。

【その後の実施状況】

2001(平成13)年度以降、学部の資格取得教育科目の6講時配置科目の限定化を行い、時間割上の配置についての見直しを実施した。その結果、各年度の6講時配置コマ数は、2001(平成13)年度4.25コマ、2002(平成14)年度3.25コマ、2003(平成15)年度2.25コマ、2004(平成16)年度2.5コマとなり、学生の自主的な学習活動およびそれ以外の活動が可能となるように配慮した。

ウ. 日本語日本文学科においては、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので是正が必要である。

【相互評価認定の際の状況】

日本語日本文学科における、2000(平成12)年度の在籍学生数比率は、収容定員に対して1.32倍となっていた。

【その後の実施状況】

日本語日本文学科における2001(平成13)年度以降の在籍学生数比率は、2001(平成13)年度は1.34、2002(平成14)年度は1.30、2003(平成15)年度は1.32、2004(平成16)年度は1.34となっていた。2000(平成12)年度の在籍学生総数を10とすると、2004(平成16)年度は59.9%となり、在籍学生数の是正に努めた結果が現われているといえる(下記参照)。しかし、2001(平成13)年度から、それまでの入学定員を約40%削減し70名とした。新しい入学定員設定に合わせ、少しずつ入学者数の減少に努めたが、予測に反し入学手続者が多くなった年度もあり、結果として是正に至らなかった。

2000(平成12)年度以降日本語日本文学科在籍学生数等の状況

年 度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
収 容 定 員	477 名	427 名	377 名	327 名	280 名
在 籍 学 生 総 数	628 名	574 名	490 名	431 名	376 名
在 籍 学 生 数 比 率	1.32	1.34	1.30	1.32	1.34
在 籍 学 生 の 趨 勢	100	91.4	78.0	68.6	59.9

2000(平成12)年度以降日本語日本文学科入学者数等の状況

年 度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
入 学 定 員 (A)	117 名	70 名	70 名	70 名	70 名
入 学 者 数 (B)	157 名	99 名	85 名	84 名	91 名
定員超過率(B/A)	1.34	1.41	1.21	1.20	1.30

エ. 財政に関してさまざまな努力がなされているが、いまだ教育研究費比率が低いので、研究条件の改善に向けた努力が必要である。

【相互評価認定の際の状況】

経費に占める教育研究費比率は、1999(平成11)年度は16.0%であった。

【その後の実施状況】

相互評価認定時の時系列による財政評価の終点であった1999(平成11)年度から、2003(平成15)年度決算までの教育研究経費の状況は以下のとおりであった。

この5年間において、大学部門(京都橘女子大学：当時)における消費収支の状況は下表1のとおりである。帰属収入の安定化を目指しつつ、教育研究の維持・発展のためのさまざまな改革を実施するため、教育研究経費を中心とした消費支出の一定の拡大を図り、その中でもとくに教育研究経費の増、教育研究経費比率の改善に向け努力してきた。

教育研究経費の総額では、2003(平成15)年度は1999(平成11)年度に比して約1.5倍となり、減価償却額を除けば約1.7倍という状況に拡大してきた(下表2)。また、2001(平成13)年度に文化政策学部を設置した結果、教員数の増加に伴い人件費も上昇したが、教育研究経費についても併せて充実を図り、より効果的な帰属収入の配分に努めた。

教育研究経費増額のための主な予算措置としては、情報処理教育分野等を中心に、下記の項目を挙げることができる。

情報処理教育のサポート体制を大幅に充実し、学生・教員へのサービス向上を図り、2002(平成14)年度からはeラーニングを導入して、新たな学びの方法を積極的に取り入れるための予算措置を行っている。2003(平成15)年度からは情報処理教室を2教室増設し、同時にインターネット接続のスピードアップのための予算措置を行った。

また、就職支援体制の整備を図り、より充実した課外講座の実施などの就職支援体制の強化を行った。

授業面での新たな予算措置としては、学外授業や学外調査など、フィールドワークを多く取り入れた授業を履修する学生に対し、その費用の一部補助を行うなど、学生への還元も行う一方、多彩なゲストスピーカーを講演に招くなどの経費を拡充した。

それらの改善・取り組みを行う一方で、そうした新たな取り組みだけでなく、従来からの教学関連予算を極端に圧縮せず、教育研究充実のための予算化を行ってきた。その結果、教育研究経費比率は、全国平均にはわずかに及ばないものの、2001(平成13)年度には20%を超え、2003(平成15)年度決算では25%を超過(下表3)するなど、継続して教育研究経費の改善を図っている。

1. 1999(平成11)～2003(平成15)年度の消費収支計算書

* 大学部門(京都橘女子大学：当時)のみを掲載

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
学生生徒等納付金	2,538,461	2,525,760	2,500,333	2,385,817	2,390,886
手数料	72,245	63,476	57,828	60,781	49,424
寄付金	21,812	17,425	40,467	35,643	26,762
補助金	170,280	176,102	167,436	223,430	208,829
資産運用収入	26,816	17,688	18,229	5,847	1,584
資産売却差額	0	0	61	0	0
事業収入	10,899	13,505	25,685	28,524	22,478
雑収入	30,408	50,343	39,222	35,576	42,901
帰属収入合計	2,870,921	2,864,301	2,849,262	2,775,617	2,742,864
基本金組入額合計	△ 363,668	△ 271,859	△ 192,383	△ 165,919	△ 422,748
消費収入合計	2,507,253	2,592,442	2,656,880	2,609,699	2,320,116
人件費	1,032,741	1,068,378	1,164,539	1,155,715	1,185,404
教育研究経費	459,018	504,935	648,354	688,596	703,742
うち減価償却額	135,241	134,073	166,645	159,233	147,115
管理経費	182,926	232,849	246,745	271,811	268,248
うち減価償却額	18,864	18,929	19,417	19,330	16,841
借入金等利息	51,495	43,547	36,231	29,401	23,076
資産処分差額	1,208	4,147	136	4,250	8,563
消費支出合計	1,727,387	1,853,856	2,096,006	2,149,774	2,189,034

2. 1999(平成11)～2003(平成15)年度の教育研究経費の趨勢

* 1999(平成11)年度を100とした。

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
教育研究経費	100	110	141	150	153
(減価償却額を除く)	100	115	149	163	172

3. 1999(平成11)～2003(平成15)年度の教育研究経費比率

[京都橘女子大学]

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
教育研究経費比率	16.0%	17.6%	22.8%	24.8%	25.7%

[全国平均] 2000(平成12)年度までは人文科学系単一学部、2001(平成13)年度以降は文他複数学部

*各年度版『今日の私学財政』日本私立学校振興・共済事業団刊より

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	
教育研究経費比率	21.7%	23.9%	24.8%	25.9%	

(3) 大学基準協会からの再度報告をもとめる事項に対する報告

2000(平成12)年度の大学基準協会による相互評価において、問題点の指摘に関する2項目の助言、2項目の勧告を受け、2004(平成16)年度に改善報告を行った。

その結果、大学基準協会より2005(平成17)年3月29日付で「これらの助言・勧告を真摯に受け止め、多くの項目について改善への取り組みは満足すべきものであり、全般的に改善への意欲が伺える」

との評価を得た。しかし、「検討結果」に下記の「再度報告を求める事項」が付され、次回相互評価申請時に提出することとなっていた。

ア. 今後の改善経過について再度報告を求める事項

日本語日本文学科の収容定員に対する在籍学生数比率が 2004(平成 16)年度においても依然として高くなっているため、今後もなおいっそう努力し適正化を図ることが望まれる。

【その後の実施状況】

文学部日本語日本文学科について、2004(平成 16)年度は入学定員 70 名に対し、入学者数 90 名で、定員超過率は 1.28 と高かった。2005(平成 17)年度より入学定員を 60 名に変更したが、入学者数は 77 名で定員超過率は 1.28 と依然高く、2006(平成 18)年度 1.30、2007(平成 19)年度 1.73 と入学定員超過率は高い状態が続いた。これらは志願者数の減少を見込んで入学定員を減少させたが、志願者数は予想より減少せず、入学者数の歩留り予測が困難になったためであった。その結果、2004(平成 16)～2007(平成 19)年度の定員超過率の平均は 1.39 と高い水準になった。しかし、2008(平成 20)年度には定員超過率を 1.08 に是正し、4 年間の定員超過率の平均で 0.05 ポイント改善した。

[点検・評価および改善方策]

これまで学部・学科の設置認可申請の認可時、履行状況提出時などに文部科学省から指摘を受け、また大学基準協会の相互評価時にも勧告を受け、誠実に改善を行ってきた。

本学は 2005(平成 17)年度の男女共学化以降、ほぼ毎年度、学部・学科設置または収容定員変更を文部科学省に申請している。そのため、同様の指摘事項を複数回受けているが、そのつど改善を行い、履行状況で報告している。

とくに定員超過率の指摘については、毎年度の合否判定において履行状況で改善報告できることも意識して判定を行い、徐々にではあるが改善できている。

第16章 情報公開・説明責任

[到達目標]

本学では、大学運営に必要な法令等を遵守するとともに、大学の諸活動の状況について積極的に広く社会へ情報公開し、社会に対するアカウンタビリティを果たすことを重視している。そのため情報公開・説明責任について以下の目標を設定している。

- (1) 財務状況について、学生、学資負担者への理解と信頼を深めるため学園財務の状況をわかりやすい方法で公開する
- (2) 自己点検・評価および外部評価等の結果について、社会全体に公開する体制を構築する
- (3) 大学の信頼性を高めるために、学部・学科の教学内容や日々の教育研究活動について積極的に広報を行い、情報公開請求に対しても迅速かつ誠実に対応する

[現状説明]

1. 財政公開

本学では財政状況の公表をきわめて重要な課題と捉えており、各種媒体で学内外に広く公表している。本学が発行している広報誌「Tachibana Being」では、毎年夏に発行する号を財政公開特集号とし、当該年度の京都橘学園予算のあらましとして消費収支予算書を掲載し、前年度決算報告として資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を掲載している。この号は、父母に対しては授業料納付書と同時に送付し、学生に対しては後期授業開始後にクラス・ゼミを通して全員に配布している。

また、ホームページでは学園財政の現状として、前年度決算報告の場合、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、主要財務比率、事業報告、財産目録、監事の監査報告書を公表している。また、当該年度の学園予算のあらましとして、消費収支予算書を掲載している。

特徴的な取り組みとしては、毎年12月に2～3日間、財政公開デーを開催している。財政公開デーでは、学生の談話スペースに、図表等を用いたわかりやすい説明資料等を掲示し、職員による説明も随時行いながら、学園の財政について広く周知している。

2. 情報公開請求への対応

本学園の財務書類等の閲覧を希望する者については、「学校法人京都橘学園財務書類等閲覧規程」に基づき申請を行うものとしている。申請書はホームページからダウンロードでき、必要事項を記入のうえ本学まで郵送する。審査の結果、通過した者について閲覧を許可している。ただし、閲覧の対象者は、私立学校法第47条にいう「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」のみである。

なお、閲覧可能な書類として、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事作成の監査報告書がある。

3. 点検・評価結果の発信

本学では、自己点検・評価に関する報告として、2000(平成 12)年度に評価を受けた結果を編集し、『点検・評価報告書』を作成した。これは学内だけでなく他大学など学外の諸機関にも送付した。

さらに2006(平成 18)年には『2005年度 自己点検・評価報告書 京都橘大学の現状と課題』を発行した。同時に電子化(CD-ROM化)して軽量化を行い、より閲覧しやすい環境とした。このCD-ROMを前回同様、学外の諸機関にも送付した。

また、本学では隔年で在学意識調査を実施している。この結果については冊子で報告するとともに、ホームページ上ではまとめの概要とこの結果を受けての改善策も載せている。

授業アンケートについては毎年度 Semester ごとに原則として全科目で実施しており、その結果は学内では冊子またはホームページで閲覧可能である。授業アンケートの結果とまとめは、ホームページ上で学外を含めて一般に公開している。

[点検・評価]

財政状況については、ホームページ上でも質的・量的に豊富な情報を公開しており、併せて財政公開デーも実施している。したがって、財政状況に関する説明は十分に行っていると評価できる。広報紙の「Tachibana Being 財政公開特集号」も、ただ単に作成するだけでなく、父母への送付や全学生にクラスで配布することにより積極的に財政公開を行っている。

点検・評価結果の発信について、在学意識調査や授業アンケートの概要をホームページで学外にも公表しており、教育関係者や本学の教学に関心を持っている人々の信頼を得て、一定の効果を挙げていると考えられる。

しかし、2005(平成 17)年度に行った『自己点検・評価報告書 京都橘大学の現状と課題』は、冊子とCD-ROMで作成したが、他大学、公共施設等に送付したのみであり、全容をホームページで公表していない。本学の図書館で閲覧は可能であるが、積極的に情報公開しているとはいえない。

また、授業アンケートの詳細な結果は学内関係者しか閲覧することができないことも検討課題である。

[改善方策]

点検・評価結果の発信について、詳細な個々の科目の授業アンケート結果をホームページ上で学外への公表することについて、その必要性やメリット・デメリットに関する議論を自己点検・評価委員会やFD委員会で重ねていく。

また、今回の大学評価の評価結果や自己点検・評価報告書については、認証評価の手続きが終わり次第、ホームページで学外へ公表する予定である。

終章

この「自己点検・評価報告書」では、本学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備等の状況について、大学基準協会の示す主要点検・評価項目に従い、領域ごとに総括した。

最後にその全体を振り返り、概括的な目標の達成状況、取り組むべき課題、今後の展望について述べる。

1. 概括

本学は1967(昭和42)年度に文学部だけの女子単科大学として開学して以降、1994(平成6)年度に大学院文学研究科設置、2001(平成13)年度に文化政策学部(2008(平成20)年度に現代ビジネス学部(名称変更)を設置し、2003(平成15)年度に大学院文化政策学研究科を設置した。2005(平成17)年度には男女共学化し、看護学部を増設した。その後も2007(平成19)年度には文学部に児童教育学科を設置し、2008(平成20)年度には文化政策学部を現代ビジネス学部(名称変更)するとともに、文化政策学科を都市環境デザイン学科に改組し、新たに大学院看護学研究科を設置するなど継続的に大学改革を行っている。

男女共学化とともに、それまでの「自立した女性の育成」という教学理念を継承・発展させて、「自立」「共生」「臨床の知」という新しい教学理念を定め、この教学理念の実現のために努力を重ねてきた。学部・学科の改革においても「自立」「共生」「臨床の知」の教学理念を意識した新設・改組を行い、既存学部・学科のカリキュラム改革でも教学理念が念頭に置かれている。また研究所や研究センターでも、研究や講演会などにおいて、この教学理念を念頭にテーマを設定し、企画・実施している例もある。

本学の教育研究組織は、小規模大学ながら、総合大学として3学部・大学院3研究科を擁し、着実に発展してきた。これは本学が建学の精神、教学理念に基づきながら、時代の変化や社会の教育需要、人材育成の要請に応えた大学改革の結果であり、その改革に対応して教育研究組織を整備してきたと評価することができる。

学生の受け入れについては、2005(平成17)年度の男女共学化、学部・学科の新設などの改革以後、志願者は以前の3倍以上になり、その後の学部・学科設置に伴いなお志願者は増加している。一方、学部・学科の増設・改組などにより過去の入試結果実績を合否判定に十分活かすことができず、定員管理については入学定員に比して超過率の高い学科もあり、問題を残している。

学生生活については、男女共学化以降、サークル加入率が著しく増加したことは評価できるが、それに伴う施設・設備の充実が課題である。

研究環境に関していえば、本学は小規模ながら人文科学系、社会科学系、医療系という異なった分野の学部・学科で構成されており、研究所・研究センターでの学際的な研究も進んでいる。しかし他方では、大学が小規模であるため、教員組織が相対的に少人数からなり、教員の負担が増加して多忙さを生み、たとえば学外各機関との社会的連携に期待されるほどの力量を割くことができないなどの課題が生じている。

社会への貢献については、さまざまな提携講座や企業との連携を学部・学科の特性に応じて多様に

展開している。しかし一方で、とくに人文系学部では、その特性上、受託研究の要請が当初の予想ほど増加せず、受け入れ数が伸び悩んでいるため、学部間で社会貢献に対する教員の意識差が生じており、その克服が今後の課題となっている。

本学の事務組織は少人数の専任職員数で効率的な運営を行っている。しかし、学部・学科の増加や実習系科目の増加による業務の量的増加と質的变化に伴い、今後これにどのように対応していくかが課題になっている。

学部・学科増による教育課程の多様化、入学定員改定による学生数増、また、少人数教育の推進、さらに教育用設備機器の進歩等により、施設・設備等の整備について、教職員・学生の要望は年々高度化・多様化しており、これらのニーズへの対応や不足する教室等の充足が課題である。

図書館では、教育研究に必要な資料を体系的に整備するため、大学全体の財政規模からみれば相対的に多くの予算を投じて重点的に収書してきた。そのため、資料総体の体系性と内的統一性に関しては、徐々にその効果が現れてきている。ただ大学の歴史が浅いため、蔵書総数についてはまだ不十分な状況にある。また本学図書館は、学習環境としては、その景観および開放的な施設という点で優れているが、この間の継続的な教学改革とそれに伴う学生定員の増加によって、書架スペースや閲覧席は必ずしも十分ではない状況になりつつある。

管理運営についていえば、学部・学科の増設に伴い、組織の民主的運営と意思決定の迅速化を目指して組織の整備を図り、部長会、大学評議会、学部教授会等の校務機関での意思決定のレベルと内容を規程として明文化しており、公正な機関運営を行っている。

財務の分野では、本学は学部・学科増設に伴う施設・設備の整備をすべて自己資金で行ってきたため、中・長期的な財務計画については、消費収支計算書のレベルで策定することが可能であった。しかし、今後予定される事業では、自己資金のみで十分とはいえない規模も想定されるため、消費収支計算だけでなく、資金計画やキャッシュフロー、正味財産や貸借対照表の分析など多角的な分析と、それに基づく計画・立案が必要となってきた。

情報公開の分野では、今日常識となっている財政公開に関していえば、本学では単に財務諸表を公開しているだけでなく、学生や学資負担者にもわかりやすい形態で伝達している。また、教育や研究活動に関する情報も、ホームページで常時詳細に広報しており、社会と時代の要請に十分応えていると考えている。

2. 取り組むべき課題と今後の展望

本学は2005(平成17)年度に男女共学となり、その後も学部・学科を設置し、現在3学部8学科、3研究科4専攻の総合大学となっはいるが、学生数は約3,000名弱の小規模大学である。小規模大学においてはありがちなことだが、本学でも一方で財政的基盤の弱さや将来の展望の不透明さがあるものの、2005(平成17)年度の男女共学化に際して、理事会は学園全体としての将来構想における検討課題を示している。そのなかから大学に関するものを以下に抜粋しておく。

1. 新たな学園づくりの構想と展開

(1) 総合学園としての京都橘学園の創造

- (2) 教学理念、ビジョンの実現と「京都橘」ブランドの構築
- (3) 教育需要と人口動態、行政政策等を考慮した大学の学部・学科、研究科等の構成、学生規模拡大の検討

2. 教育・研究の進展と社会的評価向上のための具体的構想

- (1) 大学の教育・研究等の質を維持・向上させる具体策の検討
- (2) 大学院の社会的な教育需要への対応と質の維持・向上のための方策の検討
- (3) ユニバーサルアクセスの時代に対応した大学院・学部教育の通信制課程などの検討
- (4) 教育のグローバル化に伴う国際的な教育提携や共同プログラム開発の可能性の検討
- (5) 教育・研究関連分野での新たな事業の可能性についての検討

3. 新たな学園づくりを支える組織・財政システムの構築課題

- (1) 新たな学園として管理運営の質を高める組織改革や人事・給与政策についての検討
- (2) 学園発展の基礎となる財政基盤を強化する方策についての検討

理事会が提示したこれら将来構想のための検討課題は、大学では基本構想委員会(現在は基本政策検討委員会に改組)で大学の将来構想として検討され、その結果 2007(平成 19)年度の児童教育学科の開設、2008(平成 20)年度の現代ビジネス学部(文化政策学部の名称変更)および都市環境デザイン学科(文化政策学科を改組)の設置、大学院看護学研究科の開設などに至っている。

また、2008(平成 20)年度より理事会のもとに「京都橘ブランディング推進委員会」を設置し、教学理念を教職員の行動指針に具体化する作業なども進めている。教育の質の向上については、自己点検・評価委員会のもとにFD委員会を組織し、「教育開発支援助成」や「FDセミナー」などFD活動の活性化や教育方法の改善にも積極的に取り組んでいる。

大学をとりまく状況は大きく変化している。1992(平成 4)年度をピークとした就学人口の減少に伴って、大学間の競争がより激しくなっており、社会状況の変化やゆとり教育などの影響により、入学する学生も著しく多様化してきている。そのため大学での教授法や教育内容も、こうした社会の変化に対応して改善・充実を迫られており、これを怠れば大学本来の役割を果たすことが困難になっている。

現在、4年制大学の約4割が定員割れの状態に陥っているといわれる中で、幸いにも本学は、2005(平成 17)年度の大学改革で志願者がそれまでの約3倍になり、その後の改革に伴いなお志願者が増加し続けている。これらは大学の英知を集め、全学が一丸となりさまざまな大学改革を進めてきた成果である。しかし他方では、多くの大学でみられるように、学修目的や意欲が必ずしも十分でなく、自学・自習の習慣が十分身につけていない学生が増加しつつあり、そのことは毎年実施している学生による授業アンケート結果などからも推察される。

本学は、教学理念のひとつに「臨床の知」を掲げ、臨地実習やフィールドワーク、海外留学など社会や人々から学ぶことを重視した教育を展開し、またさまざまな形でのキャリア教育を実施して、大学で学ぶ目的を社会で生きることと関連させて考えることを重視している。学生の学修目的や意欲の

問題についても、FD活動の活性化や初年次教育の再構築を通じて、入学以後の教育によって学生の成長を促そうと全学的に取り組んでいる。

本学の置かれたこうした状況に鑑みて、大学の改革をさらに推進するために自己点検・評価活動を実質的に機能させることが大きな力になると考え、このたび大学基準協会による認証評価を受けることとした。今回の自己点検・評価報告書の作成を機に、大学の現状の総点検を行い、将来の改善策につながるものとしたと考えている。今回の報告書の作成にあたって、2005(平成17)年度に試行的に報告書の作成を行った。これは学部のみ自己点検・評価として、大学基準協会の点検・評価項目に従い、大学内の諸課題の到達点を洗い直すことを目的にしたものであった。しかし、その後、認証評価における点検・評価項目の改定や評価手法の進展に伴い、今回作成した報告書では点検・評価項目から全面的に見直した。

今回の点検・評価報告書の作成を通じて、大学の将来構想を実現するうえでも解決すべき課題が明らかになりつつある。

本学はこれまで、社会の教育需要に対応してさまざまな大学改革、教育改革を行ってきており、完全とはいえなくても、小規模大学ながら十分な成果を上げてきたと考えられるが、さらにこうした方向性を追求していかなければならない。そのためには、「基本政策検討委員会」の課題とされた将来構想の中で、今回の報告書作成を通じてその緊急性が明らかになった項目については、検討のスピードを上げ、早急に具体的な方向性やプランを提示する必要性が生じている。

次に教育内容・教育方法の改善である。2005(平成17)年度の大学改革以来、本学は学部・学科の分野も広がり、学生数も増加した。男女共学になり、学生の質的变化も以前に増して多様になってきている。そのため、教育内容を改善し、FD活動の活性化により教育方法をさらに質的に高める必要がある。このことに関してはすでに、「初年次教育の再構築」など、副学長のもとで具体的な提起がなされており、2009(平成21)年度以降には着実に実施の予定である。

第三には施設・設備の整備の課題である。男女共学化、学部・学科の増設、学生数の増加に施設・設備の充実が伴っていない部分がある。とくに課外活動施設の拡充や図書館の設備の改善などは、緊急の課題となりつつあるが、これらの課題はすでに校地整備計画として、理事会でその財政面での計画の検討が始まっている。

最後に組織・財務の課題である。学部・学科の学問領域が広がり、また学生サービスが多様になり、学生数も増加する中で、学生指導を日常的に行う教員や学生サービスを充実させるための職員の充実が課題となっている。この課題に対しても、組織改革と併せてすでに検討中である。また、将来計画や組織の充実を支える財務的基盤の整備も課題である。すでに述べたように、本学はこれまで改革をすべて自己資金で実施してきた。しかし、その財政的規模と力量を考慮すれば、今後の計画を実現するためには、これまでとは異なる資金計画も必要になる可能性が高い。そのためにもキャッシュフロー、正味財産や貸借対照表分析など複数の角度からの分析と、それを基盤とした財政計画が、すでに理事会で策定されつつある。

●自己点検・評価委員会

- 委員長 志賀 亮一 (副学長)
副委員長 横田 冬彦 (文学部長)
 碓井 敏正 (現代ビジネス学部長)
 前原 澄子 (看護学部長)
- 委員 蒲 豊彦 (文学部日本語日本文学科教授)
 高久 嶺之介 (文学部歴史学科教授)
 上中 良子 (文学部児童教育学科教授)
 木下 達文 (現代ビジネス学部現代マネジメント学科准教授)
 小暮 宣雄 (現代ビジネス学部都市環境デザイン学科教授)
 金武 創 (現代ビジネス学部都市環境デザイン学科准教授)
 飯降 聖子 (看護学部看護学科准教授)
 梶谷 佳子 (看護学部看護学科准教授)
 芝田 正子 (大学事務局長)
 足立 好弘 (企画広報課長)
 森田 富喜子 (第1教務課長)
 森 隆史 (学生支援課長)

●認証評価準備委員会

- 委員 田端 泰子 (学長)
 北林 利治 (教務部長)
 野村 幸一郎 (学生部長)
 野口 多恵子 (学術情報部長)
 仲田 正機 (入学部長)
 弓場 紀知 (文学部文化財学科主任)
 小寺 隆幸 (文学部児童教育学科主任)
 小森 治夫 (現代ビジネス学部都市環境デザイン学科主任)
 岡崎 美智子 (看護学部看護学科主任)
 久保 三喜男 (総務課長)
 北井 宏明 (経理課長)
 宮前 重徳 (第2教務課長)

●事務局 企画広報課

※委員の所属・役職等は2009年度時点